ISSN 1346-7328
国総研資料　第 565 号
平　成　22　年 1 月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management
No.565　　January 2010

景観重要樹木の保全対策の手引き

緑化生態研究室

Manual of preservation measures for important trees for landscape

Landscape and Ecology Division

国土交通省　国土技術政策総合研究所
National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure,Trasnport and Tourism,Japan

表紙写真（景観重要樹木の事例）

左上：松保の大杉（山形県大江町、本資料 p16）、右下：いろは松（滋賀県彦根市、本資料 p17）

国土技術政策総合研究所資料　　Technical Note of NILIM
第 565 号　　2010 年 1 月　　No.565　January 2010

景観重要樹木の保全対策の手引き

松江正彦
飯塚康雄

Manual of preservation measures for important trees for landscape

Masahiko Matsue
Yasuo Iizuka

概要

景観重要樹木の管理指針策定のための基礎資料として、樹木の診断とその結果から立案する保全対策方法、さらに保全対策後の維持管理方法について、「景観重要樹木の保全対策の手引き」としてとりまとめた。

ｷｰﾜｰﾄﾞ　：　景観重要樹木、巨樹、景観、保全対策、樹木診断、維持管理

Synopsis

As basic materials to devise a management plan for important trees for landscape, we published "a manual of preservation measures for important trees for landscape" about preservation measures that are determined by tree diagnosis and its results and also maintenance management methods after conducting the preservation measures.

Key Words : important trees for landscape, giant tree, landscape, preservation measures, tree diagnosis, maintenance management

---

環境研究部　緑化生態研究室　　Environment Department
Landscape and Ecology Division

まえがき

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するために制定された景観法においては、景観計画区域を定め、その中で対象地域の良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することが可能となり、指定された樹木についてはその良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められています。景観重要樹木として指定される樹木は、その地域を代表するシンボルとして巨樹・老樹であることが多いと考えられることから樹木活力の衰退や木材腐朽等の進行が懸念され、これらの樹木の維持管理は慎重を期することが重要となります。また、樹木支柱や保護柵、腐朽治療等においては、樹木と一体感のある外観となるよう景観上の配慮も必要となります。しかしながら、巨樹・老樹を対象とした場合の景観に配慮した樹木活力の維持・向上技術手法は確立されているとはいえず、景観重要樹木の管理指針の策定が必要となっています。

本資料は、景観重要樹木の管理指針策定のための基礎資料として、景観に配慮した巨樹・老樹を主対象とする樹木保全対策手法（調査・診断、施工・管理、モニタリング等）について、手引きとなる資料をとりまとめたものです。また、樹木保全対策手法については、景観重要樹木に指定されない巨樹・老樹をはじめとした樹木全般の維持管理にも活用することができます。

本手引きをとりまとめるにあたっては、千葉大学大学院園芸学研究科・園芸学部緑地環境学科の藤井英二郎教授、東京農業大学地域環境科学部造園科学科の濱野周泰教授、東京農業大学環境緑地学科の堀大才非常勤講師から構成した研究会を開催し、手引きの方針や具体的内容についてご教示いただきました。また、多くの皆様から本資料に掲載する写真を快くご提供していただきました。ここに深く感謝の意を表します。

本資料が活用されることにより、今後の景観重要樹木の指定の促進に繋がり、地域において大切に守られてきた貴重な樹木が、将来にわたって良好な姿で保全されることを期待します。

平成 22 年 1 月

国土交通省　国土技術政策総合研究所　環境研究部　緑化生態研究室

室　長　松江　正彦

目　次

まえがき

■本手引きの概要 …… 1
本手引きの目的、本手引きの適用範囲、本手引きの構成 …… 1
第１章　景観重要樹木の基本的事項 …… 2
第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項 …… 3
第３章　景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編） …… 4
第４章　景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編） …… 5
第５章　景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編） …… 6

■第１章　景観重要樹木の基本的事項 …… 7
１．景観重要樹木の概要 …… 9
１－１．景観重要樹木とは …… 9
１－２．景観重要樹木の主な事例 …… 16
２．景観重要樹木の指定 …… 18
２－１．景観重要樹木の指定の考え方 …… 18
２－２．景観重要樹木の指定のメリット …… 19
（１）規制、命令、勧告による保護 …… 20
（２）所有者の管理コストの軽減 …… 20
（３）各種の補助、優遇措置 …… 20
（４）適切な保全 …… 20
２－３．「景観形成総合支援事業の活用」について …… 23
２－４．景観重要樹木の指定の手順 …… 25
（１）景観整備機構の組織（任意） …… 26
（２）景観協議会の設置（任意） …… 27
（３）景観計画の策定 …… 27
（４）景観重要樹木となる資源の抽出 …… 29
（５）景観重要樹木の指定の提案 …… 30
（６）所有者への意見徴収 …… 30
２－５．景観重要樹木の指定基準と方針 …… 31
（１）景観重要樹木の指定の基準 …… 31
（２）景観重要樹木の指定方針 …… 33
（３）住民提案制度 …… 35

■第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項 …… 37
１．保全の基本的な考え方 …… 39
１－１．景観重要樹木の保全の必要性 …… 39
１－２．景観重要樹木の管理 …… 40
１－３．景観重要樹木の保全目標 …… 41
（１）良好な樹木生育の確保 …… 41
（２）良好な景観の確保 …… 42
２．景観計画の策定に関わる事項 …… 46
２－１．行為の制限に関する事項 …… 46
２－２．屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限 …… 48
２－３．景観重要公共施設の整備、景観重要公共施設に関する許可の基準 …… 50

３．保全の体制 …… 53
３－１．保全体制の考え方 …… 53
３－２．役割分担 …… 57
（１）地方公共団体の役割 …… 57
（２）住民に期待される役割 …… 60
（３）事業者に期待される役割 …… 62
（４）専門家に期待される役割 …… 63
４．景観重要樹木の活用と安全管理 …… 65
４－１．景観重要樹木の活用 …… 65
（１）学習教材としての活用 …… 65
（２）各種イベントの素材としての活用 …… 66
（３）保全活動の素材としての活用 …… 66
４－２．安全性の配慮 …… 68
（１）樹木周辺の通行者や利用者、人工物等に対する安全性の配慮 …… 68
（２）管理を実施する際の作業者に対する安全性の配慮 …… 68
（３）各種イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮 …… 68
５．保全作業の分担と手順 …… 70
５－１．保全作業の技術水準と分担 …… 70
５－２．保全の手順 …… 70

■第３章　景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編） …… 73
１．「調査・診断」の考え方 …… 75
２．「調査・診断」の手順 …… 77
３．「調査・診断」の内容 …… 80
３－１．既存調査資料等の確認 …… 80
３－２．基礎調査 …… 82
（１）概況調査の項目と内容 …… 82
（２）生育調査の項目と内容 …… 85
（３）景観調査の項目と内容 …… 89
３－３．生育・景観評価 …… 92
（１）生育評価の方法 …… 92
（２）景観評価の方法 …… 94
３－４．外観診断 …… 96
（１）生育環境調査の項目と内容 …… 96
（２）管理・治療履歴調査の項目と内容 …… 101
（３）健全度調査の項目と内容 …… 105
３－５．健全度評価 …… 116
３－６．詳細調査 …… 118
（１）土壌調査の項目と内容 …… 118
（２）根系調査の項目と内容 …… 133
（３）腐朽診断の項目と内容 …… 137
３－７．詳細調査の評価 …… 142
（１）土壌調査の評価 …… 142
（２）根系調査の評価 …… 147
（３）腐朽診断の評価 …… 148
３－８．総合評価 …… 149

■第４章 景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編） … 151
１．「保全計画の立案」の考え方 …… 153
２．「保全計画の立案」の手順 …… 155

（１）第一段階（保全計画書の作成段階） …… 156
（２）第二段階（実施計画書の作成段階） …… 156
（３）第三段階（施工計画書の作成段階） …… 156
（４）保全計画の立案における留意点の確認 …… 157
３.「保全計画の立案」の内容 …… 159
３－１．保全計画書の作成 …… 159
（１）保全計画書の内容 …… 159
（２）保全目標の設定 …… 161
（３）目標達成期間の設定 …… 163
（４）保全対策の作業項目の内容 …… 167
（５）保全対策の作業項目の選定 …… 178
（６）保全計画書のとりまとめ …… 178
３－２．実施計画書の作成 …… 187
（１）実施計画書の内容 …… 187
（２）作業費用の算出 …… 188
（３）実施計画書のとりまとめ …… 189
３－３．施工計画書の作成 …… 192
（１）施工計画書の内容 …… 192
（２）施工体制表の作成 …… 192
（３）作業工程表の作成 …… 195

■第５章　景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編） …… 197
１.「施工・管理」の考え方 …… 199
１－１.「施工・管理」の考え方 …… 199
１－２.「施工・管理」における留意事項 …… 200
（１）「施工・管理」の留意事項 …… 200
（２）自然環境及び人為的環境の特性の把握 …… 200
（３）景観特性及び法的規制の把握 …… 201
（４）適期かつ適切な作業 …… 202
（５）円滑かつ適切な作業 …… 204
（６）安全性の確保 …… 204
２.「施工・管理」の手順 …… 209
（１）第一段階（施工段階） …… 210
（２）第二段階（モニタリング段階） …… 210
（３）第三段階（評価段階） …… 210
３.「施工・管理」の実施 …… 212
３－１.「日常管理」の実施 …… 212
（１）清掃・除草 …… 212
（２）灌水 …… 213
（３）植栽基盤整備 …… 214
（４）作業記録簿の作成 …… 217
３－２.「生育・景観改善」の実施 …… 219
（１）灌水 …… 219
（２）剪定 …… 220
（３）病虫害防除 …… 223
（４）植栽基盤整備 …… 226
（５）保護材等の整備 …… 229
（６）周辺環境の整備 …… 232
３－３.「治療・回復」の実施 …… 236
（１）剪定 …… 236
（２）病虫害防除 …… 238
（３）植栽基盤整備 …… 239

（４）空洞・腐朽部の処置 …… 240
（５）樹勢回復 …… 244
（６）後継樹の育成 …… 246
３－４．実施報告書の作成 …… 249
３－５．検証調査の実施 …… 251
（１）検証調査の内容 …… 251
（２）検証調査結果の評価 …… 251

■資料編 …… 255
資料編１．景観法及びその関連法令等 …… 257
１．景観法 …… 257
２．景観法施行令 …… 280
３．景観法施行規則 …… 287
４．都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 …… 292
資料編２．書式の記入例 …… 295
資料編３．参考文献と写真出典 …… 325
１．参考文献 …… 325
２．写真出典 …… 327

本手引きの概要（記載内容の早見図）

本手引きの目的

本手引きは、景観法に基づき指定することが可能となった景観重要樹木について、地域の景観を保全する景観行政団体が積極的に指定し、的確な維持管理によって将来にわたって良好な樹木生育と景観を保全していくための技術資料として利用されることを目的としている。

同時に、景観重要樹木以外の樹木全般の保全に対する技術資料としての活用も目的としている。

本手引きの適用範囲

本手引きは、景観法に基づく景観重要樹木及び地域において保全すべき樹木全般に適用するものである。

本手引きの構成

第１章　景観重要樹木の基本的事項

景観重要樹木について、景観法における位置づけを示すとともに、具体的なイメージ像と指定事例について紹介した。さらに、景観重要樹木の指定にあたっての基準と方針について解説した。

第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項

景観重要樹木の保全の必要性や保全目標について解説し、保全する際の望ましい体制や景観重要樹木の活用についても説明した。

第３章　景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

景観重要樹木の生育状況や景観についての調査・診断方法における着目点を示し、具体的な調査・診断の内容について説明した。

第４章　景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

景観重要樹木の保全計画について、保全目標の設定や保全作業の選定について解説するとともに、保全計画書等の作成方法を示した。

第５章　景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

景観重要樹木の保全のための施工・管理について、作業実施時に配慮すべき基本的な事項と保全のための各作業を実施する際の留意事項を解説するとともに、保全作業後の効果検証の必要性を示し、その方法について説明した。

資料編　1．景観法及びその関連法令等
2．書式の記入例
3．参考文献と写真出典

※本手引きには、利用者の理解が得られやすいよう一部に商品名を記載していますが、国土技術政策総合研究所はこれらの商品を個別に推薦及び保証するものではありません。

第１章　景観重要樹木の基本的事項

景観重要樹木とは･･･*p9*

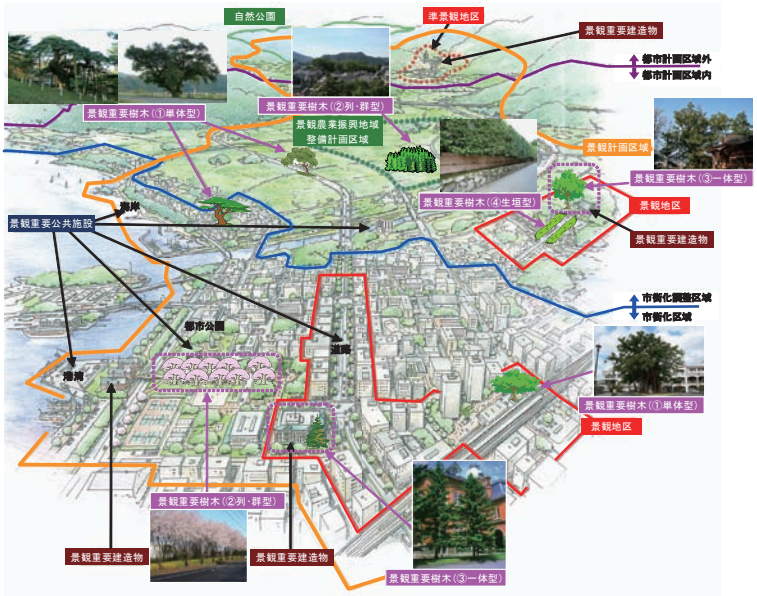

景観重要樹木とは、
　景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものである。

景観重要樹木の指定の基準
（景観法施行規則第十一条）
一　　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
二　　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

　なお、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている。

景観重要樹木の指定事例･･･*p16*

【①単体型（山の神）】山形県大江町のスギ

■名　　称：松保の大杉
■指 定 番 号：第２号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字小滝
■松保の大杉は、樹齢およそ 1,100 年、山あいにそびえる県下で最大級の杉の巨樹で、円錐形の樹形は一樹で森を形づくっている。
■昭和 28 年 8 月 31 日に山形県指定天然記念物に指定されている。

【②列・群型（歴史的街道の街路樹）】滋賀県彦根市のいろは松

■名　　称：いろは松
■指 定 番 号：第１号
■指定年月日：平成 20 年 8 月 20 日
■所　在　地：滋賀県彦根市金亀町
■彦根市のシンボルとして、金亀町の彦根城中堀沿いの「いろは松」33 本を景観重要樹木に指定。
■「いろは松」は、彦根藩二代藩主、井伊直孝（1590～1659）が、譜国から竹材を取り寄せて城内に植栽する際、土佐から移して植えたとされる。当時は「いろは 47 文字」になぞらえ、「いろは松」と言われたのが由来。現在は、植えた松もあり 33 本となっている。
■樹齢 300 年以上とされる老木から 15 年前後のものまで延長約 143 メートルにおよぶ。

　平成 22 年１月現在、景観重要樹木として指定されている樹木は全国で ９ 樹種 217 本である。

景観重要樹木の指定のメリット･･･*p19*

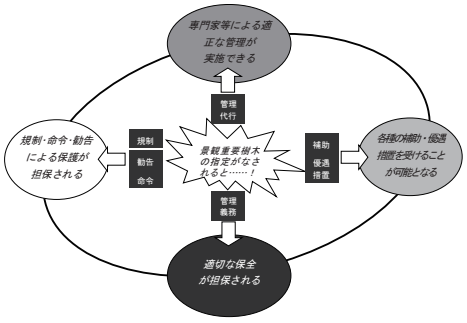

（1）規制、命令、勧告による保護
　景観行政団体（行政）は、樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたりすることができる。
（2）所有者の管理コストの軽減
　樹木所有者（個人）は、景観行政団体等との管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことが可能となる。
（3）各種の補助、優遇措置（景観形成総合支援事業）
　景観重要樹木の買取、枯損・倒伏防止措置等が支援される。
（4）適切な保全
　所有者・管理者に管理義務が生じ確実な施工が実施される。

景観重要樹木の指定基準と方針･･･*p31*

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
指標性	①樹高や樹形、大きさから地域のシンボル的なもの（「樹高 5m を超える」、「幹周 1.2m 以上」などと規定している景観行政団体もある）。 ②アイストップ・ランドマークなど指標性を有するもの。 ③樹木を望見しやすく、視覚的な障害がないもの。	
コミュニティ性	①地域の人々が長年慣れ親しんできたもの。 ②地域の活性化の資産となるもの。 ③地域の暮らしに密着しているもの。 ④多くの人々の思い出を象徴するもの。 ⑤地域住民による保護や維持管理が取組まれているもの。	
文化性	①樹木が地域の伝承や風土・風習と結びついているもの。 ②芸術・文化などで取り上げられたもの。 ③著名人により植樹されたなど、謂れのあるもの。 ④愛称や由来、由緒を有するもの。	

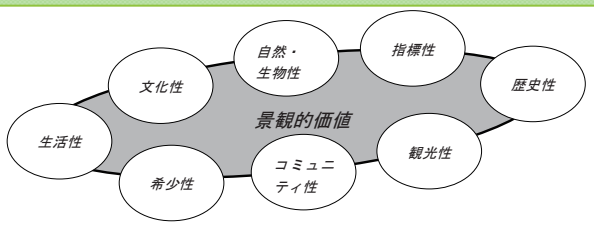

　景観行政団体は、「景観計画」の作成において、地域の特性を踏まえた上で、樹木の樹容や樹種、歴史・文化的な価値等についての具体的な考え方を整理し、「景観重要樹木の指定方針」を設定する。

第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項

景観重要樹木の保全目標･･･*p41*

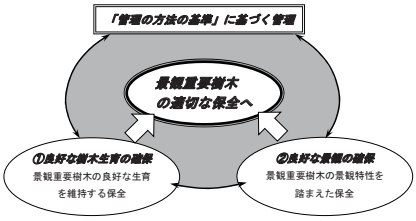

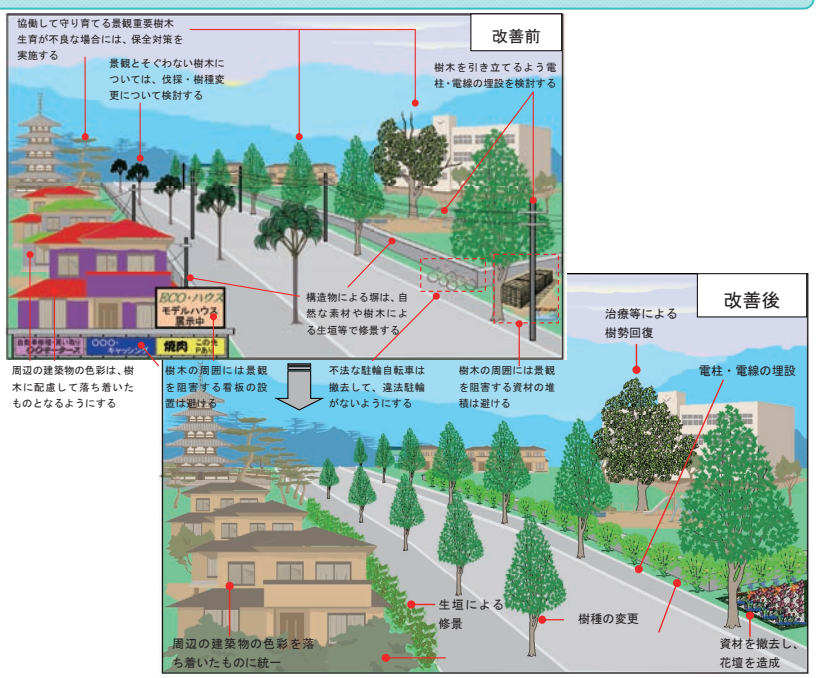

景観行政団体が定める「管理の方法の基準」においては、①良好な樹木生育の確保、②良好な景観の確保を主目標とする。

①清掃や除草、病虫害の防除、施肥や枝葉の剪定等を実施するが、幹の腐朽や空洞化、枝葉の減少や枯損、根の切断や腐朽等の問題を抱えたものが多いことが予想される巨樹や老樹においては、あらかじめ調査・診断を実施した上で、適切な保全計画を立て、樹勢の回復や衰退要因の除去等を行うことにより、良好な生育状態を維持することを目標とする。

②樹木自身の備え持つ樹姿の美しさや特徴を優先させ、それらの景観的な機能を維持・向上させることを目標とする。

景観重要樹木の保全体制･･･*p53*

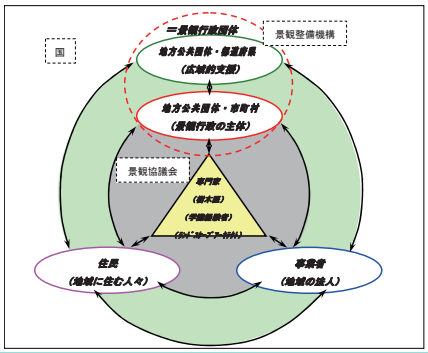

景観重要樹木の保全においては、

①管理者（景観行政団体）、

②住民、

③事業者（企業・団体）

の３者により、それぞれが社会的責任を認識した上で、協働で実施していくことが望ましい。

実施にあたっては、それぞれの立場で必要とされる分野の専門家等の参画を募って、意見を聞いたり、技術的な指導を受けながら実施する必要がある。

景観重要樹木の活用と安全管理･･･*p65*

地域にある景観重要樹木を活用し、様々な取り組みやイベントを実施することで、住民が樹木や身近なみどりの大切さを理解し、保全活動への理解や興味を得る機会となる。

保全にあたっては、①樹木周辺の通行者や利用者、人工物等（建物、車、道路）への安全への配慮、②管理を実施する際の作業者の安全への配慮、③イベントを実施する際の参加者の安全への配慮の３つの安全対策が必要である。

第３章 景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

基礎調査･･･*p82*

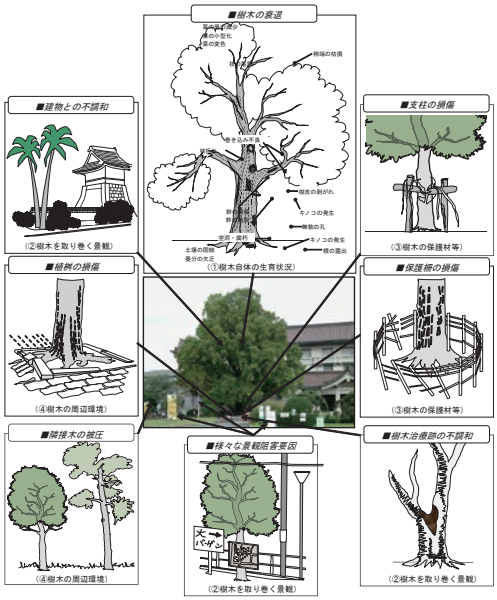

樹木の基礎的な情報に加え、簡易な方法で樹木の生育状況と樹木の景観上の状況について調べ、それぞれの問題点の有無と内容を明らかにするために行うものであり、以下の３つの調査からなる。

①概況調査

「樹木に関する基本的な事項」、「樹木の地域性に関する事項」、「景観に関する基本的な事項」について把握する。

②生育調査

「樹木の生育状況」、「保護材等の状況」、「周辺環境」等について把握する。

③景観調査

「景観阻害要素の有無」、「周辺との調和性」、「樹木自体の見映え」、「保護材等の調和状況」、「治療痕等の調和状況」等について把握する。

外観診断･･･*p96*

生育調査結果において「外観調査が必要」と判定された場合に実施するものであり、以下の３つの調査からなる。

①生育環境調査

「樹木形状寸法」、「気象条件」、「立地環境」、「希少動植物」等を把握する。

②管理・治療履歴調査

「主な管理履歴」、「過去の処置・治療履歴」、「保護材等の設置状況」、「その他工作物の設置状況」を確認するとともに、管理作業等の効果を把握する。

③健全度調査

「活力度」、「樹皮枯死・欠損・腐朽部」、「開口空洞」、「キノコ」、「木槌打診（異常音）」、「分岐部・付根の異常」、「鋼棒貫入異常」、「不自然な樹形傾斜」、「樹体の揺らぎ」、「ガードリングルーツ」、「根の露出・腐朽」、「病虫害」、「植栽基盤の異常」、「樹木保護材等の異常」等について把握する。

詳細調査･･･*p118*

健全度診断結果において「詳細調査が必要」と判定された場合に実施するものであり、以下の３つの調査からなる。

①土壌調査

物理的な診断項目として「透水性」、「土壌硬度」、「保水性」、「土性」等を、化学的な診断項目として「有害物質」、「土壌酸度」、「土壌養分」等を把握する。

②根系調査

「樹木根系の生育（発根）状況や伸長状況」、「病害の有無」、「分布範囲（根域）」、「隣接木の根系の進入状態」等を把握する。

③腐朽診断

樹幹等に腐朽部の存在が間接的（キノコの発生等）に判断された場合に、腐朽や空洞の状況を専用の診断機器を用いて定量的に把握する。

第４章 景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

保全計画書の作成･･･*p159*

保 全 計 画 書

作成日	年 月 日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

保全計画の基本方針

特に重視する効果	□景観的価値	□指標的価値	□地域的価値	□自然・生物的価値	□歴史・文化的価値
樹形等の取り扱い	□樹種特有型	□調整・制限型	管理方針	□単木重視型	□並木一体型 □景観調和型

目標達成のための方針と期待する効果	樹木の現況	樹木保全目標像
日常管理		
生育・景観改善		
治療・回復		

保全対策

日常管理	作業項目	□清掃・除草 □灌水 □植栽基盤整備（□土壌改良 □マルチング □根元空間の活用）□簡易点検			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期
生育・景観改善	作業項目	□灌水 □剪定（□整枝剪定 □枯枝処理）□病虫害防除 □薬剤散布 □捕殺 □コモ巻き □罹病部等の切除） □植栽基盤整備（□土壌改良 □排水工 □植栽基盤拡張） □保護材等の整備（□樹体保護 □土壌踏圧防止対策 □気象害対策） □周辺環境の整備（□被圧木等の処置 □近接物の処置 □解説板等の設置・整備） □検証調査			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期
治療・回復	作業項目	□剪定（□整姿剪定 □ロープワークによる剪定） □植栽基盤整備（土壌改良） □空洞部・腐朽部の外科的処置（□幹・枝 □根系）□樹勢回復処置（□不定根育成 □若木接ぎ・根接ぎ） □病虫害防除（マツ材線虫病の防除）□後継樹の育成（□挿し木 □接ぎ木 □取り木） □検証調査			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期	□短期 □中期 □長期

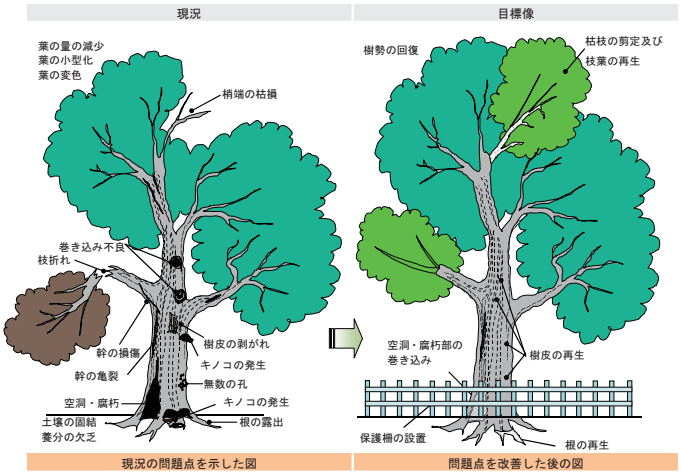

保全計画書は、保全にあたっての基本方針、目指すべき目標像と目標達成までの期間（短期・中期・長期）、目標を達成するための保全対策の作業項目及びその費用の概算を簡潔にとりまとめる。

施工計画書の作成･･･*p192*

施 工 体 制 表

作成日	年 月 日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

実施体制	主体 □景観行政団体 □景観整備機構（□団体 □NPO 法人） □所有者 □造園業者 □専門家 補助 □住民 □事業者（ ） □その他（ ）

実施者・参加者情報（主体）

行政・企業・団体・グループ【番号： 】	行政・企業・団体・グループ【番号： 】
名 称	名 称
住 所 〒	住 所 〒
連絡先	連絡先
責任者	責任者
参加者氏名	参加者氏名

実施者・参加者

行政・企業・団体・グループ【番号： 】	行政・企業・団体・グループ【番号： 】
名 称	名 称
住 所 〒	住 所 〒
連絡先	連絡先
責任者	責任者
参加者氏名	参加者氏名

注）個人情報が記入された場合は取扱いに注意すること。

作業工程表〔 年目／ 年計画〕

作成日	年 月 日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）														実施体制		備考
	大項目	小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	清掃・除草																		
	灌水	人力灌水																	
	植栽基盤整備	土壌改良（簡易）																	
		マルチング																	
		根元空間の活用																	
	簡易点検																		
生育・景観改善	灌水	自動灌水																	
	剪定	整枝剪定（一般的）																	
		枯枝の処理																	
	病虫害防除	薬剤散布																	
		捕殺																	
		コモ巻き																	
		罹病部等の切除																	
	植栽基盤整備	土壌改良（部分的）																	
		排水工																	
		植栽基盤の拡張																	
	保護材等の整備	樹体保護 支柱																	
		ケーブリング																	
		土壌踏圧防止対策 踏圧防止板																	
		保護柵																	
		気象害対策 デッキ・木道																	
		雪対策（融雪針）																	
		風対策（幕基ネット・寒冷紗）																	
		雪対策（雪吊り、雪囲い）																	
	周辺環境の整備	被圧木等の処置																	
		近接物の処置																	
		解説板等の設置・整備																	
	検証調査																		
治療・回復	剪定	整姿剪定（特殊）																	
		ロープワークによる剪定																	
	植栽基盤整備	土壌改良（大規模）																	
	空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置																	
		根系の外科的処置																	
	樹勢回復処置	不定根育成による樹勢回復																	
		若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復																	
	病虫害防除	マツ材線虫の防除																	
	後継樹の育成	挿し木																	
		接ぎ木																	
		取り木																	
	検証調査																		

注）本施工計画年度分作成すること（5 年計画の場合は 5 枚作成する）。

実施計画書等の作成･･･*p187*

実 施 計 画 書 〔1〕

作成日	年 月 日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

保全対策の作業項目

日常管理	□清掃・除草 □灌水 □植栽基盤整備（□土壌改良 □マルチング □根元空間の活用） □簡易点検			
生育・景観改善	□灌水 □剪定（□整枝剪定 □枯枝処理）□病虫害防除 □薬剤散布 □捕殺 □コモ巻き □罹病部等の切除） □植栽基盤整備（□土壌改良 □排水工 □植栽基盤拡張） □保護材等の整備（□樹体保護 □土壌踏圧防止対策 □気象害対策） □周辺環境の整備（□被圧木等の処置 □近接物の処置 □解説板等の設置・整備） □検証調査			
治療・回復	□剪定（□整姿剪定 □ロープワークによる剪定） □植栽基盤整備（土壌改良） □空洞部・腐朽部の外科的処置（□幹・枝 □根系）□樹勢回復処置（□不定根育成 □若木接ぎ・根接ぎ） □病虫害防除（マツ材線虫病の防除）□後継樹の育成（□挿し木 □接ぎ木 □取り木） □検証調査			

保全対策区分	□日常管理 □生育・景観改善 □治療・回復	【作業内容】	【作業手順】
作業項目			
作業箇所・場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他 名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

保全対策区分	□日常管理 □生育・景観改善 □治療・回復	【作業内容】	【作業手順】
作業項目			
作業箇所・場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他 名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

保全対策区分	□日常管理 □生育・景観改善 □治療・回復	【作業内容】	【作業手順】
作業項目			
作業箇所・場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他 名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

「保全計画書」の記載内容を補足する情報として、「保全対策の実施年度」、「実施時期」、「実施体制」、「作業費用」、「作業内容」、「作業手順」等について簡潔にとりまとめる。

計画の実施にあたっての全体像を示すものとして、「保全計画書」及び「実施計画書」で整理した内容を見ながら、どの作業項目を、いつ、どこで、誰が、実施するのかについて、「施工体制表」と「作業工程表」にとりまとめる。

第５章 景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

日常管理･･･p212

生育･景観面において特に問題のない樹木に対して行うもので、清掃・除草や人力でできる簡単な土壌改良、定期的な樹木の観察等のような、比較的作業が簡易なものからなり、樹木の健全な状態を維持するために実施するものである。作業にあたっては、景観行政団体、住民、事業者等が積極的に実施することが望ましい。

生育・景観改善･･･p219

樹木の軽微な問題点を改善するために実施するもので、「灌水」、「整枝剪定」、「病虫害防除」、「部分的な植栽基盤整備」、「保護材等の整備」、「周辺環境の整備」等からなり、それぞれの専門家が実施することが望ましい。

治療・回復･･･p236

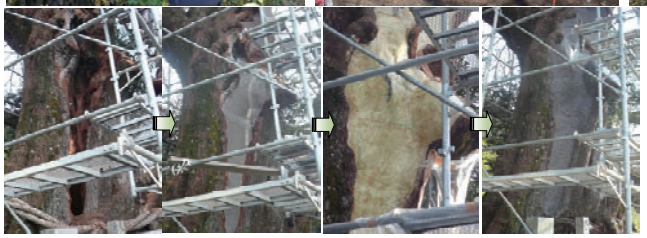

樹木の重大な問題を改善するために行うものであり、植栽基盤の土壌を全面的に大規模に改良したり、樹木の腐朽部に外科的な処置を施すなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業で構成され、作業にあたっては、それぞれの専門家が実施することが望ましい。

実施報告書、検証調査･･･p249

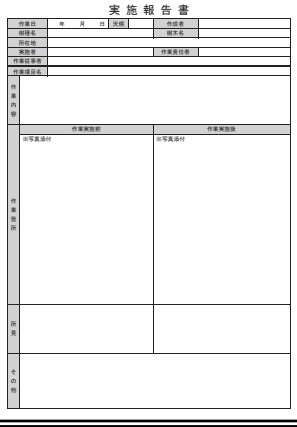
実 施 報 告 書

作業日	年 月 日 天候		作成者		
樹種名			樹木名		
所在地					
実施者			作業責任者		
作業従事者					
作業項目名					
作業内容					
作業箇所	作業実施前 ※写真添付		作業実施後 ※写真添付		
所見					
その他					

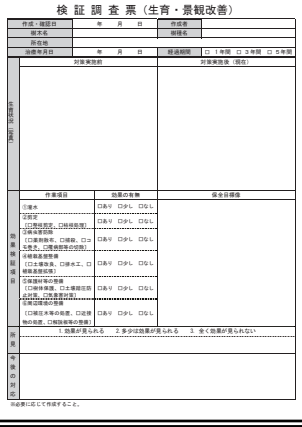
検 証 調 査 票（生育・景観改善）

作成・確認日	年 月 日		作成者		
樹木名			樹種名		
所在地					
治療年月日	年 月 日		経過期間	□ 1年間 □ 3年間 □ 5年間	
対策実施前			対策実施後（現在）		
作業項目	効果の有無		保全目標像		
①灌水	□あり □少し □なし				
②剪定（□整枝剪定、□病枝除去）	□あり □少し □なし				
③病虫害防除（□薬剤、□その他）	□あり □少し □なし				
④植栽基盤整備（□土壌改良、□植栽基盤拡張）	□あり □少し □なし				
⑤保護材等の整備（□幹保護、□土壌固定防止等、□衝撃緩和）	□あり □少し □なし				
⑥周辺環境の整備（□樹木等の除草、□必要物の設置、□観賞植物の育成）	□あり □少し □なし				
1. 効果が見られる 2. 多少は効果が見られる 3. 余く効果が見られない					
所見					
今後の対応					

※必要に応じて作成すること。

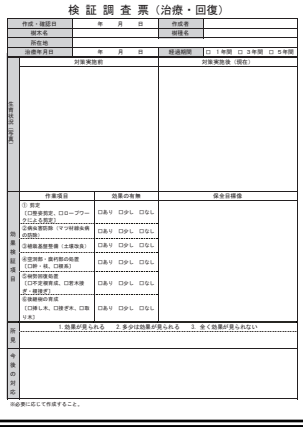
検 証 調 査 票（治療・回復）

作成・確認日	年 月 日		作成者		
樹木名			樹種名		
所在地					
治療年月日	年 月 日		経過期間	□ 1年間 □ 3年間 □ 5年間	
対策実施前			対策実施後（現在）		
作業項目	効果の有無		保全目標像		
①剪定（□整枝剪定、□ローブワーク、たによる剪定）	□あり □少し □なし				
②病虫害防除（マツ材線虫病の防除）	□あり □少し □なし				
③植栽基盤整備（土壌改良）	□あり □少し □なし				
④空洞部・腐朽部の処置（□詰・乾、□樹皮）	□あり □少し □なし				
⑤幹部保護処置（□不定根発生、□樹木接ぎ、樹皮ぎ）	□あり □少し □なし				
⑥樹勢の育成（□肥しみ、□樹ぎわ、□散り木）	□あり □少し □なし				
1. 効果が見られる 2. 多少は効果が見られる 3. 余く効果が見られない					
所見					
今後の対応					

※必要に応じて作成すること。

「実施報告書」は、「生育・景観改善」及び「治療・回復」の実施内容を記録する。

「効果検証」は、「生育・景観改善」と「治療・回復」の効果を確認するものであり、両方とも樹木の生育状況等を把握することにより効果を検証するものである。

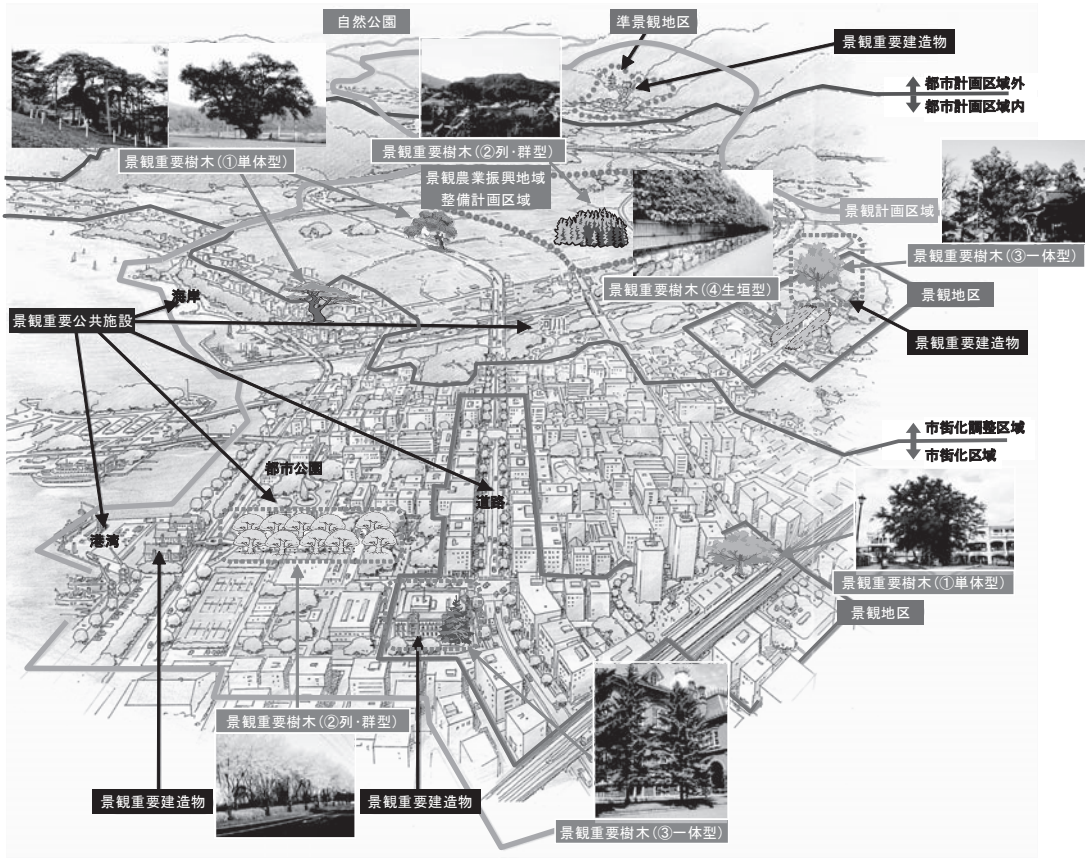

第１章
景観重要樹木の基本的事項

１．景観重要樹木の概要 …… 9
１－１．景観重要樹木とは …… 9
１－２．景観重要樹木の主な事例 …… 16
２．景観重要樹木の指定 …… 18
２－１．景観重要樹木の指定の考え方 …… 18
２－２．景観重要樹木の指定のメリット …… 19
（１）規制、命令、勧告による保護 …… 20
（２）所有者の管理コストの軽減 …… 20
（３）各種の補助、優遇措置 …… 20
（４）適切な保全 …… 20
２－３.「景観形成総合支援事業の活用」について …… 23
２－４．景観重要樹木の指定の手順 …… 25
（１）景観整備機構の組織（任意） …… 26
（２）景観協議会の設置（任意） …… 27
（３）景観計画の策定 …… 27
（４）景観重要樹木となる資源の抽出 …… 29
（５）景観重要樹木の指定の提案 …… 30
（６）所有者への意見徴収 …… 30
２－５．景観重要樹木の指定基準と方針 …… 31
（１）景観重要樹木の指定の基準 …… 31
（２）景観重要樹木の指定方針 …… 33
（３）住民提案制度 …… 35

第１章　景観重要樹木の基本的事項

■１．景観重要樹木の概要

1-1. 景観重要樹木とは

景観重要樹木とは、景観法☆に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものである。

指定の基準については、景観法施行規則第十一条（国土交通省令）及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（国土交通省令・農林水産省令）において、その指定基準を表 1-1 のように定めているが、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている（指定の基準に関する詳細については、『2. 景観重要樹木の指定、2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針』で解説）。

表 1-1　景観重要樹木の指定基準

法令の種類	解説
景観法施行規則	（景観重要樹木の指定の基準） 第十一条　法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

景観重要樹木は、特に「景観的な価値」が重視されており、指定にあたっては必ずしも特出した樹木の大きさや、遺伝的、生物学的、歴史的、文化的な価値が問われるものではなく、地域の景観にとって重要なものであれば指定可能なことが特徴である。そのため、樹木の姿が地域を特色づけるシンボルとなっていて、かつ誰でも容易に見ることのできる樹木、地域住民等にとって親しみや愛着の深い樹木が対象となる。例えば、地域のランドマークとなる巨樹や、他の地域には自生していない希少な樹種、地域の特産物となる果樹等があり、歴史的価値や文化的価値の高くない樹木であっても指定可能である。

☆景観法のポイント（詳細は資料編参照）

■景観法は、日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するために、日本初の景観に関する総合的な法律として 2004 年 6 月に制定されたものである。

■景観法の基本理念は、良好な地域の自然や歴史、文化、人々の生活が醸し出す良好な景観そのものが、その地域に生活する人々の資産であると捉え、適正な制限を設けることでこれをむやみに乱さないこと、あるいは乱している要因を取り除くための必要な施策を実施しやすくするためのものである。また、実施の際は住民、事業者及び地方公共団体の協働で行うこととされており、その地域で暮らす住民の意志が尊重されているのが特徴である。

■具体的には、景観法の規定に基づき、景観行政団体は「地域のふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる地域」において景観計画を作成し、その中で景観計画区域を定め、必要に応じて景観地区、準景観地区を設け、さらに景観重要公共施設、景観重要建築物、景観重要樹木等を指定することが可能となる。これらの指定を図ることで、様々な制限を設けたり、景観の保全あるいは改善に必要な助成を受けることができる。

○***景観重要建造物***：*良好な景観を形成する上で優れた建造物が、除去や外観の変更等により、地域全体の良好な景観が大きく損なわれることがないように、指定するもの。*

○***景観重要公共施設***：*すでに良好な景観の構成要素となっているか、あるいは今後、公共施設整備に伴い良好な景観を再生・創出させようとする場合に指定するもの。例えば、舗装・ガードレー*

ル・街路樹の一体型整備、オープンカフェ、街並み、ビーチ等の公共施設に適用可能。

■景観法で定めている主な事柄は以下のとおりである。

①良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。
②景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。
③景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。
④景観重要公共施設の景観計画に即した整備。
⑤景観地区の指定等、都市計画との調整。
⑥景観協定、景観整備機構等の仕組み。

■特に重要な点は、良好な景観の保全・形成上必要な範囲であれば、景観計画区域を都市計画区域外の農地や山林まで幅広くどこでも指定することができることである。さらに、景観計画区域の中で、都市計画区域内であれば、「景観地区」を、都市計画区域外であれば「準景観地区」をそれぞれ指定し、①建築物の形態意匠、②建築物の高さ、③壁面の位置、④建築物の敷地面積等について制限することができる。また、景観計画区域の中で、「景観重要公共施設」、「景観重要樹木」、「景観重要建築物」等を指定することで、きめ細かな規制や制限をすることも可能である。

※景観法の基本理念と対象者毎の責務、景観法に関連する主な内容は資料編参照。

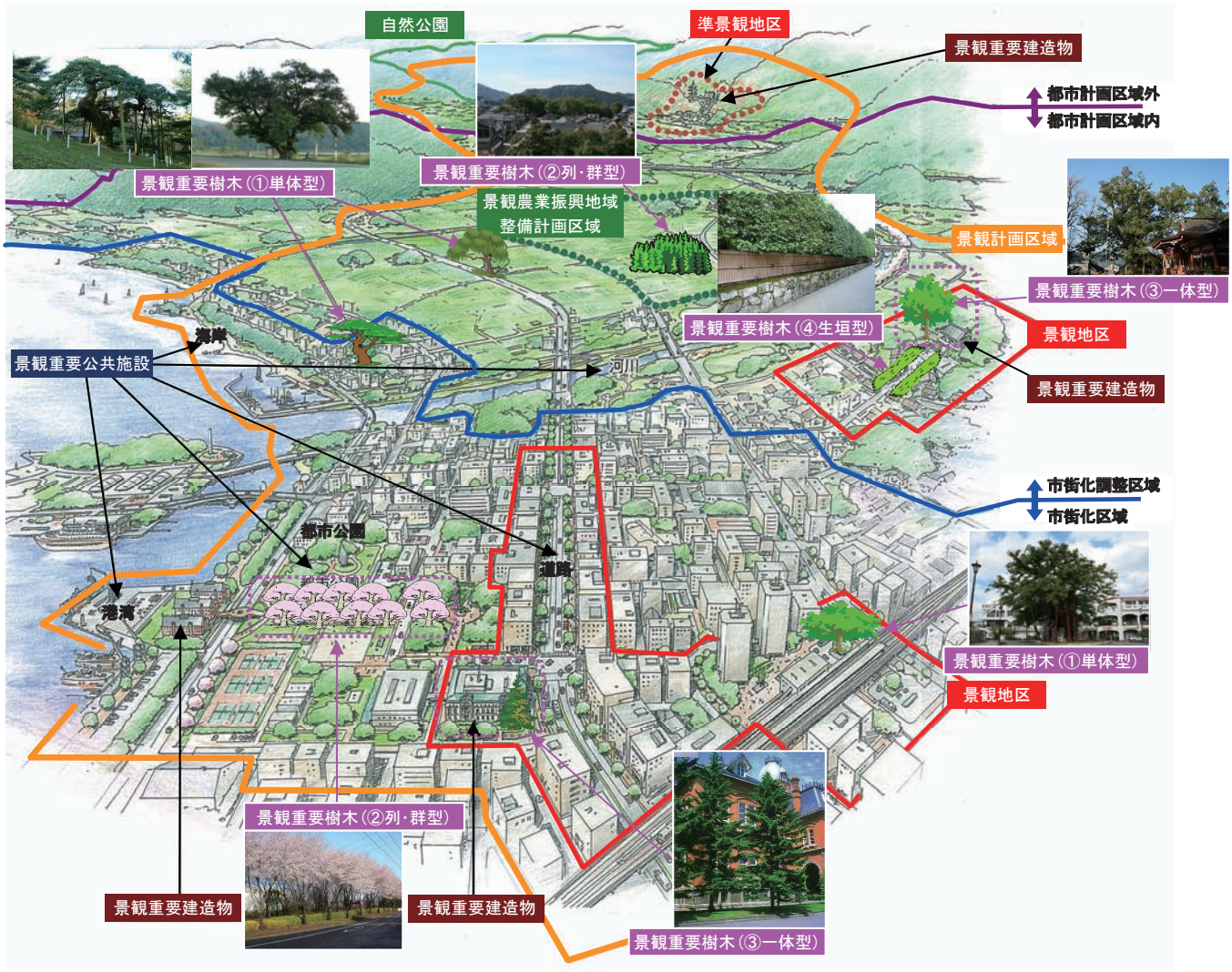

図 1-1　景観法の適用範囲に存在する景観重要樹木のイメージ
（国土交通省ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ「景観法の概要」の図に加筆）

景観法の適用範囲に存在する景観重要樹木のイメージを図 1-1 に示す。景観重要樹木にあてはまる要件を有する巨樹や名木は、地域の生活に密着したものとして「御神木」、「記念木」、「緑陰木」、「標木」、「果樹」として、地域の中に存在していることが多い。これらの樹木を地域景観における構成要素の型としてタイプ分けすると、表 1-2 のように分類することができる。主な指定基準の内容については、後述の『2. 景観重要樹木の指定』を参照のこと。

表 1-2　景観重要樹木のタイプ区分

区分	イメージ	解説	主な対象例
①単体型	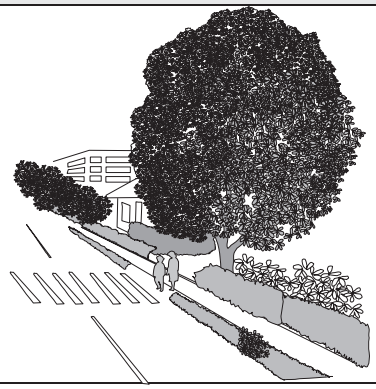	樹木単体として指定されるもの。	■学校等の記念樹 ■地域の伝承木 ■公園や広場における緑陰樹 ■新たに植栽されたシンボルツリー ■道路の一里塚や漁撈（ぎょろう）のあて木、地域の境界木や墓所の指標木
②列・群型		並木等の列・群として指定されるもの。	■歴史的街道の並木 ■街並みの景観を構成している街路樹 ■鎮守の森や里山を構成する樹木 ■民家の屋敷林
③一体型	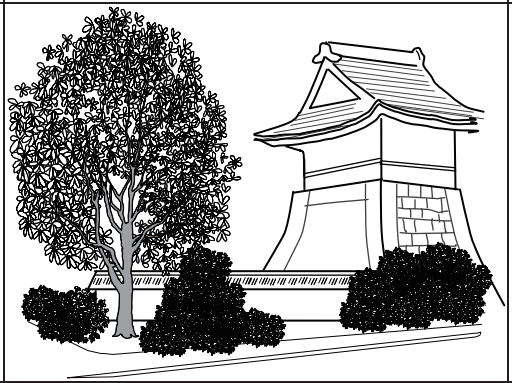	景観重要建造物等の建築物等と一体的に指定されるもの。	■社寺の御神木、御霊木 ■古城や公共建造物の記念樹、修景木 ■歴史的民家の緑陰樹、修景木、生産木
④生垣型	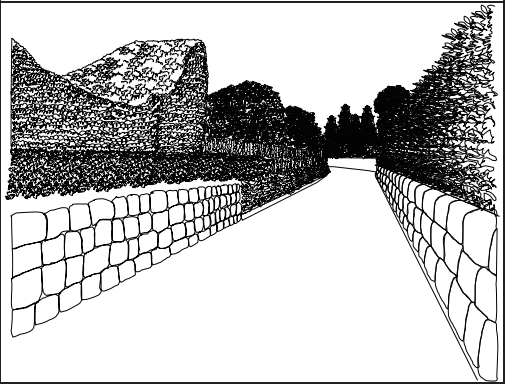	生垣として指定されるもの。	■歴史的な生け垣 ■農村等の生活文化を象徴する生垣 ■剪定等により良好な形状を保っている生垣

【①単体型】樹木単体として指定される景観重要樹木のイメージ

公園のシンボルツリー（ケヤキ）

地域の伝承木（マルバヤナギ）

地域のランドマーク（ガジュマル）

街道の一里塚（エノキ）

学校の記念樹（ソメイヨシノ）

山の神（サワラ）

【②列・群型】並木等の列・群として指定される景観重要樹木のイメージ

街並みを構成する街路樹（ケヤキ）

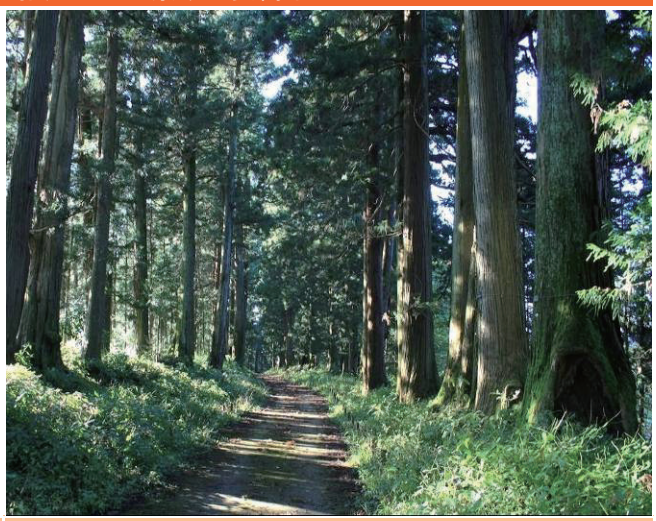

歴史的な街道（スギ）

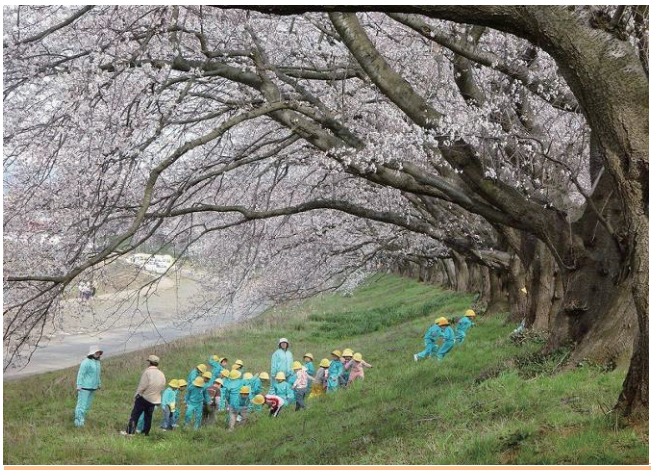

桜堤（ソメイヨシノ）

広場の樹林（ケヤキ等）

神社の社叢（ケヤキ等）

鎮守の森（クスノキ）

【③一体型】景観重要建造物等との一体として指定される景観重要樹木のイメージ

神社の御神木（クスノキ）

古城の修景木（クロマツ）

公共建造物の記念樹（アカエゾマツ）

歴史的街並みの修景木（アカマツ）

歴史的民家の修景木（モチノキ）

民家の果樹（カキノキ）

【④生垣型】生垣として指定される景観重要樹木のイメージ

特異形状の生垣（イヌマキ等）

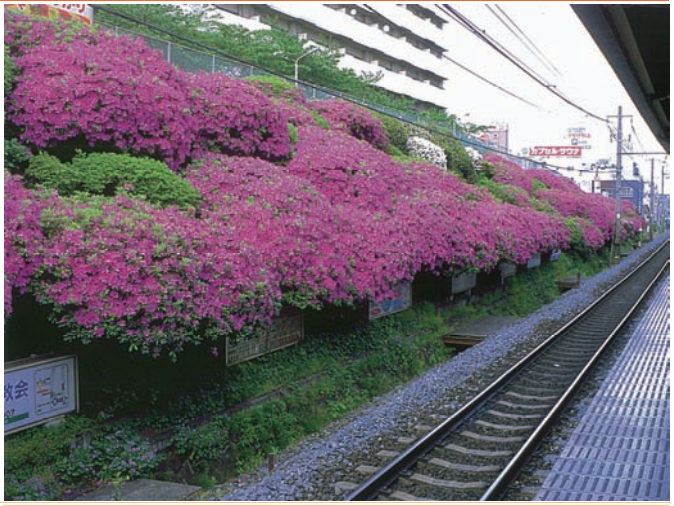

花木の生垣（オオムラサキツツジ）

歴史的な生垣（ヤブツバキ）

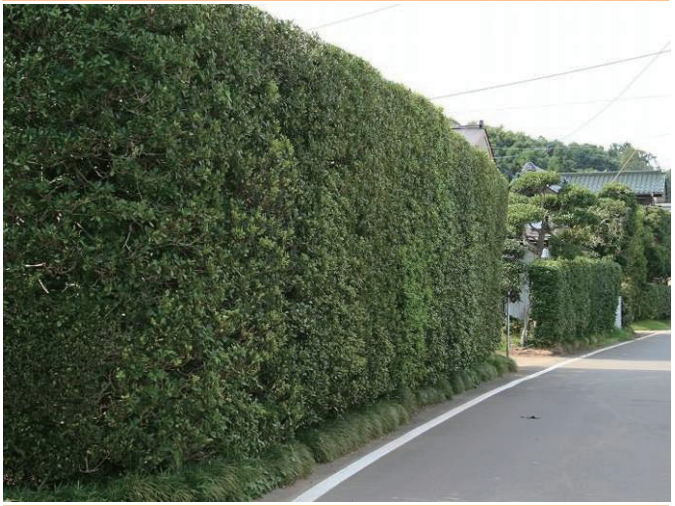

民家の高生垣（モッコク）

地域で統一された屋敷の生垣（イヌマキ）

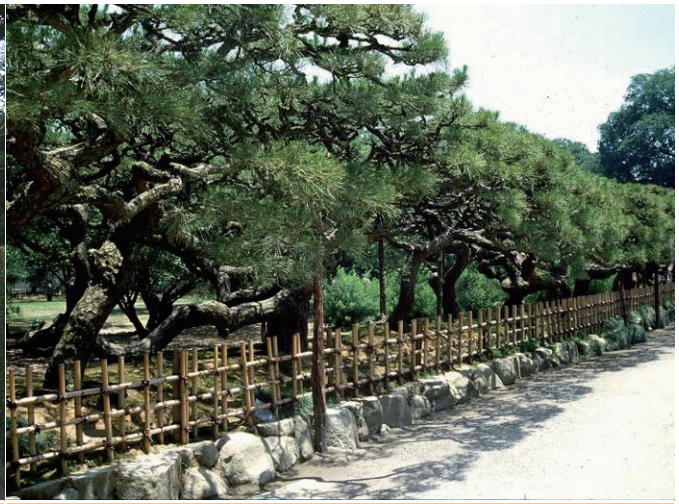

公園内の高生垣（アカマツ）

1-2. 景観重要樹木の主な事例

平成 22 年 1 月現在、景観重要樹木として指定されている樹木は合計で 9 樹種 217 本である（表 1-3）。

これらの樹木が植栽されている場所としては、松江市や彦根市の城周辺、大江町や鹿児島市の神社周辺、横須賀市の小・中学校、米沢市の明治天皇東北ご巡幸の際の御小憩地である小学校跡地、橿原市の河川公園として整備する予定地周辺となっている。なお、生垣で指定された事例はない。

表 1-3　景観重要樹木の指定状況（平成 22 年 1 月現在）

指定年月日	都道府県	市町村	樹種（本数）
平成 19 年 4 月 1 日	島根県	松江市	タブノキ（1 本）
平成 20 年 8 月 20 日	滋賀県	彦根市	マツ（33 本）
平成 20 年 12 月 14 日	山形県	大江町	カヤ（1 本）、スギ（1 本）、ケヤキ（1 本）
平成 21 年 3 月 17 日	山形県	米沢市	アカマツ（1 本）
平成 21 年 5 月 1 日	神奈川県	横須賀市	クスノキ（5 本）、ケヤキ（1 本）、フェニックス（1 本）
平成 21 年 7 月 1 日	奈良県	橿原市	エノキ（1 本）
平成 21 年 7 月 3 日	鹿児島県	鹿児島市	クスノキ（1 本）、タブノキ（1 本）
平成 21 年 10 月 1 日	宮崎県	宮崎市	フェニックス（2 本）
平成 21 年 12 月 1 日	長野県	高山村	サクラ類（6 本）、スギ（161 本）

【①単体型（山の神）】山形県大江町のカヤ

■名　　称：神代カヤ
■指 定 番 号：第 1 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字小釿
■神代カヤは、樹齢およそ 1,500 年、カヤの木としては東北一といわれており、近くにある弥勒堂とともに地区の信仰を集めている。
■昭和 27 年 4 月 1 日に山形県指定天然記念物に指定されている。

【①単体型（山の神）】山形県大江町のスギ

■名　　称：松保の大杉
■指 定 番 号：第 2 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字小清
■松保の大杉は、樹齢およそ 1,100 年、山あいにそびえる県下で最大級の杉の巨樹で、円錐形の樹形は一樹で森を形づくっている。
■昭和 28 年 8 月 31 日に山形県指定天然記念物に指定されている。

【①単体型（神社の御神木）】山形県大江町のケヤキ

■名　　称：柳川熊野神社のケヤキ
■指 定 番 号：第 3 号
■指定年月日：平成 20 年 12 月 14 日
■所　在　地：山形県西村山郡大江町大字柳川
■柳川熊野神社のケヤキは、樹齢が 800～1,000 年といわれており、通りから目につきやすく地区のアイストップとして、また地域のランドマークとしての役割を果たしている。
■平成 18 年 2 月 22 日に町の保存木に指定されている。

【②列・群型（歴史的街道の街路樹）】滋賀県彦根市のいろは松

■名　　称：いろは松
■指 定 番 号：第 1 号
■指定年月日：平成 20 年 8 月 20 日
■所　在　地：滋賀県彦根市金亀町
■彦根市のシンボルとして、金亀町の彦根城中堀沿いの「いろは松」33 本を景観重要樹木に指定。
■「いろは松」は、彦根藩二代藩主、井伊直孝（1590～1659）が、諸国から竹材を取り寄せて城内に植栽する際、土佐から移して植えたとされる。当時は「いろは 47 文字」になぞらえ、「いろは松」と言われたのが由来。現在は、枯れた松もあり 33 本となっている。
■樹齢 300 年以上とされる老木から 15 年前後のものまで延長約 143 メートルにおよぶ。

【③一体型（景観重要公共物との一体）】島根県松江市のタブノキ

■名　　称：タブノキ
■指 定 番 号：第 2-1 号
■指定年月日：平成 19 年 4 月 1 日
■所　在　地：島根県松江市内中原町
■松江市のシンボルとして、また、市民共通の財産として愛され親しまれ、個性のある景観形成に欠かすことができないタブノキを、景観重要公共施設として指定されている筋違橋と一体的に景観重要樹木として指定。
■四十間堀川に親しむかのように迫り出した広球形の樹容と、その背後に架かる木造の筋違橋、石積み護岸の上に佇む土蔵とが一体となって水面に映し出される景観は、城下町松江の風情を印象付けるものとなっている。

■２. 景観重要樹木の指定

2-1. 景観重要樹木の指定の考え方

良好な景観を形成するランドマーク的な樹木や、歴史・文化的な価値をもった樹木は、地域のシンボルであるとともに重要な景観構成要素であり、その存在が無くなってはじめてその価値の高さに気がつくことが多い。特に、高度成長期以降の社会資本整備や都市開発においては、経済性を優先して進められたものもあり、その際に地域の良好な景観を形成している樹木にはさほど注意が払われずに失われてしまった景観や樹木も少なくない。

このような樹木は、長い時間をかけて人々とともに成長しながら存在感を高めてきたものであるため、失われるのは一瞬であるが、新たに樹木を植えて復元しようとしても長い年月が必要となるばかりか、同じものを復元することは不可能である。

そのため、地域の良好な景観を形成している樹木は、安易な喪失を防ぎ、将来にわたり持続的に保全することを目的として、積極的に景観重要樹木に指定することで、保全の実効と景観維持のための法的強制力をもたせることが望まれる。

同時に、上記に挙げた景観重要樹木に指定するメリットの他に、それをきっかけに樹木周辺の景観を保全・創出したり、住みやすい街並みを形成したり、観光振興に繋げるなどの取り組みに発展させる可能性を持っている。

なお、地域における景観上重要となる樹木は、既に文化財や保護樹木として指定されている場合があるので、景観重要樹木の指定に際しては、対象となる樹木が関連法令ですでに何らかの指定がなされていないかを確認した上で、指定変更の可否とその効果を検討する必要がある（表 1-4）。

文化財保護法により指定される特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物については、景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられるため、景観計画に基づく景観重要樹木としての指定の実益がないことから、景観重要樹木に指定することはできない。

これらの適用除外となるものは、すべて国が文化財保護法に基づき指定するものである。一方、都道府県や市町村が都道府県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することが可能であり、保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことができる。

また、景観重要樹木は、景観上重要な単木や並木、樹群の樹木について指定するものであり、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではない。このため、都市における良好な景観を有している樹林地等については、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区、緑地保全地域、市民緑地制度等の緑地保全のための諸制度を活用することが望ましく、良好な景観を有する森林については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく市町村森林整備計画を活用し、景観と調和のとれた森林整備を行うことが望ましい。

さらに、道路、河川、都市公園、港湾、漁港等の特定公共施設のうち良好な景観の保全が必要な樹木については、公共施設とその周辺の土地利用を一体的に整備する計画の中に位置付けることにより、効果的に良好な景観形成を図ることが可能と考えられるため、景観重要樹木としての指定よりも、むしろ景観重要公共施設として位置付けることで適切に整備・管理することが望ましい。

表 1-4　景観重要樹木と他の保護制度との関係

法令	景観重要樹木の指定の際の注意点	景観重要樹木への指定換え	
文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物	■特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定されたもの、または仮指定された樹木は適用されない。 （指定されている景観重要樹木が、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定された場合、または仮指定された場合には、景観重要樹木の指定が解除☆される）	×	景観重要樹木指定の実益なし
	■都道府県や市町村が都道府県文化財保護条例や市町村条例に基づき指定するものについては、景観重要樹木に指定することができる。	◎	保存措置の強化と枯損防止等に積極的に取り組むことが可能
樹木保存法（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）による保存樹	■樹木保存法により指定された保存樹を景観重要樹木として指定する際は、あらかじめ保存樹の指定を解除する必要がある。	○	
都市緑地法による特別緑地保全地区、緑地保全地域	■景観重要樹木は、樹林地等の緑地を一体的に指定するものではない。	×	趣旨に該当せず
森林法による保安林等			

☆景観重要樹木の指定の解除

■景観重要樹木の指定の解除は、景観法で次のように規定されている。

（指定の解除）

第三十五条　　景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

２　景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

３　第三十条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

○第二十八条（景観重要樹木の指定）

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

３　第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

2-2. 景観重要樹木の指定のメリット

景観重要樹木の指定がなされると、景観行政団体（行政）は、樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができるようになる。

(1) 規制、命令、勧告による保護

景観行政団体の長の許可を受けなければ、枝枯れ等により落枝のおそれがあり放置すれば危険な場合等に行う樹木の伐採（危険な樹木の伐採）を除き、景観重要樹木の伐採又は移植を行うことができない。また、違反した者に対しては、命令により原状回復のための措置をとらせることができる。

(2) 所有者の管理コストの軽減

樹木管理においては、樹木所有者の管理にかかる経済的負担も少なくないのが現状であるが、景観行政団体または景観整備機構との管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことが可能となる。

(3) 各種の補助、優遇措置

これまで条件的に活用が困難であった各種の補助事業の対象となることや優遇措置を受けることが可能となる（『2-3. 景観形成総合支援事業』参照）。

(4) 適切な保全

所有者及び管理者に管理義務（剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定める）が生じるため、法的な強制力がない場合に比べてよりきめの細かい管理がなされ、良好な状態で適切に保全していくことが可能となる。

景観重要樹木として指定することのメリットを図 1-2 に、その根拠を表 1-5 に示す。また、対象者別のメリットと関連する規制や制度等の位置づけを表 1-6、図 1-3 に示す。

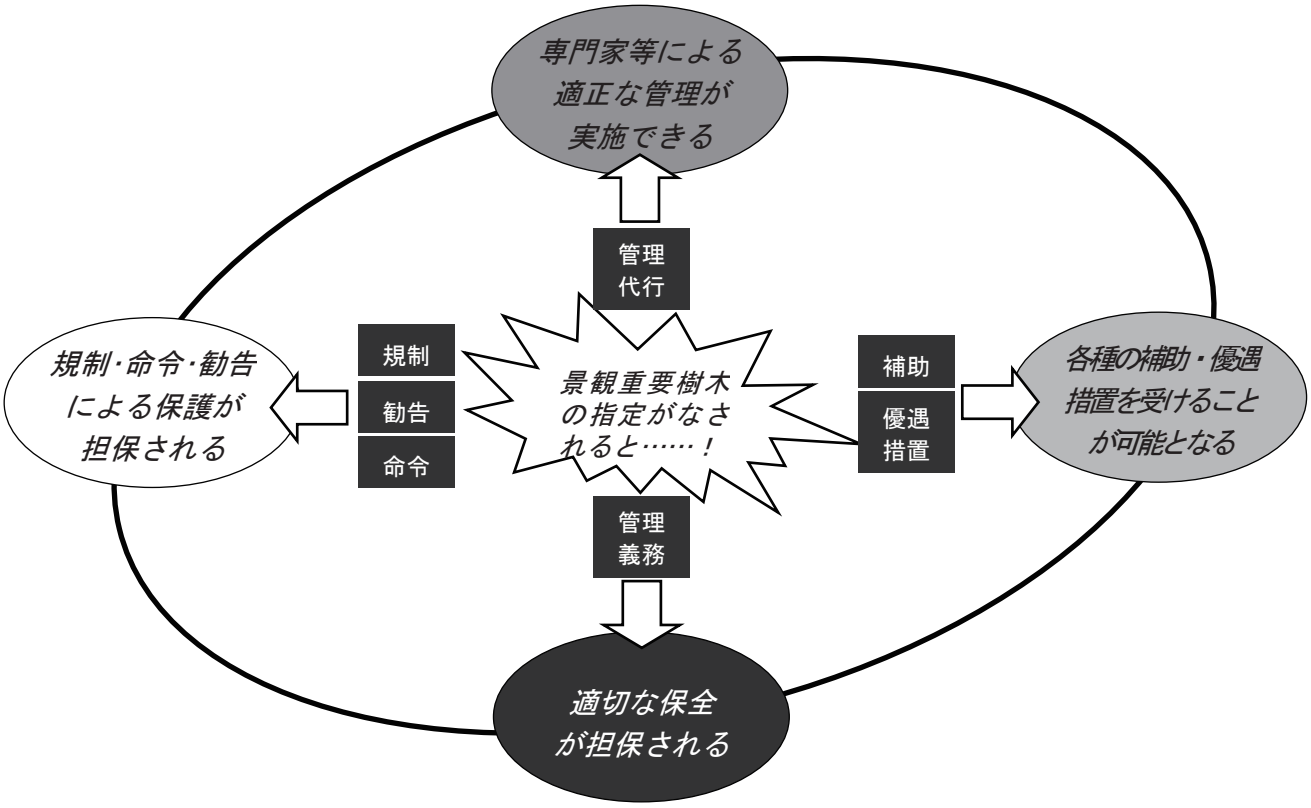

図 1-2　景観重要樹木の指定のメリット

表 1-5　景観重要樹木に指定するメリットとその根拠

	利点	根拠
規制	■景観重要樹木の現状変更に関して規制することができる。 ■規制の際は、所有者の損失の補償、管理に係る誘導が可能となり、指定後の樹木について良好な状態を保つことができる。	景観法（現状変更の規制） 第三十一条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
命令	■規制に違反した場合は、原状回復を命じたり、回復が困難な場合であっても、それに代わる措置を命ずる事ができる。 ■指定に伴う所有者の不利益について補償される。	景観法（原状回復命令等についての準用） 第三十二条（第二十三条の読み替えによる準用）　景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要樹木についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要樹木の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。 （損失の補償） ２（第二十四条の読み替えによる準用） 第二十四条の規定は、前条第一項（景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない）の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。
管理義務	■景観重要樹木の指定に伴い管理義務が生じるため、適切な管理を実施することができる。	景観法（景観重要樹木の所有者の管理義務等） 第三十三条　景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 ２　景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。
勧告	■景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。	景観法（管理に関する命令又は勧告） 第三十四条　景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
管理の代行	■景観重要樹木の所有者は、景観行政団体又は景観整備機構と管理協定を結び管理を代行してもらうことができる。 ■景観行政団体又は景観整備機構は、管理の主導権を握ることができる。	景観法（管理協定の締結等） 第三十六条　景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と次に掲げる事項を定めた協定を締結して、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うことができる。 一　管理協定の目的となる景観重要建造物又は管理協定の目的となる景観重要樹木 二　協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項 三　管理協定の有効期間 四　管理協定に違反した場合の措置 ３　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

	利点	根拠
補助・優遇措置	■各種の補助事業の対象となるとともに、優遇措置が受けられることが多い。	景観形成総合支援事業 ■景観形成総合支援事業とは、市町村が行う景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした地域振興・活性化の取組支援のこと。その中の必須事業として、「景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（土地購入を含む）」が定められている。 地方公共団体の助成・支援制度 ■地方公共団体が独自に実施する景観重要樹木の維持管理に対する助成・支援制度。

表 1-6　景観重要樹木指定の対象者別のメリット

対象	利点
樹木所有者	■観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことができ、経済的な負担を軽減することができる。 ■適切な管理方法の基準が定められるため、当該樹木のより適切な保全が図られる。 ■現状変更等が規制されたことにより損失を受けた場合は、その損失が補償される。 ■申請により景観形成総合支援事業等の補助を得ることができる。
景観行政団体（行政）=景観整備機構	■当該樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたり、適切な管理を行うよう勧告することが可能となるので、むやみに伐採や移植等が行われるのを防ぐことができる。 ■管理方法の改善や必要な措置を勧告することができ、地域の景観にとって重要となる当該樹木を、良好な状態で適切に保全していくことができる。
住民・事業者	■地域を代表する景観が、自由に改変されず、良好な状態で保全される。 ■住民自らの手で地域のより良い景観の維持・増進を図るため、当該樹木に対し自主的な規制を行うことができる。 ■良好な景観により地域が活性化する。 ■景観重要樹木であることを示す標識が設置され、地域のシンボルを PR できる。

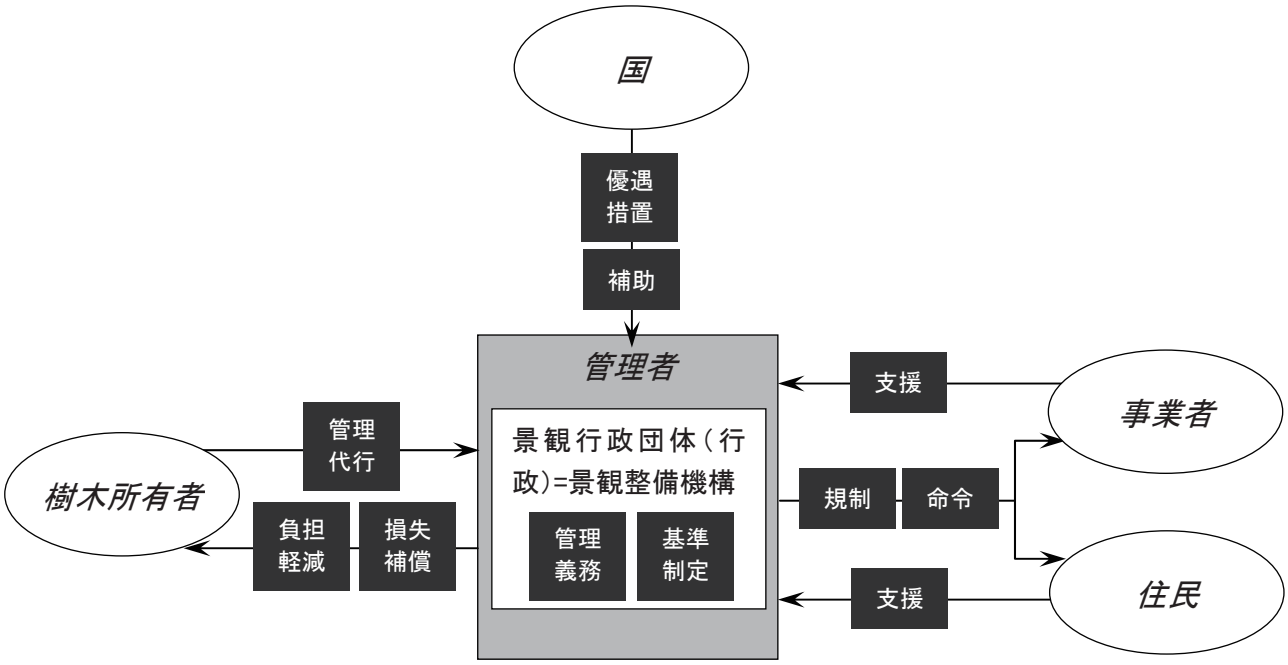

図 1-3　景観重要樹木と対象者間の様々な諸制度の位置づけ

2-3.「景観形成総合支援事業の活用」について

景観形成総合支援事業は、景観重要建造物または景観重要樹木の保全活用を中心とした取り組みを支援する制度である（表 1-7、図 1-4）。主な支援事業の内容は、良好な景観形成のための景観重要建造物の修理、買取または移設と、景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置または買取の実施のための支援である。これらとあわせて、公共公益施設の高品質化、景観の阻害要因の解消や良好な景観の形成・活用を推進するための地域住民の意識啓発や人材育成のためのまちづくりセミナー等の開催に係る各種取組を支援するものがある。

表 1-7　景観形成総合支援事業の概要

区分	支援事業の内容	
【対象地域】	■国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ■景観法に基づく景観重要建造物又は景観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。）の存する地域	
【事業主体】	■市町村（特別区を含む） ■実施の施行は民間の団体または個人が行うモノであって、市町村が補助をおこなうものについても対象となる（間接補助）。	
【必須事業】	■景観重要建造物の修理、買取又は移設（必要な土地購入を含む）。 **■景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取（必要な土地購入を含む）。**	
【選択事業】（必須事業と併せて実施することにより支援が受けられる事業）	■景観重要建造物の外観修景。	
	■建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消。	■建築物・工作物の外観修景又は除却、看板等の屋外広告物☆の外観修景、除却又は集約化、堆積物件の外観修景又は除却、電線類の無電柱化☆を実施するもの。
	■良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備。	■案内板の設置やあずまや、ベンチ等の休憩スペース、便所の整備、観光案内所の整備、歴史資料館や民俗博物館等の体験・学習施設の整備、ライトアップ施設の設置、駐車場の整備等を行うもの（土地購入は対象とならない）。
	■公共公益施設の高質化。	■道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置等を行うもの（土地購入は対象とならない）。
	■良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動。	■ソフト活動であって、まちづくりセミナーの開催等地区住民の啓発や研修等といった景観形成に係る活動、イベントの試行等の景観活用に係る活動を行うもの。
【補助率】	■事業費の 1/3 以内。 ■間接補助の場合は、事業費の 1/3 以内であって、かつ市町村の補助に要する費用の 1/2 以内（※市町村から民間に 100 を補助した場合、国は最大 50 を市町村に補助するということ）。	
【事業の適用期間】	■採択年度から 3 箇年度（原則）。	

☆屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）

都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、特定の地域または場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

なお、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができる。

☆電線共同溝の整備等に関する特別措置法（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村、景観行政団体である都道府県、一般電気事業者、特定電気事業者、認定電気通信事業者の意見を聴いた上で、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため、電線をその地下に埋設し、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけられた道路を、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

市町村または景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し電線共同溝を整備すべき道路として指定するよう要請することができる。

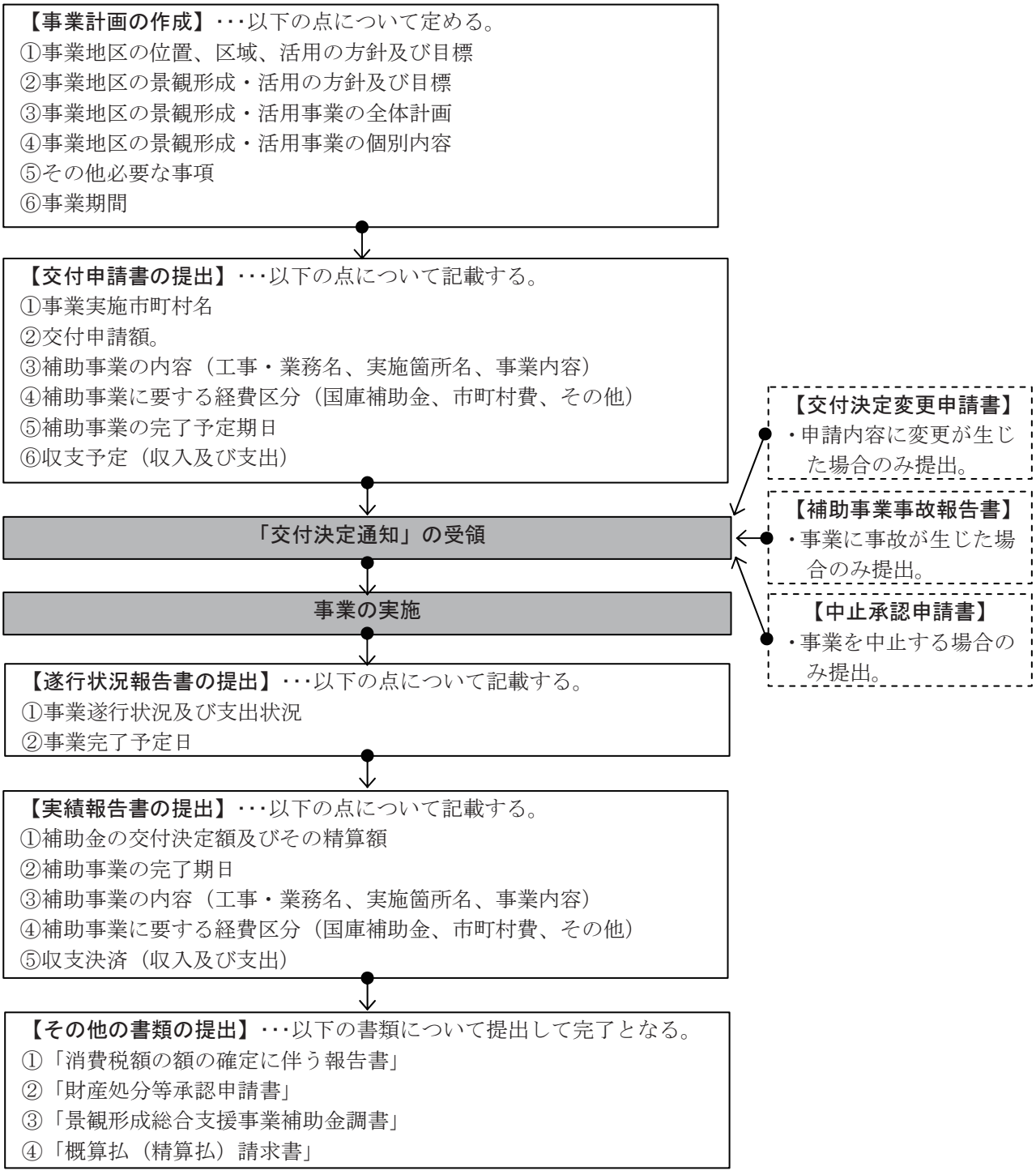

図 1-4　景観形成支援事業の活用の流れ

2-4. 景観重要樹木の指定の手順

景観重要樹木の指定の手順を、図 1-5 に示す。手順は、まず、景観行政団体が「景観計画」において「景観重要樹木の指定方針」を設定し、この指定方針に基づいて景観計画区域内における景観重要樹木となる資源の抽出を行う。次に、抽出された指定対象木について、所有者の意見を聞き同意を得た上で、景観行政団体の長が景観重要樹木として指定する。なお、所有者および景観整備機構（指定されている場合であり、所有者の同意が必要）が景観行政団体の長へ提案を行うことで指定することも可能である。指定にあたっては、景観協議会が設定されている場合には協議により景観重要樹木としての選定を行う。

指定された際には、所有者または提案者に対して景観行政団体がその旨を通知し、同時に遅滞なく標識を設置する。

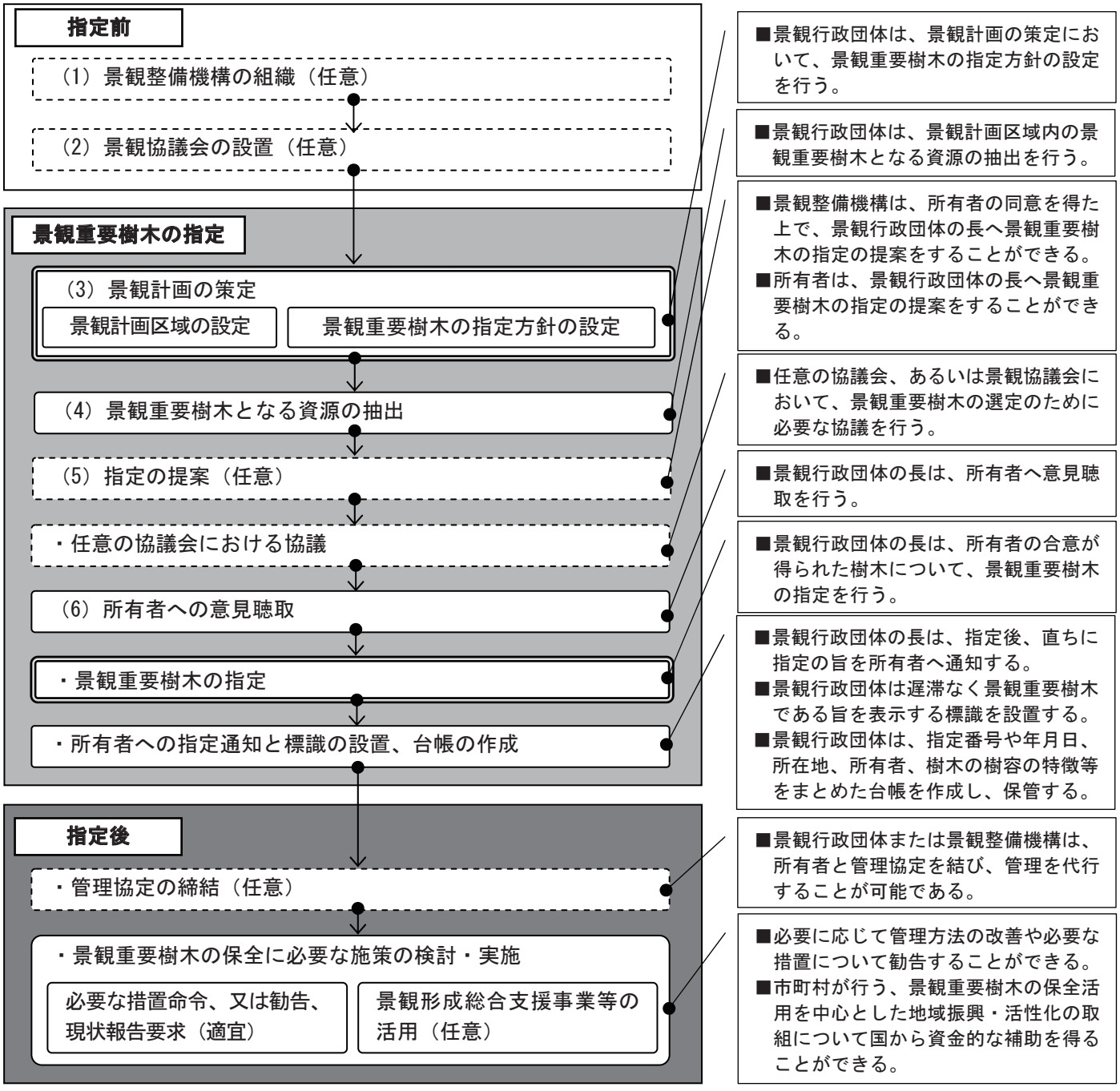

図 1-5　景観重要樹木の指定の手順

(1) 景観整備機構の組織（任意）

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人またはNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度である（表1-8）。

景観整備機構は、地域住民等を含めた民間活力の活用により、景観行政団体と役割分担しながら、ともに良好な景観の形成の推進を図るものであり、景観行政団体は、この趣旨を踏まえて積極的に指定を行うことが望ましい。一つの景観行政団体が、複数の景観整備機構の指定を行うことも可能である。景観行政団体が、景観整備機構の指定を行うにあたっては、当該公益法人又はNPOが、景観法第93条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるか否かについて、組織、資金等の面から判断する必要がある。

景観整備機構が組織されていれば、景観重要樹木の指定後、保全計画の作成や、管理手法等についての具体的な検討をスムーズに行うことができる。

表1-8　景観整備機構

条文	ポイント
景観法　第五章　景観整備機構（指定）第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項 の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。 ３　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。 ４　景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。	■景観行政団体の長は、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人を、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められた場合、その申請により、景観整備機構として指定することができる。
景観法（機構の業務）　第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。 一　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 二　管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 三　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 四　前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。 五　第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 六　良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 七　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。	■景観整備機構の行う業務として、左記七項目が定められている。

景観整備機構の主な業務は以下のとおりである。

・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助。
・管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理。
・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業、事業への参加。
・事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡。
・良好な景観の形成に関する調査研究。
・良好な景観の形成を促進するために必要な業務。

(2) 景観協議会の設置（任意）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされている。

良好な景観形成を持続的に推進していくためには、地域において景観形成にかかわりを持つ、様々な立場の関係者が、共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら粘り強く、課題解決を図っていくことが有効であることから、景観協議会の制度を創設したものであり、その積極的な活用が望まれる。

このような趣旨から、1 つの景観計画区域において、複数の課題が存在する場合は、それぞれの課題の関係者により構成される複数の景観協議会を組織しても良い。景観協議会の主な内容は以下のとおりである。

・景観協議会は、景観行政団体、景観重要樹木等の管理者、景観整備機構等により構成される。
・必要と認めるときは、関係行政団体および観光、商工、農業等の団体、公益事業を営むもの、地域住民、その他の良好な景観の形成促進のための活動を行うメンバーを加えることができる。
・景観協議会は、1 つの景観計画区域に 1 つの景観協議会を組織するというものではなく、例えばその中でエリア毎に設置したり、テーマ毎に設置することが可能である。

(3) 景観計画の策定

景観行政団体は、景観計画の策定の中で、「景観計画区域」を定め、「景観重要樹木の指定の方針」を設定する（表 1-9）。

「景観計画区域」は、良好な景観を形成していこうとする地域であればどこでも設定することができる。地域の特性に応じた良好な景観は、一部の地域だけではなくどこの地域でも望まれるものであるため、景観計画区域は、市町村行政区域全域とすることが望ましい。

また、地域の特性によって景観形成手法が異なるため、全ての地区で足並みをそろえてから実施するのではなく、早急に景観形成を図る必要があり、かつ合意形成ができている地区を重点地区（「景観地区☆」あるいは、「準景観地区☆」等に指定する）として先行させ、順次地区を追加していく形で進めるとスムーズである。

「景観重要樹木の指定方針の設定」にあたっては、各々の大きさや歴史的・文化的な価値とは無関係とされているため、地域の景観にとって重要なものであれば、小さなものや植えられて間もないものでも指定することができる。

設定にあたっては、地区ごとの景観上の特性や目指すべき将来の景観像を踏まえた上で決定する（『2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針』を参照）。

表 1-9　景観計画について

解説	ポイント
（景観計画） 第八条　景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。 一　現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域 二　地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域 三　地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの 四　住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの 五　地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域 ２　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　**景観計画の区域**（以下「景観計画区域」という。） 二　**景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針** 三　**良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項** 四　第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の**景観重要樹木の指定の方針**（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。） 五　次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの （以下：略）	■景観計画区域は、市町村行政区域であればどこでも設定することができる。

☆景観地区

市町村は、景観計画区域内の都市計画区域または準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画の中で景観地区を定めることができる（法第 61 条）。

景観地区は、その制度化にあたり、従前、都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、その目的、規制手法を大幅に発展、拡充させたものである。

☆準景観地区

市町村は、景観計画区域内の都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる（法第 74 条第 1 項）。

これは、都市計画区域外等において、良好な景観を積極的に保全していくことが望ましい観光地、別荘地、温泉地、門前町、農山漁村集落等の地域の個性豊かな景観が形成されている地域が多様に存在しており、これらの地域における景観を維持・増進していく必要があることから、市町村が景観地区に準じた規制を行うことを可能としたものである。なお、準景観地区は、既に良好な景観が形成されている一定の区域において、その景観の「保全」を目的とするものであるが、これは、市街地を対象として積極的な景観形成を目的とする景観地区とは地域特性が異なるものである。

我が国は、気候風土に恵まれ、国土の様々な箇所に美しい集落や里が点在しており、こうした都市計画区域外等の良好な景観を積極的に保全していくことによって、美しく風格ある国土の形成と地域の魅力向上が望まれている。

（4）景観重要樹木となる資源の抽出

「景観重要樹木の指定の方針」に準拠する景観重要樹木の抽出にあたっては、関連する計画策定時の調査結果や既存の保護・保存樹木のリスト、地域の歴史を編纂した文献等を活用することや、景観写真イベント等を開催して抽出する方法がある（図 1-6）。

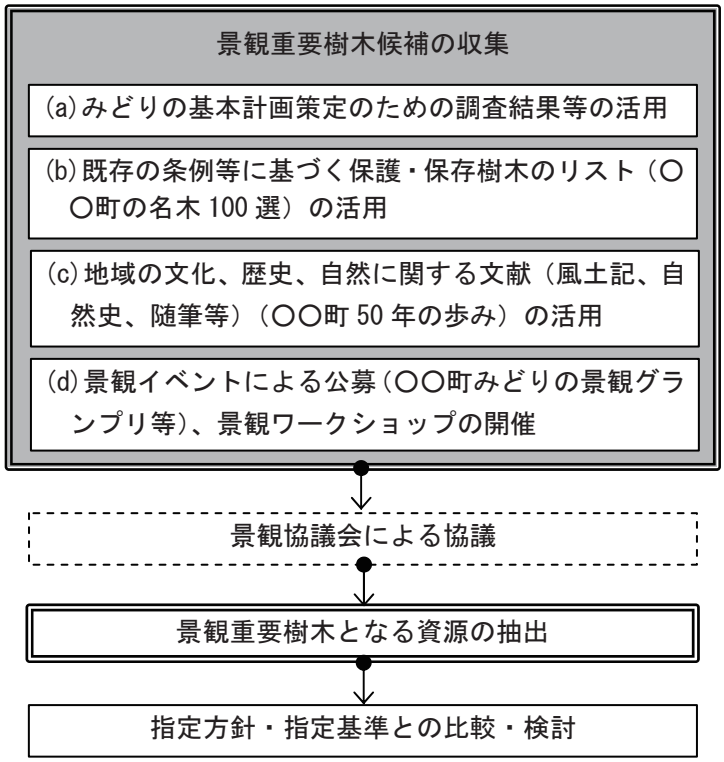

図 1-6　景観重要樹木となる資源の抽出方法

①緑の基本計画策定のための調査結果の活用

景観計画を検討する際に実施する景観資源等に関する調査や、緑の基本計画の検討時に実施する景観調査の結果等を活用して、景観上重要な樹木を抽出する。

②既存の条例等に基づく保護・保存樹木のリストの活用

都道府県や市町村等で文化財保護条例や市町条例に基づき指定する保護樹木・保存樹木等は、市役所や町役場で作成しているパンフレット等から情報を得ることができる。これらの樹木は、樹高等の形状や樹齢等に関する一定の基準を満たし、かつ審議会やアドバイザーからの意見等を踏まえた客観的な判断に基づいて指定されているのが一般的である。同時に、所有者の合意形成が既になされていることに加え、樹木の保全計画が作成されていたり、適切な維持管理がなされているため、景観重要樹木としての指定を検討する際に、最も障害の少ない候補といえる。

③地域の文化、歴史、自然に関する文献の活用

その地域の文化、歴史、自然史等に関する文献は、例えば「〇〇町 50 年の歩み」や、「〇〇県植物史」等の名称で、その地域の図書館等に置かれているのが一般的である。これらの文献を参考として、候補となる樹木を抽出するわけであるが、現在その樹木が存在しているのか否かの確認が必要となる

ため、ある程度の候補を絞った後は、現地にて樹木の有無の確認が必要となる。

④景観イベントによる公募、景観ワークショップの開催等

例えば、各自治体主導で景観グランプリ等のイベントを実施したり、景観ワークショップ等を開催して、地域住民から景観的に優れた樹木を公募したり、関連した様々な情報を得るのも一つの方法である。これは各自治体のホームページや、各戸に配布している誌面等に情報を載せたり、ポスターを設置することで広く周知を図り、応募・参加を募る。なお、景観グランプリ等で大賞等に選ばれた場合は、ホームページへの掲載や賞状の授与式等を行う。これにより、多数の候補を収集することができる。

(5) 景観重要樹木の指定の提案

景観計画区域内の樹木の所有者や景観整備機構（所有者の同意を得た場合）は、景観行政団体の長に対して景観重要樹木として指定することを提案できる（表 1-10)。これは、地域の景観を良好に保全していく上で重要となる住民等に対して、積極的に関与することができるきっかけとなるものである。提案した樹木が景観重要樹木として指定された場合には、その後の維持管理において住民参加等が期待できる。

表 1-10　景観重要樹木の指定の提案

解説	ポイント
（景観重要樹木の指定の提案） 第二十九条 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 ２　景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。 ３　景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。	■景観計画区域内の樹木の所有者、あるいは所有者の同意を得た景観整備機構は、当該樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

(6) 所有者への意見徴収

景観重要樹木は、現状変更に景観行政団体の長の許可が必要となることなどの制限が所有者に課されるものであること、また、その所有者及び管理者に適切な管理をする義務が課せられることとなっている。そのため、景観重要樹木の指定にあたっては、あらかじめ所有者の意見を聴かなければならない（表 1-11)。なお、「意見を聴かなければならない」とは、同意を要するという趣旨ではないが、その制限の

大きさにかんがみ、できる限りその意見を尊重することが望ましい。

表 1-11　景観重要樹木の指定における所有者への意見徴収

解説	ポイント
（景観重要樹木の指定） 第二十八条 　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。	■景観重要樹木の指定は、所有者および管理者に現状変更等の制限、適切な管理義務が課せられることから、指定にあたっては、所有者の意見を尊重する。

2-5. 景観重要樹木の指定基準と方針

景観重要樹木の指定基準と方針については、景観法第二十八条の規定に基づき、「景観行政団体」の長が「景観計画」に定められた「景観重要樹木の指定の方針（指定方針）」に即して定めるものと位置づけられている。

(1) 景観重要樹木の指定の基準

景観重要樹木の指定の基準は、景観計画区域内に生育する樹木に対しては「景観法施行規則」、景観計画区域外に生育する樹木に対しては「都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令」により表 1-12 のように示されている。

表 1-12　景観重要樹木の指定および指定基準

法令の種類	解説
景観法	（景観重要樹木の指定） 第二十八条　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。 ２　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。 ３　第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

法令の種類	解説
景観法施行規則（国土交通省令）	（景観重要樹木の指定の基準） 第十一条　法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（国土交通省令・農林水産省令）	（景観重要樹木の指定の基準） 第一条　景観法第二十八条第一項 の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木に関する基準は、次に掲げるとおりとする。 一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。 二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

さらに、景観重要樹木の指定の基準について、景観法運用方針（国土交通省、農林水産省、環境省、平成 17 年 9 月）による解説にあるように、基準として厳密に樹木の大きさや立地場所が定められているわけではなく、樹木の姿が地域を特色づけるシンボルとなっていて、誰でも容易に見ることができ、地域住民等にとって親しみや愛着の深い樹木であることが重視されていることがわかる（表 1-13）。

そもそも「景観」とは、「自然によってつくられる特徴、人によってつくられる特徴、あるいは、それら両者の相互作用によってつくられる特徴からなり、人々が認識する広がりである」（ヨーロッパ景観条約：2000 年）と示されており、「風景、景色、特にすばらしいながめ」等を指すことからも明らかなように、決して 1 本の樹木や 1 つの建築物だけを見て「美しい」と感じるわけではなく、樹木や建築物やそれらをとりまく周囲の状況を一体的に見て、その調和あるいは対比の見事さを美しいと感じるものである。

そのため、指定の基準を樹木の大きさなどで一概に規定することは景観法の趣旨に馴染まず、一口に景観といっても都市景観、街並み景観、農村景観、自然景観等と様々であるため、指定基準を全国画一的なものにするのではなく、各地域の実情に応じた「景観重要樹木の指定方針」を、各自治体が独自に設定するようにゆだねられている。

表 1-13　景観重要樹木の指定方針の解説（景観法運用指針より抜粋）

解説	ポイント
(3) 景観重要樹木　① 基本的考え方 「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること」とは、地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること、また、当該樹木の樹容が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであることであるという趣旨である。具体的には、地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木の類が考えられる。この場合、当該樹木の歴史的価値や文化的価値を問う趣旨ではないものであることに留意する必要がある。	■地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れた景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること。 ■当該樹木の樹容が、良好な景観の形成を推進する上で重要な物であること。 ■地域の景観のシンボルとして親しまれている巨樹であること（歴史的、文化的価値を問わない）。
「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること」とは、地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか、通常見ることができない樹木を指定することが不適切であるという趣旨である。	■地域の景観上の重要性からみて、所有者その他の限定された者のみしか通常見ることができないものは不可。

（2）景観重要樹木の指定方針

景観行政団体は、「景観計画」を作成する際に「景観重要樹木の指定方針」を設定しなければならない。ここで、景観行政団体は、地域の特性を踏まえた上で、樹木の樹容や樹種、歴史・文化的な価値等についての具体的な考え方を整理することとなる。

これまでに、景観計画を策定している景観行政団体（各自治体）の設定した指定方針を整理し、価値的な区分に大別すると、おおむね図 1-7、表 1-14 のようになる。

景観重要樹木の指定方針に挙げられている景観的価値としては、景観法や景観法施行規則等から読み取れる「自然・生物性」、「歴史性」、「文化性」、「生活性」、「指標性」の他に、「コミュニティ性」、「希少性」、「観光性」が確認された。指定方針の設定においては、景観行政団体（各自治体）が地域色を表現できるように、全国画一的な要件ではなく、その地域の風景に存在する景観的価値のある樹木を想定しながら工夫して決定していることがうかがえる。また、「指標性」に関しては、樹木の大きさを「樹高 5m を超えるもの」や「幹周 1.2m 以上」等と基準を低く設定している事例もあり、一概に目に映る樹木の大きさだけではなく、心に在る巨樹を反映させようとしているところもみられた。

このように、指定方針の設定にあたっては、「景観」というものを十分に理解した上で、地域住民の意向を正確に捉え、柔軟な対応で指定を促進できるようにすることが重要である。

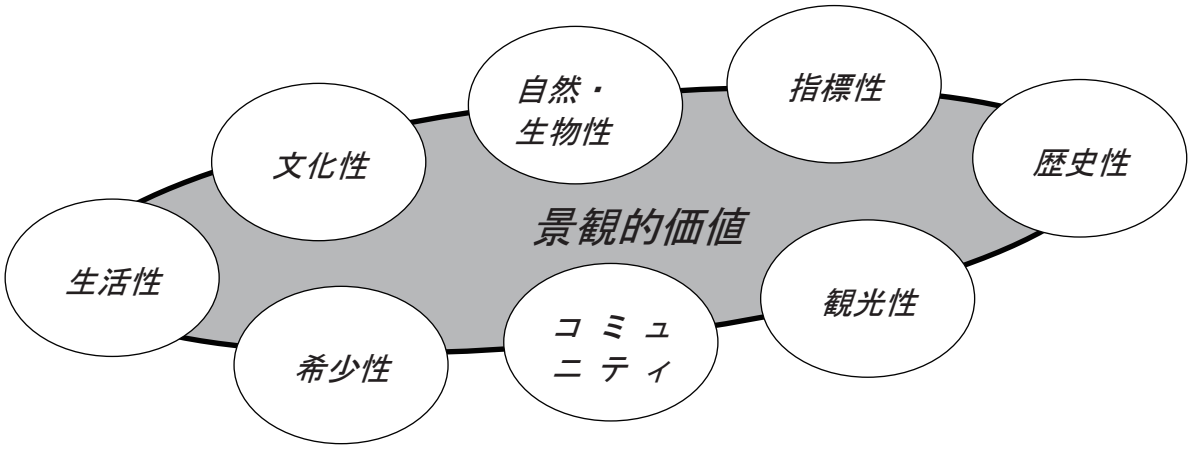

図 1-7　景観重要樹木に求められる景観的価値

表 1-14　各自治体の定める指定方針からみた景観重要樹木の価値分類

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
指標性	①樹高や樹形、大きさから地域のシンボル的なもの（「樹高 5m を超える」、「幹周 1.2m 以上」等と規定している景観行政団体もある）。 ②アイストップ・ランドマーク等の指標性を有するもの。 ③樹木を望見しやすく、視覚的な障害がないもの。	

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
コミュニティ性	①地域の人々が長年慣れ親しんできたもの。 ②地域の活性化の資産となるもの。 ③地域の暮らしに密着しているもの。 ④多くの人々の思い出を象徴するもの。 ⑤地域住民による保護や維持管理が取組まれているもの。	
文化性	①樹木が地域の伝承や風土・風習と結びついているもの。 ②芸術・文化等で取り上げられたもの。 ③著名人により植樹されたなど、謂れのあるもの。 ④愛称や由来、由緒を有するもの。	
歴史性	①歴史的町並みや集落、社寺等においてシンボルとなるもの。 ②地域の歴史を伝えるもの。 ③歴史的な街道の景観を構成するもの。 ④故事にまつわるもの。 ⑤古くから地域住民に親しまれているもの。	
生活性	①桑畑や梅林等、地域固有の生業や暮らしの風習等に由来する樹木のうち、特に重要と認められるもの。 ②街並みの中でやすらぎとうるおいの空間を創出しているもの。 ③実のなる木等、大地の育みを表すもの。	
自然・生物性	①鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要なもの。 ②地域の植生を特徴づけるもの。 ③白砂青松等の自然景観を構成するもの。 ④亜熱帯植物等の地域の自然環境の特徴を表すもの。 ⑤海岸沿岸のクロマツ林等で地域景観の背景となるもの。	

景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
希少性	①地域の固有の自生種で希少なもの。 ②樹齢の高いもの。 ③樹木固有の形状を保っているもの。 ④心象に残る奇抜な樹容を有するもの。 ⑤優れた樹形のもの。	
観光性	①樹容の美しいもの。 ②心象に残る奇抜な樹容を有するもの。 ③住民や来訪者に親しまれているもの。 ④温泉等の湯けむりと調和したもの。	
その他	①景観上将来にわたって保全・継承の必要性のあるもの。 ②公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成しているもの。 ③地域に古くからあり、放置すればその維持や保全が困難なものとなって景観悪化を招くことが予想されるもの。	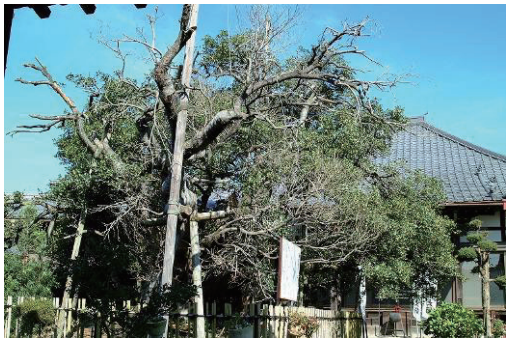

(3) 住民提案制度

景観法では、一定の要件を満たした土地の区域について、住民等による提案制度が措置されている（表1-15）。この制度は、当該区域内の土地の所有者、まちづくりに関連するNPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の提案を行うことができるものである。

これは、良好な景観の形成には、住民、まちづくりNPO、市民団体等の持続的な景観形成の取組が不可欠であり、住民等が行政の提案に対して単に受身で意見を言うだけではなく、より主体的に計画策定段階から積極的に参加することが求められているためである。なお、ここでの「住民」とは、景観計画の対象地域において事業を営む法人も含まれる。

このため、制度の運用にあたっては、このような制度の趣旨を十分踏まえ、住民等の良好な景観形成に対する能動的な参加を促進するための取組を行うとともに、住民等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれる。

また、景観計画区域内の建造物及び樹木の所有者または景観整備機構は、当該建造物及び樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物及び景観重要樹木として指定することを提案することができる。

表 1-15　住民提案制度に関する根拠

条文	ポイント
景観法（住民等による提案）　第十一条 　第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。 ２　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法　第二条第二項 の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。 ３　前二項の規定による提案は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。	■当該区域内の土地の所有者、まちづくりに関連するNPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の提案を行うことができる。
景観法（景観重要建造物の指定の提案）　第二十条 　景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。 ２　第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。	■景観計画区域内の建造物の所有者または景観整備機構は、当該建造物について、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。
（景観重要樹木の指定の提案）第二十九条 　景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。 ２　景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。	■景観計画区域内の樹木の所有者または景観整備機構は、当該樹木について、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。

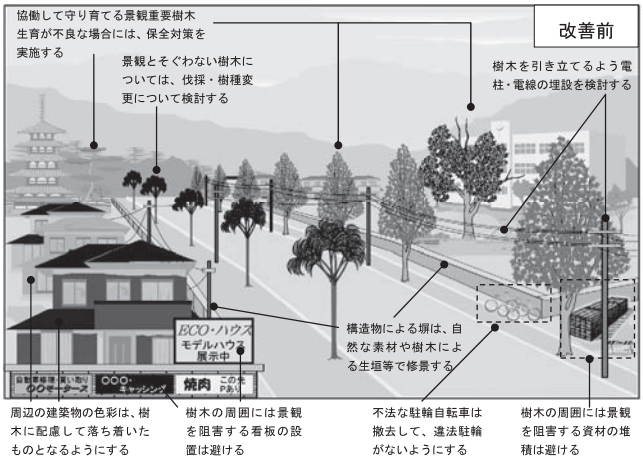

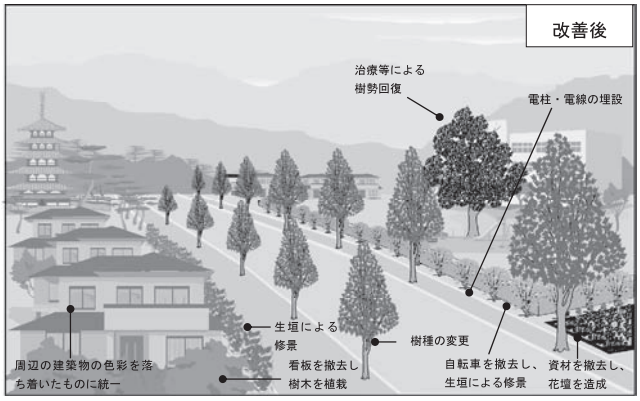

第２章
景観重要樹木の保全の基本的事項

１．保全の基本的な考え方 …… 39
１－１．景観重要樹木の保全の必要性 …… 39
１－２．景観重要樹木の管理 …… 40
１－３．景観重要樹木の保全目標 …… 41
（１）良好な樹木生育の確保 …… 41
（２）良好な景観の確保 …… 42
２．景観計画の策定に関わる事項 …… 46
２－１．行為の制限に関する事項 …… 46
２－２．屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限 …… 48
２－３．景観重要公共施設の整備、景観重要公共施設に関する許可の基準 …… 50
３．保全の体制 …… 53
３－１．保全体制の考え方 …… 53
３－２．役割分担 …… 57
（１）地方公共団体の役割 …… 57
（２）住民に期待される役割 …… 60
（３）事業者に期待される役割 …… 62
（４）専門家に期待される役割 …… 63
４．景観重要樹木の活用と安全管理 …… 65
４－１．景観重要樹木の活用 …… 65
（１）学習教材としての活用 …… 65
（２）各種イベントの素材としての活用 …… 66
（３）保全活動の素材としての活用 …… 66
４－２．安全性の配慮 …… 68
（１）樹木周辺の通行者や利用者、人工物等に対する安全性の配慮 …… 68
（２）管理を実施する際の作業者に対する安全性の配慮 …… 68
（３）各種イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮 …… 68
５．保全作業の分担と手順 …… 70
５－１．保全作業の技術水準と分担 …… 70
５－２．保全の手順 …… 70

第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項

■１．保全の基本的な考え方

1-1. 景観重要樹木の保全の必要性

人々の生活に密着している身近な樹木には様々な価値を持つものがあるが、例えば、広場の木陰を作る緑陰樹、果実等の食料を恵む果樹、神社の御神木、仏閣の御霊木、道しるべとなる指標木、地域の記念や伝説を残す伝承木等は、日々の暮らしの積み重ねの中に存在し、人々の原風景の一部として心に刻まれていくものである。

そのような樹木を景観重要樹木として保全することは、樹木自体を元気に保つばかりでなく（⇒「樹木の良好な保全」）、人々が生活する地域の景観を守り（⇒「地域景観の保全」、「快適な街並み」）、周辺の自然や生物を保全し（⇒「自然・生物の保全」）、過去を物語る原風景を維持する事につながり（⇒「原風景の保全」、「歴史・文化の継承」）、それらの相乗効果によって、結果的に安心感のある落ち着いた暮らし（⇒「安心感のある暮らし」）に結びつくこととなる（図 2-1）。

また、景観重要樹木を保全する活動に地域住民が参加することで、一本の樹木を守る価値観を共有することになるとともに、住民同士が顔を合わせる機会が増え、その連帯感から、温かさのある地域コミュニティの形成に結びつくものである（⇒「地域コミュニティの形成」）。

さらに、良好な景観を保つことで、イベントを開催したり、環境教育を実践する場として利用することが可能となり、それが、地域の活性化や見学者の来訪等による観光振興（⇒「地域振興・活性化」）にもつながるものである。

そのためには、景観重要樹木の保全を、管理者（景観行政団体、景観整備機構、樹木の所有者）、住民、事業者が一体となって、それぞれが協力しながら持続的に取り組んでいくことが重要である。

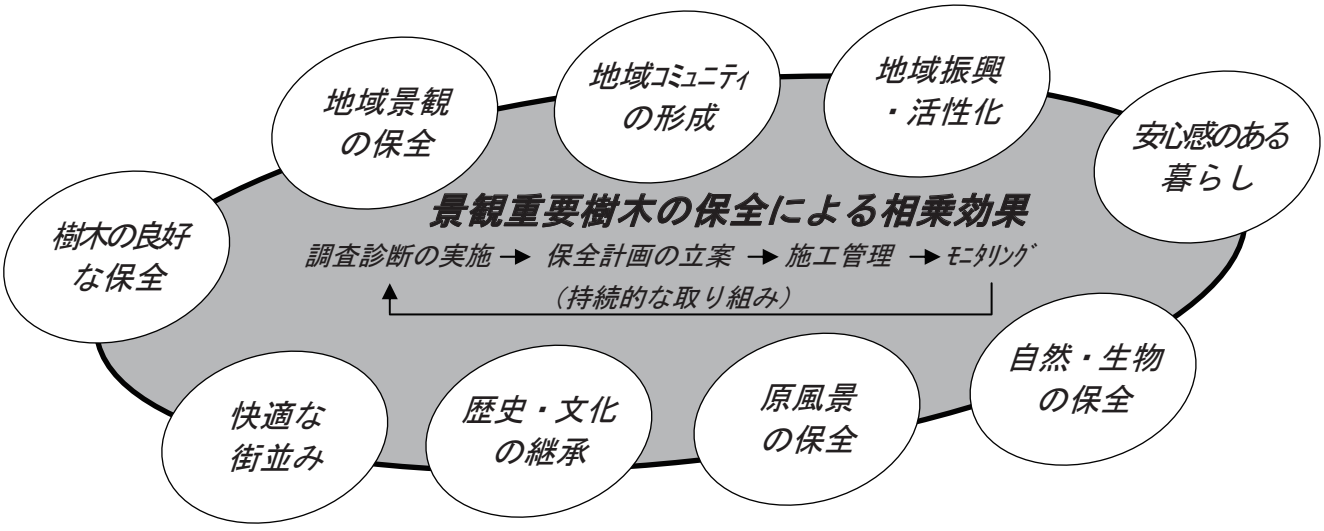

図 2-1　景観重要樹木の保全による相乗効果

1-2. 景観重要樹木の管理

景観重要樹木の所有者または管理者には、景観重要樹木に対する管理義務が発生し、これを受けて景観行政団体は、条例により景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができることとなっている（表 2-1）。また、景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でない場合、前述の条例による管理基準が定められている場合に、所有者または管理者に対し、必要な措置を命ずるまたは勧告することができるとされている（景観法第三十四条）。

表 2-1　景観重要樹木の管理義務について

条文	ポイント
景観法（景観重要樹木の所有者の管理義務等）第三十三条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 2　景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。	■景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。 ■景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができ、景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、景観重要樹木の所有者または管理者に、管理の方法の改善その他管理に関する必要な措置を命令・勧告することが可能。
景観法（管理に関する命令又は勧告）第三十四条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。	
景観法運用指針（3）景観重要樹木　④ 管理 1）景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならないこととされており、その趣旨を踏まえて適正に管理すべきである。 2）法第 33 条第 2 項に基づき景観行政団体が条例で定める「景観重要樹木の管理の方法の基準」については、法第 34 条に規定する管理に関する命令又は勧告が、当該基準に従って適切に景観重要樹木の管理が行われていないと認められる場合に行われるものであること、令第 15 条第 2 号に基づき、当該基準に適合する行為が法第 31 条第 1 項に規定する許可の適用除外行為となるものであることにかんがみ、適切かつ過不足なく定めることが望ましい。例えば、剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定めることが考えられる。 なお、この際、例えば、複数の景観重要樹木を指定している場合などにおいて、必要に応じて、景観重要樹木の類型ごとに、又は個別の景観重要樹木ごとに基準を定めることも考えられる。	■「景観重要樹木の管理の方法の基準」については、剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準を定めることなどが挙げられる。 ■複数の景観重要樹木を指定している場合においては、必要に応じて、景観重要樹木の類型、あるいは個別の景観重要樹木ごとに基準を定めることも可能。

このように、景観法上は、「条例による景観重要樹木の管理基準」の内容について政令・省令を含めて特段の規定はないが、「景観法運用指針」では、「条例による景観重要樹木の管理基準」の指針が示されており、例として「剪定、下草刈り、病虫害駆除の定期実施等の基準」を定めることや、「必要に応じて、樹木の類型ごと、または個別の樹木ごとに基準」を定めることも考えられるとしている。

1-3. 景観重要樹木の保全目標

景観重要樹木の保全にあたっては、景観行政団体が定める「管理の方法の基準」（景観法三十三条第2項）に基づいて適切に実施することとなる。

景観重要樹木は、樹木の景観的な価値が重視されているものであるため、樹木の樹体保全を第一に考えつつ、当該樹木の備え持つ多面的な価値に留意して取り組むことが重要となる。

そのため、「管理の方法の基準」においては、①良好な樹木生育の確保、②良好な景観の確保を主目標として定めることとなる（図 2-2）。

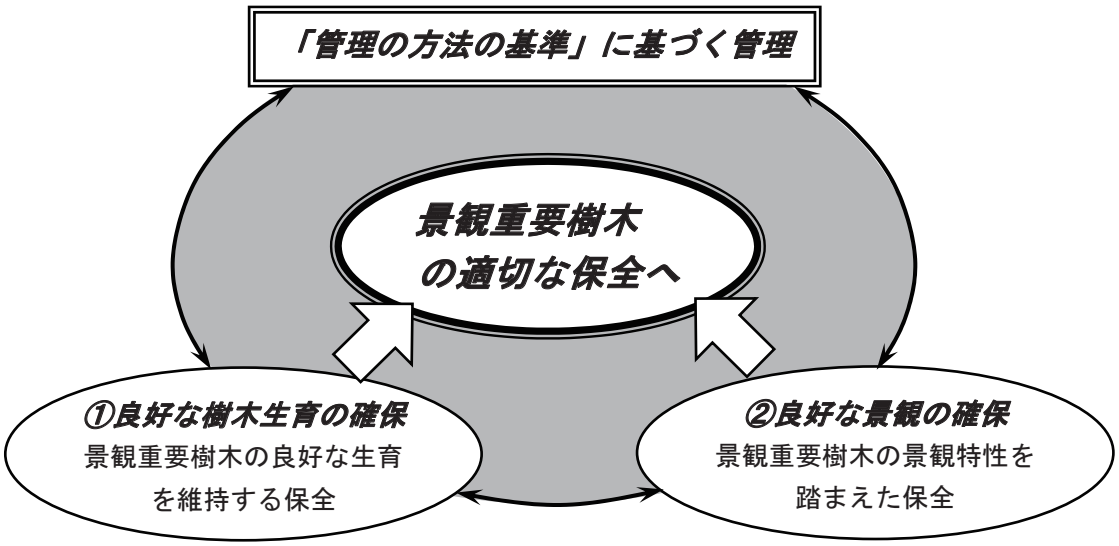

図 2-2　景観重要樹木の保全目標

（1）良好な樹木生育の確保

景観重要樹木は、指定された時点においては良好な生育を保っている場合が多いと考えられるため、基本的には、現状の生育状態を維持するための清掃や除草、病虫害の防除、施肥や枝葉の剪定等を継続すれば、樹木を良好な状態で保全することができると考えられる。

しかし、指定に伴い樹木見学者が増えることや樹木周辺地が地域のイベントに利用されることなどが予想されるため、それによる樹木の根元付近の土壌の踏み固めや、樹木へのいたずら、ゴミのポイ捨てなどの問題が発生する恐れもある。このような場合には、通常の管理に加え、踏み固めを防止する保護柵を設置したり、イベント時のルールの周知・徹底等が必要となる。

一方、生育に衰退がみられる樹木が景観重要樹木として指定された場合は、日常的な管理だけでは不十分であり、あらかじめ調査・診断を実施した上で、適切な保全計画を立て、それに基づき適切な処置を行う必要がある。

特に、地域の歴史や文化的な価値を持った巨樹や老樹においては、幹の腐朽や空洞化、枝葉の減少や枯損、根の切断や腐朽等の問題を抱えたものが多いことが予想される（図 2-3）。この場合には、巨樹・老樹の保全経験のある専門家の意見を交えながら、樹勢の回復や、衰退要因の除去、倒木等に対する安全性の確保等を含めた保全計画を作成し、日頃から適切な管理を実施していく必要がある。併せて、樹木は自分で生育している場所を変えられないので、周辺の土地利用の変化や隣接樹木の成長

等にも普段から気を配り、周辺樹木による日照や通風等への影響を極力取り除くことも重要である。

なお、景観形成総合支援事業においては、景観重要樹木の枯損・倒木を防ぐための措置等に対する補助が行われている（『第 1 章 2-2. 景観重要樹木の指定のメリット』参照）。

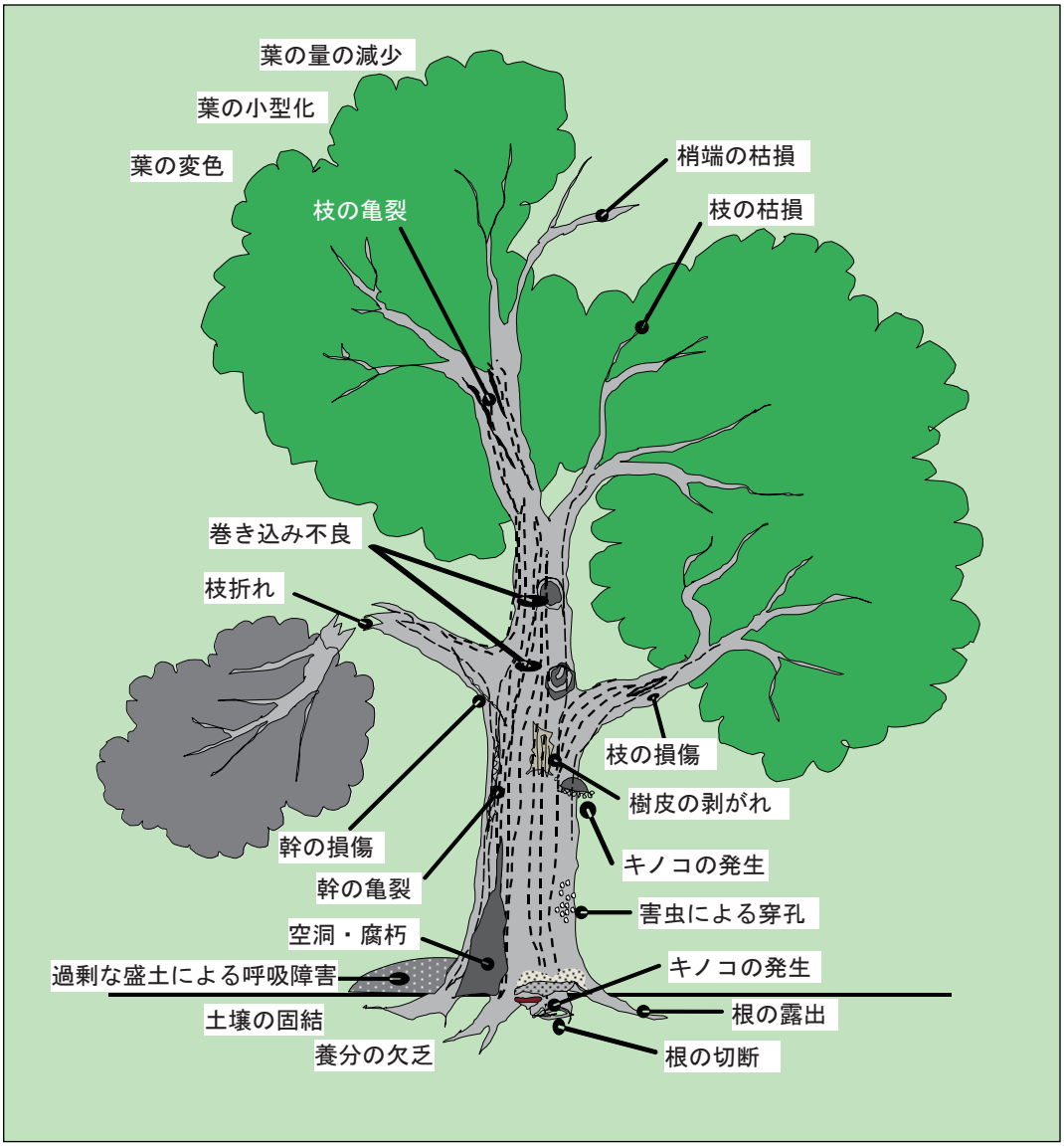

図 2-3　巨樹・老樹の抱える主な問題点

（2）良好な景観の確保

景観重要樹木は、樹木自身の持つ美しい姿とともに、その地域の良好な景観を保全するために指定するものである。このため、保全にあたっては、景観重要樹木の景観上における役割を踏まえ、樹木自身の備え持つ樹姿の美しさや特徴を優先させ、それらの景観的な機能を維持・向上させることを目標として、適切に実施することが望ましい。

樹姿の美しさや特徴を維持するためには、その景観的機能を十分に理解した上で管理することが重要である。例えば、幹の腐朽部の治療を行う際は、治療を腐朽材を除去した後の殺菌剤の塗布までとするのか、あるいは、腐朽部を充填材等で補填した後の擬木的な表面処理までとするのかなど、治療効果だけではなく、景観的な観点からの検討も踏まえた上で最適と考えられる方法を選択する必要がある。

また、樹木付近への侵入を防止する保護柵や、倒木や枝折れを防止する支柱等の保護材についても、機能ばかりでなく、景観的な観点から、その素材や色彩等にも気を配り、景観重要樹木が本来有する景観や、周囲との一体性及び周辺景観を損なうことのないよう配慮することが重要である。

樹体形状の特色に配慮した剪定のイメージ

臥龍型に仕立てた整姿剪定（アカマツ）

特性を維持した整姿剪定（シダレグリ）

幹の質感との違和感に配慮した腐朽部処置のイメージ

充填による処置（ケヤキ）

殺菌剤塗布のみの処置（ムクノキ）

景観に配慮した保護材設置のイメージ

樹木と一体感のある木製支柱（シダレザクラ）

目立たないワイヤー支柱（イチイ）

周辺になじんだ木製デッキ・柵（スギ）

樹木と一体感のある木製デッキ・柵（クスノキ）

自然素材による踏圧防止板（スギ）

地被植物による踏圧防止（カヤ）

特に、樹木の周辺環境は、樹木のシンボル性を損なわないように配慮し、例えば、建築物等の高さを低く抑えたり、塀等は材質を竹や木製にしたり、生垣や石垣等の自然素材を活かすなどの工夫が必要である。

また、景観地区または準景観地区においては、建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積の制限や、廃棄物の堆積や土地の形質変更等についての行為規制を条例で定めることで、景観を阻害する要素を取り除き、景観を保全することが可能となる（図 2-4）。そのためには、景観計画区域の中で、景観重要樹木のある地区ごとに、行為の制限に関する事項を定める必要がある。

行為の制限は、景観重要樹木ばかりでなく、地域住民等が目指すべきまちの将来像を実現するため

に必要なことであるが、実際に制限を受けるのは地域住民であるため、検討に際しては、ワークショップ等により課題や目指すべき方向の共有を図りながら、地域住民の意向を十分に反映させた内容にする必要がある。同時に、行為の制限という性格上、利害関係者との調整も不可欠である。

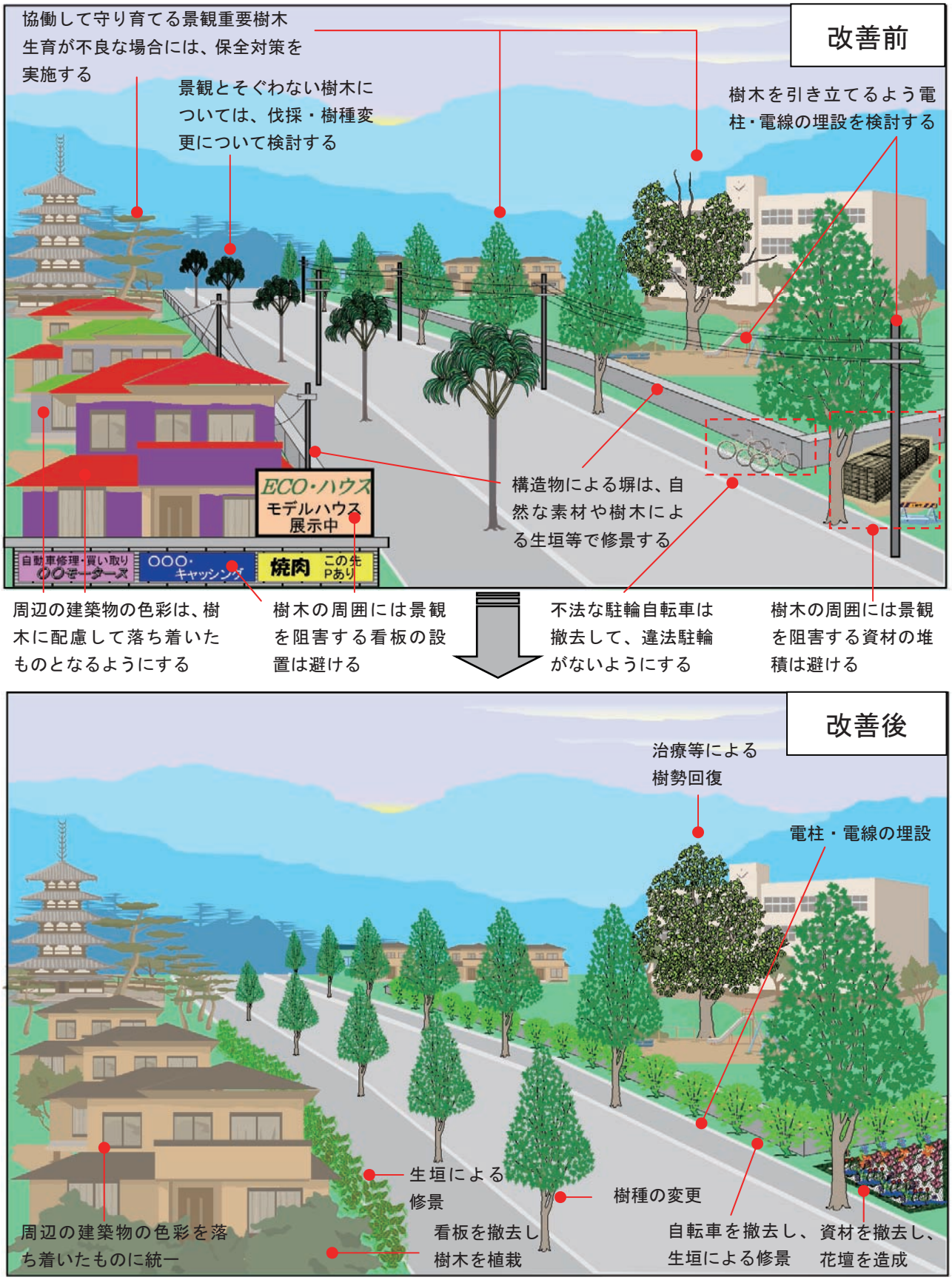

図 2-4　規制や制限等による景観重要樹木の保全イメージ

■２．景観計画の策定に関わる事項

地域の樹木を景観重要樹木に指定し、保全活動を進めるにあたっては、景観法及びそれに関連する法律に定められた内容を理解した上で、実施することが重要である。

景観法は、我が国の良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定や、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土を形成し、潤いのある豊かな生活環境の創造と、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることで、国民生活を向上、国民経済・地域社会の健全な発展に寄与することを目的に施行されたものである。

ここでは、景観重要樹木の保全を図る上で、景観法のどのような制度を活用することができるのかについて解説する。

2-1. 行為の制限に関する事項（景観法第 16～18 条）

景観計画区域では、法第 16 条第 1 項に基づき、一定の行為について、届出を行わなければならない。そのため、「条例で定めるべき届出対象行為」や「それぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準」を定める必要がある。

具体的には、「届出対象行為として条例で追加すべき行為」、「建築物の建築等の一定の行為に対する形態意匠、高さなどの必要な制限」、「開発行為に対する制限」、「条例で追加した木竹の伐採等の行為に対する制限」等がある。

届出対象行為には、法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた「必須の行為」に加えて、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として「景観行政団体の条例で定める行為」がある。この場合は、景観法施行令第 4 条各号に掲げる行為のうち、景観行政団体が選択して、対象となる行為を具体的に絞って選択することも可能である。例えば、景観法施行令第 4 条第 4 号の「屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積」を、「屋外における廃棄物の堆積」と限定して定めることなどである。

なお、景観法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた「建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等」についても、地域の景観形成上支障のない場合には、同条第 7 項第 11 号に基づく条例により、その対象を一定規模以上に限ることや、届出の適用除外とすることも可能である。例えば、工作物の建設等については、工作物の種類が多様に存在することから、届出対象となる工作物の種類等について具体的に規定し、それ以外の工作物の建設等については、届出の適用除外とすることも可能である。

なお、農山漁村における良好な景観は、農林漁業を営むことにより維持・形成されるものであり、農林漁業を営むために行う建築物の建築等や貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等について、高さ、規模又は種類を限って届出対象とし、それ以外の建築物の建築等や貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等については届出の適用除外とすることも考えられる。

また、森林地において、木竹の伐採の制限を行おうとする場合には、例えば、1 ヘクタールを超えない小規模の伐採等で森林の景観に与える影響がほとんどないと考えられるものについては、届出の適用除外とするなど、景観形成上規制の必要な規模以上の伐採に限定して届出対象とすることも考えられる。

こうした届出の適用除外を条例で定める場合においては、景観形成基準の内容もそれを前提とした内容のものとすべきである。これら届出対象行為は、景観計画区域全体で一つのものとする必要はなく、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区ごとに届出対象行為の追加及び適用除外を定めることが望ましい。

なお、景観形成基準は、景観計画区域全体で一つのものとする必要はなく、景観上の特性が異なる

場合など、必要に応じて景観計画区域を区分し、それぞれの地区における行為ごとに異なる基準とすることも考えられる。また、建築物や工作物の規模や高さによって、地域の景観に与える影響が異なることが想定される場合には、行為の規模、類型ごとに異なる基準とすることも考えられる。

景観形成基準は、法第 16 条第 3 項の勧告又は法第 17 条第 1 項の変更命令の基準となるものであることから、可能な限り客観的な基準とすることが望ましい。特に、同項の特定届出対象行為に係る景観形成基準については、少なくとも例を示すなど、明示的な基準とすべきである。

表 2-2　行為の制限に関する根拠

条文	ポイント
景観法（景観計画）第八条 3　前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。 一　第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為 二　次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの イ　建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限 ロ　建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度 ハ　壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度 ニ　その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限	■「行為の制限に関する事項」として以下のものを定めることができる。 ①景観行政団体の条例で定めるべき行為 ②建築物・工作物の形態・色彩・意匠制限 ③建築物・工作物の高さの最高・最低限度 ④壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度 ⑤「届出を要する行為」ごとの良好な景観の形成のための制限
景観法（届出及び勧告等）第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。 一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 三　都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為 四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為 7　次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。 一～十　（省略） 十一　その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為	■以下の行為を行う場合は、景観行政団体の長に届出が必要となる。 【必須】 ①建築物・工作物の新築、新設、増築、改築、移転、大規模修繕、色彩変更 ②開発行為 【選択】 ③景観形成に支障を及ぼす行為として景観行政団体の条例で定める行為 ただし、条例により、適用除外を定めることが可能。

条文	ポイント
景観法施行令（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）第四条 法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。 一　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 二　木竹の植栽又は伐採 三　さんごの採取 四　屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 五　水面の埋立て又は干拓 六　夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る）の外観について行う照明 七　火入れ	■「届出を要する行為」に係る政令で定める基準は、左記 7 項目であり、これらについて、景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものについて定める。
景観法（届出及び勧告等）第十六条 3　景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。	■景観行政団体の長は、届出のあった行為に対して、設計変更、その他必要な措置を勧告する事ができる。
景観法（変更命令等）第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。	■景観行政団体の長は、届出のあった行為に対して、設計変更、その他必要な措置について変更を命令する事ができる。

2-2. 屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限（景観法第 8 条）

屋外広告物の表示・掲出は、景観上の影響が大きい要素であることから、景観計画に位置付け、景観行政と連携して進めることが望ましい。

このため、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により屋外広告物法が併せて改正され、景観行政団体が景観計画において本事項を定めた場合は、景観計画を定めた景観行政団体の屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例は、景観計画に即して定めること、同時に、指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができることとされており、景観行政団体が屋外広告物行政と景観行政を一体的に行うことが可能となっている。

こうした趣旨から、景観行政団体は、景観計画に本事項を定めた場合、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例を定める必要がある。

また、指定都市、中核市以外の市町村にあっては、同法第 28 条の規定により都道府県から条例の制定等の事務の移譲を受けることが望ましい。

表 2-3　屋外広告物の表示・掲出に関する行為の制限に関する根拠

条文	ポイント
屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。 一　都市計画法　第二章 の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区 二　文化財保護法　第二十七条 又は第七十八条第一項 の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第百九条第一項 若しくは第二項 又は第百十条第一項 の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域 三　森林法　第二十五条第一項第十一号 に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域 四　道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの 五　公園、緑地、古墳又は墓地 六　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所	■都道府県は、条例により、良好な景観または風致を維持するため、必要に応じて左記 6 項目の地域・場所について、広告物の表示や掲出物件の設置を禁止することができる。
屋外広告物法（広告物の表示等の禁止）第三条 2　都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。 一　橋りょう 二　街路樹及び路傍樹 三　銅像及び記念碑 四　景観法　第十九条第一項 の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項 の規定により指定された景観重要樹木 五　前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件 3　都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。	■都道府県は、条例により、良好な景観または風致を維持するため、必要に応じて左記 5 項目の物件について、広告物の表示や掲出物件の設置を禁止することができる。
屋外広告物法（広告物の表示等の制限）第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。	■都道府県は、条例により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の表示や掲出物件の設置について、必要な制限を定めることができる。

条文	ポイント
屋外広告物法（広告物の表示の方法等の基準）第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。	■都道府県は、前四条に規定するもののほか、条例により、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準、掲出物件の形状、その他設置の方法の基準、これらの維持の方法の基準を定めることができる。
屋外広告物法（景観計画との関係）第六条 景観法第八条第一項 の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の前三条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。	■景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定める場合は、景観計画に即して定める必要がある。
屋外広告物法（景観行政団体である市町村の特例等）第二十八条 都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十七の二 の規定によるもののほか、第三条から第五条まで、第七条又は第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第七条第一項　に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。	■指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体であれば条例の制定権限を都道府県から移譲を受けることができる。

2-3. 景観重要公共施設の整備、景観重要公共施設に関する許可の基準（景観法第 47～54 条）

本事項は、景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、公共施設の管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号ロ及び同号ハ）に規定する基準について定めるものである。これにより、景観行政団体と公共施設管理者が異なる場合においても、景観上の観点から互いに連携・調整を行い、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図ることが可能となるものであり、必要に応じて、適切に景観重要公共施設として位置付けることが望ましい。

「景観重要公共施設」は、特定公共施設のうち、良好な景観の形成に重要なものという観点から、地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等の地域の顔となる特定公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけることが望ましく、同時にそれらの「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定めることとされている。

景観重要公共施設の「整備に関する事項」は、景観重要公共施設の整備にあたり、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、例えば、駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、「街灯や舗装等を景観に配慮したものとすること」など、その整備に関する事項を定めることが考えられる。

景観重要公共施設の「占用等の許可の基準」は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持・増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるものであり、例えば、「地域に親しまれる緑豊かな都市公

園において、緑と調和した良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形態意匠や高さ」などについての基準を定めるものである。

また、景観計画に景観重要公共施設として定められた道路は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」第 3 条の規定の適用についての特例措置がとられており、景観重要道路の良好な景観の形成を促進する観点から、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合に、同条第 1 項に規定する電線共同溝を整備すべき道路としての指定を可能とするものであり、また、同条第 3 項に規定する要請を行うことのできる主体として、景観行政団体である都道府県を追加するものである。

このような制度の趣旨を踏まえ、景観行政団体及び関係道路管理者は、連携を図りつつ、景観重要道路について、その良好な景観の形成を図るため必要な場合には、電線共同溝を整備すべき道路として積極的に指定することが望ましい。

表 2-4　景観重要公共施設の整備に関する法律

条文	ポイント
景観法（景観計画）第八条 ２　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 五　次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの ロ　当該景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園、海岸保全区域等に係る海岸、港湾法による港湾、漁港漁場整備法による漁港、自然公園法による公園事業に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項 ハ　景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの （１）道路法　第三十二条第一項又は第三項の許可の基準 （２）河川法　第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の基準 （３）都市公園法　第五条第一項又は第六条第一項 若しくは第三項 の許可の基準 （４）海岸法　第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準 （５）港湾法　第三十七条第一項の許可の基準 （６）漁港漁場整備法　第三十九条第一項の許可の基準	■景観計画においては、良好な景観の形成のために必要なものとして、景観計画区域内の道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、公園事業に係る施設、その他政令で定める特定公共施設を、景観重要公共施設と位置づけ、それらの景観上必要な「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める。 ■「整備に関する事項」は、景観重要公共施設の整備にあたり、景観上配慮すべき事項を定めるものである。 ■「占用等の許可の基準」は、景観重要公共施設の景観上の特性を維持・増進するために定めるものである。
景観法（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例）第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。」、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体である都道府県「当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。	■景観法により「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」について特例措置をとることで、景観重要公共施設として定められた道路に関して、電線共同溝の整備等を実施することを可能とし、かつ同条第 3 項に規定する要請を行うことのできる主体として、景観行政団体である都道府県を追加するものである。

条文	ポイント
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（電線共同溝を整備すべき道路の指定）第三条 **【景観法第 48 条による読み替え後】** 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。 ２　道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体である都道府県、当該道路の沿道がその供給区域又は供給地点に該当する電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第六号に規定する特定電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 ３　市町村又は景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。	■道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」、電線をその地下に埋設し、必要に応じて景観重要公共施設として位置づけられた道路について、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。 ■市町村又は景観行政団体である都道府県は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し電線共同溝を整備すべき道路として指定するよう要請することができる。

■３．保全の体制

3-1. 保全体制の考え方

今日では、社会における利便性が高まる一方で、人間と自然との共生が問われるようになりつつある。しかし、日本人は古来から「八百万の神々を信じる心」という自然と共生する心をもっており、自然を暮らしの中に上手に取り入れて生活を営んできた。

特に、樹木は建築材や燃料、果実や種子等の生産、村の境界木や一里塚☆などの道標（指標木）、農作業の時期を知るための農諺木☆など様々な用途で利用され、人々の暮らしの中で役立てられてきた。

また、社寺における神木や霊木、山野（山の神）の祀り木などは、信仰対象として崇められ大切にされてきた。その結果、材木の母樹として残された樹木や宗教的に保護されてきた樹木は、今日では巨樹・老樹となり地域を象徴する歴史・文化的な遺産となっている。

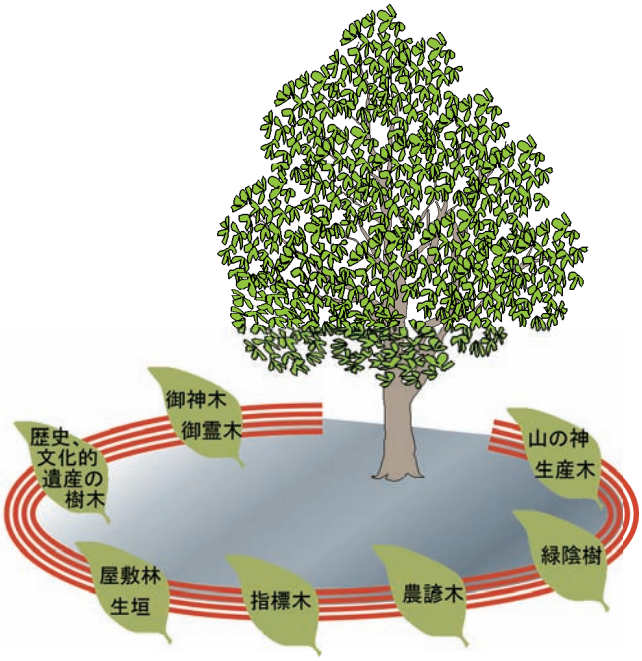

図 2-5　景観重要樹木を取り巻く社会背景

このような樹木を景観重要樹木に指定し、永続的に保全していくためには、地域の市町村（景観行政団体）や地域を広域的に管轄する都道府県等の行政、樹木の身近で生活する住民、その地域や隣接した地域の人々など、樹木を取り巻く様々な人々が協力して実施していく事が重要である。

ただし、それぞれの立場で協力できることや実施できることが制約されるため、限られた人員や予算の中で効率的かつ効果的に保全を進められるように、どの時点で、誰が、どんなことができるかなど、保全に必要な作業や、その中で協働可能な内容について整理し、景観重要樹木を保全するための体制とともに役割分担を決定することが重要である。

保全体制が確立して、景観行政団体の下でそれぞれの役割分担の作業が進めば、保全活動がスムースになり、景観重要樹木の良好な生育を保つことが容易になる。さらに、この保全体制の運営が軌道に乗ることで様々な人脈を構築でき、それを活用して景観重要樹木を題材にしたイベントや環境教育等を積極的に企画･実行していくことも可能となる。それらのイベントや環境教育をきっかけとして、人々がその地域の歴史・文化に興味や関心を抱き、それが地域コミュニティづくりや観光振興の一助となることも大いに期待できる。

☆一里塚（いちりづか）

大きな道路の側に 1 里毎に旅行者の目印として設置した塚（土盛り）のこと。元々は中国起源のもので、塚の側に槐の木を植えたり標識を立てたりする。一里塚が全国的に整備されるようになったのは江戸時代である。慶長 9 年 2 月 4 日、江戸幕府は日本橋を起点として全国の街道に一里塚を設置するよう指令を出した。一里塚の設置は、大久保長安の指揮の元に行われ、10 年ほどで完了した。一里塚には榎等の木が植えられ、木陰で旅人が休息を取れるように配慮されていた。また現存する一里塚の多くは道の片側にのみ存在するが街道の両側に対で設置されるのが本来の姿である。

☆農諺木（のうげんぼく）

気象学の発達していなかった時代の農作業の指標とされた樹木のこと。里の巨樹は、季節を知る「暦」代わりに使われた。サクラやコブシの花など、白っぽい目立つ花を農事暦に活用した。

景観重要樹木の保全は、樹木を管理する所有者や景観行政団体が実施するものではあるが、今日では、公共の緑の管理についても情報公開や政策決定プロセスへの住民参加が求められ、住民の意見や地域の意思が尊重される社会へと移行しつつあることから、景観重要樹木の保全体制の構築にあたっては、地域住民の積極的な協力が不可欠である。

また、地域で活動する事業者（営利等の目的をもって事業を営む者）においても、企業の社会的責任（CSR）☆、特に環境に対する取り組みが問われつつあるため、景観重要樹木の保全にあたっては、資金的援助や人材の派遣等の協力が望まれる。

☆企業の社会的責任（CSR）

■企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者（ステークホルダー：消費者、投資家等、及び社会全体）からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。企業の経済活動には利害関係者に対して説明責任があり、説明できなければ社会的容認が得られず、信頼のない企業は持続できないとされる。

■持続可能な社会を目指すためには、企業の意思決定を判断する利害関係者側である消費者の社会的責任（CSR: Consumer Social Responsibility)、市民の社会的責任（CSR: Citizen Social Responsibility）が必要不可欠となるといわれる。

以上から、景観重要樹木の保全は、それぞれの社会的責任を認識した上で、①管理者（所有者、景観行政団体)、②住民、③事業者（企業・団体）の 3 者により協働で実施していくことが望ましい。なお、実施にあたっては、それぞれの立場で必要とされる分野の専門家等の参画を募って、意見を聞いたり、技術的な指導を受けながら実施する必要がある。

景観重要樹木の保全体制を図 2-6、役割分担を表 2-5 に示す。

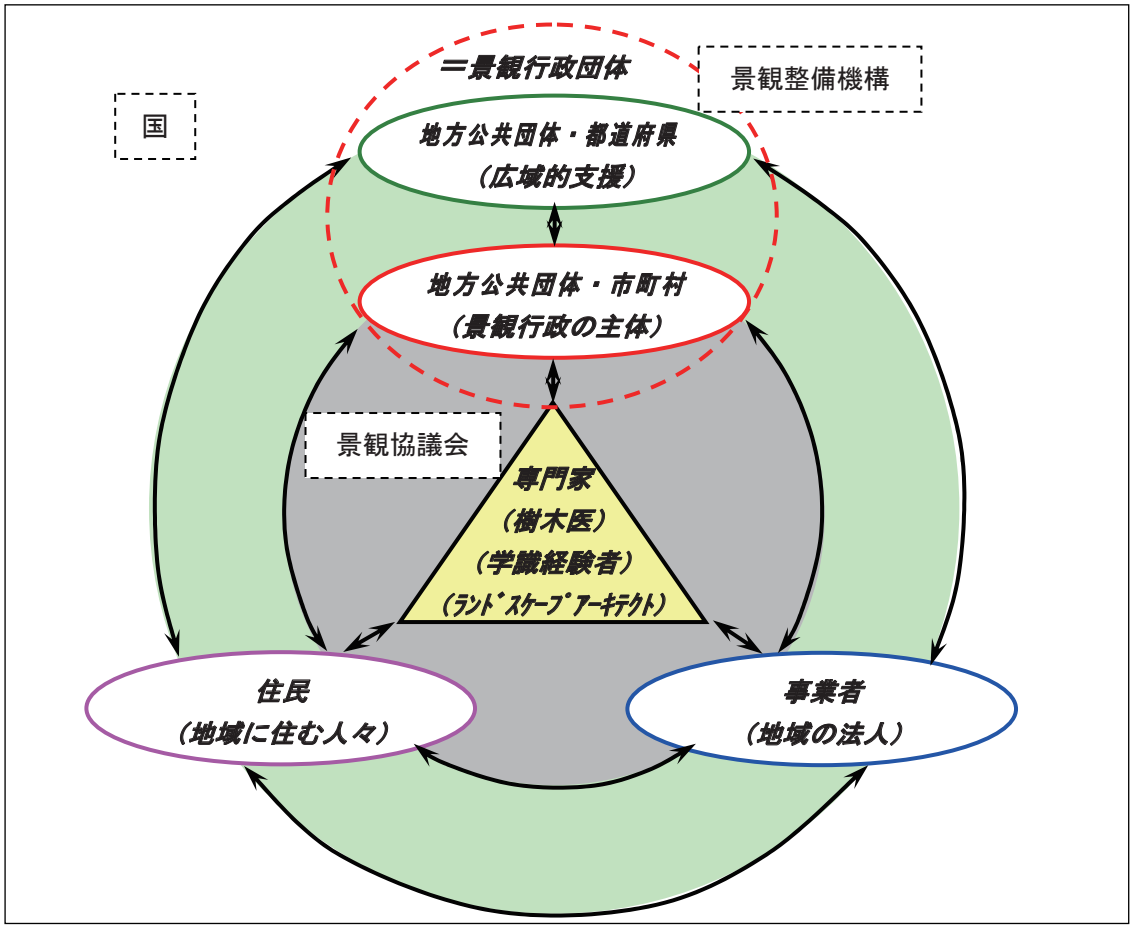

図 2-6　景観重要樹木の望ましい保全体制

表 2-5　景観重要樹木の保全におけるそれぞれの役割と主な内容

		役割	主な内容
国		■景観施策を総合的に推進する役割を担う。 ○景観施策の総合的な策定・実施を行う。	①景観施策の総合的な策定及び実施 ②景観施策の啓発及び知識の普及
地方公共団体	市町村	■市町村レベルでの景観行政を主体的に実施する役割を担う。 ○景観行政及び景観重要樹木の保全活動全体を統括・管理する。 ○景観重要樹木の保全に先立ち、対象となる樹木にかかる法制度の確認や所有者への働きかけなどを行う。	①景観重要樹木の候補となる地域資源の発掘。 ②イベント（景観ウォッチング、シンポジウム、環境学習、花見、参加型保全活動）の企画・開催・支援 ③ワークショップ、セミナー等の企画・開催・支援 ④公聴会・説明会の実施、アンケートの実施 ⑤保全活動に関わる住民や事業者等の把握と、イベント時の人材確保、人材活用のためのシステム構築、イベントへの講師派遣 ⑥行政機関の HP や広報誌による住民・事業者への情報発信 ⑦住民による組織運営のバックアップ ⑧資材・機材等の提供

	役割	主な内容
都道府県	**■都道府県レベルでの景観行政を広域的に支援・先導する役割を担う。** ○市町村が景観行政及び景観重要樹木の保全活動を進めやすくするための支援･先導を行うとともに､広域行政の担い手として広域的な観点からの調整を行う。	①景観行政団体間の調整 ②景観協議会等の開催 ③広域的な景観行政 ④行政機関の HP や広報誌による市町村・住民・事業者への情報発信
住民	**■保全活動全般に参加・協力する役割を担う。** ○「住民」とは、主に景観重要樹木のある地域で生活する人々を指す。 ○今日､多くの地域で市民参加型の社会が主流となりつつあることを踏まえ､様々な場面で景観重要樹木の保全活動に積極的に参画する。	①保全活動への参加・協力 ②保全活動に係る資金援助や寄付 ③イベントの企画・参加 ④ワークショップ、セミナー等の企画・参加 ⑤住民・事業者への普及・啓発 ⑥景観計画に関わる提案
事業者	**■保全活動全般を支援する役割を担う。** ○「事業者」とは、主に景観重要樹木のある地域で活動する企業・団体等を指す。 ○今日､多くの企業で環境保全への配慮を経営理念としている事を踏まえ､景観重要樹木の保全活動に積極的に人材を派遣したり､資金援助や寄付等の支援を行う。	①保全活動への人材の派遣 ②保全活動に係る資金援助や寄付 ③イベントの企画・提案・参加及び人材派遣 ④ワークショップ、セミナー等の企画・参加及び人材派遣 ⑤住民・事業者への普及・啓発 ⑥景観計画に関わる提案
専門家	**■景観行政及び保全活動全般を指導･助言する役割を担う。** ○「専門家」とは、景観行政及び保全活動全般を正しい方向に、適切・円滑に進める上で必要となる様々な分野での専門家を指す（アドバイザー的人材；学識経験者、ランドスケープアーキテクト、専門技術者；樹木医、街路樹剪定士、造園施工管理技士)。 ○景観行政や保全活動を正しい方向に適切に実施するための関係者へのアドバイスや､各種イベントの提案､関係者への説明､時には関係者間の橋渡しを行う。	①樹木の調査・診断・治療 ②保全計画の立案・指導 ③市民・行政間のコーディネーター・ファシリテーターとしての連携・協働の促進 ④樹木保全や環境保全を通した緑や景観の豊かな地域のコミュニティの形成 ⑤緑地協定・景観協定等の地域の良好なまちづくりなどの計画づくり・指導 ⑥ワークショップ、セミナー等における講演

景観重要樹木の保全にあたり、国は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定して実施する責務を負い、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、国民の理解を深めるように努める役割を担う。

地方公共団体は、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに関し、国との適切な役割分担を踏まえた上で、その区域の自然的、社会的諸条件に応じた施策を策定・実施する責務を負う。特に、景観重要樹木の保全は、住民の生活に密接に関係する課題であることや、地域の要望に応じたきめ細かな取り組みが必要であることから、基礎的自治体である市町村が景観行政団体となり、景観行政の中心的な役割を担うことが望ましい。その場合、都道府県は、例えば「街道にある一里塚のエノキや河岸にあるヤナギ、峠にある境界木のスギ」等、連坦した市街地など複数の景観行政団体の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等について、関係する景観行政団体が互いに協議する場を設けたり（景観協議会)、必要に応じて、関係する地方公共団体の意見を聴くなどして、その適切な推進を図るための支援・先導する役割を担う。

住民は、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに関する理解を深め、その実現のために積極的な協力を果たす責務を負う。

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、景観重要樹木を保全して良好な景観の形成を促進することに自ら努めるとともに、国または地方公共団体が実施する施策に協力する責務を負う。

専門家は、景観重要樹木の保全に関わる多様な関係者に対して、必要な情報や知見等についてアド

バイスをしたり、必要に応じてそれぞれの関係者間の橋渡しや説明をしたり、保全活動の技術的な作業を行う役割を担う。保全活動を進めるにあたっては、活動の内容に応じて適切と考えられる専門家を取り込み、協力を得ながら実施していくことが不可欠である。

3-2. 役割分担

(1) 地方公共団体の役割

【市町村の役割】

市町村は、景観行政を主体的に実施する役割を担う。市町村は、住民に最も身近な行政機関であり、自らの地域の将来像を描き、住民とともにその実現を図っていく景観行政の主体となる存在であるため、積極的に「景観行政団体」となり、景観行政の舵取りを行っていく役割を担う。

特に、景観法第 9 条第 1 項において、「景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされていることから、景観行政団体が景観計画を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開催するなど、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされている。これは、景観計画の案の作成の段階から、住民の意見をできるだけ反映させるための規定であるが、景観行政団体は積極的に、公聴会・説明会の開催、広報紙やインターネット等による案の公開と意見募集、まちづくりの方向・内容等に関するアンケートの実施、景観協議会等を中心とした案の提案など各種方策を、地域の実情に応じて実施することで住民の意見を反映させる必要がある。

市町村に期待される役割を表 2-6 に示す。

表 2-6　市町村に期待される役割

期待される役割	主な内容
①発掘・創出	■景観重要樹木の候補樹種の発掘 ■巨樹・老樹ウォッチング、景観コンテスト等の開催 ■景観重要樹木の指定と指定の推進
②保全	■管理協定による管理の代行 ■景観重要樹木の保全計画の作成 ■保全計画に基づく保全活動の推進
③規制・誘導	■屋外広告物法に基づく広告の制限 ■電線共同溝の整備等の要請 ■都市計画法に基づく景観地区の指定及び景観法に基づく準景観地区の指定 ■条例の制定による地区内の規制・誘導及び土地利用の制限 ■都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定による建築制限
④普及・啓発	■行政機関の HP や広報誌による情報発信 ■巨樹・老樹ウォッチング、景観コンテスト等の開催 ■各種イベントの企画・開催 ■ワークショップ・セミナーの企画・開催
⑤調整	■行政内の調整 ■景観重要樹木に係る多様な関係者間の調整 ■保全活動に関わる住民や事業者等の把握 ■公聴会・説明会の開催 ■アンケートの実施

期待される役割	主な内容
⑥支援	■イベント時の人材確保 ■地域組織、地域の NPO、団体等への支援 ■各種活動に必要な資材・機材等の提供 ■人材育成（リーダー、担い手） ■人材派遣（専門家、アドバイザー） ■人材活用のためのシステム構築

①発掘・創出

市町村は、住民に最も身近な行政機関であるため、積極的に景観行政の主体である景観行政団体となり、景観重要樹木の創出、指定、保全までの一連の活動に主体的に取り組んでいくことが重要である。景観重要樹木の創出・指定にあたっては、過去の調査事例や地域の歴史や文化を調べたり、巨樹・老樹に関するイベントやコンテスト等を開催するなど、住民と協働して様々な方法で候補となる資源を発掘・創出し、景観重要樹木の指定を推進していくことが望まれる。

②保全

市町村は、景観重要樹木の保全にあたり、樹木所有者と相談した上で積極的に管理協定を結び、管理を代行していくことが望ましい。その上で、景観重要樹木の保全計画を立案（第 3 章「保全計画の立案」参照）し、適切な保全活動を実施していくことが重要である。

③規制・誘導

市町村は、景観法に基づく景観計画の立案、都市計画法に基づく「景観地区」の指定・景観法に基づく「準景観地区」の指定、良好な景観形成のための行為の制限、屋外広告物法に基づく広告物の表示等の制限、電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく「電線共同溝を整備すべき道路」の指定の要請、都市計画法に基づく地区計画等の各種制度を有効に活用し、地域レベルでのきめ細やかな規制・誘導を行い、景観重要樹木が抱える景観的な課題を解決するとともに、今ある景観重要樹木の適切な保全、景観重要樹木の発掘等を積極的に進めていくことが重要である。

④普及・啓発（機会・情報提供）

市町村は、景観重要樹木を通して地域を見直し、地域のみどりや樹木に関心を持つ人々を増やし育てることが、最終的には身近な樹木を保全し、地域の景観を良くすることにつながる。そのためには、景観重要樹木の重要性を普及・啓発することで、地域を見直す機会を創出することが重要である。そのためには、景観重要樹木に関わる様々なイベントやワークショップを企画・実施することが重要である。景観づくりの主役は住民であり、また地域の景観重要樹木は個々の地域レベルでの地道な活動によって保全されるものである。そのため、地域の組織や NPO、各種団体等により展開される地域づくり活動に対する支援策を充実させ、公民パートナーシップによる活動を継続的に展開していくことが重要である。

⑤調整

市町村は、景観重要樹木の保全活動に関わる可能性のある住民や事業者等をアンケート調査や広報

誌による公募等において把握するとともに、行政内はもちろん、景観重要樹木に係る多様な関係者間の調整を行い、保全活動を円滑に実施することが重要である。

⑥支援

市町村は、各種のイベントやワークショップ、セミナー等を実施する際に、その人材を確保したり、人材活用のためのシステムを構築しておくことが重要である。また、それらの活動を行う地域の NPO や団体等を支援したり、各種活動に必要な資材・機材等を提供したり、講師や専門家を派遣するなど、極めの細かな支援をすることが重要である。

【都道府県の役割】

都道府県は、景観行政を広域的に支援・先導する役割を担う。都道府県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村が景観行政をより進めやすくするための先導・支援を行うとともに、広域行政の担い手であることを踏まえ、複数の景観行政団体間の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等についての調整を行う役割を担う。都道府県に期待される役割を表 2-7 に示す。

表 2-7　都道府県に期待される役割

期待される役割	主な内容
①規制・誘導	■景観条例（景観に関する規制・誘導・推奨等）の検討・制定 ■屋外広告物法に基づく広告の制限 ■電線共同溝の整備等の要請
②普及・啓発	■行政機関の HP や広報誌による情報発信 ■景観優良事例等の表彰制度の創設 ■景観行政に関する相談窓口の設置
③調整	■行政内及び行政間の調整 ■景観法に基づく条例の実施にあたっての他の条例との調整 ■広域的な景観の形成についての調整
④支援	■行政職員の意識改革 ■市町村に対する景観行政の支援・協力 ■市町村・住民・事業者への取り組み支援 ■人材育成（リーダー、担い手） ■人材派遣（専門家、アドバイザー） ■人材活用のためのシステム構築
⑤整備	■景観行政の関係者が連携・協働する仕組みの整備 ■景観施策を総合的に評価する仕組みの整備
⑥先導・助言	■都道県全体の景観行政の方針・仕組みの提示 ■市町村に対する景観行政の先導・助言

①規制・誘導

都道府県は、景観形成に関連する各種の条例を定めることができるため、それらを検討した上で積極的に活用することが重要である。例えば、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害防止のため、必要に応じて広告物の表示や掲出物件の設置について、必要な制限を定めたり、電線共同溝の整備を要請することができる。

②普及・啓発

都道府県は、住民・事業者に景観施策の事例紹介等を通して、景観の保全は地域景観の保全であることの理解を得るとともに、NPO や市町村等と連携して保全活動への関心や意欲を高めるための普及・啓発を行うことが重要である。そのほか、景観優良事例の表彰制度や、景観行政全般に関する相談窓口等を設置するなど、広域的な普及・啓発を行うことが重要である。

③調整

都道府県は、景観行政を実施する上で、国や市町村とのスムーズな連携・協働を可能とするために、関連する行政内の各部署はもちろん、行政間、組織・団体等との調整や、複数の景観行政団体間の行政区域間にわたる広域的な景観の形成等についての調整を図ることが重要である。

また、都道府県下で景観行政や保全活動を推進するため、景観条例の必要性と内容を検討した上で、既存の景観に関する他の条例との調整も必要である。

④支援

都道府県は、住民・各種団体・市町村が行う景観に配慮した地域づくり活動を支援するため、樹木の専門家、景観の専門家、色彩の専門家、観光の専門家、ワークショップの専門家等をアドバイザーとして登録し、地域毎のテーマに沿った専門家を派遣・紹介する支援制度を構築することが重要である。

同時に、景観の保全活動の将来的な担い手となる子供達への教育をはじめ、保全活動のリーダーとなるべき人材の育成につながる各種の取り組みや、行政職員の意識改革を図り、住民とともに地域づくりを推進することのできる人材を育てることが重要である。

⑤整備

都道府県は、景観づくりの主体となる住民・市町村等への啓発・支援に向けた体制づくりを行うとともに、施策の効果・問題点等を検証し、改善していくための仕組みや、広域的な景観の保全・創出に向けて、複数の関係者が連携・協働できる仕組み、各分野で取り組んでいる施策が景観面にどのような成果を与えているかを総合的に評価・検証し、改善する仕組み等を整備することが重要である。

同時に、景観行政や保全活動に関わる様々な専門家（樹木の専門家、景観の専門家、色彩の専門家、観光の専門家、ワークショップの専門家）等のデータベースを整備することも重要である。

⑥先導・助言

都道府県は、住民・事業者の景観形成活動や、市町村が景観行政をより進めやすくするための先導・支援を行うことが重要である。同時に、管轄する市町村の景観行政の内容を把握した上で、必要に応じて調整を図り、都道府県全体の景観行政の方針・仕組みを提示する必要がある。

（2）住民に期待される役割

住民は、保全活動全般に参加・協力する役割を担う。景観は住民の暮らしに密接に関係するものであることや、近年、景観形成にかかわる事柄に住民自らが主体的に参画しようとする動きが広がっているとともに、行政一般に対して、行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められている

ことなどから、住民は、景観計画の策定・変更手続に積極的に参加し、景観計画に係る情報公開及び理由の開示等を積極的に行う必要がある。

また住民は、景観重要樹木の保全活動の最も重要な担い手であり、自らが暮らす地域の景観重要樹木に対する興味や関心を持ち、イベントやワークショップに積極的に参加し、保全活動を地域ぐるみで推進する役割を担う。

住民には､自らの地域の自然は自らで守り育てるという自立的な地域づくりの意識を持つとともに、具体的に生活空間の質や環境をより良くするための取り組みや、都道府県や市町村が進める各種施策を理解し、参加・協力することが期待されている。住民に期待される役割を表 2-8 に示す。

表 2-8　住民に期待される役割

期待される役割	主な内容
①発掘	■地域の巨樹・老樹の発掘 ■巨樹・老樹ウォッチングの参加 ■景観コンテスト（樹木部門）等への応募 ■地域の巨樹・老樹の歴史・文化等の調査
②企画・参加	■保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理ほか）の企画・参加 ■各種イベントの企画・参加 ■ワークショップ・セミナーの企画・参加
③提案	■景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）に関する提案 ■樹木の所有者による景観重要樹木の指定の提案 ■景観協議会への参加

①発掘

住民は、積極的に自らの住む地域や頻繁に訪れる場所の緑や樹木に関心を持つことが、景観重要樹木の発掘や保全の第一歩である。また、行政等から提供される情報や広報紙等から、景観重要樹木に対する関心を深めたり、自らが景観重要樹木となりそうな樹木探し（＝景観ウォッチング）に出かけたり、地域の歴史・文化を調べたりするなど、何よりも地域のみどりへの関心や、保全活動への興味を持つことが重要である。

②企画・参加

住民が、自らの住む地域を自らの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着も育まれ、住みよい環境が保全・創出される。住民が積極的に景観重要樹木に関わる各種のイベントやワークショップ・セミナーに参加することはもちろん、それらを住民自らの手で企画することも重要である。

③提案

景観法では、景観計画の作成段階から地域の住民が積極的に関わることのできる措置がとられているため、住民はそれら制度を積極的に活用することが重要である。

景観計画区域内の土地の所有者、まちづくりに関連する NPO、公益法人、あるいは景観行政団体の条例で定めるこれらに準ずる団体は、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合に、景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）について提案することができる。

また所有者は、景観行政団体の長に、所有する樹木を景観重要樹木として指定することを提案する

ことができる。

(3) 事業者に期待される役割

事業者は、保全活動全般を支援するとともに、景観阻害要因をつくらないなど、良好な景観の形成に協力する役割を担う。

事業者は、景観重要樹木の保全活動の重要な支援者である。事業者が関わる地域の景観に関心を持つとともに、良好な景観形成に自ら努め、地域の景観や環境をより良くするための資金援助や人材の派遣等の役割を担う。事業者に期待される役割を表 2-9 に示す。

表 2-9　事業者に期待される役割

期待される役割	主な内容
①関心・配慮	■事業活動の景観への影響の把握 ■周囲の景観への配慮
②企画・参加	■保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理ほか）の企画・参加 ■景観コンテスト（樹木部門）等への応募 ■各種イベントの企画・参加 ■ワークショップ・セミナーの企画・参加
③支援	■保全活動への人材派遣・資金援助 ■各種イベント、ワークショップ・セミナーへの人材派遣・資金援助 ■環境基金等の設立
④提案	■景観計画の内容（「行為の制限」、「屋外広告物の制限」、「色彩の制限」等）に関する提案 ■景観協議会への参加

①関心・配慮

事業者は、施設を整備したり、屋外広告物を掲示するなどの事業活動が、結果として地域の景観に影響を与える場合があることを認識した上で、周囲との環境的な調和に配慮するなど、地域の一員として、環境を守り、育んでいくことが重要である。

②企画・参加

事業者は、自らが事業を展開する地域や事業所の周辺は、自らの手で適切に維持・管理することにより、地域が美しくなり、愛着が育まれ、住みよい環境が保全・創出されるとともに、それが企業のイメージアップや宣伝にもつながるものである。事業者が積極的に景観重要樹木の保全活動や各種のイベントやワークショップ・セミナーに参加することはもちろん、時には事業者自らの手で企画することも重要である。

③支援

事業者は、景観重要樹木の保全活動や各種のイベントやワークショップ・セミナーに、人材を派遣したり、資金的な援助をしたり、会場等を貸し出したりするなど、直接的あるいは間接的に支援することで、保全活動を盛り上げることも重要である。

④提案

事業者は、景観協議会などの話し合いの場に積極的に参加し、提案することができる。

例えば、シンボルロード等の景観重要公共施設又は将来において景観重要公共施設になることが見込まれる施設や、鉄道駅周辺等の交流拠点、歴史的なまちなみ、景観資源が散在する地域、スキー場や温泉等のリゾート施設が集積する地帯等において、良好な景観形成を推進しようとする際は、景観行政団体により景観協議会等が設置されるなど、多様な意見を調整する場が設けられている。

景観協議会には、景観行政団体のほか、施設管理者、関連事業者、振興組合、地区住民等が参加し、オープンカフェの設置・運営方法、花いっぱい運動、活性化イベント、サイン計画や歴史と調和したみちづくり、周辺の自然環境と調和した屋外広告物等について提案することができる。

（4）専門家に期待される役割

専門家は、景観行政及び保全活動全般を指導・助言したり、樹木の診断をしたり、特殊な技術を要する様々な保全対策の作業を行う役割を担う（「調査・診断」、「生育・景観改善」、「治療・回復」等の作業を指す。詳細は第 3～5 章を参照）。

景観行政や景観重要樹木の保全を適切・円滑に実施していくためには、景観や樹木等の分野におけるエキスパートである専門家から指導・助言を受けながら実施していくことが不可欠である。専門家は、景観行政や保全活動を正しい方向に適切に実施するための関係者へのアドバイスや、各種イベントの提案、関係者への説明、時には関係者間の橋渡しを行う。

景観行政及び保全活動は極めて多岐にわたるため、要所要所で必要に応じて、適切な専門家を活用することが重要である。景観行政及び保全活動に関わる可能性のある主な専門家を、表 2-10 に示す。

表 2-10　景観行政及び景観重要樹木の保全に関連する主な専門家

分野	主な資格	内容
緑化	登録ランドスケープアーキテクト	緑地空間の計画や設計等に関する一定の能力を有する者（民間資格）。
	造園施工管理技士	建築業法に基づき、造園工事の施工計画作成や工程管理等を行う者（国家資格）。
	造園技能士	造園工事において施工に関する一定の技術や能力を有する者（国家資格）。
	樹木医	樹木の医者にあたる資格で、樹木の診断や治療、後継樹の育成や樹木の保護に関する知識の普及と指導を行う者（民間資格）。
	植栽基盤診断士	植栽基盤・土壌・植物・植栽に関する知識と経験および土壌調査・診断結果をもとにした処方能力を総合的に備え、植栽基盤整備に係る卓越した技術力を有する者（民間資格）。
	街路樹剪定士	街路樹の健康・美観・機能等の専門的知識・技術を有する者（民間資格）。
	公園管理運営士	都市公園の管理運営を円滑かつ効果的に推進するための、マネジメント能力を備えた一定水準の知識、技術、能力を持つ者（民間資格）。
景観	公的資格、民間資格なし	景観アドバイザー、景観デザイナー、色彩専門家等。
まちづくり	公的資格、民間資格なし	まちづくり専門家、まちづくりコーディネーター、ファシリテーター、観光専門家、ワークショップ専門家等。

なお、市町村、住民、景観協議会、景観整備機構の位置づけを図 2-7 に示す。

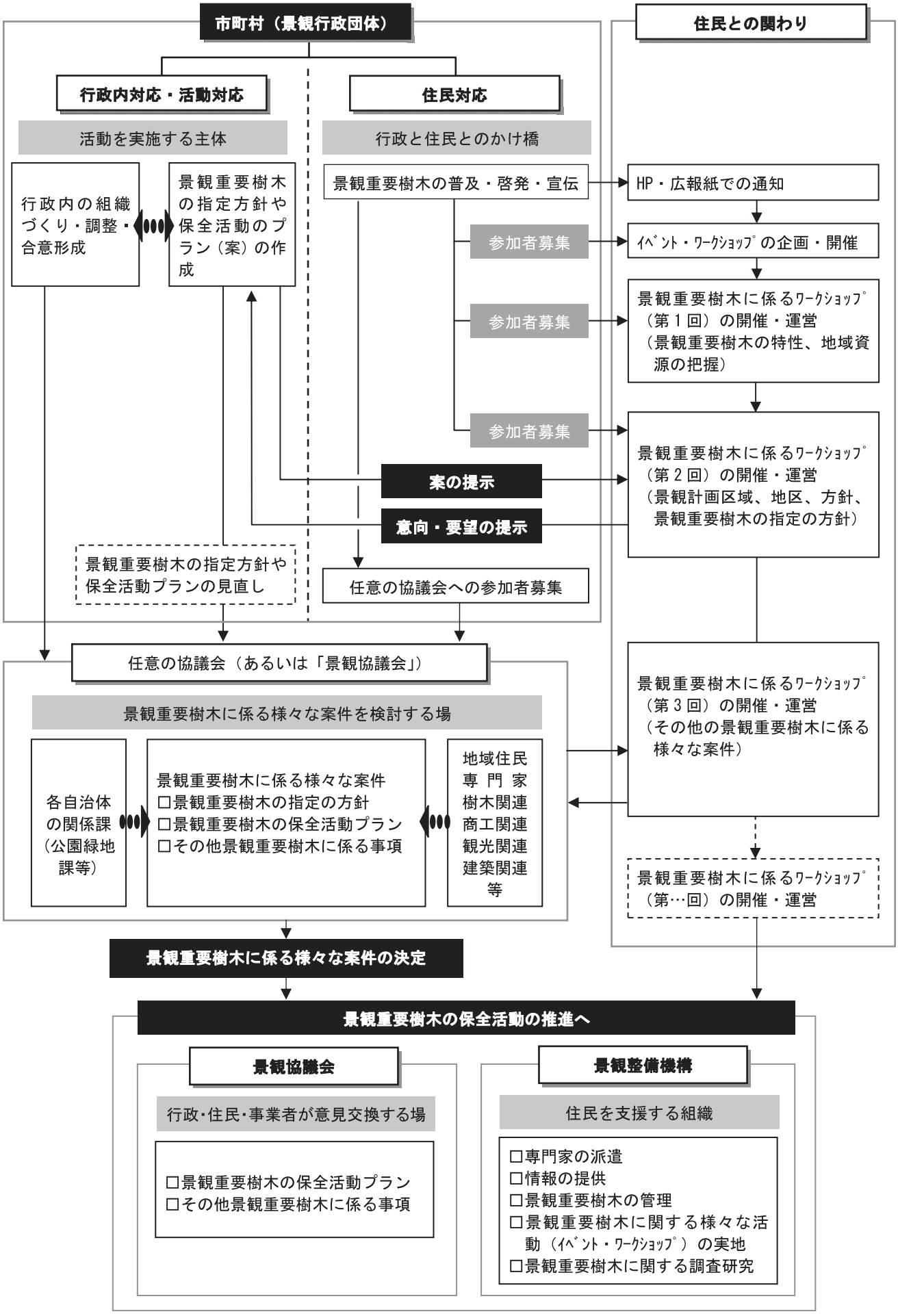

図 2-7　市町村、住民、景観協議会、景観整備機構の位置づけ

■４．景観重要樹木の活用と安全管理

4-1. 景観重要樹木の活用

地域にある景観重要樹木を活用し、様々な取り組みやイベントを実施することは、住民に樹木や身近なみどりの大切さを理解させ、保全活動への理解や興味を持たせる絶好の機会となるものである。

特に、巨樹・老樹の類が多い景観重要樹木は、環境教育や自然学習、写生会等の学習教材となるとともに、お花見や果実拾い、巨樹・老樹ツアー等の各種イベントに活用することが望まれる。これらの活動を実施することにより、住民でも参加可能な保全活動（清掃・美化活動、花卉等の植栽・管理等）に、段階的に展開していくことが可能となる。

なお、これらの取り組みやイベントを実施する際は、学習や作業だけでメニューを構成するのではなく、途中でお弁当を食べたり、お茶を飲んだりするなどの「ピクニック（戸外での食事）」的、あるいは落ち葉を利用して焼き芋づくりをするなどの「アウトドア（野外活動）」的な要素を盛り込むことが、参加者やリピーターを増やす重要な要素である。

（1）学習教材としての活用

景観重要樹木として指定される樹木は、巨樹・老樹の類が多く、地域の文化や歴史を象徴する存在となっていることが多い。そのため、樹木の履歴を調べることが、地域の歴史を知ることにつながるなど、樹木を通して歴史・文化の分野を学ぶことができる。

また、樹木はみどりを感受できる最も身近な存在であり、最も長命な生き証人として、その生い立ちや仕組み、開花や結実のメカニズム、樹木の生活基盤となる土壌を知ることで生物・地学の分野を学ぶことができる。また、樹木を細かく観察し、絵を描いたり写真を撮ることなど、美術の教材としても利用することができる。

このため、景観重要樹木の保全活動を進めるにあたっては、その場面ごとに学習教材としての活用を検討することが望ましい。なお、景観重要樹木を活用した環境教育の実施のための留意点を表 2-11 に示す。

表 2-11　学習教材としての活用のために必要な事項（参考）

留意点	内容
①開放性・公平性	■誰でも自由に参加できる開放性があること ■子供・高齢者・障害者が能力に応じて参加できる公平性があること
②利益・充実性	■教育指導カリキュラムが考えられていること ■カリキュラムに無理がないこと ■実際に体験する内容が盛り込まれていること ■学ぶ喜び・自主性・考える力が得られること
③安全性	■安全対策が万全であること
④体制	■核になる人、世話人等の適正なリーダーがいること ■専門家、その分野での職人・達人がいること
⑤連携	■地域の関係者と連携できていること
⑥楽しさ・サービス	■「ピクニック（戸外での食事）」や「アウトドア（野外活動）」的な要素が盛り込まれていること

学習教材としての活用イメージ

樹木の生態の学習会

樹木に発生するキノコの学習会

(2) 各種イベントの素材としての活用

景観重要樹木として指定される樹木は、公共の場から大勢が見ることのできるものに限られるため、特に見学するという視点での活用が期待される。樹木を近くあるいは遠くから見ながら、サクラであればお花見を企画したり、地域の巨樹・老樹であれば見学ツアーを企画したりしても良い。

また、樹木からの生産物や恵みを利用するという視点も考えられる。樹木の周囲を観察しながら、イチョウであれば銀杏拾い、シイやカシであればドングリ拾い、モミジであれば葉っぱ拾い（押し葉づくり）、ケヤキであれば枯れ枝のキクラゲ取りなど、樹木からの生産物を素材として活用することも重要である。

イベントの素材としての活用イメージ

お花見

樹林内での昼食会

(3) 保全活動の素材としての活用

住民は景観重要樹木の専門性の高い複雑な保全作業を行うことはできないが、保全作業時に通常は見ることのできない樹木の治療やロープワーク等の特殊な作業を見学したり、清掃等の美化活動、周

辺への花卉植栽、看板や案内板の製作等、樹木に直接触れなくても間接的に保全活動をサポートすることが可能である。

これらは、例えば午前中は保全作業の見学や清掃等を行い、落ち葉を利用して焼き芋をつくってお昼のお弁当と一緒に食べたり、午後は写生会を行うというように、前述の学習会やイベントとうまく組み合わせて実施することが重要である。

保全活動の素材としての活用イメージ

マツ林床の清掃・除草

ロープワークによる木登りイベント

専用機器による樹木腐朽診断の見学

木陰でのお弁当

4-2. 安全性の配慮

景観重要樹木として指定される樹木の多くは、巨樹・老樹の類が多いため、保全にあたっては、①樹木周辺の通行者や利用者及び人工物等（建物、車、道路）に対する安全性の配慮、②管理を実施する際の作業者に対する安全性の配慮、③イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮の３つの安全対策が必要である。

安全対策の対象者は、保全活動の関係者はもちろん、環境教育の参加者・見学者から保全ボランティアまで広い意味での利用者と、保全活動には直接関わりのない付近の通過・駐車車両、歩行者、隣接地等、樹木の影響する範囲内に存在する人間や工作物、建築物である。

（1）樹木周辺の通行者や利用者、人工物等に対する安全性の配慮

景観重要樹木として指定される樹木の多くは、巨樹・老樹の類が多いため、中には枝折れや倒木を起こす恐れのある樹木も少なくない。特に、不健全な景観重要樹木の場合は、倒木や落枝等により重大な事故を引き起こす可能性があり、場合によっては人身事故となる可能性もあるため、既に管理作業が適切に実施されており、かつ支柱や保護材等の設置による安全策がとられているものや、立地上、樹木周辺の通行者や利用者、人工物等への危険がほとんどないと判断されるもの以外は、必要に応じて損害賠償保険等に加入しておくことが望ましい。

樹木が原因となる人や物に対する賠償は、「個人賠償責任保険」や「日常賠償責任保険」で対応可能である。会社により保険料は異なるが、おおよそ数千円程度が一般的である。しかし、樹木が立ち枯れしているのに放置していたため第三者へ被害を与えた場合など、管理が不十分なケースによる事故は賠償責任が発生するケース☆がある。

（2）管理を実施する際の作業者に対する安全性の配慮

樹木の管理を行う作業者は、保全活動の実施の際に、高所での作業を実施することや、薬品を取扱う場合も少なくなく、不慮の事故が起こる可能性は十分にあるため、可能な限り未然に事故発生を予防するための対策を講じておくと同時に、労働災害保険等に加入しておく必要がある。

なお、作業にあたっては、労働基準法や農薬取締法等を遵守することはもちろんである。

（3）各種イベントを実施する際の参加者に対する安全性の配慮

学習会や各種イベント及び簡易な清掃等の保全活動を実施するにあたっては、主催者が、事前に安全点検を行った上で、最大限、安全対策を講じておくことが重要である。また、イベントの内容により、必要に応じて参加者に傷害保険をかけておくことが重要である。

目的別の安全対策等に関する取り組みを表 2-12 に示す。

表 2-12　目的に応じた安全対策

目的	内容
①樹木周辺の通行者や利用者、人工物等の安全確保	■倒木や落枝による人身事故や器物の損傷を防止するため、日常的または定期的に樹木診断を行い、支柱設置や危険枝の除去、柵の設置等、必要な安全対策を実施する。 ■特に日常点検等の簡易なものは、樹木医等の専門家ではなく、地域住民や保全ボランティアの協力が不可欠である。 ■必要に応じて対人・対物の損害保険に加入する。
②管理を実施する際の作業者の安全確保	■管理作業を実施する際には、ヘルメットや軍手を着用する。 ■管理作業を実施する際は、必ず労働災害保険等の加入者が行う。 ■住民参加等により実施する場合には、傷害保険をかけておく（参加者全員に１日分の保険をかけるもの）。 ■薬剤等を使用する場合には、その使用方法を十分に理解するとともに、隣接地の住民等に事前に告知し、使用方法に則り軍手やマスク等を着用する。 ■管理作業上、必要に応じて障害保険に加入する。 ■関連法令等を遵守する。
③イベントを実施する際の参加者の安全確保	■実施する環境学習内容に応じて、ヘルメットや軍手を着用する。 ■事前に樹木の状態を点検し、落枝等の危険がないことを確認した上で実施する。また、落枝等の可能性がある場合には、予め危険な部位を除去するなどの対策を講じておく。 ■イベントの内容により、必要に応じて参加者に、傷害保険をかけておく（参加者全員に１日分の保険をかけるもの）。

☆奥入瀬（おいらせ）落枝訴訟（参考）

■平成 15 年 8 月、青森県十和田八幡平国立公園の奥入瀬渓流遊歩道付近で、折れて落下したブナの枝が直撃、下半身まひの後遺症を負った茨城県在住の女性と夫が、県と国に損害賠償を求めた訴訟を指す。
■平成 21 年 2 月 5 日、最高裁第 1 小法廷は県と国の上告を退ける決定をし、県と国に約 1 億 9,300 万円の支払いを命じた 2 審東京高裁判決が確定した。
■2 審判決によると、女性は夫とともに訪れた奥入瀬渓流沿いの遊歩道付近で、頭上から長さ約 7m、太さ最大 41cm のブナの枯れ枝の直撃を受け、下半身まひの後遺症を負った。
■同判決では「現場は観光客が多数集まる場所で、安全性への社会的な期待は高く、管理においては周到な安全点検が求められていた」として、落枝したブナのある国有林を管理する国と、現場付近の遊歩道を管理する県の双方に責任を認めた。
■県は事故後、遊歩道の安全対策について、パトロールを月 1 回に増やした上、落枝の可能性が考えられる強風等の後も行っているほか、樹木医の協力を得て行う危険木点検や落枝に注意するよう呼び掛ける看板設置等の措置を講じている。

■５．保全作業の分担と手順

5-1. 保全作業の技術水準と分担

景観重要樹木の保全は、その作業水準のレベルに応じて、保全体制に含まれる誰もが参加することができるものである。具体的には、樹木周辺の清掃や除草等の簡単な作業から、特殊な機器を要する診断や、腐朽部の治療等の専門的技術を要する作業（主に図 2-8 右側破線部分）まで幅広いものとなっている。このため、保全活動は、樹木の状況や各作業に求められる技術水準に応じた役割分担により効率的に取り組むことが望ましい。参考までに各々の役割分担と関与程度の目安を表 2-13 に示す。

表 2-13　保全活動の各段階に応じたそれぞれの役割分担と関与程度の目安（参考）

保全活動		住民	事業者	専門家	景観行政団体
例 / 内容		■住民	■企業・団体	■造園業者 ■樹木医	■市町村 ■都道府県 ■景観整備機構
第一段階（指定）	景観重要樹木となる資源の抽出	○	○	○	景観行政団体は全てに関与
	景観重要樹木の選定	○	○	○	
	景観重要樹木の指定	×	×	×	
第二段階（調査・診断）	既存調査資料等の確認	○	○	△	
	基礎調査の実施	○	○	△	
	生育・景観評価	○	○	△	
	外観診断の実施	×	×	○	
	健全度評価			○	
	詳細調査の実施			○	
	詳細調査の評価			○	
	総合評価			○	
第三段階（保全計画の立案）	保全計画書の作成	△	△	○	
	保全計画内訳書の作成	△	△	○	
	実施計画書の作成	△	△	○	
第四段階（施工・管理）	「日常管理」の実施	○	○	△	
	「生育・景観改善」の実施	×	×	○	
	「治療・回復」の実施			○	
	モニタリングの実施	○	○	○	
その他の活動	イベント	○	○	○	
	ワークショップ・セミナー	○	○	○	

注.「○：積極的関与、△：補助的関与、×：関与せず」

5-2. 保全の手順

景観重要樹木の保全のための具体的な手順は、図 2-8 に示すように、①景観重要樹木となり得る資源等の調査を行う、「景観重要樹木の指定」の段階、②樹木の現況を把握し、その問題点を明らかにする「調査・診断」の段階、③調査・診断の結果を受け、特に問題点があればそれを改善し、樹木を適切に保全していくための「保全計画の立案」の段階、④作成された計画に基づき、日常管理作業、生育・景観改善作業、治療・回復作業等を実施した上で、その後の経過を観察・評価するまでの「施工・管理」の段階の、大きく 4 つの段階により取り組むことが望ましい。

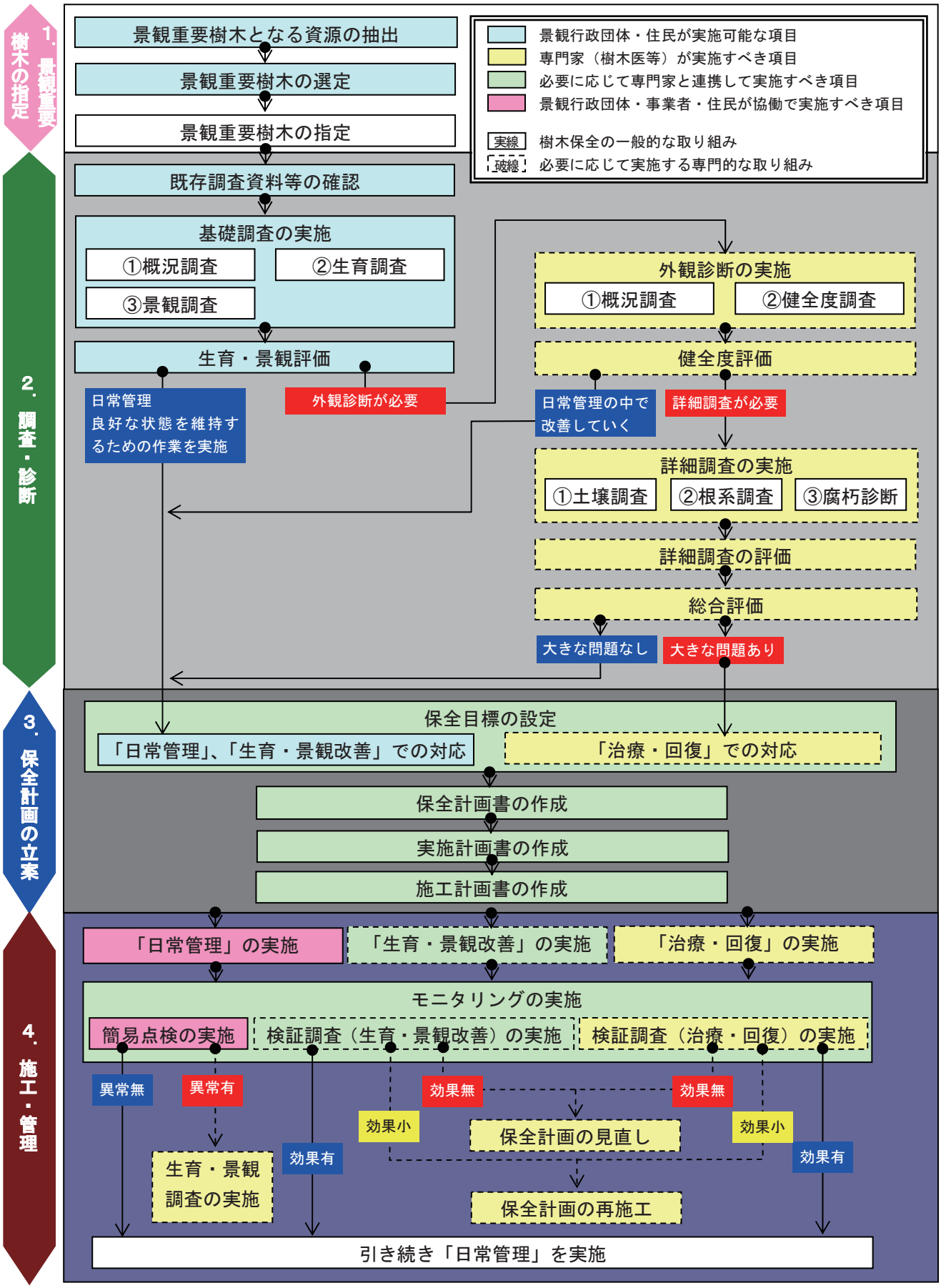

図 2-8　景観重要樹木の保全の流れ

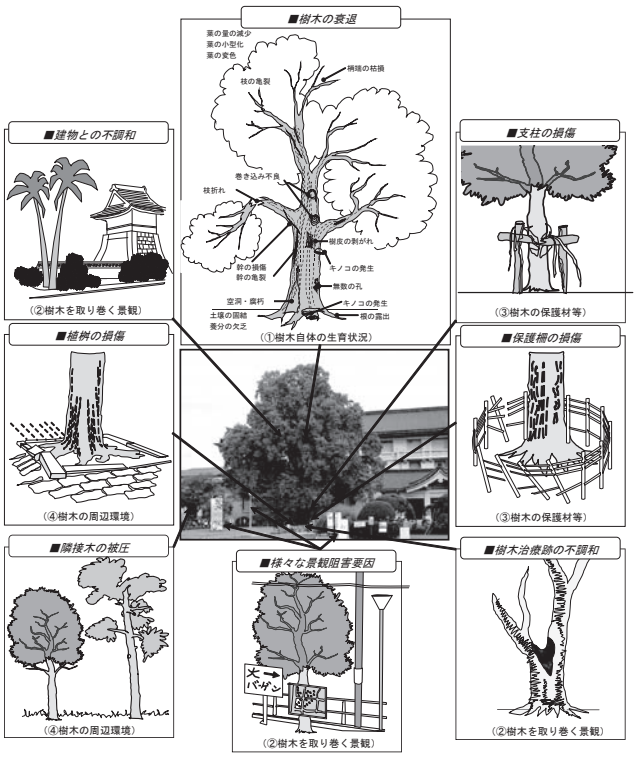

第３章

景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

１.「調査・診断」の考え方 …… 75
２.「調査・診断」の手順 …… 77
３.「調査・診断」の内容 …… 80
３－１．既存調査資料等の確認 …… 80
３－２．基礎調査 …… 82
（１）概況調査の項目と内容 …… 82
（２）生育調査の項目と内容 …… 85
（３）景観調査の項目と内容 …… 89
３－３．生育・景観評価 …… 92
（１）生育評価の方法 …… 92
（２）景観評価の方法 …… 94
３－４．外観診断 …… 96
（１）生育環境調査の項目と内容 …… 96
（２）管理・治療履歴調査の項目と内容 …… 101
（３）健全度調査の項目と内容 …… 105
３－５．健全度評価 …… 116
３－６．詳細調査 …… 118
（１）土壌調査の項目と内容 …… 118
（２）根系調査の項目と内容 …… 133
（３）腐朽診断の項目と内容 …… 137
３－７．詳細調査の評価 …… 142
（１）土壌調査の評価 …… 142
（２）根系調査の評価 …… 147
（３）腐朽診断の評価 …… 148
３－８．総合評価 …… 149

第３章　景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

■１．「調査・診断」の考え方

景観重要樹木を将来にわたって保全していくためには、樹木生育や景観等の現状を十分に把握しておくことが重要である。そのため、景観重要樹木の指定段階において把握された生育状況や景観内容を再整理しておくとともに、情報として不十分な内容がある場合には、さらに調査・診断を実施して問題点等を明らかにしておかなければならない。

調査・診断の実施にあたっては、その必要性と効率的な実施を考慮して、樹木所有者、景観行政団体、住民、事業者の誰でも実施可能な「既存の調査資料等の確認」及び「基礎調査」等の比較的簡易な調査と、専門家と連携して実施すべき「外観診断」及び「詳細調査」の専門的な調査の２つに区分される。

基本的には、まず「基礎調査」を実施し、樹木の生育上の問題がなければ、次段階である「保全計画の立案」以降に進むことなる。しかし、この段階で樹木生育等において大きな問題となる要因が見られた場合には、専門家と連携して「外観診断」や「詳細調査」を実施することとなる（図 3-1）。

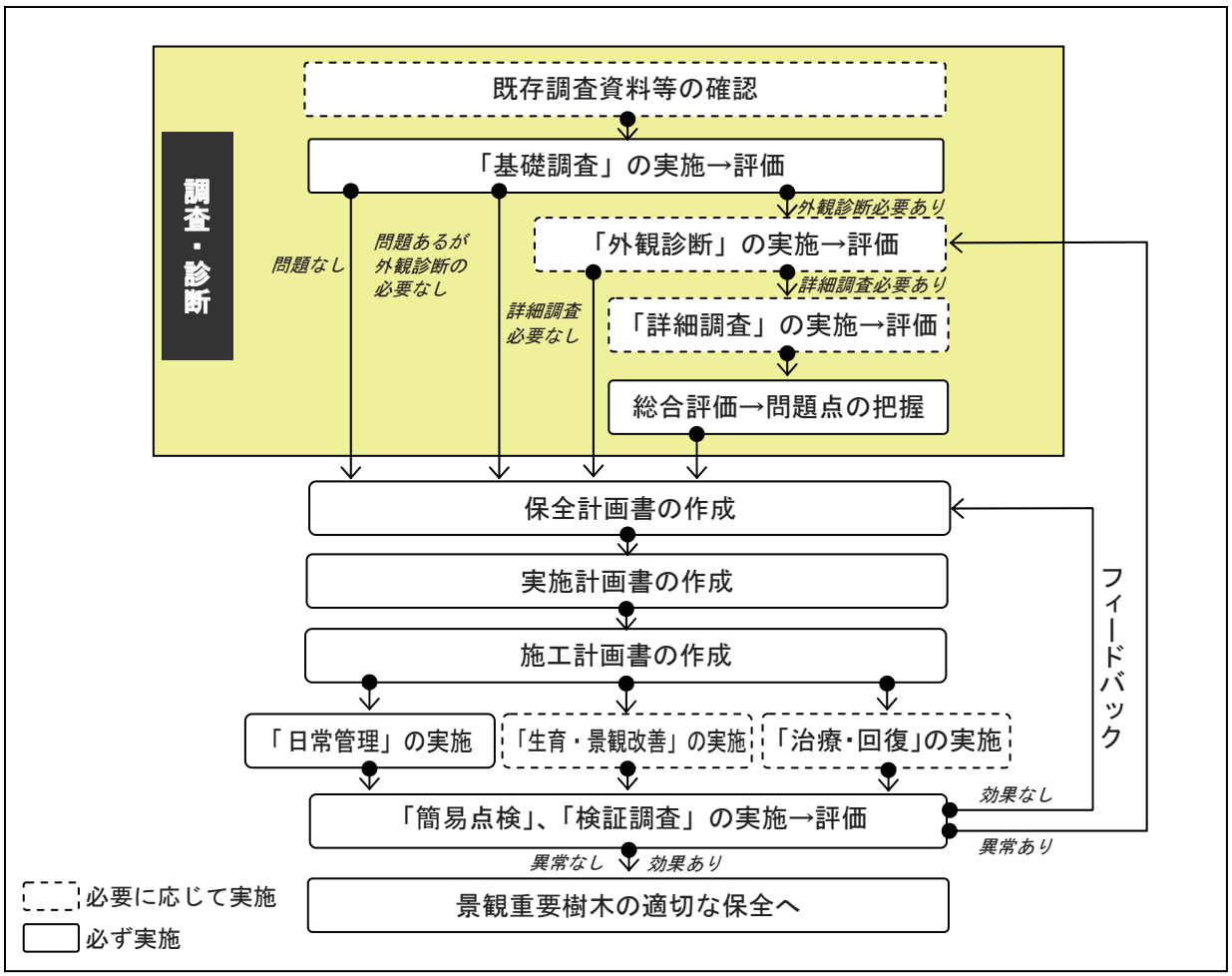

図 3-1　樹木保全における「調査・診断」の位置付け

調査・診断において着目する主なポイントとしては、①樹木自体の生育状況、②樹木を取り巻く景観、③樹木の保護材等の状況、④周辺環境が挙げられる（図 3-2）。①は、樹木の生育状況を確認し、衰退要因の有無、落枝や倒木の危険性を明らかにするものである。②は、樹木を取り巻く景観を確認し、周辺との景観的な調和状況や景観を阻害する要因を明らかにするものである。③は、樹木を保護する支柱、

保護柵等の保護材を確認し、その劣化状況やそれらの樹木への影響等を明らかにするものである。④は、樹木の周辺を取り巻く被圧木、建物、構造物、解説板等を確認し、それらの樹木への影響や劣化状況等を明らかにするものである。

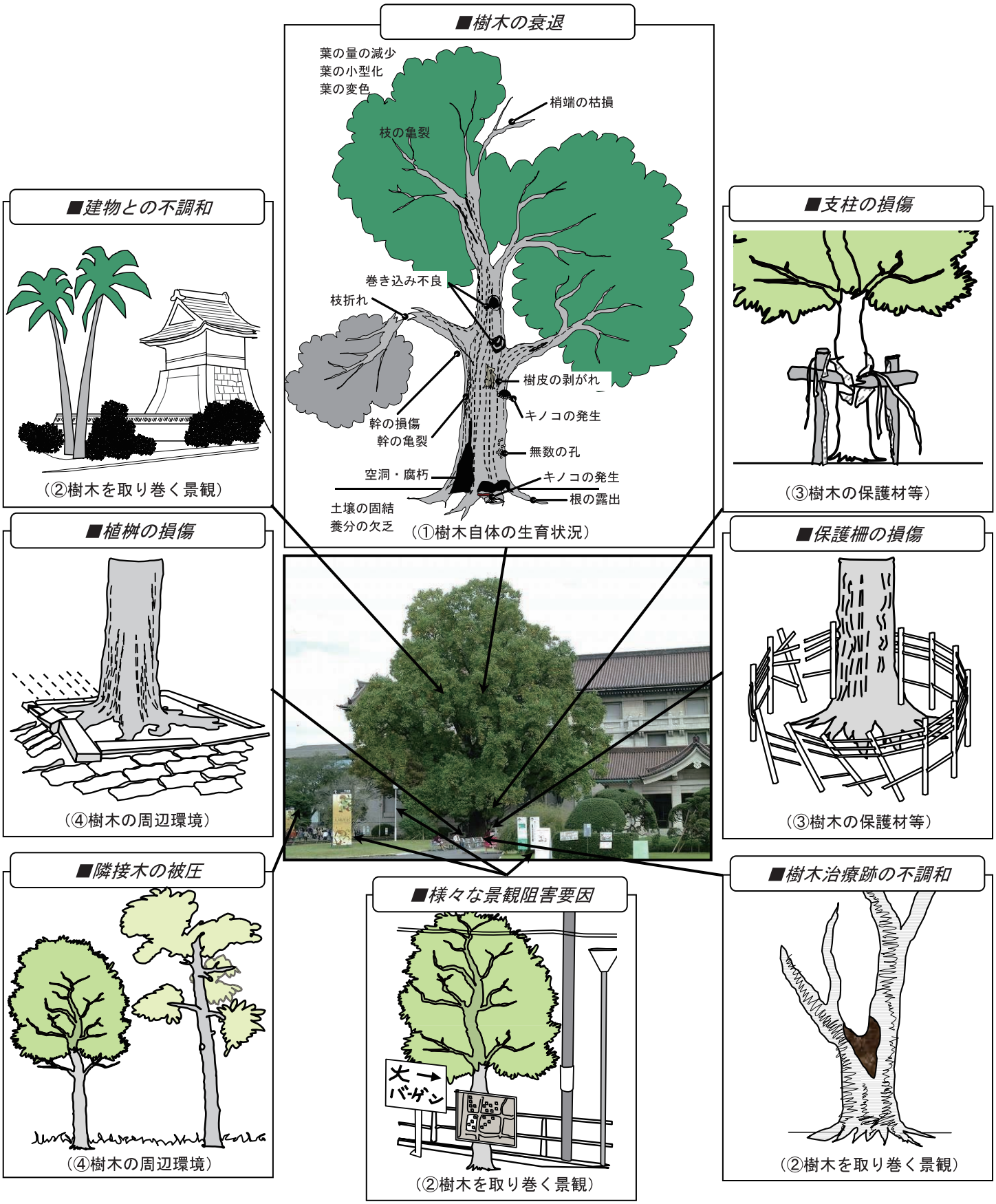

図 3-2　調査・診断における主な着目点

■２．「調査・診断」の手順

調査・診断は、図 3-3 に示す手順に基づき段階的に実施する。

調査・診断では、まず「既存調査資料等の確認」から着手することとなる。通常、景観重要樹木を指定する前段階において景観管理団体が景観計画を策定するものであるが、その際に対象地域における景観資源調査が実施されている。また、樹木の保全に関連する保護制度等において指定されている樹木や地域で大切に保護されている樹木においては、過去にも調査が行われていることが多いと考えられる。

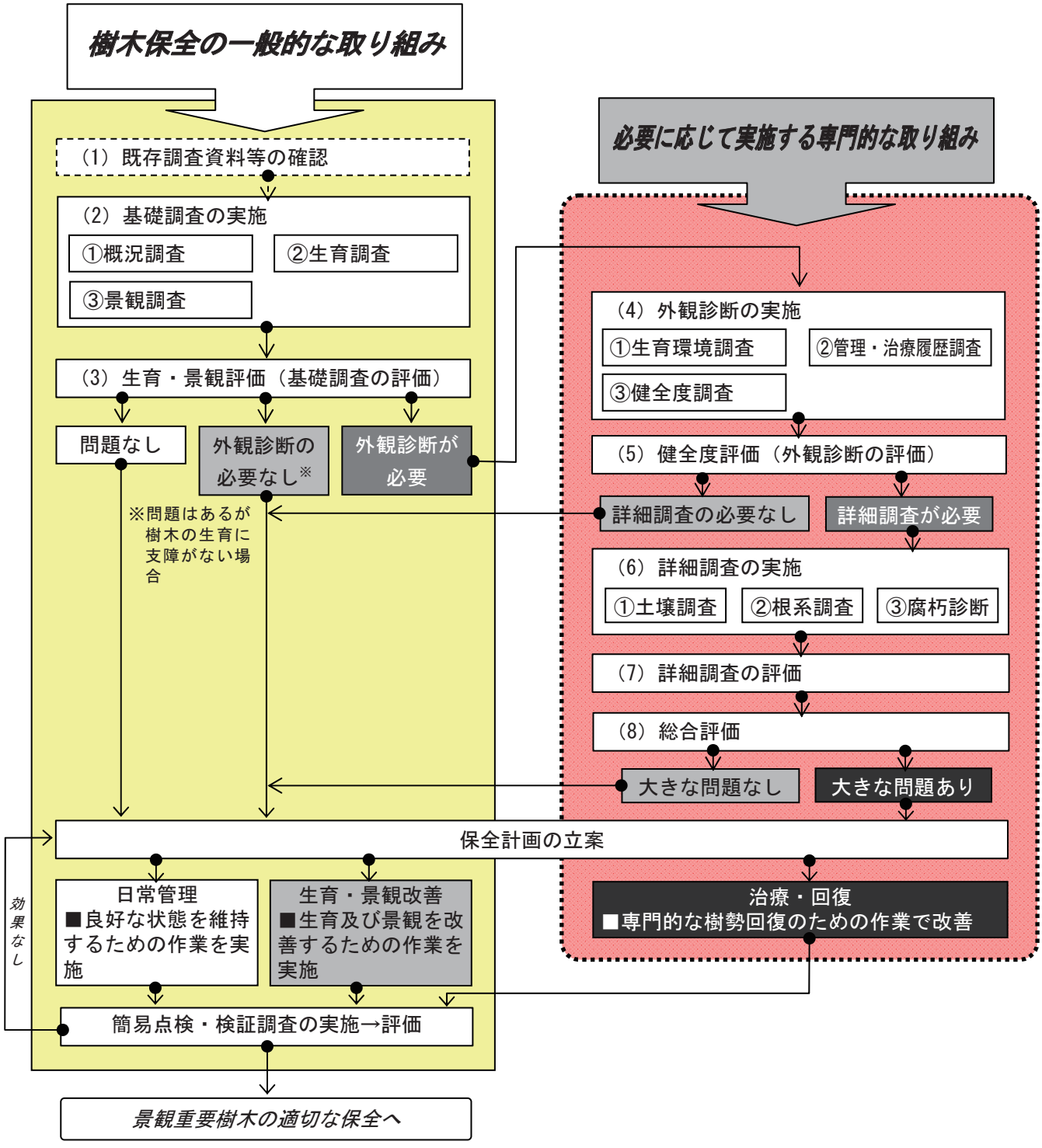

図 3-3　調査・診断の手順

次に、景観重要樹木の基礎調査として、①既存調査資料等を参考にして樹木の形状寸法や生育環境、故事来歴、樹木の視認性等を把握するための「概況調査」、②樹木の生育や植栽基盤の状態を確認するための「生育調査」、③樹木の景観的な調和や景観阻害要因を確認するための「景観調査」を実施する。さらに、この基礎調査の結果を受けた「生育・景観評価」を行い、樹木の生育及び景観における問題点の有無とその重大性を把握する。この段階において問題が確認された場合には、外観診断を実施する必要がある。なお、問題がなければ調査・診断は完了し、「良好な状態を維持するための作業（以下：日常管理)」を実施する。

外観診断においては、①生育環境や気象条件等を調査するための「生育環境調査」、②これまでの樹木管理の履歴を把握するための「管理・治療履歴調査」、③樹木の活力状態や生育上の欠陥を把握するための「健全度調査」を実施する。さらに、外観診断の結果を受けて樹木の健全度評価を実施し、問題がある場合には「詳細調査」を行うこととなる。なお、問題がなければ調査・診断は完了し、「生育及び景観を改善するための作業（以下：生育・景観改善)」を実施する。

詳細調査においては、①植栽基盤である土壌の状態を把握するための「土壌調査」、②樹木の根系の伸長や腐朽状況を把握するための「根系調査」、③樹木の腐朽や空洞の状態を定量的に把握するための「腐朽診断」を実施する。この結果を受けて、詳細調査の評価を行うとともに、これまでのすべての調査結果をまとめた「総合評価」を行い、樹木生育において深刻な問題がある場合には「専門的な樹勢回復のための作業（以下：治療・回復)」を実施していくこととなる。なお、この時点で重大な問題がなければ「生育・景観改善」で対応する。

上記の調査・診断項目の各実施内容は表 3-1 に示すとおりであるが、実施者については、それぞれの内容の難易度に応じて適任者を選定する必要がある（表 3-2)。

表 3-1　調査・診断の項目

項目	内容	必要性	実施者
(1) 既存調査資料等の確認	■景観計画作成時に調査した景観及び樹木調査の結果や、樹木のこれまでの調査・診断、治療等の履歴を把握するために行うもの。	有無に応じて	景観行政団体、地域住民、事業者の誰でも実施することが可能。
(2) 基礎調査	■樹木の基礎的な情報や生育状況、景観的な現状を把握するために行うもの。 ■基礎調査は、**①概況調査、②生育調査、③景観調査**の 3 つの調査からなる。	必須	
(3) 生育・景観評価	■基礎調査の結果に基づき、樹木の生育･景観上の観点から問題点を抽出し、維持管理方法の検討及び外観診断の必要性を判断するために行うもの。	必須	樹木の診断に優れた専門家が実施することが望ましい。
(4) 外観診断	■樹木の詳細な情報や生育状況、健全性を把握するために行うもの。 ■外観診断は、**①生育環境調査、②管理・治療履歴調査、③健全度調査**の 3 つの調査からなる。	生育･景観評価の結果、外観診断が必要と判断された場合	
(5) 健全度評価	■外観診断の結果に基づき、樹木の健全性･安全性の観点から問題点を抽出し、維持管理方法の検討及び詳細調査の必要性を判断するために行うもの。		

項目	内容	必要性	実施者
（6）詳細調査	■樹木の生育する土壌環境や根系状況、樹木の腐朽の状態等を把握するために行うもの。 ■詳細調査は、**①土壌調査、②根系調査、③腐朽診断**の３つの調査からなる。	外観診断の結果、「不健全」、「危険」と判定され、かつ詳細調査が必要と判断された場合	樹木の知識に加え、植栽基盤の知識や、特殊機器の取り扱いの技術を持った専門家でないと実施は難しい。
（7）詳細調査の評価	■詳細調査の結果に基づき、土壌環境、根系状況、腐朽の状態について、問題点を明らかにし、維持管理方法の検討及び治療・再生方法の検討を行うもの。	外観診断の結果、「不健全」、「危険」と判定され、かつ詳細調査が必要と判断された場合	
（8）総合評価	■すべての調査結果から明らかとなった問題点に対し、樹木生育や景観に対する総合的な観点から、現状維持あるいは一般的な維持管理の作業で対応するか、あるいは専門的な治療・再生の作業で対応するかを判断するために行うもの。 ■安全面からの取り組みの緊急性や作業の効率性等についても検討する。	必須	樹木、植栽基盤、特殊機器の知識ばかりではなく、樹木を取り巻く総合的な知識と、それらを総合して評価することのできる広い視野を持った専門家でないと実施は難しい。

表 3-2　保全の体制

区分	内容
①景観行政団体	景観重要樹木を管理する主体。地方自治体や、景観の保全・整備を行う公益法人や特定非営利活動法人、樹木所有者等。
②住民	景観重要樹木のある地域に暮らす人々。
③事業者	景観重要樹木のある地域の民間企業等。
＋専門家	学識経験者、景観専門家、造園業者、樹木医等。

例えば、(1) 既存調査資料等の確認、(2) 基礎調査、(3) 生育・景観評価は、既存の調査資料の確認や所有者へのヒアリング、選択肢にチェックを入れていくだけで評価が可能な簡単な調査からなるため、景観行政団体、住民、事業者の誰でも実施することが可能である。

次に、(4) 外観診断、(5) 健全度評価は、既存の調査資料の確認や所有者へのヒアリングは同様であるが、樹木の状態を細かく調べて判断し、それを評価する知識・技術が必要であるため、基本的には樹木診断の経験が豊富にあり、樹木の状態を正確に判定できる優れた専門家が実施することが望ましい。

また、(6) 詳細調査、(7) 詳細調査の評価は、土壌を掘削したり特殊な機器を使用するため、樹木の知識に加え、植栽基盤の知識や、特殊機器の取り扱いの技術を持った専門家でないと、実施することは難しい。

さらに、(8) 総合評価は、それぞれの調査結果を比較検討し、総合的な評価とその後の保全対策を決定し、保全計画の立案に直接関わるものであるため、樹木、植栽基盤、特殊機器の知識ばかりではなく、景観面も含めた樹木を取り巻く総合的な知識と、それらを総合して評価することのできる広い視野を持った専門家でないと、実施することは難しい。

■３．「調査・診断」の内容

3-1. 既存調査資料等の確認

既存の調査資料等の確認は、これまでに樹木及び周辺環境に対して行われた調査等の履歴を調べ、今後の樹木を保全するための取り組みに役立てるために基礎資料とするものであり、表 3-3 に示す項目からなる。

表 3-3　既存調査資料等の確認項目と内容

項目		内容	調査方法
①樹木の基本的な事項に関する履歴の確認		樹木の名称（愛称）や樹種名、所在地、所有者、管理者等の基本的な事項に関する調査結果を把握する。	■既存の調査資料等に基づき、把握可能な内容について既存の調査結果等の確認票に記入する。 ■既存の調査資料等がない場合は、特に実施する必要はない。
	形状寸法	樹木の樹高、幹周、根元周、枝張り等の形状寸法に関する調査結果を把握する。	
	生育環境	樹木の立地場所や周辺の状況等の生育環境に関する調査結果を把握する。	
②樹木の調査・診断・治療履歴の確認	調査・診断履歴	過去に行われた樹木の調査・診断履歴と、そこで明らかとなった問題点等を把握する。	
	治療・対策履歴	過去に問題点に対して実施された治療や対策等の履歴を把握する。	
③樹木の価値の確認	指標的価値	景観計画の作成時において調査された指標的な価値に関する調査結果を把握する。	
	歴史・文化的価値	景観計画の作成時において調査された歴史及び文化的価値や住民等の思い入れなどに関する調査結果を把握する。	
④その他		その他、履歴から重要と考えられる事項を把握する。	

指定された景観重要樹木は、指定に至るまでの景観計画作成等の段階において、樹木生育の状況や景観上の指標性、歴史・文化面からの価値等についての概況を調査されているのが一般的である。そのため、この段階での調査・診断を実施する前には、それらの調査資料を確認し、過去に把握されている内容について再整理しておくことが望ましい。

例えば、人間の場合も健康診断等を行う際は、診断時の参考とするために、これまでの病歴や病状を確認する問診票等を事前に記入するが、これは樹木の場合も同様で、ここでの整理が今後の調査や診断を進める上での重要な情報源となる。また、これがある程度整理されていれば、その後の基礎調査をスムーズに実施することができる。主な記載内容は表 3-3 に示すとおりであり、これらの内容について把握できる項目について、A4 サイズ用紙一枚程度に簡潔に整理しておくとよい。

ただし、管理履歴のようなものが全く見つからなかったり、既存文献・資料等の収集そのものに時間がかかりそうな場合は、この項目にこだわらず、次の基礎調査の実施に速やかに移行する。

既 存 調 査 資 料 確 認 票

作成日	年　月　日		作成者		
樹木名			樹種名		
参考資料					

	調査日・実施日	樹木概況・管理履歴・樹木指標性・歴史及び文化的価値
所在地	年　月　日	樹齢　年
所有者	年　月　日	1. 国　2. 都道府県　3. 市町村　4. 景観整備機構（　）5. 社寺 6. 個人　7. 会社等（　）　8. その他（　）9. 不明
管理者	年　月　日	1. 国　2. 都道府県　3. 市町村　4. 景観整備機構（　）5. 社寺 6. 個人　7. 会社等（　）　8. その他（　）9. 不明
保護制度	年　月　日	1. 無　2. 天然記念物（a. 国　b. 都道府県　c. 市町村）　3. 保護･保存樹木 4. 景観重要樹木
樹木の構成	年　月　日	1. 単木　2. 並木（延長　m、　列）　3. 樹林中（面積　㎡） 4. 生垣　5. その他（　）
形状寸法	年　月　日	樹高　m　幹周　cm 幹周（株立）　本数　本　幹周　cm・　cm・　cm・　cm・　cm 枝張り　E　m・　W　m・　S　m・　N　m
生育環境 立地場所	年　月　日	1. 公園　2. 庭園・屋敷林　3. 社寺　4. 公共施設　5. 建物周辺　6. 街路 7. その他（　）
生育環境 周囲の状況	年　月　日	1. 樹林（a. 大面積　b. 小面積）　2. 芝生　3. 耕地　4. 建物　5. 道路・歩道 6. 河川　7. 湖沼　8. その他（　）
調査・診断履歴	年　月　日	
治療・対策履歴	年　月　日	
指標的価値	年　月　日	
歴史・文化的価値	年　月　日	
その他		

3-2. 基礎調査

基礎調査は、樹木の基礎的な情報に加え、簡易な方法で樹木の生育状況と樹木の景観上の状況について調べ、それぞれの問題点の有無と内容を明らかにするために行うものであり、表 3-4 に示す調査からなる。

表 3-4　基礎調査の内容

項目	内容	調査票
①概況調査	樹木の名称（愛称）や樹種名、形状寸法等の基本的な事項や、樹木が植栽された背景やいわれ等の故事来歴、地域の人々との関わり、さらに地域景観を構成する樹木の視認性や視認範囲等について、先の既存調査資料確認票、既存文献、現地調査等によって把握するもの。	概況調査票
②生育調査	簡単なチェック式のカルテを用いて、主に目視により大枝、幹、根元の状況を調べ、樹木に何らかの問題がないかを把握するもの。	生育調査票
③景観調査	簡単なチェック式のカルテを用いて、景観的な問題がないかを把握するもの。	景観調査票

(1) 概況調査の項目と内容

概況調査は、樹木の基礎的な情報を把握するために行うものであり、表 3-5 に示す項目からなる。調査の実施にあたっては、以降に示す「概況調査票」を活用し、調査結果を記入する。

調査は、主に「樹木に関する基本的な事項」、「樹木の地域性に関する事項」、「景観に関する基本的な事項」の 3 つの項目からなり、項目によっては、現地での確認や計測が必要な事項もある。調査の際は、先に作成した「3-1 既存調査資料確認票」を参考とするのはもちろんであるが、現況最優先の考え方で整理し、過去の履歴との矛盾が生じる場合は、その矛盾点を記載する。また、現地での調査は、形状寸法等の調査実施の効率性や、ヒアリング時の記載漏れなどを最小限に抑える観点から、少なくとも 2 人以上で実施することが望ましい。

表 3-5　概況調査の項目と内容

項目		内容	調査方法
調査日、天候、調査者		■樹木の調査日、天候、調査者等を記入する。	―
①樹木に関する基本的な事項	**樹木名**	■景観重要樹木として指定された名称（「○○のマツ」等）を記入する。	「既存調査資料確認票」を参考として、既往文献、地域住民や所有者へのヒアリングを行い、その結果を「概況調査票」に記入する。
	樹種名	■樹木の樹種名を把握する（必要により亜種や変種レベル）。	
	所在地、所有者、管理者	■樹木の所在地、所有者、管理者について把握する。	
	樹齢	■樹木の樹齢を把握する（わかる場合のみ）。	
	保護制度	■現状において導入されている保護制度等を把握する。	
	樹木の構成	■樹木の構成が、単木なのか、樹林なのか、あるいは並木なのかなど、樹木の構成を把握する。	現地において状況を確認し、その結果を「概況調査票」に記入する。

項目			内容	調査方法
	形状寸法	樹高	■樹木の樹高を把握する。 ■測高稈、超音波樹高測定器、ブルーメライス測高器等を用いて計測する。	「既存調査資料確認票」を参考として、現地において計測し、その結果を「概況調査票」に記入する。
		幹周	■樹木の幹周（地上 1.2m の高さの周囲長）を把握する。 ■巻尺を用いて計測する。 ■測定部分で幹が分岐していたり枝にあたる場合は、その部分を避けて少し下の位置で測定する。その場合は測定した高さを記入する。 ■株立ちの場合は、主な幹を計測する。	
		根元周	■樹木の根元周（根元の周囲長）を把握する。 ■巻尺を用いて計測する。	
		枝下高	■樹木の一番低い大枝の高さを把握する。 ■測高稈、超音波樹高測定器、ブルーメライス測高器等を用いて計測する。	
		枝張り	■樹木の枝張りを把握する。 ■巻尺、レーザー距離計等を用いて計測する。 ■東・西・南・北の 4 方向について測定して記入する。 ■必要に応じて、樹木の樹冠の大きさの短径と長径を測定（東西南北を記入）することや、山側・谷側方向、道路と平行・垂直方向というように測定してもよい。	
		過去のﾃﾞｰﾀ	■過去に形状寸法等を測定した記録があれば、その形状寸法と測定日を記載する。 ■現在までの樹木の成長量や成長速度を把握する。	「既存調査資料確認票」を参考として、「概況調査票」に記入する。
	生育環境の概況	立地場所	■樹木の立地する場所を把握する。	現地において状況を確認し、その結果を「概況調査票」に記入する。
		周囲の状況	■樹木の立地する周囲の状況を把握する。	
②樹木の地域性に関する事項	故事来歴	故事	■昔から伝わる樹木にまつわる話やいわれ、伝承等を把握する（ある場合のみ）。	「既存調査資料確認票」を参考として、既往文献、地域住民や所有者へのヒアリングを行い、その結果を「概況調査票」に記入する。
		来歴	■樹木が経てきた歴史や由来を把握する（ある場合のみ）。	
	地域住民の愛着・関心		■地域住民の樹木に寄せる思いや関心等を把握する。	
	地域住民の関与状況		■地域住民が過去に行ったか、あるいは現在進行中の樹木に関わる作業等を把握する（ある場合のみ）。	
	イベント等の実施状況		■過去に行われたイベントや環境学習、または毎年その場所で行われるお祭り等の行事を把握する（ある場合のみ）。その概要と参加者数を記入する。	
	見学者・来訪者の状況		■年間、季節毎の見学者の人数を把握する（ある場合のみ）。	
③景観に関する基本的な事項	樹木の視認性（見え方）		■樹木が地域景観において、どのように視認できるのか、その見え方について把握する。ただし、厳密に見え方を考察するのではなく、例えば、迫力がある、ボリュームがある、存在感があるなど、第一印象的なものでよい。	「既存調査資料確認票」を参考として、既往文献、地域住民や所有者へのヒアリングを行うとともに、現地において状況を確認し、その結果を「概況調査票」に記入する。
	樹木の視認範囲		■樹木が東西南北等の方向から認識できる範囲について把握する。ただし、厳密に調査を行って視認範囲を把握するのではなく、概ねどの方向からどのように見えるかについて、特徴を記載する程度でよい。	
	樹木の景観的価値		■樹木が保有する、景観の核となるシンボル性や周辺地域を特色づける要因、地域住民の生活や暮らしにおける親密性等の価値について把握する。	

概 況 調 査 票

調査日		年　月　日	天候		調査者								
樹木名					樹種名								
樹　齢													
所在地													
所有者		1. 国　2. 都道府県　3. 市町村　4. 景観整備機構（　　）　5. 社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明											
管理者		1. 国　2. 都道府県　3. 市町村　4. 景観整備機構（　　）　5. 社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明											
保護制度		1. 無　2. 天然記念物（a. 都道府県　b. 市町村）　3. 保護･保存樹木　4. 景観重要樹木											
樹木の状況		1. 単木　2. 並木（延長　　m、　　列）　3. 樹林中（面積　　m^2） 4. 生垣　5. その他（　　）											
形状寸法	樹高	m	幹周	cm	根元周	cm	枝下高	cm					
	幹周（株立）	本数　本立	幹周	cm・	cm・	cm・	cm・	cm・	cm・	cm			
	枝張り	E　m ・ W　m ・ S　m ・ N　m											
	過去のデータ												
生育環境	立地場所	1. 公園　2. 庭園･屋敷林　3. 社寺　4. 公共施設　5. 建物周辺　6. 街路 7. その他（　　）											
	周囲の状況	1. 樹林（a. 大面積　b. 小面積）　2. 芝生　3. 耕地　4. 建物　5. 道路・歩道 6. 河川　7. 湖沼　8. その他（　　）											
故事来歴		1. 特に無　2. 故事　3. 来歴　4. 不明											
	故事	[昔から伝わっている話・いわれ]											
	来歴	[樹木が経てきた歴史・由来]（気象災害や人為障害の履歴も明示）											
地域住民の愛着・関心		（有・無）											
地域住民の関与状況		（有・無）											
イベント等の実施状況		（有・無）（1. イベント　2. ワークショップ・セミナー　3. 環境学習　4. 祭事　5. その他）											
見学者の状況		（有・無）											
樹木の視認性													
樹木の視認範囲													
樹木の景観的価値													

（2）生育調査の項目と内容

生育調査は、簡易な方法で樹木の生育状態、保護材の状態、周辺の状況等を調べ、その結果を評価することにより生育上の問題点の有無とその内容を明らかにするものであり、表 3-6 に示す項目からなる。

「樹木の生育状況」については、樹木の枝、幹、葉、根の各部位の状態を目視で観察し、生育障害の有無を確認するものである。

「保護材等の状況」については、必要に応じて樹木に設置される支柱、ケーブリング、踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道、気象害対策物（避雷針、暴風ネット、寒冷紗、雪吊り、雪囲い）等の保護材等の有無と、それらの劣化状況及び樹木への影響を確認するものである。

「周辺環境」については、樹木の周辺環境を確認し、被圧木、近接物（建物、構造物、舗装・縁石、石仏・祠等）、解説板（樹木案内板、樹木表示板、注意板、解説板等）の有無と、それらの劣化状況及び樹木への影響を確認するものである。

それらの調査結果を、以降に示す「生育調査票」に記入する。

表 3-6　生育調査の項目と内容

項目	内容と調査方法	備考
①樹木の生育状況	樹木の枝、幹、葉、根等の各部位の状態を把握する。	「既存調査資料確認票」を参考として現地調査を行い、その結果を「生育調査票」に記入する。
②保護材等の状況	樹木に設置される保護材としては、支柱、ケーブリング、踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道、気象害対策物（避雷針、暴風ネット、寒冷紗、雪吊り、雪囲い）等があるが、それらの設置の有無と、劣化状況及び樹木への影響を把握する。	
③周辺環境	樹木の周辺環境を確認し、被圧木、近接物（建物、構造物、舗装・縁石、石仏・祠等）、解説板（樹木案内板、樹木表示板、注意板、解説板等）の有無と、それらの劣化状況及び樹木への影響を把握する。	
④その他特記事項	その他、特に目立つ事項や、判断に迷う点があれば、それを記入する。	

生 育 調 査 票

樹木の生育状況			
部位	確認内容	結果記入欄	
枝	1. 枯れ枝、折れ枝はないか？	あり（□多　□普　□少）	なし
	2. 損傷部はないか？	あり（□小枝　□大枝）	なし
	3. 空洞部・腐朽部はないか？	あり（□小枝　□大枝）	なし
	4. キノコがついてないか？	あり（□小枝　□大枝）	なし
幹	5. 著しい傾きはないか？	あり（支柱：□有　□無）	なし
	6. 損傷や亀裂はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	7. 空洞部・腐朽部はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	8. キノコがついてないか？	あり（□多　□少）	なし
葉	9. 葉の色に異常はないか？	あり（□多　□少）	なし
	10. 葉の大きさに異常はないか？	あり（□多　□少）	なし
	11. 斑点はないか？	あり（□多　□少）	なし
	12. 虫こぶはないか？	あり（□多　□少）	なし
	13. 一部に偏って枯れている葉はないか？	あり（□多　□少）	なし
根・根元	14. 根が地表部に露出していないか？	あり（□多　□少）	なし
	15. 根の切断・損傷はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし

保護材等の状況			
□支柱　□ケーブリング　□踏圧防止板　□保護柵　□デッキ・木道 □気象害対策〔（雷対策：□避雷針）（風対策：□暴風ネット □寒冷紗）（雪対策：□雪吊り　□雪囲い）〕			
保護材	確認内容	結果記入欄	
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし

周辺環境			
□被圧木　□近接物〔□建物　□構造物（名称　　）□舗装・縁石　□石仏・祠〕 □解説板等〔□樹木案内板　□樹木表示板　□解説板　□注意板　□その他（　　）〕			
構造物・工作物等	確認内容	結果記入欄	
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし

特記事項	

生育調査の着眼点		
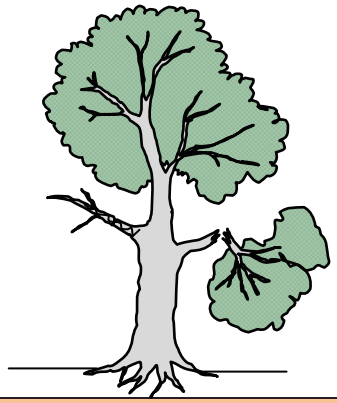	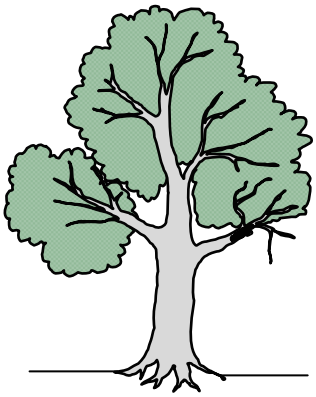	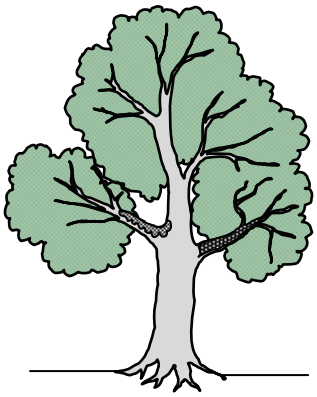
▲1. 枯れ枝、折れ枝がある	▲2. 枝に損傷部がある	▲3. 枝に空洞部・腐朽部がある
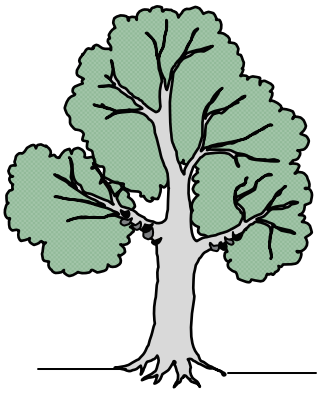	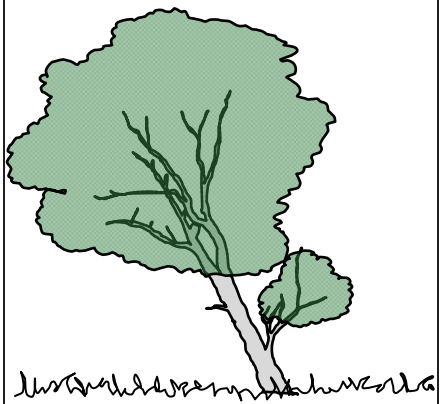	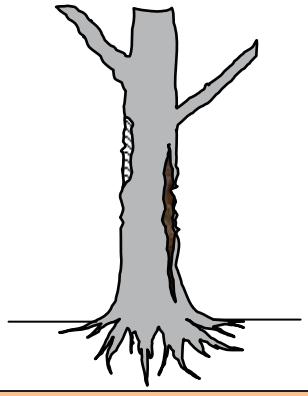
▲4. 枝にキノコが付いている	▲5. 著しい傾きがある	▲6. 幹に損傷や亀裂がある
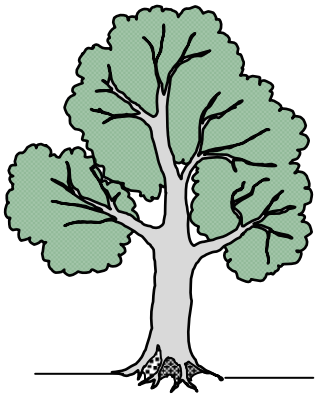	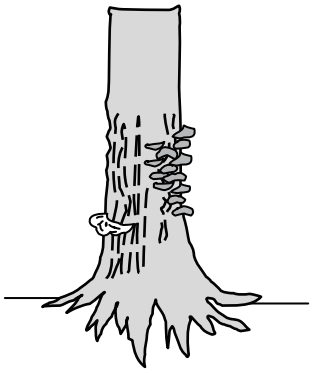	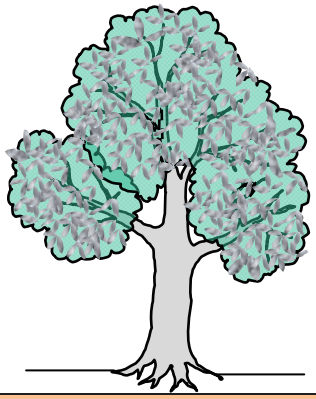
▲7. 幹に空洞部・腐朽部がある	▲8. 幹にキノコが付いている	▲9. 葉の色に異常がある
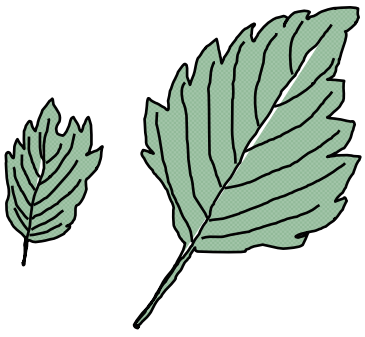	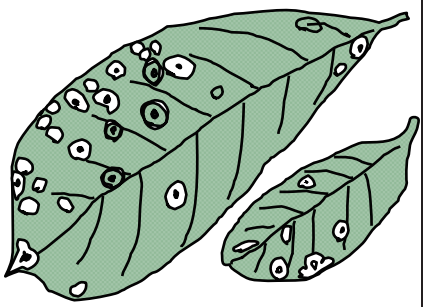	
▲10. 葉の大きさに異常がある	▲11. 葉に斑点がある	▲12. 葉に虫こぶがある

生育調査の着眼点

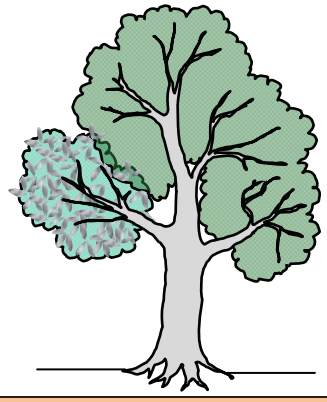

▲13. 一部に偏って枯れ葉がある

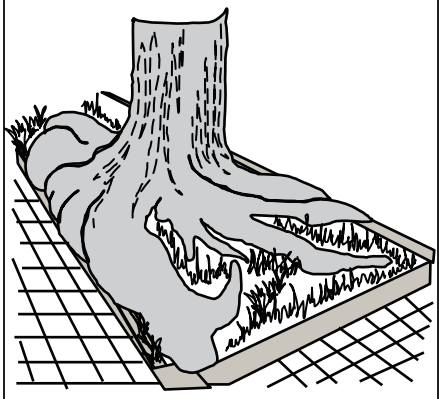

▲14. 根が地表部に露出している

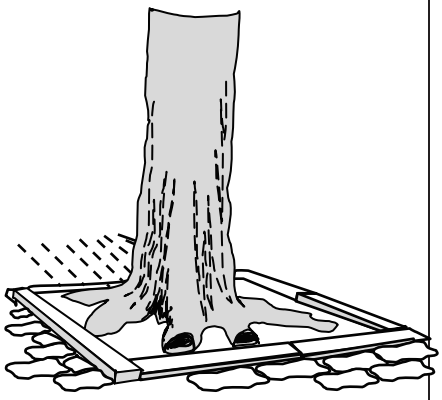

▲15. 根の切断・損傷がある

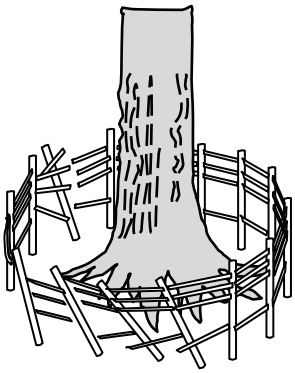

▲[保護材]保護材保護柵に劣化・損傷がある

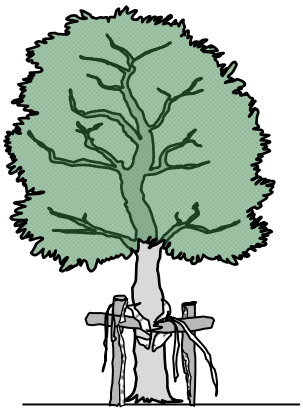

▲[保護材]支柱に劣化・損傷がある

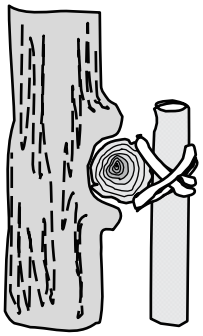

▲[保護材]支柱が幹に食い込んでいる

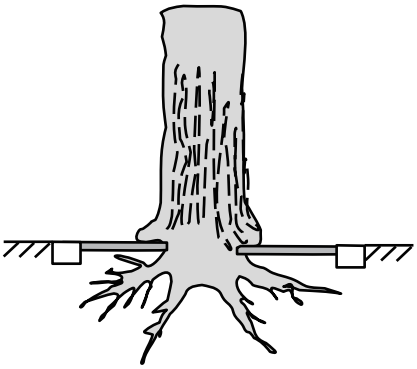

▲[保護材]踏圧防止板が根元に食い込んでいる

▲[周辺環境]周辺木に被圧を受けている

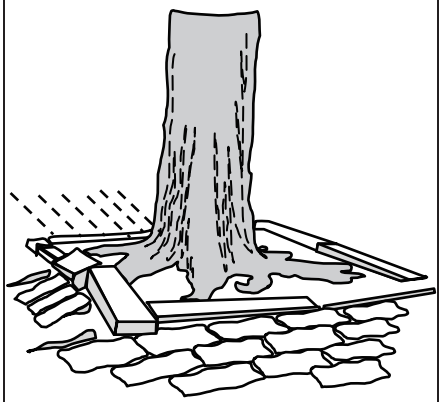

▲[周辺環境]根元の縁石・舗装に亀裂や盛り上がりがある

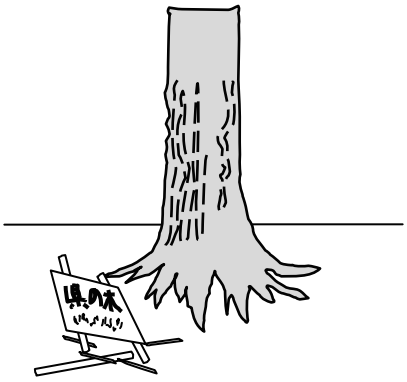

▲[周辺環境]解説板に劣化・損傷がある

(3) 景観調査の項目と内容

景観調査は、簡易な方法で樹木の景観を阻害する要素、周辺との調和性、樹木自体の姿の見映え、保護材や治療等の痕跡等を調べ、その結果を評価することにより景観上の問題点の有無とその内容を明らかにするために行うものであり、表 3-7 に示す項目からなる。

「景観阻害要素の有無」については、樹木を 4 方向（東西南北等）から観察し、樹木周辺に設置される看板や広告、周辺樹木との競合等を目視で調べ、景観を阻害する要素の有無を確認するものである。

「周辺との調和性」については、樹木の周辺が視認できる位置から観察し、主観的に樹木が周辺景観と調和しているかを確認するものである。

「樹体自体の見映え」については、樹木がよく見える位置から観察し、樹木全体の樹形や枝葉のバランスが偏っていないかを確認するものである。

「保護材等の調和状況」については、樹木を至近距離から観察し、支柱や保護柵等の保護材が景観上、圧迫感等を与えていないかを確認するものである。

「治療痕等の調和状況」については、樹木を至近距離から観察し、腐朽部を処置した痕跡等が景観上、違和感がないかを確認するものである。

それらの調査結果を以降に示す「景観調査票」に記入する。

なお、景観に関する基本的事項である樹木の視認性や視認範囲、景観上の価値に関しては、景観重要樹木として指定される際に把握されているのが一般的であり、「基礎調査」の中の「概況調査票」で整理されているため、ここでの調査項目からは外している。

表 3-7　景観調査の項目と内容

項目		内容	調査方法
①景観阻害要素の有無		■樹木の景観を阻害する何らかの要素の有無を東西南北等の 4 方向（東西南北等）から確認し、阻害要素を把握する。 ■主な景観阻害要素としては、看板、広告、電線、他の樹木、建築物の色彩がある。	樹木の全景が視認できる位置から、景観阻害要素の有無を確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
②周辺との調和性		■樹木が立地する場所の特性を踏まえ、周辺の景観と調和しているかを把握する。	樹木の周辺が視認できる位置から、主観的に樹木が周辺景観と調和しているかを確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
③樹木自体の見映え	樹形の状況	■樹木自体の樹形が樹木本来の特徴を活かしていて、景観的に好ましいかを把握する。	樹木の全景が視認できる位置から、樹形の全体的なバランスを確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
	枝葉の状況	■樹木自体の枝や葉の密度や配分について、樹木の特徴を活かしていて、景観的に好ましいかを把握する。	樹木の全景が視認できる位置から、枝葉の全体的なバランスを確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
④保護材等の調和状況		■樹木の保護材（支柱、ケーブリング、踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道や気象害対策物）が景観的に調和しているかを把握する（設置されている場合のみ）。	樹木の各部位が視認できる位置から、主観的に保護材の色彩や形状等が周辺景観と調和しているかを確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
⑤治療痕等の調和状況		■治療等の痕跡が樹木の景観に影響を与えているかを把握する（ある場合のみ）。	樹木の治療等の痕跡の有無が視認できる位置から、治療等の痕跡の有無とその程度を確認し、その結果を「景観調査票」に記入する。
⑥主な問題点のスケッチ等		■景観上の問題点が容易に理解できるよう、スケッチか写真を貼付する。	調査票の欄に、問題点の概要をスケッチ、あるいは写真を貼付する。
⑦その他特記事項		■その他、景観上、特に目立つ事項や、判断に迷う点があれば、それを記入する。	―

景 観 調 査 票

項目		確認内容	結果記入欄		
景観阻害要素の有無		1. 当該樹木の景観を阻害する何らかの要素があるか？ ※樹木を 4 方向（東西南北あるいは道路と垂直・平行方向等）から確認し、判断する。	東 （　　）	なし	あり （　　）
			西 （　　）	なし	あり （　　）
			南 （　　）	なし	あり （　　）
			北 （　　）	なし	あり （　　）
周辺との調和性		2. 背景となる景色や隣接する植物・建物等と景観的に調和しているか？	調和している		調和していない
樹木自体の見映え	樹形の状況	3. 全体的にバランスがとれているか？	とれている		とれていない
	枝葉の状況	4. 枝葉の密度や配分は全体的に良好であるか？	良好である		良好でない
保護材等の調和状況		5. 設置されている保護材（支柱、ケーブリング、踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道、避雷針、気象害対策等）は景観的に調和しているか？	①保護材等 （　　）	調和している	調和していない
			②保護材等 （　　）	調和している	調和していない
			③保護材等 （　　）	調和している	調和していない
			④保護材等 （　　）	調和している	調和していない
			⑤保護材等 （　　）	調和している	調和していない
治療痕等の調和状況		6. 治療等の痕跡は目立たないか？	治療等 （　　）	目立たない	目立つ
主な問題点のスケッチ等					
その他特記事項					

景観調査の着眼点

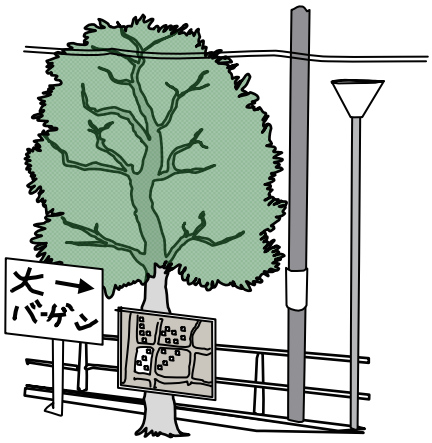

1. 樹木の景観を看板や電柱が阻害している。

2. 樹木が背景となる景色と景観的に調和していない。

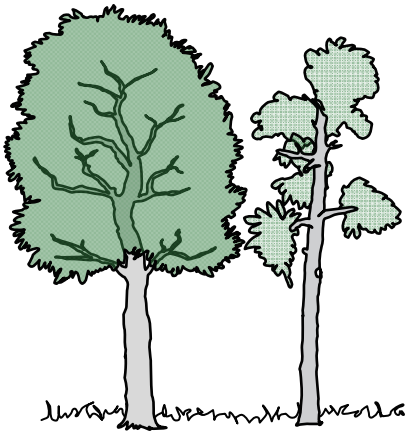

2. 樹木が隣接する植物と景観的に調和していない。

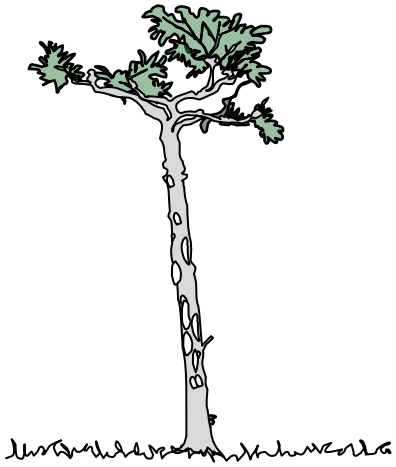

3. 樹形のバランスがとれていない。

4. 樹木の枝葉の密度や配分が不良である。

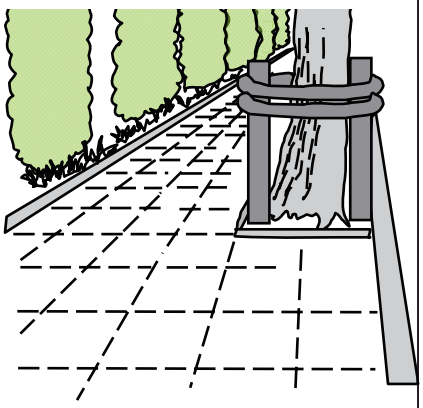

5. 設置されている支柱等の保護材が景観的に調和していない。

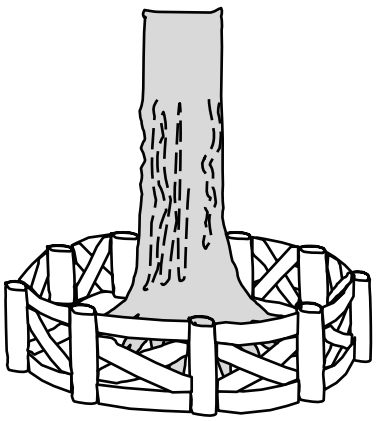

5. 設置されている支柱等の保護材が景観的に調和していない。

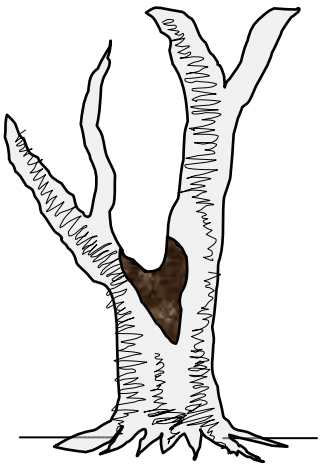

6. 治療等の痕跡がよく目立つ。

3-3. 生育・景観評価

生育・景観評価は、基礎調査のうちの「生育調査」及び「景観調査」の結果を踏まえ、生育・景観上の問題点の有無や、大きな問題となる要因を判断し、問題の程度に応じて次の段階の方針を決定するものである。

(1) 生育評価の方法

生育評価は、生育調査の結果を評価することにより、樹木の生育上の問題点や、大きな問題となる要因の有無を確認し、問題の程度に応じて次の段階の方針を決定するものである。基本的には、生育調査の結果を表 3-8 にあてはめ、その評価結果から次の段階の方針を決定する（図 3-4）。

次の段階の方針としては、生育評価において全ての項目が「特に樹木に生育上の問題が見られない場合」には「日常管理」で対応していくこととなるため、「日常管理」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

生育評価の項目において一つでも「問題はあるが樹木の生育に支障がない場合」には「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善（灌水、剪定、病虫害防除、植栽基盤整備、保護材等の整備、周辺環境整備等）」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

生育評価の項目において一つでも「大きな問題となる要因が確認された場合」には樹木の健康状態と安全性を把握するための「外観診断」を実施することとなる（『3-4. 外観診断』）。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編、(2.「保全計画の立案」の手順)、(3.「保全計画の立案」の内容)』を参照すること。

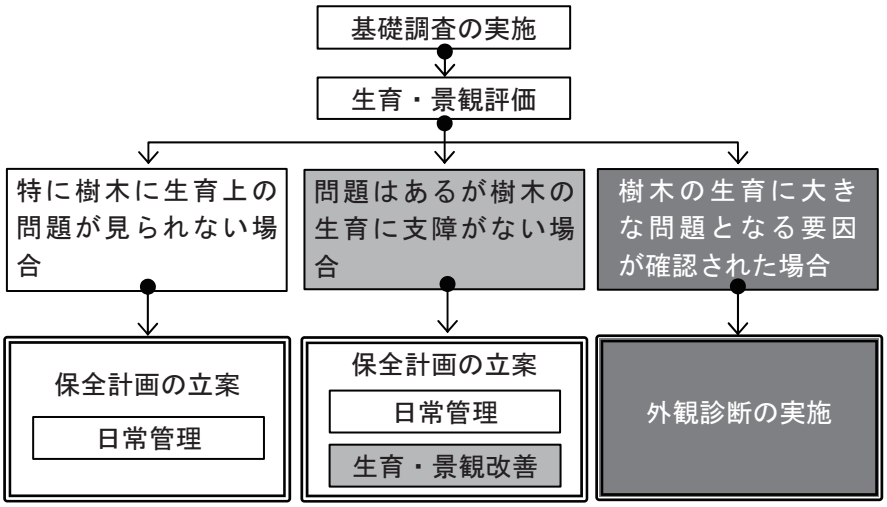

図 3-4　生育評価のフロー

表 3-8　生育調査結果の評価と対応方針

項目	部位	確認内容	調査結果		
生育状態	枝	1. 枯れ枝、折れ枝	なし	あり	ー
		2. 損傷部	なし	あり	あり（大枝）
		3. 空洞部・腐朽部	なし	あり（小枝）	あり（大枝）
		4. キノコ	なし	あり（小枝）	あり（大枝）
	幹	5. 著しい傾き	なし	あり（支柱有）	あり（支柱無）
		6. 損傷や亀裂	なし	あり（小）	あり（中・大）
		7. 空洞部・腐朽部	なし	あり（小・中）	あり（大）
		8. キノコ	なし	あり（少・普）	あり（多）
	葉	9. 葉の色の異常	なし	あり（少）	あり（多）
		10. 葉の大きさの異常	なし	あり（少）	あり（多）
		11. 斑点	なし	あり（少）	あり（多）
		12. 虫こぶ	なし	あり（少）	あり（多）
		13. 一部に偏った枯葉	なし	あり（少）	あり（多）
	根・根元	14. 根の露出	なし	あり（少）	あり（多）
		15. 切断・損傷	なし	あり（小）	あり（中・大）
保護材等	支柱	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	ケーブリング	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	踏圧防止版	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	保護柵	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	デッキ・木道	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	気象害対策	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
周辺環境	被圧木	樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	建物	樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	構造物	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	舗装・縁石	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	祠・石碑	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
	解説板等	劣化・損傷	なし	あり	ー
		樹木への影響	なし	あり（小）	あり（中・大）
生育評価			樹木に生育上の問題が見られない	問題はあるが樹木の生育に支障がない	樹木の生育に大きな問題となる要因が確認された
対応方針			保全計画の立案		「外観診断」の実施
保全対策			「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	ー

(2) 景観評価の方法

景観評価は、景観調査の結果を評価することにより、樹木の景観上の問題点の有無を確認し、問題の程度に応じて次の段階の方針を決定するものである。基本的には、景観調査の結果を表 3-9 にあてはめ、その評価結果から次の段階の方針を決定する（図 3-5)。

次の段階の方針としては、景観評価において全ての項目が「特に樹木に景観上の問題が見られない場合」には「日常管理」で対応していくこととなるため、「日常管理」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

景観評価の項目において一つでも「景観を阻害する要素が樹木自体にある場合」には「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善（剪定、植栽基盤整備、保護材等の整備＋腐朽部・空洞部の外科的処置等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。ただし、調査項目の「6.治療等の痕跡」が「目立つ」場合のみ「治療・回復（腐朽部・空洞部の外科的処置)」が必要となる。

景観評価の項目において一つでも「景観を阻害する要素が樹木以外の周辺景観にある場合」には「日常管理」及び「地域景観の管理者と協議によって対応策を検討する」こととなり、「日常管理」の作業項目と「検討結果」を踏まえて保全計画を立案する。なお、この場合の対応策としては、①看板・広告の撤去、②電線の地中化、③周囲の樹木の伐採・移植、④低木類の配置等の検討、⑤建築物の色彩の見直しなどがあるが、これらの対応は景観重要樹木だけではなく地域景観全体との調整になることから、本書での具体的な対応方法は省略する。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編、(2.「保全計画の立案」の手順)、(3.「保全計画の立案」の内容)』を参照すること。

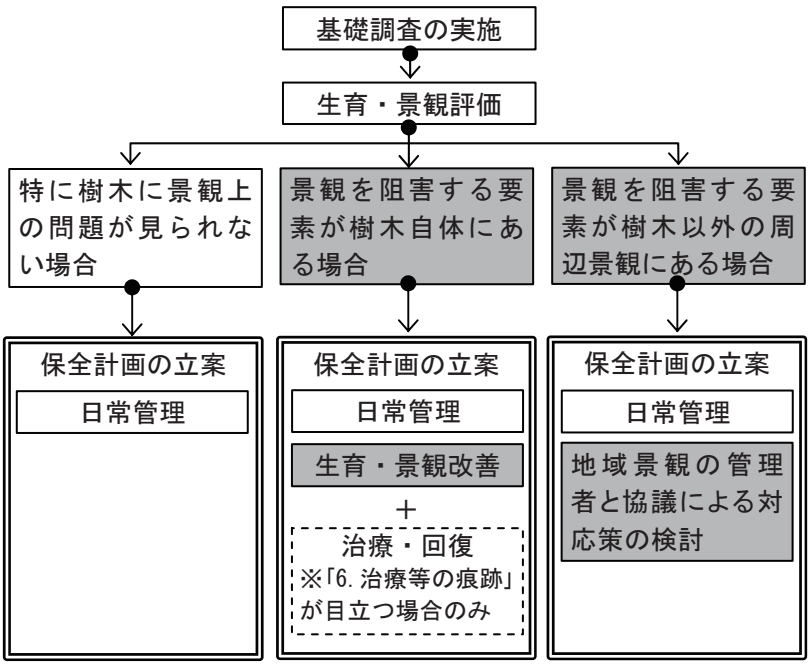

図 3-5　景観評価のフロー

表 3-9　景観調査結果の評価と対応方針

項目	確認内容	調査結果		
景観阻害要素	1. 樹木の景観を阻害する何らかの要素	なし	ー	あり
周辺との調和	2. 景観的な調和	している	ー	していない
樹形の状況	3. 全体的なバランス	とれている	とれていない	ー
枝葉の状況	4. 枝葉の密度や配分	良好	不良	ー
保護材等の状況	5. 保護材等（支柱、踏圧保護板、保護柵）の景観的調和	している	していない	ー
治療等の状況	6. 治療等の痕跡	目立たない	目立つ※	ー
景観評価		特に樹木に景観上の問題が見られない	景観を阻害する要素が樹木自体にある	景観を阻害する要素が樹木以外の周辺景観にある
対応方針		保全計画の立案		
保全対策		「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 ＋ 地域景観の管理者と協議による対応策の検討

※「6. 治療等の痕跡」が「目立つ」場合のみ保全対策として「治療・回復（空洞部・腐朽部の外科的処置）」が必要

生育評価と景観評価の結果に基づく対応方針のフロー（図 3-4、図 3-5）を統合したものを図 3-6 に示す。

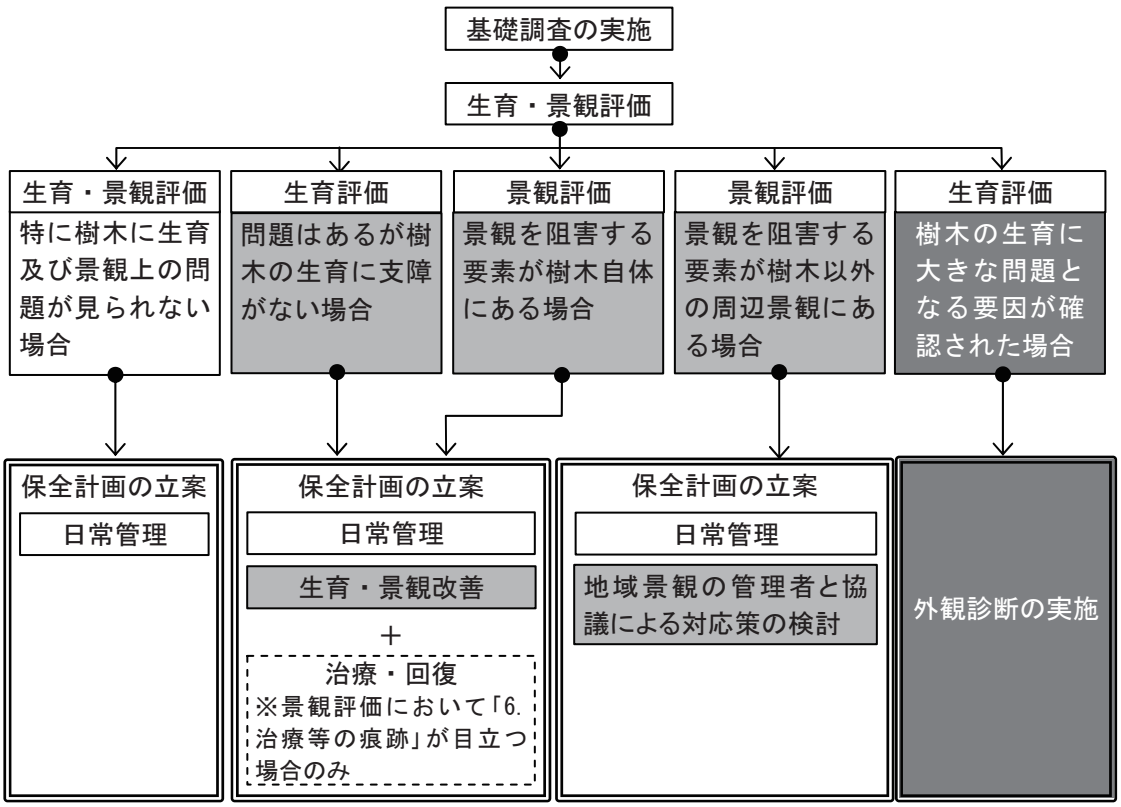

図 3-6　生育・景観評価のフロー

3-4. 外観診断

外観診断は、生育評価において「外観調査が必要」と判定された場合に実施するものである。外観診断は、「3.2 基礎調査」を補足する樹木の基本的な事項に加え、詳細な方法で樹木の健康状態・安全性について調べ、それぞれの問題点の有無と内容の詳細を明らかにするために行うものであり、表 3-10 に示す調査からなる。

表 3-10　外観診断の内容

項目	内容	調査票
①生育環境調査	基礎的情報として、樹木の周辺環境を含めた土地利用の状況、樹木の状況等について調べ、先に実施した基礎調査を補足する専門的な事項について把握するもの。	生育環境調査票 生育環境スケッチ票
②管理・治療履歴調査	これまでの管理履歴を把握するもの。	管理･治療履歴調査票
③健全度調査	樹木の活力度を把握するもの。	活力度調査票
	樹木の健全性や安全性を把握するもの。	健全度調査票 健全度スケッチ票

(1) 生育環境調査の項目と内容

生育環境調査は、健全度調査を行う前に、あらかじめ整理しておくべき樹木の基本的な事項として樹木の生育環境を把握するために行うものである。

「3-2 基礎調査　①概況調査」を補足するための調査となるため、既に測定している「形状寸法」についてはデータを活用するものとし、新たに付加された気象条件や立地環境等については表 3-11 に示す項目を対象に調査を行い、以降に示す「生育環境調査票」、「生育環境スケッチ票」を活用して調査結果を記入する。

調査は、主に「形状寸法」(既存データ)、「気象条件」、「立地環境」、「希少動植物等」の 4 つの項目からなり、現地での確認や計測が不可欠である。調査の際は、「3-1 既存調査資料等の確認」で作成した「既存調査資料確認票」と「3-2 基礎調査」で実施した調査結果（「概況調査票、生育調査票、景観調査票」）を活用するのはもちろんであるが、現況最優先の考え方で整理し、過去の履歴との矛盾が生じる場合は、データを修正した上でその矛盾点を記載する。また、現地での調査は、調査実施の効率性やヒアリング時の記載漏れ等を最小限に抑える観点から、少なくとも 2 人以上で実施することが望ましい。

【生育環境調査】のイメージ

▲気象条件
(気象条件による影響は？)

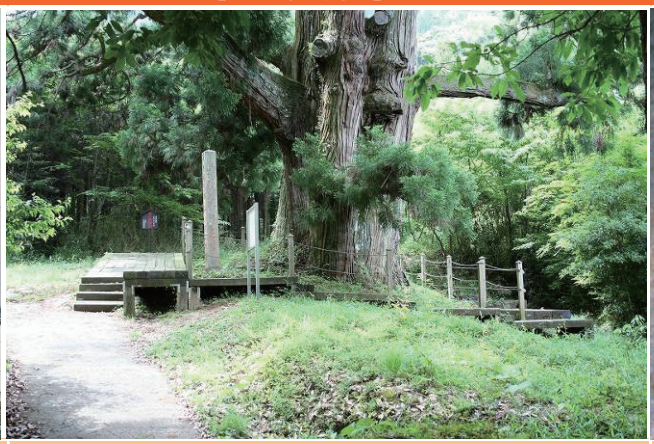

▲立地環境
(どのような場所に立地しているか？)

▲希少動植物等
(希少動植物はいないか？)

表 3-11　生育環境調査の項目と内容

項目		内容	調査方法
①気象条件		■樹木が生育している地域の月別平均気温、月別降水量、気温、降水量、温量・寒冷示数、風あたり、潮風の影響、日照条件等に関する情報を把握するもの。	既存の統計資料等を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	温量（暖かさ）示数・寒冷（寒さ）示数	■樹木が生育している地域の温量示数と寒冷示数に関する情報を把握するもの。一般的に、植物の生育には月平均気温で摂氏 5 度以上が必要とされる。このことから、温帯における植生の分布には、それより高温になる期間とその温度の高さがどの程度になるかが大きく影響すると考えられるので、それを定量化することを試みたものである。 ■具体的には、基準を月平均気温 5 度として、ある地域の各月の平均気温との差を累積する。平均気温が 5 度より高い月の差の累積が暖かさの示数であり、5 度より低い月の差の累積が寒さの示数である。	
	潮風の影響	■潮風の影響の有無とその程度を把握するもの。 ■潮の影響は枯死の原因となる。樹木の周辺が海で、大風や台風で過大な潮の影響を受けた場合は、生育障害や衰退・枯死の恐れがある。	現地において樹木の立地条件等を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	日照条件	■樹木の日照条件を把握するもの。日照不足となっている場合には、日照を妨げる建物・隣接樹木等、その要因を把握する。	現地において樹木が受ける日照時間等を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
②形状寸法	樹高	■樹木の樹高を把握するもの。 ■測高稈、超音波樹高測定器、ブルーメライス測高器等を用いて計測する。	「概況調査票」のデータを活用するが、再計測が必要な場合は現地において計測し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	幹周	■樹木の幹周（地上部より 1.2m の高さの周囲長）を把握するもの。 ■巻尺を用いて計測する。 ■測定部分で幹が分岐していたり枝にあたる場合は、その部分を避けて少し下の位置で測定する。その場合は測定した高さを記入する。 ■株立ちの場合は、主な幹を計測する。	
	根元周	■樹木の根元周（根元の周囲長）を把握するもの。 ■巻尺を用いて計測する。	
	枝下高	■樹木の一番低い大枝の高さを把握するもの。 ■測高稈、超音波樹高測定器、ブルーメライス測高器等を用いて計測する。	
	枝張り	■樹木の枝張りを把握するもの。 ■巻尺、レーザー距離計等を用いて計測する。 ■一般的に、東・西・南・北の 4 方向について測定して記入する。 ■必要に応じて、樹木の樹冠の大きさの短径と長径を測定（東西南北を記入）することや、山側・谷側方向、道路と平行・垂直方向というように測定してもよい。	

項目		内容	調査方法
③立地環境	地形	■樹木が生育している場所の地形（山地、丘陵地、台地、低湿地、尾根、中腹、谷、窪地、扇状地、自然堤防、埋立地 、海岸）を把握するもの。 ■気象、日照、土性、土壌の排水性、流出・崩壊等の目安となる。また、風（寒風）、霧、霜、地下水位の高低と土壌乾燥・過湿、日照、土壌の流亡等と関係する。	事前に図面や航空写真等で調べておき、現地において地形を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	土地の傾斜	■樹木が生育している場所の傾斜（緩傾斜、中傾斜、急傾斜、険しい）と傾斜方向を把握するもの。 ■排水性、土壌流出・土壌崩壊等の目安となる。	事前に図面や航空写真等で調べておき、現地において傾斜状況を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	土壌環境の状態	■樹木が生育している土壌（自然土、盛土・客土、切土）を把握するもの。 ■土壌の種類は、生物性、物理性、化学性、土壌の構造の目安となる。	現地において土壌環境を確認し、結果を「生育環境調査票」に記入する。
	地表の状態	■樹木が生息している場所の地表面の状態（裸地、草地・地被類、潅木・低木、舗装、覆土）を把握するもの。	現地において樹木の地表面の状態を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
	周囲の状況	■樹木の根元周囲の植生状況や周辺に生育する他の樹木による影響、根元付近の工作物等の有無を把握するもの。	現地において周囲の状況を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
④希少動植物等		■樹木の空洞部に生息する希少な動物、鳥の営巣や飛来中継点としての機能、希少な昆虫等の生息、希少な植物の有無を把握するもの。	管理者へのヒアリングを行い、その結果を「生育環境調査票」に記入する。 現地において希少動物等の有無を確認し、その結果を「生育環境調査票」に記入する。
⑤その他		■その他、生育環境において特に気になる事項を記入する。	－

生 育 環 境 調 査 票

調査日	年　月　日		天候		調査者								
樹木名					樹種名								
学名					科名								
所在地													
樹齢	年	[根拠]											
形状寸法等	樹高	m	幹周	cm	根元周	cm	枝下高	cm					
	幹周（株立）	本数		本立	cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm								
	枝張り	E　m ・ W　m ・ S　m ・ N　m											
気象条件		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	月別平均気温（平均値）												
	月別降水量（平均値）												
	年平均気温	℃	最高気温極値		（　年）℃		最低気温極値		（　年）℃				
	年降水量	mm	温量（暖かさ）示数				寒冷（寒さ）示数						
	風あたり（特記）												
	潮風の影響	1. なし　2. ややあり　3. あり　4. やや強　5. 強											
	日照条件	1. 良　2. 普通　3. やや不良　4. 不良 [日照不足の原因]											
立地環境	地形	1. 山地　2. 丘陵地　3. 台地　4. 低湿地　5. 尾根　6. 中腹　7. 谷　8. 窪地 9. 扇状地　10. 自然堤防　11. 埋立地　12. 海岸　13. その他（　）											
	土地の傾斜	1. 平坦（0°～5°）　2. 緩傾斜（5°～15°）　3. 中傾斜（15°～30°） 4. 急傾斜（30°～45°）　5. 険しい（45°以上）　[傾斜方向]　→											
	土壌の状態	1. 自然土〔a. 堆積土　b. 崩積土　c. 削剥土　d. その他（　）〕 2. 盛土・客土　3. 切土　4. その他（　）　5. 不明											
	地表の状態	1. 裸地　2. 草地・地被類　3. 潅木・低木 4. 舗装〔a. 砂利・砕石　b. ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ　c. その他（　）〕 5. 覆土〔厚さ（　）・土性（　）〕 6. その他（　）											
	周囲の状況	根元及び周囲の植生	草本	1. 密生　2. 疎　3. なし									
			低木	1. 密生　2. 疎　3. なし									
		周辺樹木との関係	1. 影響なし　2. わずかに影響を受けている　3. 影響を受けている 4. かなり影響を受けている　5. 深刻な影響を受けている [影響の状況]										
		根元近くの工作物等											
希少動植物等	1. 動物生息（有・無）〔動物の種類（　）〕												
	2. 着生植物（有・無）〔着生植物の種類（　）〕												
その他													

生育環境スケッチ票

		N	
W			
			E
	S		

樹木生育に影響を及ぼす要因（写真を別途添付）

(2) 管理・治療履歴調査の項目と内容

管理・治療履歴調査は、健全度調査を行う前に、あらかじめ整理しておくべき樹木の管理履歴、治療履歴、保護材等の設置状況等を把握するために行うものである。

既存調査資料等の確認調査を補足するための調査となるため、調査の実施にあたっては、「主な管理履歴」、「過去の処置・治療履歴」、「保護材等の設置状況」、「近接物の状況」の 4 つに分類した表 3-12 に示す項目を対象に実施するものであり、以降に示す「管理・治療履歴調査票」を活用し、調査結果を記入する。なお、関連する資料が保存されている場合はなるべく複製を添付する。

調査は、主に過去に行われた「主な管理履歴」、「過去の処置・治療履歴」、「保護材等の設置状況」、「その他工作物の設置状況」の詳細を確認するとともに、管理作業等の効果を確認するものであり、既存資料や現地での確認、関係者へのヒアリングが不可欠である。調査の際は、「3-1 既存調査資料等の確認」で作成した「既存調査資料確認票」や関連する資料があれば参考とするのはもちろんであるが、現況最優先の考え方で整理する。

過去の履歴との矛盾が生じる場合には、関係者等へのヒアリングなどによりデータを修正した上でその矛盾点を記載する。また、現地での調査は、過去に行われた管理作業等の効果を的確に確認するために、少なくとも 2 人以上で実施することが望ましい。

表 3-12　管理・治療履歴調査の項目と内容

	項目		内容
主な管理履歴	清掃・除草		定期的な草刈りや清掃の有無と、その回数等を把握する。また、除草剤の使用履歴がある場合は、薬剤の種類、散布回数等も把握する。
	病虫害防除		定期的な樹木の薬剤散布の有無と、その散布回数、薬剤の種類等を把握する。
	剪定	整枝剪定	樹形の「骨格をつくる」目的で行う「過密になった枝葉の剪定」の有無と、年間実施回数、種類、強度等を把握する。
		整姿剪定	樹木特有の「姿を整える」目的で行う「樹冠の乱れや枝透かし等の剪定」の有無と、年間実施回数、種類、強度等を把握する。
		枯枝の処理	定期的な枯枝の処理の有無と、年間実施回数を把握する。
	被圧木等の処置		過去に行われた樹木周辺の被圧木の移植・枝おろし・撤去等について把握する。
	近接物の処置		過去に行われた樹木の近接物（構造物、舗装・縁石、石仏・祠、解説板等）の設置・補修・更新等について把握する。
	簡易点検		定期的な樹木の簡易点検の有無と、年間実施回数等を把握する。
	その他	灌水	定期的な灌水の有無と、年間実施回数等を把握する。
		根元空間の活用	根元空間を活用した草花の植栽（景観向上や根元周辺の踏圧防止目的）等の有無を把握する。
		マルチング	完熟堆肥や木質チップによる根元周囲へのマルチングの有無と、敷設時期、年間実施回数、種類、敷設厚等を把握する。
過去の処置・治療履歴	土壌改良	簡易	過去に行われた簡易な土壌改良（人力による表層耕耘、ダブルスコップによる縦孔の掘削、割竹や通気管の設置、砂等の混入、液肥の注入）の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）、現在の実施状況等を把握する。
		部分的	過去に行われた部分的な土壌改良（部分的な深層までの耕耘、土壌を掘削しての土壌の入れ替え）の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）、現在の実施状況等を把握する。
		大規模	過去に行われた大規模な土壌改良（全面的な深層までの耕耘、大規模な土壌掘削を伴う土壌の全面的な入れ替え）の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
	排水工		過去に行われた土壌基盤の排水性の改良の有無と、実施回数等を把握する。
	外科的処置	空洞部・腐朽部の外科的処置	過去に行われた樹木の空洞・腐朽部の外科的処置の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
		根系の外科的処置	過去に行われた樹木の根系の外科的処置の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
	樹勢回復処置	不定根育成による樹勢回復	過去に行われた不定根育成による樹勢回復の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
		若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復	過去に行われた若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
	その他	マツ材線虫病の防除	過去に行われたマツ材線虫病の防除（樹幹注入、薬剤散布等）の有無と、その内容（実施時期、回数、種類等）を把握する。
		後継樹の育成	樹木の後継樹の育成の有無と、その生育状態等を把握する。

	項目	内容
保護材等の設置状況等	支柱	支柱（倒木・枝折れ保護）の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	ケーブリング	ケーブリング（幹裂けや枝裂け防止）の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	踏圧防止板	踏圧防止板の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	保護柵	保護柵（樹木の根元への立入り防止）の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	デッキ・木道	デッキ・木道（樹木の根元保護）の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	気象害対策	気象害対策〔(雷対策：避雷針)、(風対策：暴風ネット、寒冷紗)、(雪対策：雪吊り、雪囲い)〕の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
近接物の状況	構造物	樹木に近接する構造物（ベンチ等）の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	舗装・縁石	樹木に近接する縁石や舗装の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	石仏・祠	樹木に近接する祠・石碑の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。
	解説板等	樹木の由来等を示す樹木案内板や解説板、注意書き等の注意板の有無と、その詳細（種類、形状、素材等）を把握する。

管 理・治 療 履 歴 調 査 票

作成日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
参考資料			

	記入欄	
主な管理履歴	□清掃・除草　□病虫害防除　□剪定　□被圧木等の処置　□近接物の処置 □簡易点検　□その他（□灌水　□根元空間の活用　□マルチング）	
	清掃・除草	
	病虫害防除	
	剪定	
	簡易点検	
過去の処置・治療履歴	□土壌改良（□簡易　□部分的　□大規模）　□排水工 □外科的処置（□空洞部・腐朽部の外科的処置　□根系の外科的処置） □樹勢回復処置（□不定根育成による樹勢回復　□若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復） □その他（□マツ材線虫病の防除　□後継樹の育成）	
保護材等	□支柱　□ｹｰﾌﾞﾘﾝｸﾞ　□踏圧防止板　□保護柵　□デッキ・木道　□気象害対策物	
近接物等	□構造物　□舗装・縁石　□石仏・祠　□樹木案内板　□解説板　□注意板	

（3）健全度調査の項目と内容

健全度調査は、「3-2. 基礎調査　②生育調査」の結果から、樹勢衰退の原因や生育上の問題が懸念される部位の障害の状況や倒伏及び落枝の原因となる構造的な欠陥等を特定するために実施するものであり、目視や簡易な測定器具（写真 3-1）を用いて実施する。

健全度調査に使用する主な測定器具のイメージ

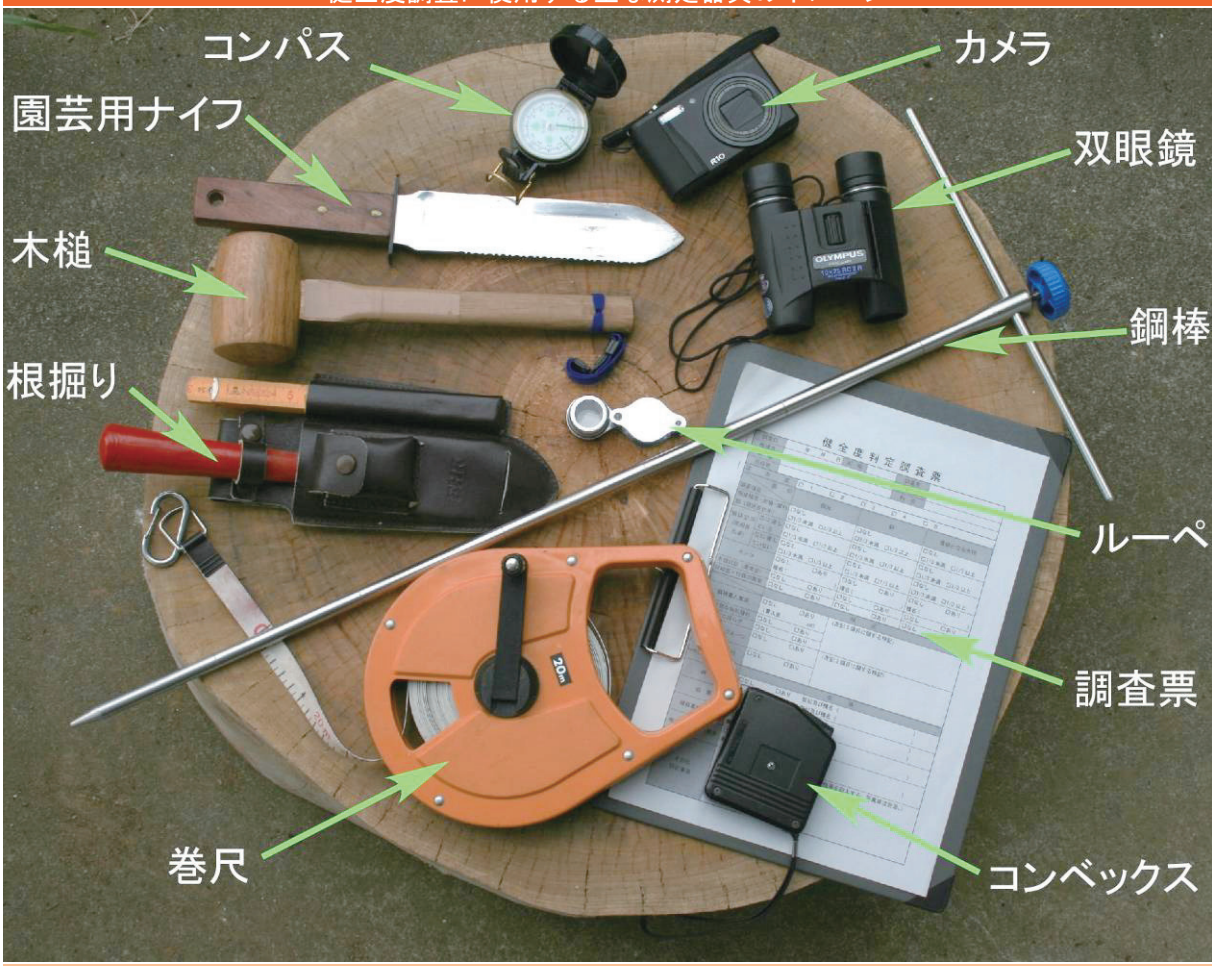

▲樹木形状を測定する器具、樹体異常を診断する器具、樹体を観察する器具、調査票

健全度調査の項目は、①活力度、②樹皮枯死・欠損・腐朽部、③開口空洞、④キノコ、⑤木槌打診（異常音）、⑥分岐部・付根の異常、⑦鋼棒貫入異常、⑧不自然な樹形傾斜、⑨樹体の揺らぎ、⑩ガードリングルーツ（地際で幹に巻き付いている根）、⑪根の露出・腐朽、⑫病害、⑬虫害、⑭植栽基盤の異常、⑮樹木保護材等の異常の 15 項目からなり、各項目の調査内容及び方法は表 3-13 に示すとおりである。

調査の実施にあたっては、以降に示す「活力度調査票」、「健全度調査票」、「健全度スケッチ票」を活用し、調査結果を記入する。

調査の際は、障害の重大性や倒伏及び落枝の原因となる構造的な欠陥等に関しては、的確な判断を行うために十分な経験を有した専門家が実施することが望ましい。また、調査実施の効率性や障害及び欠陥の見落としがないように、少なくとも 2 人以上で実施することが望ましい。

健全度調査のイメージ

▲概況の記入

▲目視・カルテ作成

▲欠陥部の計測

▲木槌打診

▲根元掘削

▲鋼棒貫入

表 3-13　健全度調査に係る調査項目と調査方法

項目		内容	調査方法
①活力度		樹木の「樹勢、樹形、枝の伸長量、新梢の伸長、新梢・枝条の枯損、枝葉の密度、葉の大きさ、葉色、剪定後の巻き込み、樹皮の状態」を把握する。	現地において項目毎の状況を確認し、その結果を「活力度調査票」に記入する。
②樹皮枯死・欠損・腐朽部		樹木の根元、幹、骨格となる大枝の枯死・欠損・腐朽の有無と、その大きさ等を把握する。	現地において外傷の大きさを計測し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
③開口空洞	芯に達している	樹木の根元、幹、骨格となる大枝の開口空洞の有無と、開口部の大きさについて、空洞が芯に達しているものと達していないものとに分けて把握する。	現地において空洞の大きさを計測し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
	芯に達していない		
④キノコ		樹木の根元、幹、骨格となる大枝のキノコの有無と、その種類等を把握する。	現地においてキノコの種類を同定し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑤木槌打診（異常音）		樹木の根元、幹、骨格となる大枝の内部空洞・腐朽の有無の可能性を把握する。	現地において樹木の空洞・腐朽部のありそうな部分を木槌で叩き、異常音の有無を確認する。その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑥分岐部・付根の異常		樹木の根元、幹、骨格となる大枝の分岐部の腐朽の有無と、その大きさ等を把握する。	現地において枝や幹の分岐部の結合状況や亀裂等の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑦鋼棒貫入異常		樹木の根元の内部空洞・腐朽の有無と、そのおおよその大きさを把握する。内部空洞の大きさは、詳細調査（腐朽診断）を行うことである程度予測することができる。	現地において樹木の根元や根元付近の土壌に先端の尖った鋼棒を挿入し、その抵抗性や軋み音の有無を確認する。その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑧不自然な樹形傾斜		樹木の根張りや根の腐朽等に伴う不自然な樹形傾斜の有無と、その状況等を把握する。	現地において不自然な樹形の傾斜の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑨樹体の揺らぎ		樹木の根張りや根の腐朽等に伴う樹体の揺らぎの有無と、その状況等を把握する。	現地において支柱が設置されていない場合に、樹木の幹を両手で強く押し、根元の揺らぎを確認する。その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑩ガードリングルーツ（地際で幹に巻き付いている根）		樹木のガードリングルーツの有無と、その状況を把握する。	現地においてガードリングルーツの有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑪根の露出・腐朽		樹木の地表面への根の露出の有無と、その腐朽状況を把握する。	現地において露出している根の有無とその腐朽状況を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑫病害		樹木の病害の有無と、その種類を把握する。	現地において病害の発症の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑬虫害		樹木の虫害の有無と、その種類を把握する。	現地において虫害の発生の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑭植栽基盤の異常		樹木の植栽基盤の異常の有無と、その状況を把握する。	現地において植栽基盤の固結や流亡等の異常の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。
⑮樹木保護材等の異常		樹木の保護材（支柱、踏圧防止板、保護柵、デッキ）の食い込み・破損等の有無と、その程度を把握する。	現地において樹木保護材等の食い込み・破損等の有無を確認し、その結果を「健全度調査票」に記入する。

活 力 度 調 査 票

診断項目	評価基準					項目判定
	0	1	2	3	4	
①樹　勢	旺盛な生育状態を示し被害が全く見られない。	いくぶん被害の影響を受けているがあまり目立たない。	異常が明らかに認められる。	生育状態が劣悪で回復の見込みがない。	ほぼ枯死している。	
②樹　形	望ましい樹形を保っている。	若干の乱れはあるが、望ましい樹形に近い。	望ましい樹形の崩壊がかなり進んでいる。	望ましい樹形がほぼ崩壊し、奇形化、回復の見込みがない。	望ましい樹形が完全に崩壊している。	
③枝の伸長量	正常である。	いくぶん少ない枝もあるが、目立たない。	枝は短くなり細い。	枝は極度に短小、ショウガ状の節間がある。	下からの萌芽枝のみわずかに成長している。	
④新梢の伸長	全体に極めて良好である。	一部に伸長の少ない枝もあるが伸長量は普通である。	枝の伸長に偏向があり、伸長量は少ない。	全体にほとんど伸長していない。	全体にまったく伸長していない。	
⑤新梢・枝条の枯損	枯損はない。	主幹には無いが、小枝に枯れがある。	新梢や中枝に枯れがある。	著しく枯れている。	ほとんど枯損している。	
⑥枝葉の密度	正常で枝及び葉の密度のバランスがとれている。	普通の密度であるが、0に比べてやや劣る。	ややまばらである。	枯枝が多いことから葉の発生が少なく、著しくまばらである。	ほとんど枝葉がない。	
⑦葉の大きさ	十分な大きさである。	所々に小さい葉がある。	全体的にやや小さい。	全体に著しく小さい。	わずかな葉しかなく、それも小さい。	
⑧葉　色	全ての葉が正常である。	所々にやや異常な葉がある。	全体的にやや異常な葉がある。	所々に著しく異常な葉がある。	全体に著しく異常な葉がある。	
⑨剪定後の巻き込み	カルス形成が旺盛で巻き込みが早い。	普通で、0に比べてやや劣る。	わずかにカルス形成がみられるが巻き込みが遅い。	著しく不良で傷口が腐朽している。	まったく巻き込みが見られず、腐朽が深くまで進行している。	
⑩樹皮の状態	傷はほとんどない。	傷・穿孔が少しあるが、あまり目立たない。	大きな目立つ傷がある。	樹皮のかなりの部分が枯死または欠落している。	樹皮のかなりの部分が枯死して、腐朽や空洞化している。	

活力度判定（各項目の評価値の合計÷評価項目数）						総合判定
総合評価	1	2	3	4	5	
	0.8未満	0.8～1.6未満	1.6～2.4未満	2.4～3.2未満	3.2以上	
	良好	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	

健 全 度 調 査 票

調査日	年　月　日	天　候		調査者	
樹木名				樹種名	
学　名				科　名	
所在地					

活　力　度		□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5		
調査項目＼部位		根元	幹	骨格となる大枝
樹皮枯死・欠損・腐朽部（周囲長比率）		□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上
開口空洞（周囲長比率）	芯に達している	□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上
	芯に達していない	□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　□1/3 以上
キノコ		□なし　□あり 種名（　　）	□なし　□あり 種名（　　）	□なし　□あり 種名（　　）
木槌打診（異常音）		□なし　□あり	□なし　□あり	□なし　□あり
分岐部・付根の異常		□なし　□あり	□なし　□あり	□なし　□あり

＼	根　元	
鋼棒貫入異常	□なし　□あり （貫入長：　　cm）	[左記 3 項目に関する特記]
不自然な樹形傾斜	□なし　□あり	
樹体の揺らぎ	□なし　□あり	
ガードリングルーツ	□なし　□あり	[左記 2 項目に関する特記]
根の露出・腐朽	□なし　□あり	

＼	全　体	
病　害	□なし　□あり	部位及び種名（　　） 部位及び種名（　　）
虫　害	□なし　□あり	部位及び種名（　　） 部位及び種名（　　）
植栽基盤の異常	□なし　□あり 異常内容（　　）	
樹木保護材等の異常	□なし　□あり 異常内容（　　）	
その他 特記事項	（上記部位以外の被害状況、詳細調査の必要性等を記入する。写真等は別添。）	

健 全 度 ス ケ ッ チ 票

G.L.

（方位：　　）

樹木の衰退要因、欠陥等の危険性（写真を別途添付する）

健全度判定のイメージ（活力度以外）

①樹勢
②樹形
③枝の伸長量
④新梢の伸長
⑤新梢・枝条の枯損
⑥枝葉の密度
⑦葉の大きさ
⑧葉色
⑨剪定後の巻き込み
⑩樹皮の状態

⇒次頁以降に掲載

①活力度

②樹皮枯死・欠損・腐朽

③開孔空洞（左：芯に達する、右：芯に達しない）

④キノコ

⑤木槌打診（異常音）

⑥分岐部・付根の異常

⑦鋼棒貫入異常

⑧不自然な樹形傾斜

⑨樹体の揺らぎ

⑩ガードリングルーツ

⑪根の露出・腐朽

⑫病害

⑬虫害

⑭植栽基盤の異常

⑮樹木保護材等の異常

活力度判定のイメージ

①樹勢（イチョウ）

良好

不良

②樹形（ケヤキ）

良好

不良

活力度判定のイメージ

③枝の伸長量（ネムノキ）

良好

不良

④新梢の伸長（イチョウ）

良好

不良

⑤新梢・枝条の枯損（アカマツ）

良好

不良

活力度判定のイメージ

⑥枝葉の密度（イチョウ）

良好

不良

⑦葉の大きさ（ケヤキ）

良好

不良

活力度判定のイメージ

⑧葉色（ケヤキ）

良好

不良

⑨剪定後の巻き込み（ケヤキ）

良好

不良

⑩樹皮の状態（イチョウ）

良好

不良

3-5. 健全度評価

健全度評価は、外観診断の結果を評価することにより、樹木の生育上の問題点や倒伏及び落枝に対する危険性を確認し、問題の程度に応じて次の段階の方針を決定するものである。基本的には、活力度調査と健全度調査の結果を表 3-14 にあてはめ、それらの評価から次の段階の方針を決定する（図 3-7）。

次の段階の方針としては、健全度評価において全ての項目が「健全」と評価された場合には「日常管理」で対応していくこととなるため、「日常管理」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

健全度評価の項目が一つでも「不健全で欠陥を有する」と評価された場合には、専門家の意見を踏まえ詳細調査の必要性を検討し、必要がある場合には、詳細調査を実施する。必要がない場合には、「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

健全度評価の項目が一つでも「著しく不健全で危険性を有する」と評価された場合には、樹木の土壌条件や根の状態、腐朽部の規模を明らかにするため、詳細調査を実施することとなる（3-6. 詳細調査）。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編』を参照すること。

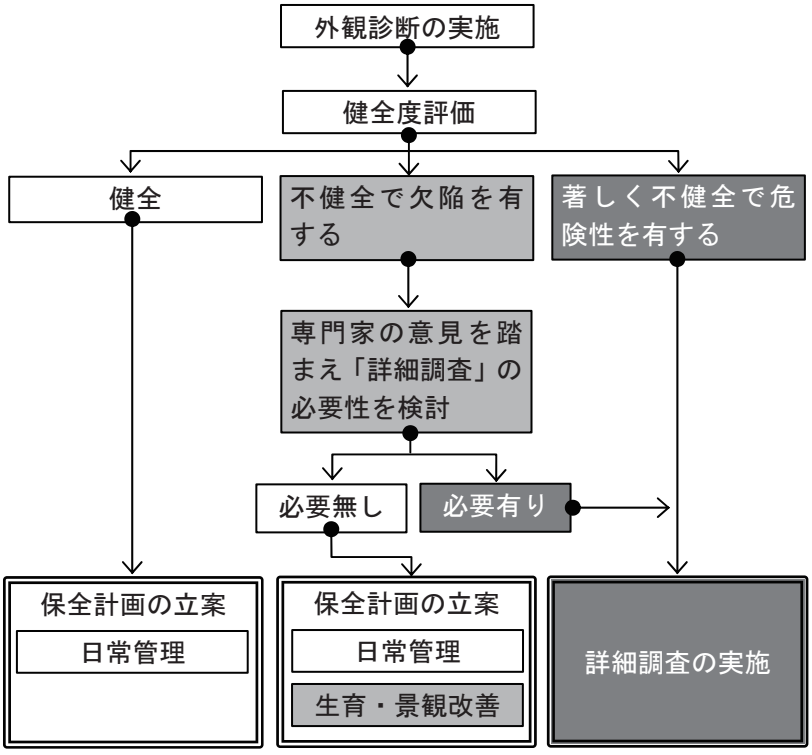

図 3-7　健全度評価のフロー

表 3-14　健全度調査結果の評価と対応方針

調査項目		調査結果				
活力度		1	2	3	4	5
樹皮枯死・欠損・腐朽部		なし		1/3 未満	1/3 以上	
開口	芯に達している	なし		1/3 未満	1/3 以上	
空洞	芯に達していない	なし		1/3 未満	1/3 以上	
キノコ		なし		あり カワラタケ、スエヒロタケ等の腐生性の場合	あり ベッコウタケ、コフキタケ等の生立木腐朽菌の場合	
木槌打診（異常音）		なし		ー	あり	
分岐部・付根の異常		なし		ー	あり	
鋼棒貫入異常		なし		ー	あり	
不自然な樹形傾斜		なし		あり	詳細調査が必要ない場合は改善策を記載する。	
樹体の揺らぎ		なし		あり		
ガードリングルーツ		なし		あり		
根の露出・腐朽		なし		あり		
病害		なし		あり		
虫害		なし		あり		
植栽基盤の異常		なし		あり		
樹木保護材の異常		なし		あり		
健全度評価		健全		不健全で欠陥を有する	著しく不健全で危険性を有する	
対応方針		保全計画の立案		■専門家の意見を踏まえ「詳細調査」の必要性の検討 ■「詳細調査」の必要がない場合は、保全計画の立案	「詳細調査」の実施	
保全対策		「日常管理」		「日常管理」 「生育・景観改善」	ー	

3-6. 詳細調査

詳細調査は、健全度評価において「詳細調査が必要」と判定された場合に実施するものであり、表 3-15 で示す 3 つの調査からなる。詳細調査は、土壌条件や樹木の根の状態、腐朽部の規模を明らかにするために実施するものであり、土壌掘削を要したり専用の測定機器等を使用する。

表 3-15　詳細調査の内容

項目		内容
(1) 土壌調査	①標準調査	■活力度の低下や根系の露出・腐朽、植栽基盤の異常等が認められた場合に、標準調査を行う。 ■検土杖による土層状況等の観察や土壌貫入計による土壌硬度、簡易現場透水試験器による土壌透水性の測定、土壌採取による土壌の化学性を把握する。 ■樹木の根元周囲で 3～4 ヵ所程度実施することが望ましい。
	②土壌断面調査	■標準調査において土壌の垂直方向の状況が明確にわからないことがある場合に、土壌断面調査を行う。 ■根系に影響がある主要な土壌層の垂直方向の物理性と化学性、あわせて根系状況を把握する。 ■断面掘削に伴う根の損傷を最小限に抑えるため、樹木 1 本につき 1 ヵ所実施することが望ましい。 ■断面の掘削形状は、「縦孔掘削式」と「長断面(トレンチ)掘削式」の 2 つがある（p126、127、134 を参照）。
(2) 根系調査		■樹木根系の生育状況（腐朽有無の確認等）及び伸長分布状況を把握する。 ■調査対象となる根系範囲に応じて、表層を掘削する場合と垂直方向に掘削する場合がある。 ■「(1) 土壌調査」において断面調査が行われた場合には、同時に根系調査も行うものとするが、不十分な場合にはさらに掘削して調査を行う必要があるかを検討する。 ■実施にあたっては、圧縮空気（エアースコップ等）により、樹木周囲の土壌を部分的に吹き飛ばすことで根系を露出させて行うなど、根の損傷を最小限に抑えるよう努める。
(3) 腐朽診断		■外観診断で当該樹木に空洞や腐朽があることが予想された場合に、専用の測定機器を用いて空洞や腐朽の規模を把握する。

(1) 土壌調査の項目と内容

土壌調査は、樹木が成長を持続するための基本となる土壌条件を詳細に把握するものである。景観重要樹木のように、人間の生活に密着している樹木では、踏圧による土壌固結や地表面の舗装、清掃による落葉（有機物）の除去による土壌の貧栄養化等、人為的な悪影響を受けやすい環境で生育しているケースが多い。そのため、樹木周辺の土壌条件を正確に把握し、その結果から樹木の良好な生育を促すための土壌環境づくりを進めることが重要である。

土壌調査で実施する内容は、土壌の物理的条件と化学的条件を把握するものの 2 つに分けられる。物理的条件を診断する項目としては、①透水性、②土壌硬度、③保水性、④土性等があり、化学的条件を診断する項目としては、①有害物質、②土壌酸度、③土壌養分等がある。

土壌調査は二つの方法があり、一つは標準調査として、土壌を掘削せずに検土杖による土層状況の観察、土壌貫入計による土壌硬度の測定、簡易現場透水試験器による土壌透水性の測定及び土壌に簡易に掘削できる観測孔を設けて調査する方法などがある。もう一つは断面調査として、バックホウ等の掘削により土壌断面を露出させて調査する方法などがある。

実際には、断面調査では多大な労力が必要となるばかりでなく、掘削時に根系に悪影響を与える恐れもあるため、土壌や根系状況を解明する必要性が高い深刻な問題点が予測される場合を除いて、簡易な方法で行うことが多い。

①標準調査の項目

「標準調査」で実施する調査項目は、土壌層位の確認に続く土壌の物理的条件と化学的条件を把握するものの 2 つに分けられ、物理的条件を診断する項目としては、1）透水性、2）土壌硬度、3）保水性、4）土性等があり、化学的条件を診断する項目としては、1）有害物質、2）土壌酸度、3）土壌養分等がある。

調査の実施にあたっては、以降に示す「土壌調査票」や、「土壌断面（根系）調査票」を活用し、調査結果を記入する。

調査にあたっては、検土杖や小規模な観測孔（複式ショベルによる簡易な掘削）等で土層を確認し、長谷川式土壌貫入計、山中式土壌硬度計、簡易現場透水試験器等の測定機器を活用して行う。

それぞれの項目に応じて、一般的な方法と簡易な方法があるため、必要に応じてそれらを使い分ける。標準調査における主な項目を表 3-16、3-17 に示す。

簡易な土壌掘削

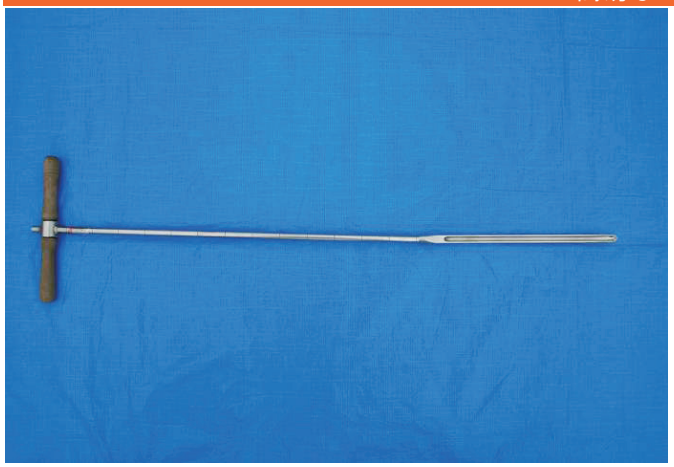

▲検土杖

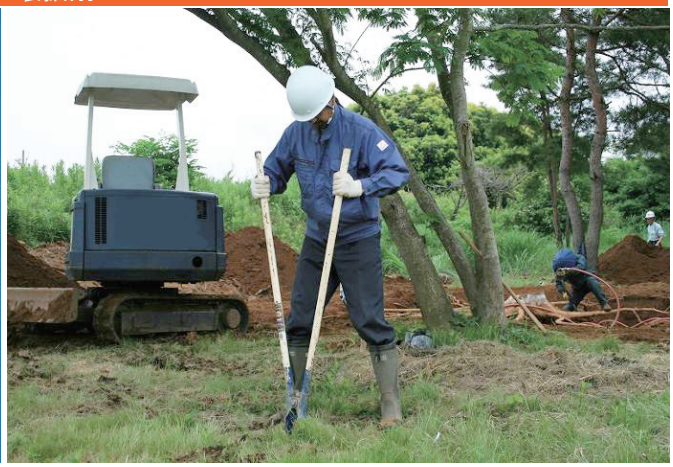

▲複式ショベルによる掘削

表 3-16　土壌の物理性に関する調査項目と内容

診断項目	内容		調査方法
1）透水性（排水性）	■「透水性」とは、土壌等の物質が水を通す性質のことである。 ■樹木は、透水性が悪く、土中に染み込んだ水が樹木根の発育する層で滞っていると、多量の雨が降った際に植栽基盤内に水が溜まり、根腐れ現象を起こし、枯死してしまうことがある。土壌に起因する樹木の生育不良の原因で最も多いのが、透水性不良であるといわれている。	一般的	[長谷川式簡易現場透水試験器による方法] 調査地点にて、複式ショベルで植穴程度の深さの穴（φ15 ㎝、深さ 40～60 ㎝）を掘り、器具を設置し水を入れ、周辺の土壌に浸透するのを待ち、再注水後、20 分間隔で 2 回水位を読みとり、安定した時点の浸透速度（最終減水能）を測定するもの。
		簡易	[簡易な穴への湛水（たんすい）] 簡易な穴に水を 20㎝ 程度入れ、その水位の変化を 1 時間後、24 時間後、48 時間後に測定するもの。 [降雨翌日の観察] 降雨翌日の土壌の状態を観察することで透水性を判断するもの。

診断項目	内容	調査方法	
2)土壌硬度	■「土壌硬度」とは土壌の硬さのことである。 ■樹木は、土壌が硬いと根を伸ばすことができないために、枯死または生育不良となることがある。 ■柑橘類等での研究から、山中式硬度計の読みで 18～20 ㎜程度までは細根群がよく発達するが、25 ㎜以上になると根の分布を認めることが困難であることが広く知られている。このため、一般的には同硬度計の読みで 23 ㎜程度を限界値と見なすことが多い。	一般的	[長谷川式土壌貫入計] 穴を掘らずに 1m（あるいは 60 ㎝）の深さまで連続して測定することができる。これは 2kg の重りを 50 ㎝落下させて、その 1 回あたりの衝撃で鉄の円錐形のコーンが何㎝地中に打ち込まれるかを示す S 値を記録して土の固さを測定するもの。
			[山中式土壌硬度計] 対象地基盤に深さ 1m 程度の人が入れる穴を掘削し、側面や底面部の土壌断面に対して垂直に円錐を突き刺して数値を測定するもの。山中式硬度計は、使用に際し測定用の土壌断面を掘削しなければならない。また、砂土を測定する場合、砂が移動しやすいため、実際の値よりも低くなる傾向にあり、また礫土の場合は測定が困難となる。
		簡易	[指痕のつき方] 土壌断面を指で強く押し、その指の痕のつき方を見て判定するもの。一般的に、6 段階（固結、すこぶる堅、堅、軟、しょう、すこぶるしょう）で評価する。
3）保水性	■「保水性」とは、土壌の水を蓄えておく水分保持力のことである。 ■樹木の成長には、土壌水の量が影響することが多い。この水は主に土壌粒子間の間隙に保持されるが、広すぎる間隙の水は重力で落ち、狭すぎる間隙では保持量が少ない。そのため、生育地の土壌は適度の間隙が十分にあり、根から有効に吸収できる水分を適度に保持していることが必要である。	一般的	[専門機関等による分析] 植物が利用できる土壌中の水分量を示す有効水分量を分析し、その結果に基づき判定するもの。 土壌の採取法によって測定結果に差が出やすいので、専用のコア（採土管）で採取するか、採取土壌を一定条件で締め固めるか、専門家と相談の上決定し、結果の表記においても、採取法や締め固め条件を明記すること。
		簡易	[手の感触] 一定の降雨の後、数日間晴天が続いた状態で、手のひらで土塊を握りしめた時の乾湿の感触で行うもの。一般的に、5 段階（乾、半乾、半湿、湿、潤）で評価する。
4）土性	■「土性」とは、大きさの異なる鉱物の混じり具合（粒径組成）を示すものである。 ■土性は、通気性や透水性、養分や水分の保持力等にかかわる重要な性質である。 ■一般に粘土が多く埴質な土壌ほど養分や水分の保持力は高いが、通気性や透水性が不良となる。一方、粘土が少ない砂質な土壌ほど養分や水分の保持力は低いが、通気性や透水性は良好となる。	一般的	[専門機関等による分析] 土壌粒子中の粘土、シルト、砂の割合を示す粒径組成を分析し、その結果に基づき判定するもの。
		簡易	[指頭法（指触法）] 土壌を指で触って、ヌルヌル・ザラザラという感覚から判断するもの。一般的に、5 段階（砂土、砂壌土、壌土、埴壌土、埴土）で評価する。

表 3-17　土壌の化学性に関する調査項目と内容

診断項目	内容		調査方法	
1)有害物質	■「有害物質」とは、土壌中に含まれて樹木の生育を阻害する物質の総称であり様々なものがある。 ■一般的には塩類障害が最も多いため、有害物質の有無の指標として、土壌の塩類濃度を示す電気伝導度（EC）が広く使用される。EC は、有害物質のチェックだけではなく、肥料成分の多少の目安を知る場合にも用いられる。		一般的	[EC メーターによる測定] 風乾細土（自然乾燥して 2㎜ のふるいにかけた土）に 5 倍量の水を加え、攪拌した液の上澄み液を測定するもの。肥料成分を知る場合は、EC 値から土壌中の可給態肥料成分の多少を間接的に推測する。 [ハツカダイコン発芽試験（植害試験）] 風乾細土を小さなポットに入れ、適度に湿らせたあと、ハツカダイコンの種子を 20～30 粒播種し、同じ土で被覆し、以後水分を補いながら、2～3 週間後に発芽率と芽の長さを調べるもの。同時に対照区として良質な土壌で同様の試験を行う。
			簡易	なし
2)酸度（土壌 pH）	■「土壌酸度」とは、土壌が示す酸性またはアルカリ性の反応の程度を表すものである。 ■測定値が、pH（H_2O）=4.5～8.0 程度であれば問題がないとされている。		一般的	[ガラス電極 pH 計による測定] 風乾細土に 2.5 倍量の水を加えて撹絆した懸濁液を測定するもの。
			簡易	なし
3)養分（窒素、腐植による判定）	窒素	■「窒素」は、植物がタンパク質や葉緑素をつくる重要な元素である。	一般的	[専門機関等による分析] 窒素含有量をケルダール法、CN コーダー等で測定するもの。
			簡易	なし
	腐植	■「腐植」とは、動植物の遺体等が土壌中で微生物や化学的な作用で分解・合成されて作られた暗色無定型な有機高分子化合物の総称のことで、土壌に黒みを与えるものである。 ■腐植の存在は生育土壌としての絶対条件ではないが、腐植含有量が高ければ、土壌の活性が高くなり、阻害要因に対しての緩衝能が増し、土壌の適正が増加するとされている。	一般的	[専門機関等による分析] 炭素含有量（有機炭素量）をチューリン法、乾式燃焼法または CN コーダー等で測定し、係数 1.724 を乗じた値を「腐植含有量」とするが、評価は炭素含有量で行う。 ※各腐植物質の平均炭素含有量が概ね 58%であることから、有機炭素量に 1÷0.58=1.724 を乗じて腐植量と見なすのが一般的である。
			簡易	[土色による簡易法] 標準土色帳を用いて土色を判定し、有機炭素量を推定するもの。一般的に、4 段階（すこぶる富む、富む、含む、乏しい）で評価する。

土 壌 調 査 票

調査日		年　月　日	天 候		調査者	
樹木名					樹種名	
学 名					科 名	
所在地						
物理性	透水性	□簡易現場透水性試験器（最終減水能（mm/h））			測定位置図・備考ほか	
		□簡易な穴へ湛水（24 時間後の底部の滞水状況）				
		□滞水なし　□若干滞水あり　□多量の滞水あり				
		□降雨翌日の観察				
		□水たまりが残らず、ぬかるまない □所々に水たまりが残るがひどいぬかるみにならない □水がたまり、ぬかるみとなって踏み込めない				
	土壌硬度	□長谷川式土壌貫入計・S 値（cm/drop）グラフ				
		□山中式土壌硬度計（mm）				
		□指痕のつき方				
		□固結　□すこぶる堅　□堅　□軟　□しょう □すこぶるしょう				
	保水性	□専門機関による分析（有効水分量（l/m^3））				
		□手の感触				
		□乾　□半乾　□半湿　□湿　□潤				
	土性	□専門機関による分析（土性）				
		□砂土　□砂壌土　□壌土　□埴壌土　□埴土				
		□指頭法（指触法）				
		□砂土　□砂壌土　□壌土　□埴壌土　□埴土				
化学性	有害物質	□電気伝導度：EC（dS/m）				
		□ハツカダイコン発芽試験				
	酸度	□pH（H_2O）				
	養分 窒素	□専門機関による分析（窒素含有量（g/kg））				
	養分 腐植	□専門機関による分析（有機炭素含有量（g/kg））				
		□土色による簡易法				

土壌調査（物理性）のイメージ

1）透水性

▲一般的な方法（長谷川式簡易現場透水試験器による測定）

▲簡易な方法（植穴（簡易な穴）への湛水）

2）土壌硬度

▲一般的な方法（長谷川式土壌貫入計による測定）

▲一般的な方法（山中式土壌硬度計による測定）

▲簡易な方法（指痕のつき方）

3）保水性

▲一般的な方法（専門機関等による分析）

▲簡易な方法（手の感触）

4）土性

▲一般的な方法（専門機関等による分析）

▲簡易な方法（指頭法（指触法））

土壌調査（化学性）のイメージ

1）有害物質（電気伝導度：EC）

▲一般的な方法（EC メーターによる測定）

▲一般的な方法（ハツカダイコン発芽試験）

2）酸度（土壌 pH）

▲一般的な方法（ガラス電極 pH 計による測定）

3）養分（窒素:N）

▲一般的な方法（専門機関等による分析）

3）養分〔腐植（炭素:C)〕

▲一般的な方法（専門機関等による分析）

▲簡易な方法（土色帳による測定）

②土壌断面調査の項目

「土壌断面調査」で実施する調査項目は、1）土壌層位区分、2）土色、3）土壌硬度（堅密度）、4）母材、5）腐植、6）石礫、7）土性、8）構造、9）保水性（水湿）、10）溶脱・集積、11）有害物質、12）酸度のほか、次項で解説する「根系調査（垂直分布調査）」がある。

調査の実施にあたっては、以降に示す「土壌断面調査票」を活用し、調査結果を記入する。はじめに、1)の土壌層位区分を明らかにした上で、層位毎に上記の 2）～12）の項目についての調査を実施する。

「土壌断面調査」は、多大な労力が必要となるばかりでなく、掘削時に根系に悪影響を与える恐れもあるため、景観重要樹木（巨樹・老樹）において実施する際は、必要最低限の掘削孔とすることが望ましい。ただし、土壌障害の有無を確認する必要のある場合は、障害が発生していると想定される位置で実施することが重要である。また、調査が終了したら、速やかに掘り上げた土壌を埋め戻すとともに、可能であれば埋め戻しには完熟堆肥等の土壌改良材を混入し、樹勢回復の一助とすることも重要である。

調査にあたっては、人力で調査断面を掘削したり、重機を利用して調査断面を掘削したりすることが一般的である。

土壌掘削の方法

▲重機による掘削

▲人力による掘削

土壌断面調査の実施方法は、樹木に面して平行に幅 1.5m 以上、深さ 1.0m 以上、長さ 1.0m 程度の穴を掘って行う「縦孔式」と、樹木に面して平行に幅 1.0m 以上、深さ 1.0m 以上、長さ 5m 以上の横長の溝を掘って行う「横長断面(トレンチ)式」の大きく 2 つの方法がある。「縦孔式」は樹木の植栽基盤が森林地等のほぼ均一な土壌条件において有効な方法であり、「横長断面(トレンチ)式」は樹木の植栽基盤が人為的に造成された不均一な土壌条件において有効な方法である（表 3-18)。

なお、設定断面は土壌等の異常部を対象として設定するが、樹木の生育に影響がないようになるべく最小限とすることが望ましい。

表 3-18　土壌断面調査の実施方法

方法	内容
縦孔式	■樹木に面して平行に幅 1.5m 以上、深さ 1.0m 以上、長さ 1.0m 程度の穴を掘って行うもの。 ■樹木の植栽基盤が森林地等のほぼ均一な土壌条件において有効な方法である。
横長断面(トレンチ)式	■樹木に面して平行に幅 1.0m 以上、深さ 1.0m 以上、長さ 5m 以上の横長の溝を掘って行うもの。 ■樹木の植栽基盤が人為的に造成された不均一な土壌条件において有効な方法である。

土壌断面調査の方法

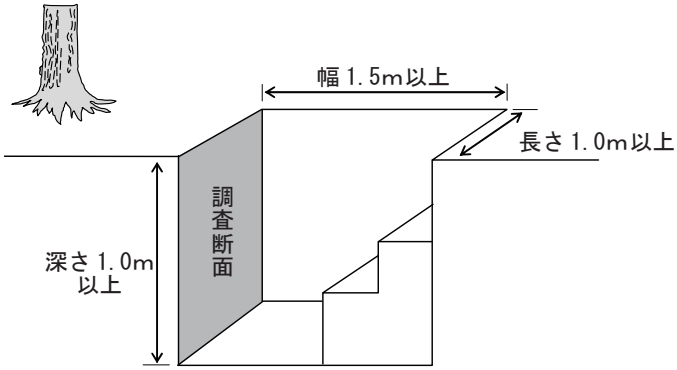

▲断面掘削調査（縦孔掘削式）

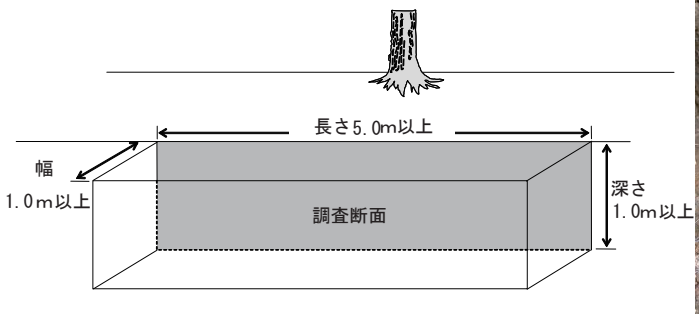

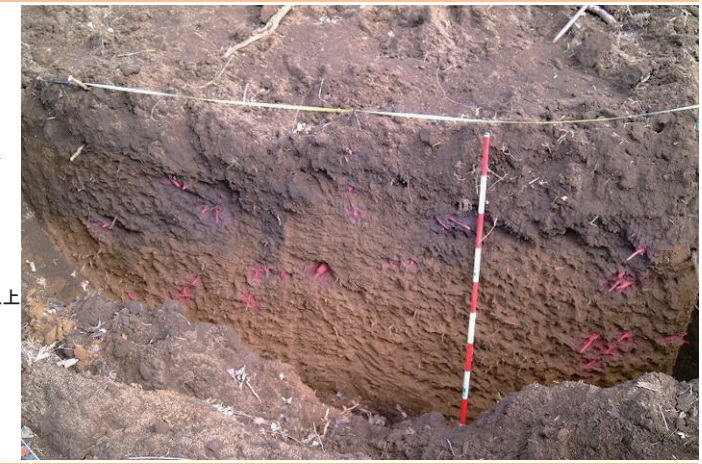

▲断面掘削調査（横長断面（トレンチ）掘削式）

調査の実施にあたっては、調査後に写真から階層等の詳細を把握する事は究めて困難であるため、必ずスケッチをとり、必要事項を記載しておく。また、土壌を掘削する際には、太根等の切断はなるべく避けるように掘削するとともに、根系を傷つけたり乾燥させることのないように細心の注意をはらう必要がある。やむを得ずに切断した根系は、切口を整えた上で殺菌剤等を塗布し養生する。

土壌断面調査の主な項目を表 3-19 に示すとともに、以降に土壌断面調査票を示す。なお、「土壌断面調査票」には、同時に実施することが望ましい「根系調査（垂直分布調査記入票）」の記入欄も設けているが、根系調査の詳細は、以降の「(2) 根系調査の項目と内容」を参照すること。

表 3-19　土壌断面調査の項目

項目	内容	調査方法
1）土壌層位	■「土壌層位」とは、土壌の生成に伴ってできた断面の層の分化のことである。一般的には攪乱を受けていない自然土壌の断面は上から順にO層（A_0）、A層、B層、C層の4つの主層位から成り立っている。 ■O層は、落葉・落枝からなる有機物層。 ■A層は、母材に動植物の影響が加わった結果、生成された腐植によって黒く着色された表土層を示す。 ■B層は、風化による土壌化作用を受けているが、有機物の影響を直接には受けていない層で、C層ともA層とも異なった性質を持つ。 ■C層は、土壌の無機質材料（母材）であり、ほとんどの層は一つの主層位記号で示されるが、2つの異なる性質をあわせ持つ移行層位は優勢な層位を前に置き BA 層のように2つの記号を続けて表示する。	■人為的な攪乱を受けた土壌では自然の層位が壊れているので、まず断面が何層に分かれるかを判断し、上の層から順にⅠ層、Ⅱ層とする。 ■人為的攪乱を受けた土壌や斜面の崩壊地の土壌ではA層の上にB層がのっていたりすることもあるので、注意深く観察する。
2）土色	■「土色」とは、土壌の色のことである。土色帳により赤・黄・緑・青等の色味を表す「色相」、色の明暗の段階を表す「明度」、色の鮮やかさを表す「彩度」の三つで表示する。 ■土壌の色は腐植の含量や水分状態等を反映しており、土壌層位を区分する上で最もわかりやすく、かつ重要な基準である。例えばA層とB層の区別は主に土色により判断される。	■土塊を手に取り、にぎりしめて滑らかな面を作り、日陰で種々の方角から眺めて、全体の印象を標準土色帳の色と比較して決定する。 ■層界における土色の変化が明瞭な場合は容易に判別できるが、漸変する場合はわかりにくいことがある。その場合、下層土から土塊を少し取り、色を比較しながら表層に向けて少しずつ移動させると土色の変化がわかりやすい。 ■極端に乾燥している時は湿った時の色を併記する。
3）土壌硬度 （堅密度）	（表 3-16「土壌硬度」の項と同様） ■「堅密度」とは、土層の硬さや緻密さのことである。根の伸張しやすさや通気性、透水性と関連する指標となる。 ■一般に、堅密な土壌では根は伸張しにくく、また通気性や透水性が悪いため、生理的な障害をうけやすい。堅密度の高い層が浅いと根は深くまで伸張できず、ある程度成長後に障害が起こることがある。公園等では踏圧により表土が堅くなると、透水不良で土壌が乾燥したり、通気性が悪く根の呼吸が阻害され、樹勢の衰えにつながる。	（表 3-16「山中式土壌硬度計」の項と同様） ■山中式土壌硬度計による測定結果や、断面に親指を押しつけたときの土壌断面のへこみ具合から「固結」、「すこぶる堅」、「堅」、「軟」、「しょう」、「すこぶるしょう」等に区分する。 ■同じ層位でも場所により堅密度は異なるので、判定にあたっては何ヵ所かの平均的な特徴を記載する。土壌硬度計を用いる場合は5ヵ所以上の硬度を測る。 ■山中式硬度計の数値では 15㎜ 程度を越えると根の発育に少しずつ影響があらわれ、土壌硬度 25㎜ 以上ではほぼ完全に根の成育は阻害される。この場合、断面を指で押しても跡がつかない。

項目	内容	調査方法
4）母材	■「母材」とは、土壌生成作用により形成された土壌層が発達する材料となった非固結物のことであり、多少とも化学的な風化を受けている鉱物をいう。 ■母材の種類は土壌生成に大きな影響を与える因子の一つであり、特に堅さ、鉱物組成、透水性等の性質が土壌生成の結果に大きく作用する。一般的に、若い土壌ほど母材の影響が強く現れる。	■層位区分をした際に母材と判断された部分を観察して判断する。母材は堆積様式により硬質岩（例えば花崗岩、石灰岩、片麻岩）由来の残積性、軟質岩（例えばチョーク）由来の残積性、運搬性（水成、風成、氷河成、重力成に細分される）、集積性（泥炭、黒泥）に分けられる。母材の影響を強く受けている土壌の例に火山灰土壌がある。
5）腐植	（表 3-17「3）養分「腐植」」の項と同様）	（表 3-17「3）養分「腐植」」の項と同様）
6）石礫	■「石礫」とは、土壌に含まれる直径 2㎜ 以上の鉱物質粒子のことである。 ■樹木の生活の場としての土壌に石礫が多すぎると根が養水分を吸収できる土量が実質的に減ることになり、また根系の伸長も阻害されることになる。	■土壌に含まれる直径 2㎜ 以上の鉱物質粒子は石礫として、風化程度、形状、大きさ、含量を記載する。断面に表れた面積割合を目測として「礫土」、「すこぶる富む」、「富む」、「含む」、「あり」、「なし」等に区分する。
7）土性	（表 3-16「4）土性」の項と同様）	（表 3-16「4）土性」の項と同様）
8）構造	■「構造」とは、砂や土壌構成粒子が形成する集合体（ヘッド）のことであり、砂粒、粘土粒等の土壌粒子が様々な状態で結合接着し、種々の形や大きさの塊となっている状態をいう。 ■土壌構造は乾燥や湿潤の繰り返し、腐植の土壌粒子接着作用、植物根や土壌動物等の撹絆作用により形成されるので、土壌の生成環境をよく反映し、生産力とも密接な関係を持つ。構造の発達していないものは無構造として区分する。	■根掘りゴテで断面からやや大きな塊を採集し、一つの土塊の大きさや、それを割って割れた部分の表面がどのような状態であるかを観察する。その際は試孔断面の表面ではなく、内側の土の状態を観察するよう注意する。 ■「単粒状」、「カベ状」、「細粒状」、「堅果状」、「粒状」、「塊状」、「団粒状」に区分する。
9）保水性（水湿）	（表 3-16「3）保水性」の項と同様）	（表 3-16「3）保水性」の項と同様）
10）溶脱・集積	■「溶脱・集積」とは、土壌の水の動きに伴い土壌の成分も移動し、運び去られる場合は「溶脱」、運ばれたものが集まった場合は「集積」という。 ■溶脱・集積は、層状のこともあれば斑状のこともある。溶脱作用で生成された斑紋は、グライ土等のように周期的に酸化と還元が繰り返される土壌によく認められる。	■溶脱・集積の有無を観察して記録する。溶脱と集積はセットで現れることが多いが、上層の A 層下部に溶脱層、下層の B 層上部に集積層が現れるのが普通である。
11）有害物質（EC）	（表 3-16「1）有害物質」の項と同様）	（表 3-16「1）有害物質」の項と同様）
12）酸度（土壌 pH）	（表 3-16「2）酸度（土壌 pH）」の項と同様）	（表 3-16「2）酸度（土壌 pH）」の項と同様）

土壌断面調査のイメージ

▲スケッチの様子

▲採土管でのサンプル採集

▲土色の確認

▲土壌硬度の測定

▲根系分布調査の様子

土 壌 断 面 調 査 票

土壌断面図	層位	土色	堅密度	母材	腐植	石礫	土性	構造	保水性	溶脱・集積	有害物質	酸度
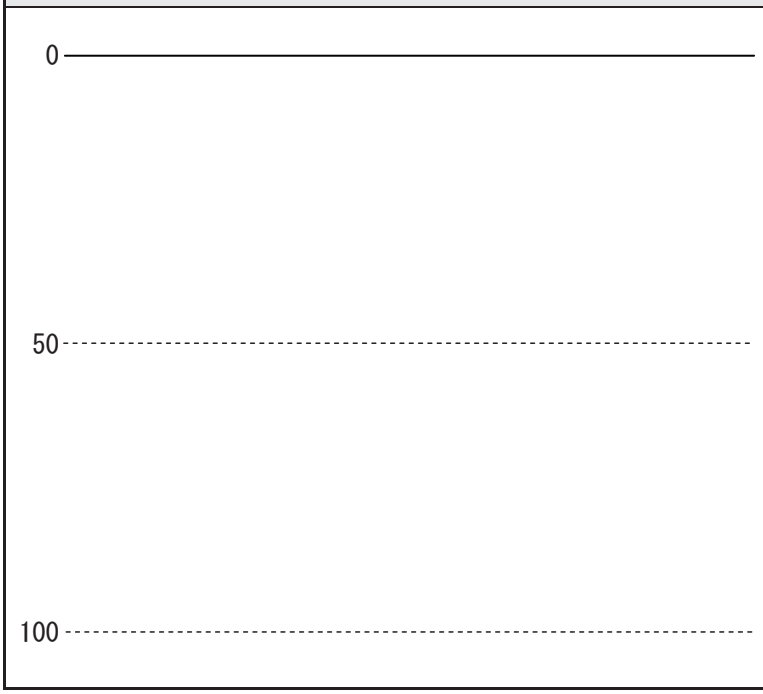												

根系の垂直分布　記入票										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

注 1. 直径 1㎜ 以上の根の直径（㎜）×本数を記入する。
注 2.（ ）書きで、直径 1㎜ 未満の細根の量（1：ごくわずかにあり、2：少ない、3：普通にある、4：多い、5：極めて多い）を記入する。

所見

根系の垂直分布調査の調査票の記入例

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2×1 (2)	(1)	20×1 1×1 (1)	6×1、5×1 4×1 (2)	2×1 (1)	2×2 (1)	(1)	(1)	2×1 (1)	2×1 (1)
2	(1)	1×1 (1)	(1)	1×1 (1)	1×1 (1)	(1)	(1)	6×1、2×1 1×1 (1)	2×2、1×1 (1)	2×1、1×1 (1)
3	1×1 (1)	5×1、4×3 (1)	3×1 (1)	1×1 (1)	2×1、1×4 (1)	1×1 (1)	2×1 (1)	(1)	3×1、1×1 (1)	4×1、1×1 (1)
4	(1)	3×1 (1)	(1)	1×1 (1)	(1)	1×1 (1)	(1)	(1)	2×1 (1)	2×1 (1)
5	(1)	-	5×1、2×1 1×1 (1)	(1)	(1)	6×1、3×1 (1)	3×1、1×1 (1)	13×1 (1)	(1)	(1)
6	(1)	(2)	(1)	5×1 (1)	3×1 (1)	2×1 (1)	(1)	(2)	2×1 (2)	(1)
7	(2)	(1)	5×1 (2)	7×1、3×1 1×1 (1)	3×1、1×1 (1)	5×1、3×1 (1)	(2)	(1)	(1)	(1)
8	(1)	(1)	3×1 (1)	(1)	6×1、1×1 (2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
9	(1)	(1)	(1)	(2)	1×1 (1)	(1)	(1)	-	2×1 (-)	(1)
10	(1)	3×1 (1)	(1)	1×1 (1)	(1)	2×1、1×1 (1)	(1)	(1)	(1)	-

直径1mm以上の根の直径(mm)×本数
( )は直径1mm未満の細根の量(1:ごくわずかにあり、2:少ない、3:普通にある、4:多い、5:極めて多い)

▲根系分布調査票の記入例

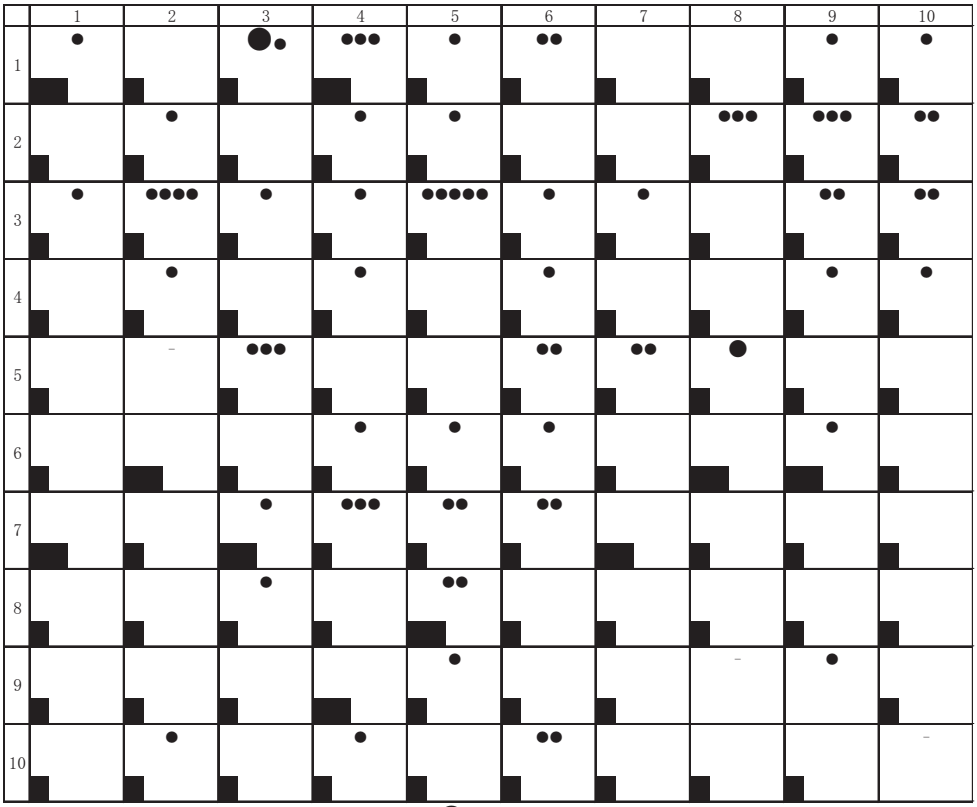

●小根(1mm～10mm未満)　●中根(10mm～20mm未満)　●太根(20mm以上)
直径1mm未満の細根の量(1:ごくわずかにあり、2:少ない、3:普通にある、4:多い、5:極めて多い)

1　2　3　4　5

▲記入後に図化したもの

（2）根系調査の項目と内容

根系調査は、樹木の根系の生育（発根）状況や伸長状況、何らかの病害等の有無、根系の分布範囲（根域）、隣接木の根系の進入状態等を把握するために行うものである。

根系調査として実施する項目は、表 3-20 に示すとおり根系生育調査と根系分布調査の 2 つに分けられるが、どちらか一方を実施するのではなく、両方を同時に実施するのが一般的かつ効率的である。

根系生育調査及び分布調査は、バックホウ等での掘削により土壌断面を設定するか、土壌を圧縮空気等で吹き飛ばすことで根系を露出させ、根系の生育・伸長状況や病害等の有無、枯死・腐朽状況、根系の分布範囲や隣接木の根系の侵入状態等を目視により確認するものである。土壌掘削においては、根系を切断しすぎないように、できる限り圧縮空気による掘削方法を採用することとし、掘削後に根が乾燥しすぎないように、調査は迅速に実施する必要がある。

なお、土壌断面調査と同時に根系の生育・分布状況を「土壌断面調査票」に記録済みで既に把握できており、かつ特に根系に深刻な問題が想定されなければ、ここでの根系調査を行う必要はない。

調査の実施にあたっては、以降に示す「根系調査票」を活用し、調査結果を記入する。ただし、記録にあたっては、写真撮影だけで済ませるのではなく、必ず土壌断面等のスケッチを取ることが重要である。これは、調査実施後に、写真から土壌断面の細かな状況等を把握しようとしても、生育状況や太さ、根系の位置等が明確にできないためである。

根系掘削の方法（圧縮空気による掘削）イメージ

▲エアー噴出ノズル

▲エアーコンプレッサー

表 3-20　根系調査の項目と内容

<table>
<tr><th>調査項目</th><th>調査内容</th><th>調査方法</th></tr>
<tr><td>根系生育調査</td><td>■土壌を掘削して根域の一部の断面あるいは表層のみの根を露出させて、目視等による観察において根系の伸長状況や活力状態を把握するものである。
■根系生育調査と根系分布調査は併行して行うのが一般的である。</td><td>【根系露出方法】
■人力で掘削する方法、バックホウ等で掘削する方法、圧縮空気（エアースコップ等）を利用して土壌を吹き飛ばす方法等がある。圧縮空気を使用した掘削では、根系をあまり切断せずに行うことが可能である。
■露出は調査対象根系範囲にあわせて、以下のようなものがある。
<table><tr><td>①縦孔式</td><td>土壌断面を深さ 1.0m、長さ 1.0m 程度に部分的に設定し、断面を正面から観察できるよう奥行で 1.5～2.0m 程度の幅で穴を掘って実施するもの。
 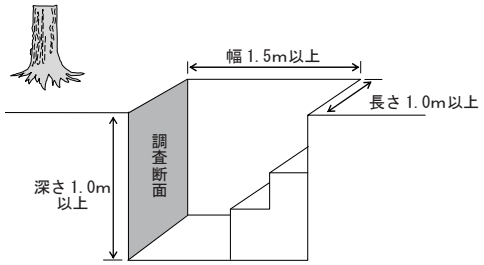 </td></tr><tr><td>②トレンチ式</td><td>樹木に面して平行・放射状等に幅 1.0m、深さ 1.0m、長さ 5～10m 程度の溝状の側溝を掘って行うもの。
 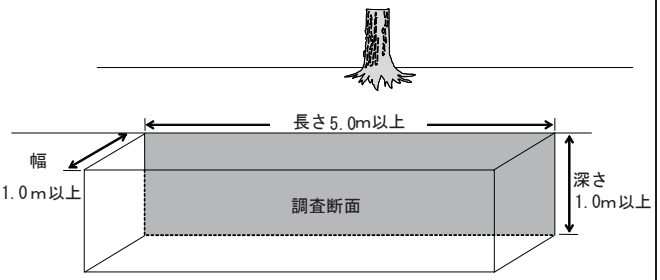 </td></tr><tr><td>③追い堀り式</td><td>調査対象根系に併せて、エアースコップにより露出させるもの。</td></tr></table>【根系調査方法】
■水平、垂直方向に対して以下の調査方法で行う。なお、隣接木の根系の侵入が見られる場合は、その分布状況等も記録する。ただし、根から樹種の違いを判断するのは困難であるため、必要に応じて隣接木の断面も設定し、同様の調査を実施することもある。
<table><tr><td>①コドラート（方形枠）調査</td><td>通常10cm×10cmのメッシュに区切った1m×1mの方形枠をあてるなどして、各メッシュ毎に根の生育状況や太さ別の分布を記録する方法。</td></tr><tr><td>②スケッチ、写真撮影</td><td>スケッチや写真撮影をしながら樹木根系の生育・伸長状況を記録する。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>根系分布調査</td><td>■土壌を掘削して根域の一部の断面あるいは表層のみの根を露出させて、目視等による観察において、根系の分布範囲や太さ別の分布状況、さらには隣接木の根系の侵入状態等を把握するものである。</td><td></td></tr>
</table>

根系調査のイメージ

▲縦孔式

▲トレンチ式

▲追い堀り式

根 系 調 査 票

樹木名		調査日		天候		調査者	
所在地							

平面（根系の水平分布）スケッチ（写真は別途添付）	平面位置	

縮尺は適宜変更

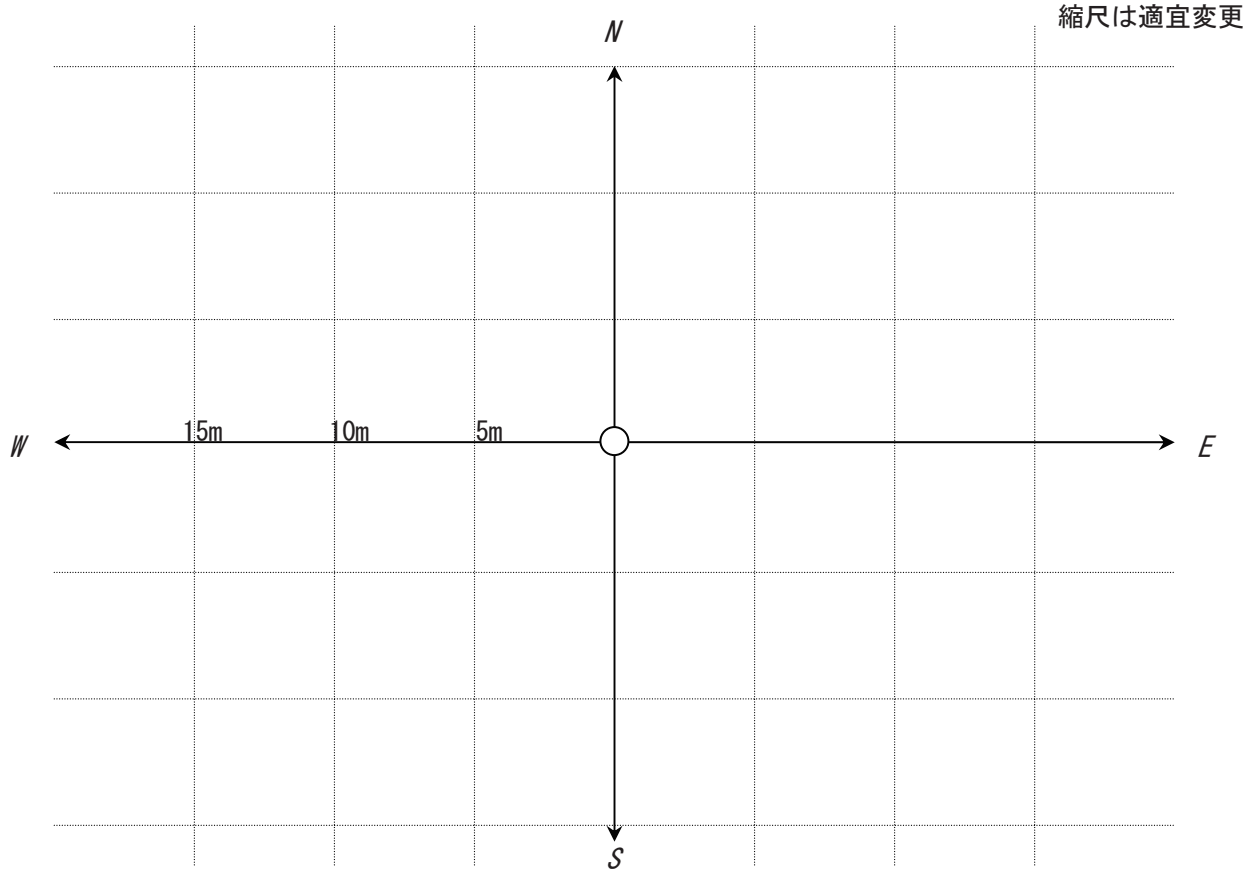

断面（根系の垂直分布）スケッチ（写真は別途添付）	断面位置	

縮尺は適宜変更

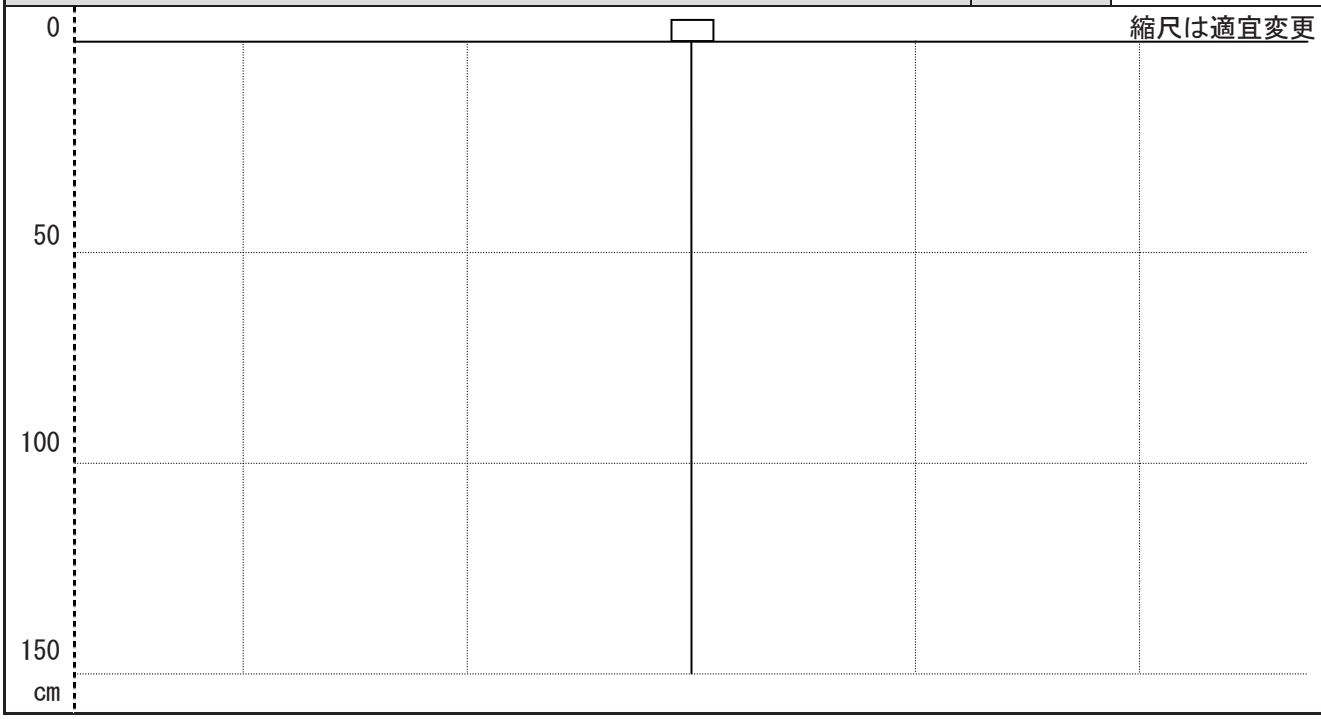

（3）腐朽診断の項目と内容

腐朽診断は、外観診断によりベッコウタケやコフキタケ等の木材腐朽菌の子実体（キノコ）が見られたり、樹幹が異常に隆起していたり、木槌打診で異常音が聞かれたり、根株に鋼棒の 1/3 以上が侵入するなど、腐朽部の存在が間接的に判断された場合に実施するものであり、腐朽や空洞の状況を専用の診断機器を用いて定量的に把握するものである。

腐朽診断機としては、主に①γ線透過量測定機（一般的なものは「γ（ガンマ）線樹木腐朽診断機」）、②弾性波速度測定機（一般的なものは「PICUS ピカス」、「Dr.Woods」）、③貫入抵抗値測定機（一般的なものは「レジストグラフ」）があり、各機器の特性を理解した上で、測定樹木の診断内容や条件に適した機器を選択して使用する。

主に使用されている機器の概要と診断方法を表 3-21 に示す。診断の実施にあたっては、以降に示す「腐朽診断票」を活用し、診断結果を記入する。

腐朽診断のイメージ

▲γ線透過量測定機（γ線樹木腐朽診断機）の測定の様子

▲弾性波速度測定機（PICUS）の測定の様子

▲弾性波速度測定機（Dr.Woods）の測定の様子

▲貫入抵抗値測定機（レジストグラフ）の測定の様子

表 3-21　腐朽診断に用いられる各診断機器の内容

診断機器	概要	方法
γ線透過量測定機（γ線樹木腐朽診断機）	■放射線が物質を透過する際に、物質の厚さや密度によって透過線量が変化する特性を利用して、簡易に非破壊で腐朽割合を予測するものである。 **【利点】** ①完全な非破壊機器である。 ②樹木断面に対して面的な測定が可能である。 ③結果は測定直後に表示できる。 ④国産品のため故障等の対応が迅速である。 **【欠点】** ①微弱なγ線を使用する場合測定可能樹木の直径は 1m 程度に制限される。 ②心材と辺材の密度が大きく異なる樹種の場合、その違いを考慮して腐朽の判定を行わなければならない。 ③対象樹木の周りに障害物があると測定できない場合がある。 ④予測できる腐朽の形状が楕円形であり複雑な形状では誤差が生じる。	①樹幹を挟んで放射線源と放射線検出器が水平にスライドできるように駆動治具を設置する。 ②モーターにより線源と検出器を同スピードで樹幹の端から端まで作動させる。 ③この間の透過線量を、設定した積算時間（5～10 秒程度）毎にパソコンに取り込みグラフで表示させる。 ④測定値と、樹木が健全である場合の透過線量推定値（計算値）と比較を行い、これを明らかに超える透過線量が確認できた場合にはその範囲を把握する。 ⑤これを樹幹に対して直交する 2 方向で行い、内部の腐朽状況を楕円形で推測する。 ⑥測定結果は、パソコン上に測定断面の予測図と腐朽割合が表示される。
弾性波速度測定機（PICUS ピカス）	■弾性波は、弾性体中を伝わる波動であり、弾性体の密度や弾性係数により伝わる速度が変化する。樹幹内部に腐朽や空洞等の異なる密度の部分があると、その部分を直線的に伝わる弾性波は遅くなるとともに、その部分を避けて健全部に回り込んで伝わる弾性波も生じる。これらの弾性波の速度を、樹幹周りに取り付けた複数のセンサー間で測定し、その値を相対的に比較することにより、腐朽部分を予測するものである。 **【利点】** ①断面図の診断結果を測定直後に表示できる。 ②幹直径 15m 程度までの樹木の測定が可能。 **【欠点】** ①鉄釘を打ち付ける際に樹木に傷を付ける。 ②直径 1m 程度未満の樹木の場合、弾性波の差が出にくいため明確な診断が難しい。 ③出力結果が相対的な色分けであるため腐朽等の異常部の表示色を判定しにくい。 ④外国製品のため故障等の対応に時間を要する。	①樹幹周囲に鉄釘を数ヵ所打ち付け、弾性波が的確に伝わるように木部まで到達させる。 ②それらの距離を計測する。 ③鉄釘の頭にノッキングピンを付ける。 ④ノッキングピンとセンサーにケーブルで接続させたハンマーを用いて 2～3 回軽く叩く。 ⑤④の作業を全ての鉄釘に対して順番に行う。 ⑥各鉄釘間の弾性波速度はセンサーに接続してあるパソコンが測定し、相対速度の違いから自動で計算処理される。 ⑦測定結果は、パソコン上に樹幹断面（腐朽状態）を 5 段階程度に色分けして表示される。
	■Dr.Woods（ドクター･ウッズ）は、ピカスと同様に弾性波（音響波）を樹幹内に伝搬させて腐朽を診断する国産の機器である。樹木に伝搬させる音響波はパソコンにより周波数を制御して自動で行われ、ハンマーで叩く方式のピカスとは異なる。解析は、音響波の到達時間の読み取りと速度分布図の計算をパソコンで行い、画面に表示される。	

診断機器	概要	方法
貫入抵抗値測定機（レジストグラフ）	■物質に錐等で穴をあける際には、物質の硬さにより貫入の抵抗が変化する。そのため、樹木に錐を貫入させた際の抵抗が小さければ腐朽により強度低下が起こっていると予測するものである。 **【利点】** ①貫入抵抗値を迅速に表示できる。 ②測定箇所にあまり縛られない機動性を有する。 ③測定時間が短い。 **【欠点】** ①樹木に傷を付けてしまう。 ②錐を貫入させた部分の測定であり、錐が腐朽部をはずれると腐朽を検出できない。 ③錐が曲がること（測定位置が不明確）がある。 ④貫入深さが進むにつれて切り屑が孔道にたまり腐朽部の抵抗値に影響を及ぼすことがある。 ⑤出力された抵抗値波形の判読が難しい。 ⑥測定可能樹木の直径は 1m 程度までである。 ⑦外国製品のため故障等の対応に時間を要する。	①機器本体に記録紙を挿入して材の硬さに適したギアを組み込む。 ②本体の先端を測定部に密着させて、ドリルを電動で駆動させ、錐を材内に貫入する。 ③測定部位の貫入が終了したら、ギアを反転させて錐を引き抜き、記録紙を外す。 ④同じ幹断面の複数の方向から、①～③の作業を、測定数分繰り返し行う。 ⑤記録はデジタルデータとしても保存できる機器もあり、この場合はパソコンで処理することが可能である。 ⑥測定結果は、専用の記録用紙（パソコンにも抵抗値を出力可）に、錐が貫入した部分の健全材の厚さ、腐朽部の長さが表示される。 ⑦測定結果から、健全材の厚さを確認するとともに、幹断面における腐朽の大きさを予測する。

腐 朽 診 断 票

樹木名		調査日		天候		測定者	
断面位置		所在地					
使用機器							

樹木写真	
全景写真	測定側面写真（4 方向）
	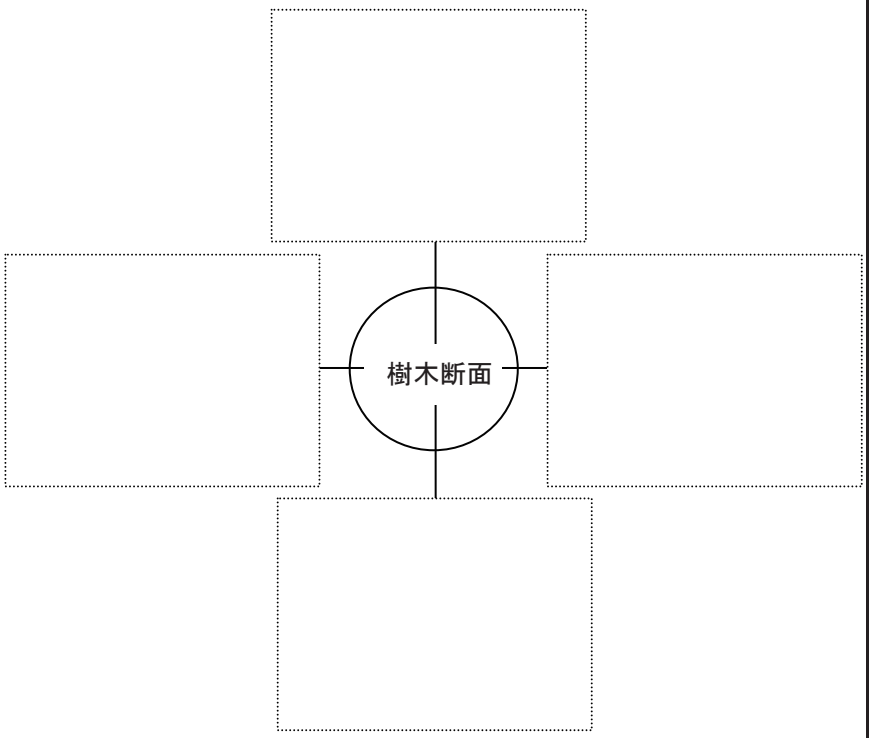

腐朽診断図	予測腐朽割合
	%
	特記事項等

各種腐朽診断機器

γ線透過量測定機

▲γ線樹木腐朽診断器の測定状況

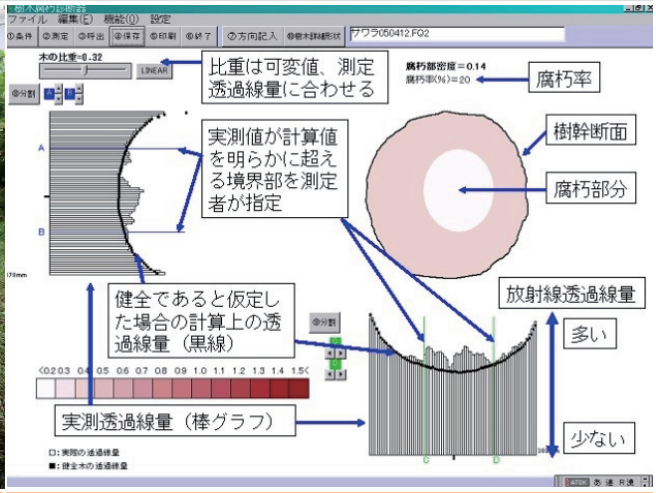

▲γ線樹木腐朽診断器の出力図

弾性波速度測定機

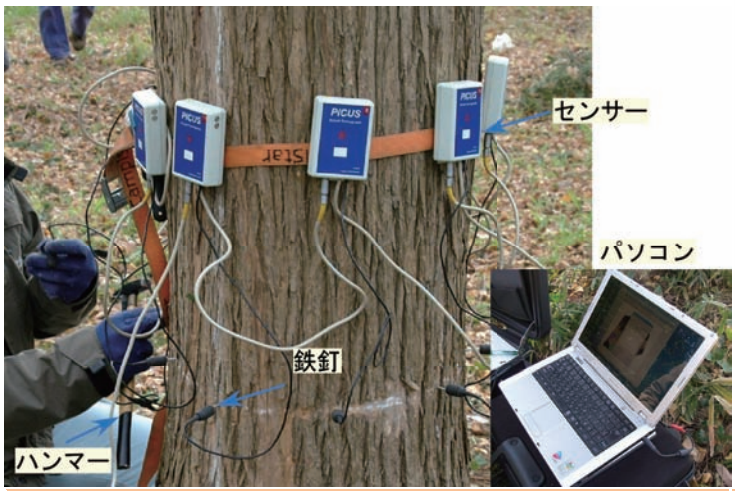

▲PICUS の測定状況

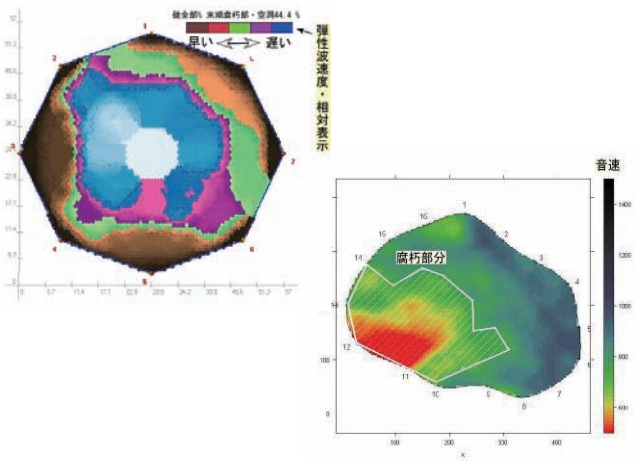

▲出力図（左上：PICUS、右下：Dr. Woods）

貫入抵抗値測定機

▲レジストグラフの測定状況

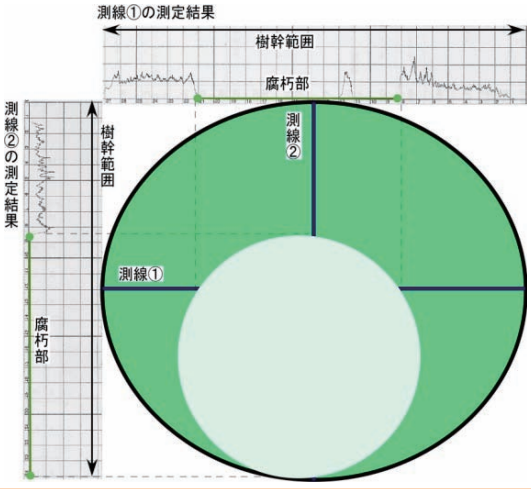

▲レジストグラフの出力図

3-7. 詳細調査の評価

詳細調査の評価は、土壌調査、根系調査及び腐朽診断結果を踏まえ、外観では判断しにくい土壌、根系及び腐朽に起因する問題やその程度を判断し、問題の程度に応じて保全対策の方針を決定するものである。

これらの評価にあたっては、土壌調査、根系調査及び腐朽診断を行う際に採用する調査方法により異なるため、各方法に応じた判断基準を表 3-22、3-23、3-24、3-25、3-26 に示す。なお、評価結果に基づくそれぞれの対応方針は図 3-8 に示すとおりである。

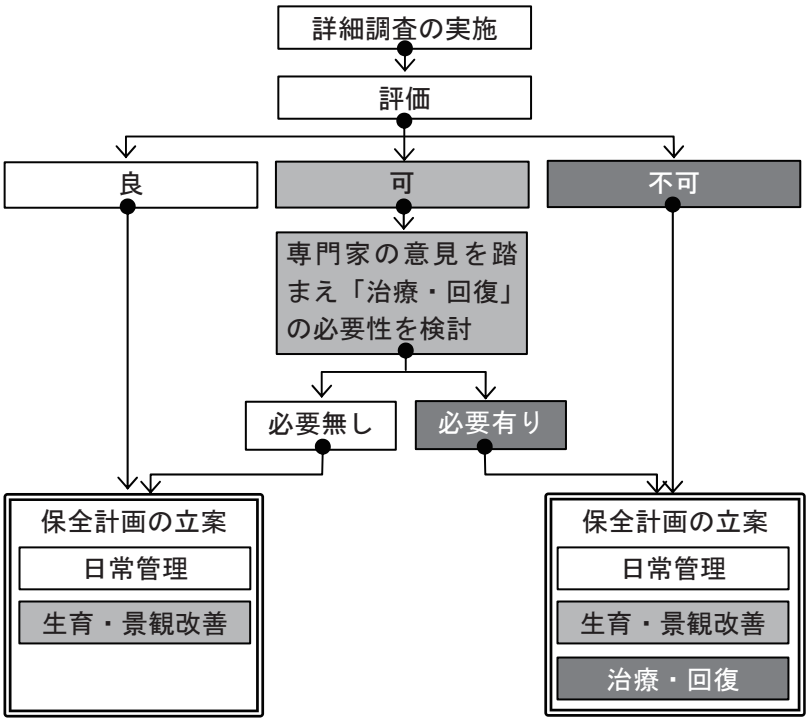

図 3-8　詳細調査の評価のフロー（「土壌調査」、「根系調査」、「腐朽診断」共通）

(1) 土壌調査の評価

土壌調査の評価は、診断結果を評価することにより、樹木の植栽基盤上の問題点を確認し、問題の程度に応じて保全対策の方針を決定するものである。基本的には、土壌の物理性と化学性の診断結果を表 3-22、3-23、3-24 にあてはめ、それらの評価から次の段階の方針を決定する。

次の段階の方針としては、土壌調査の評価において全ての項目が「良」と評価された場合には「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善（植栽基盤整備、保護材等の整備等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

評価項目が一つでも「可」と評価された場合には、専門家の意見を踏まえ「治療・回復（植栽基盤整備等)」の必要性を検討し、必要がない場合には、「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

「可」の評価で一項目でも「治療・回復」の必要がある場合と、一項目でも「不可」と評価された場合には、「日常管理」、「生育・景観改善」に加え、専門性の高い「治療・回復」で対応していくこととなるため、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編、(2.「保全計画の立案」の手順)、(3.「保全計画の立案」の内容)』を参照すること。

表 3-22　土壌調査（物理性）の評価基準と対応方針

	診断項目	試験方法	評価項目	調査結果		
一般的な調査法	①透水性	長谷川式簡易現場透水試験器	最終減水能（mm/h）	100 以上	30～100	30 以下
	②土壌硬度	長谷川式土壌貫入計	S 値（cm/drop）	1.5～4.0	1.0～1.5	1.0 以下
		山中式土壌硬度計	硬度目盛値（mm）	11～20	20～24	24 以上 11 以下
	③保水性	専門機関等による分析	有効水分量（l/m^3）	80 以上	40 以上 80 未満	40 未満
	④土性	専門機関等による分析	土性	砂壌土、壌土	砂土	埴壌土、埴土
簡易な調査法	①透水性	簡易な穴への湛水	24 時間後の底部の滞水状況	滞水なし	若干滞水あり	多量の滞水あり
		降雨翌日の観察	観察	水たまりが残らず、ぬかるまない。	所々に水たまりが残るが、ひどいぬかるみにはならない。	水がたまり、ぬかるみとなって踏み込めない。
	②土壌硬度	指痕のつき方	指痕のつき方により、6 段階（固結、すこぶる堅、堅、軟、しょう、すこぶるしょう）で評価する。	[堅] 指で強く押しても、指痕がわずかしか残らない。	[しょう] 指が容易に土層内に入る。	[固結] 土壌が極めて密でやっと土壌コテが入る。
				[軟] 指で強く押すと、指痕がはっきりと残る。	[すこぶるしょう] ほとんど結合力がない。	[すこぶる堅] 指で強く押しても、指痕が残らない。
	③保水性	手の感触	手の感触により、5 段階（乾、半乾、半湿、湿、潤）で評価する。	[半湿] 手のひらに湿気を感じ、湿り気が残る。	[半乾] 手のひらに湿気を感じるが、濡れるほどではない。	[乾] 手のひらに湿気を感じない。
					[湿] 手のひらが濡れる。	[潤] 握りしめた土塊から水がにじみ出る。
	④土性	指頭法（指触法）	土に適度の水を加え 5 段階（砂土、砂壌土、壌土、埴壌土、埴土）で評価する。	[砂壌土] 多少固まりになるが転がしても紐状に伸ばすことができない。	[砂土] 転がしても粒状のままで固まらない。	[埴壌土] 転がして伸ばすと 3mm 未満の細い紐になるが、さらに曲げると切れる。
				[壌土] 転がして伸ばすと径 3mm 以上の紐になるが、さらに曲げると切れる。		[埴土] 転がして伸ばすと細い紐になり、曲げると輪になる。
土壌物理性の評価				良	可	不可
対応方針				保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策				「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 「生育・景観改善」 「治療・回復」

表 3-23　土壌調査（化学性）の評価基準と対応方針

	診断項目		試験方法	評価項目	調査結果		
一般的な調査法	⑤有害物質（EC）		ECメーターによる測定	EC（dS/m）	0.2 以下	0.2～1.0 0.1～0.5（砂土）	1.0 以上 0.5 以上（砂土）
			ハツカダイコン発芽試験	発芽率と芽の長さの対照区との比較	対照区よりも良い	対照区と同等	対照区よりも悪い
	⑥酸度（土壌pH）		ガラス電極 pH 計による測定	pH（H_2O）	5.6～6.8	4.5～5.5 6.9～8.0	4.5 以下 8.1 以上
	⑦養分	窒素	専門機関等による分析	窒素含有量（g/kg）	1.2 以上	0.6～1.1	0.6 未満
		腐植	専門機関等による分析	有機炭素量（g/kg）	60 以上	30～59	30 未満
簡易な調査法	⑦養分	腐植	土色による簡易法	標準土色帳による土色の判定（7.5YR、10YR）	[すこぶる富む]（＝黒）2/2、1.7～2/1 [富む（黒褐）]2～3/3、2～3/2	[含む]（＝暗褐色）3～4/4、4～4/3	[乏しい]（＝明褐～褐色）5～8/8、4～6/6、4～6/4
土壌化学性の評価					良	可	不可
対応方針					保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策					「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 「生育・景観改善」 「治療・回復」

注）1 判断基準値は一つの目安であり、特に一部の項目について微妙な値が得られた場合には、それだけで良否の判断を行わず、必ず種々の分析結果の値を総合して判断すべきである。
2. 表中は SI 系単位を使用している。換算表は以下のとおりである。

表 3-23　SI 系単位の換算表

分析項目	現行単位	SI 単位	現行単位→SI 単位換算係数
電気伝導度	ms/cm	dS/m	× 1
窒素含有量	%	g/kg	×10
腐食含有量	%	g/kg	×10

表 3-24　土壌断面調査の評価基準と対応方針

項目	試験方法	評価項目	調査結果		
1）土壌層位	目視による簡易法	―	―	―	―
2）土色	土色帳による簡易法	―	―	―	―
3）土壌硬度（堅密度）	山中式土壌硬度計	硬度目盛値（mm）	11～20	20～24	11 以下、24 以上
	指痕のつき方	指痕のつき方により、6 段階（固結、すこぶる堅、堅、軟、しょう、すこぶるしょう）で評価する。	[堅] 指で強く押しても、指痕がわずかしか残らない。	[しょう] 指が容易に土層内に入る。	[固結] 土壌が極めて密でやっと土壌コテが入る。
			[軟] 指で強く押すと、指痕がはっきりと残る。	[すこぶるしょう] ほとんど結合力がない。	[すこぶる堅] 指で強く押しても、指痕が残らない。
4）母材	目視による簡易法	―	―	―	―
5）腐植	土色による簡易法	標準土色帳による土色の判定 （7.5YR、10YR）	[すこぶる富む] （＝黒） 2/2、1.7～2/1	[含む] （＝暗褐色） 3～4/4、4～4/3	[乏しい] （＝明褐～褐色） 5～8/8、4～6/6、4～6/4
			[富む(黒褐)] 2～3/3、2～3/2		
	専門機関等による分析	有機炭素量 （g/kg）	60 以上	30～59	30 未満
6）石礫	断面に表れた面積割合の目測	土壌に含まれる直径 2mm 以上の鉱物質粒子を石礫として、断面に表れた面積割合を 5 段階（礫土、すこぶる富む、富む、含む、あり及びなし）で評価する。	[あり及びなし] 5%未満	[富む] 10～30%	[礫土] 50%以上のもの
				[含む] 5～10%	[すこぶる富む] 30～50%
7）土性	専門機関等による分析	土性	砂壌土、壌土	砂土	埴壌土、埴土
	指頭法（指触法）	土に適度の水を加え 5 段階（砂土、砂壌土、壌土、埴壌土、埴土）で評価する。	[砂壌土] 多少固まりになるが転がしても紐状に伸ばすことができない。	[砂土] 転がしても粒状のままで固まらない。	[埴壌土] 転がして伸ばすと 3mm 未満の細い紐になるが、さらに曲げると切れる。
			[壌土] 転がして伸ばすと径 3mm 以上の紐になるが、さらに曲げると切れる。		[埴土] 転がして伸ばすと細い紐になり、曲げると輪になる。
土壌断面調査の評価			良	可	不可
対応方針			保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策			「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 「生育・景観改善」 「治療・回復」

項目	試験方法	評価項目	調査結果		
8）構造	目視による簡易法	拳大以上の大きさの土塊を取り、静かに割って、割れ目面やできた塊の形状を観察し、7区分（単粒状、カベ状、細粒状、堅果状、粒状、塊状、団粒状）して評価する。	［団粒状］ 比較的丸みがあり、有機物に富み、空隙の多い膨軟なもの。	［粒状］ 比較的小型の立法形のもので、丸みを帯びた比較的緻密で固いもの。	［単粒状］ 各粒子が単独で分離独立し連絡接着していないもの。
					［カベ状］ 各粒子が密に連絡接着していないもの。
				［塊状］ 稜角が不明瞭でやや丸みを帯び、表面はなめらかでない立法形のもの。	［細粒状］ さらさらした粉状または小さな土粒が菌糸によりつづられた状態。
					［堅果状］ 稜角の面のはっきりした角張った立法形の構造。
9）保水性（水湿）	専門機関等による分析	有効水分量 （l/m³）	80以上	40以上80未満	40未満
	手の感触	手の感触により、5段階（乾、半乾、半湿、湿、潤）で評価する。	［半湿］ 手のひらに湿気を感じ、湿り気が残る。	［半乾］ 手のひらに湿気を感じるが、濡れるほどではない。	［乾］ 手のひらに湿気を感じない。
				［湿］ 手のひらが濡れる。	［潤］ 握りしめた土塊から水がにじみ出る。
10）溶脱・集積	目視による簡易法	溶脱・集積は斑紋として現れることが多く、もし見られる場合は、その色、量、大きさ、形状等を記す。	無し	若干見られる	多く見られる
11）有害物質（EC）	EC メーターによる測定	EC（dS/m）	0.2以下	0.2～1.0 0.1～0.5（砂土）	1.0以上 0.5以上（砂土）
	ハツカダイコン発芽試験	発芽率と芽の長さの対照区との比較	対照区よりも良い	対照区と同等	対照区よりも悪い
12）酸度（土壌pH）	ガラス電極pH計による測定	pH（H_2O）	5.6～6.8	4.5～5.5 6.9～8.0	4.5以下 8.1以上
土壌断面調査の評価			良	可	不可
対応方針			保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策			「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 「生育・景観改善」 「治療・回復」

注）土壌層位、土色の項目については土壌の階層構造を判断するもので、直接評価はしない。

(2) 根系調査の評価

根系調査の評価は、調査結果を評価することにより、樹木の根系や植栽基盤上の問題点を確認し、問題の程度に応じて保全対策の方針を決定するものである。基本的には、根系調査の結果を表 3-25 にあてはめ、それらの評価から次の段階の方針を決定する。

次の段階の方針としては、根系調査の評価において全ての項目が「良」と評価された場合には「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善（植栽基盤整備、保護材等の整備、周辺環境整備等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

評価項目の一つでも「可」と評価された場合には、専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討し、必要がない場合には、「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

「可」の評価で一項目でも「治療・回復」の必要がある場合と、一項目でも「不可」と評価された場合には、「日常管理」、「生育・景観改善」に加え、専門性の高い「治療・回復」で対応していくこととなるため、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復（植栽基盤整備、空洞部・腐朽部の処置、樹勢回復、後継樹の育成等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編、(2.「保全計画の立案」の手順)、(3.「保全計画の立案」の内容)』を参照すること。

表 3-25　根系調査の評価基準と対応方針

調査項目	評価項目	評価基準		
根系生育調査	根系病害、枯死・腐朽の有無	根系伸長が良好で病害等も特に認められない。	根系伸長は認められるが、一部に罹病している根系があり枯死や腐朽も認められる。	根系伸長が悪く、1/3 以上の根系が腐朽・枯死している。
根系分布調査	根系の水平方向の分布状況	全方向にバランス良く分布している。	部分的な偏りが認められるが､生育上で大きな問題ではない。	一方向に偏った分布となっていて、生育上の問題が認められる。
	根系の垂直方向の分布状況	樹木の大きさに見合う深さまで分布しており、根量も多い。	樹木の大きさに見合う深さまで認められるものの、深い位置での根量が少ない。	表層に集中して分布しており、全体的な根量も少ない。
根系評価		良	可	不可
対応方針		保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策		「日常管理」	「日常管理」 「生育・景観改善」	「日常管理」 「生育・景観改善」 「治療・回復」

(3) 腐朽診断の評価

腐朽診断の評価は、診断結果を評価することにより、樹木の腐朽部の規模を確認し、その程度に応じて保全対策の方針を決定するものである。基本的には、腐朽診断の結果を表 3-26 にあてはめ、それらの評価から次の段階の方針を決定する。

次の段階の方針としては、腐朽診断の評価において全ての項目が「良」と評価された場合には「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善（剪定、植栽基盤整備、保護材等の整備、周辺環境整備等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

評価項目の一つでも「可」と評価された場合には、専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討し、必要がない場合には、「日常管理」及び「生育・景観改善」で対応していくこととなるため、「日常管理」と「生育・景観改善」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

「可」の評価で一項目でも「治療・回復」の必要がある場合と、一項目でも「不可」と評価された場合には、「日常管理」、「生育・景観改善」に加え、専門性の高い「治療・回復」で対応していくこととなるため、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復（剪定、植栽基盤整備、空洞部・腐朽部の処置、樹勢回復、後継樹の育成等)」の作業項目に基づき保全計画を立案する。

なお、具体的な保全計画の立案の手順や作業項目の選定にあたっては、『第 4 章 保全計画の立案編、(2.「保全計画の立案」の手順)、(3.「保全計画の立案」の内容)』を参照すること。

表 3-26　腐朽診断の評価基準と対応方針

診断項目	方法	評価項目	評価基準		
腐朽診断	γ線透過量測定機、弾性波速度測定機、貫入抵抗値測定機による測定。	樹幹断面の腐朽割合（%）	20 未満	20 以上 50 未満	50 以上
	貫入抵抗値測定機（レジストグラフ）による測定。	健全材の厚さ（t/R 率=健全材の平均厚さ÷幹の半径）	0.5 以上	0.3 以上 0.5 未満	0.3 未満
腐朽評価			良	可	不可
対応方針			保全計画の立案	■専門家の意見を踏まえ「治療・回復」の必要性を検討 ■「治療・回復」の必要がない場合は保全計画の立案	保全計画の立案 （「可」の評価で「治療・回復」が必要と判断された場合も同様）
保全対策			「日常管理」	「日常管理」 「生育･景観改善」	「日常管理」 「生育･景観改善」 「治療・回復」

3-8. 総合評価

総合評価は、「基礎調査」、「外観診断」、「詳細調査」の結果を受けて、樹木の生育状況について景観面に考慮した上での総合的な評価を行い、保全対策の方針（案）を決定するものである。

各調査の結果により明らかとなった問題点に対しては、樹木衰退等の要因を明らかにし、要因を取り除くための対策を検討するとともに、対策の実施によって回復する可能性の有無や、回復に要する期間等について、総合的に評価する必要がある。検討の際は、コスト面にも配慮し、「日常管理」の作業に加えて「生育・景観改善」の作業で対応していくべきなのか、あるいは専門的で特殊な技術を要する「治療・回復」の作業で大規模に改善していくべきなのかについて判断するとともに、既に倒木や落枝等の危険性がある場合は、対策実施の緊急性についても考慮した上で、保全対策の方針案を決定しなければならない。

評価の実施にあたっては、表 3-27 に示す項目及び内容に留意しながら、以降に示す総合評価票に取りまとめる。

表 3-27　総合評価の項目と内容

評価項目		内容
調査・診断結果の評価	活力度	■樹木活力の診断データを記載するとともに、総合的に見た活力状況を記載する。
	樹体の被害と衰退原因	■各部位（枝・幹・根）の外観診断による腐朽や開口空洞の有無、キノコの発生、病虫害の発生等の被害状況を記載する。 ■根系調査を実施した場合には、根系生育と分布状況とその評価を記載する。 ■腐朽診断を実施した場合には、腐朽割合とその評価を記載する。
	植栽基盤の状況	■透水性、土壌硬度、保水性、土性、有害物質、酸度、養分の測定結果から総合的に判断した植栽基盤の異常等を記載する。
	樹木保護材の状況	■支柱、保護柵、踏圧防止板、デッキ等の損傷状況を記載する。
	周辺環境の状況	■樹木生育に悪影響となる要因を記載する。
	景観の状況	■樹木本体及び樹木保護材における景観上の問題点や、周辺施設との調和、樹木の視認性を阻害する問題点等を記載する。
	その他	■上記以外の内容について特記すべき事項を記載する。
総合評価		■各診断結果の評価を踏まえ、樹木が生育不良となっている直接的及び間接的な要因、景観面からの状態についての総合的な所見を記載する。
保全対策の方針案	日常管理	■総合評価を踏まえ、現状を維持するための日常作業で取り組むべき内容を記載する。
	生育・景観改善	■総合評価を踏まえ、生育・景観改善作業で取り組むべき内容、回復に要する期間、留意事項等を記載する。
	治療・回復	■総合評価を踏まえ、治療・回復作業で取り組むべき内容、緊急性、回復に要する期間、留意事項等を記載する。
	その他	■上記以外の保全対策について、特に景観改善面において景観行政団体との調整すべき事項等があれば記載する。

総 合 評 価 票

記入日	年　月　日	調査者	
樹木名		樹種名	
所在地			
形状寸法			

調査・診断結果

活力度	樹勢	樹形	枝の伸長量	新梢の伸長	新梢・枝条の枯損	枝葉の密度	葉の大きさ	葉色	剪定後の巻き込み	樹皮の状態

活力度 ［所見］

樹体の被害と衰退原因

枝	
幹	
根	
植栽基盤の状況	
樹木保護材の状況	
周辺環境の状況	
景観の状況	
その他特記事項	

総合評価

保全対策の方針（案）

保全目標	短期的（緊急）保全策	中期的保全策	長期的保全策
日常管理			
生育・景観改善			
治療・回復			
その他			

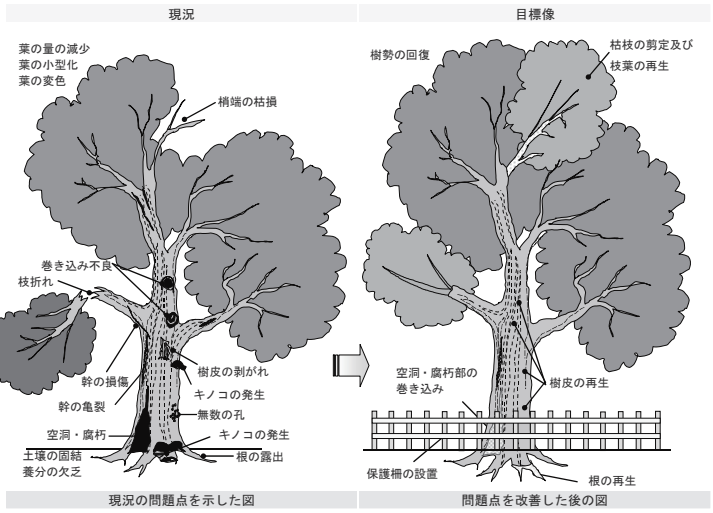

第４章

景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

１.「保全計画の立案」の考え方 …… 153
２.「保全計画の立案」の手順 …… 155
（１）第一段階（保全計画書の作成段階） …… 156
（２）第二段階（実施計画書の作成段階） …… 156
（３）第三段階（施工計画書の作成段階） …… 156
（４）保全計画の立案における留意点の確認 …… 157
３.「保全計画の立案」の内容 …… 159
３－１．保全計画書の作成 …… 159
（１）保全計画書の内容 …… 159
（２）保全目標の設定 …… 161
（３）目標達成期間の設定 …… 163
（４）保全対策の作業項目の内容 …… 167
（５）保全対策の作業項目の選定 …… 178
（６）保全計画書のとりまとめ …… 178
３－２．実施計画書の作成 …… 187
（１）実施計画書の内容 …… 187
（２）作業費用の算出 …… 188
（３）実施計画書のとりまとめ …… 189
３－３．施工計画書の作成 …… 192
（１）施工計画書の内容 …… 192
（２）施工体制表の作成 …… 192
（３）作業工程表の作成 …… 195

第４章　景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

■１．「保全計画の立案」の考え方

保全計画は、景観重要樹木の現状を認識した上で、景観重要樹木として保全する価値が保持されている状態であるかを確認し、その価値があると判断された場合において良好な樹木生育及び景観を将来にわたって持続的に保全していくために立案するものであり、保全対策を実施する上での指針となるものである。保全計画を適切に立案することで、必要な保全対策を的確かつ効率的に実施することができる。

保全計画の立案は、あらかじめ特定の期間を定め、樹木を適切に保全していくための目標像を設定した上で、その方法や手順を検討し、それらをとりまとめるものであり、保全計画の全体像を示した「保全計画書」と、実施する保全対策の詳細な内容や手順を示した「実施計画書」、実施体制や実施スケジュールを示した「施工計画書」（施工体制表、作業工程表）から構成される。

「調査・診断」の結果、景観重要樹木に大きな問題が見られない場合には、今後も良好な生育・景観を維持していくための適切な管理が必要である。一方、生育及び景観上で大きな問題が認められた場合には、問題を解消するための対策や、それ以上に問題を進行させないための軽減・改善策が必要となる。

そのため、保全計画は樹木の問題点の有無や大小に応じて必ず立案しておかなければならないものである。特に、生き物である樹木においては、治療等を実施した後の活力維持のための養生等も重要となるため、仮に保全計画を立案せずに、その場しのぎの対策をやみくもに実施しても、その多くが期待されたほどの効果が認められなかったり、かえって作業の効率性の悪化や、コスト面の増大等の悪影響を招く恐れがある。以上から、多少の時間を掛けても、はじめに保全計画を検討・立案しておくことは極めて重要なことである。

保全計画の立案は、樹木を管理する景観行政団体が行うものであるが、実現性のある保全目標の設定や具体的な保全対策の実施体制や作業内容を示すものであるため、専門家の意見を十分に踏まえながら進めることが望ましい。

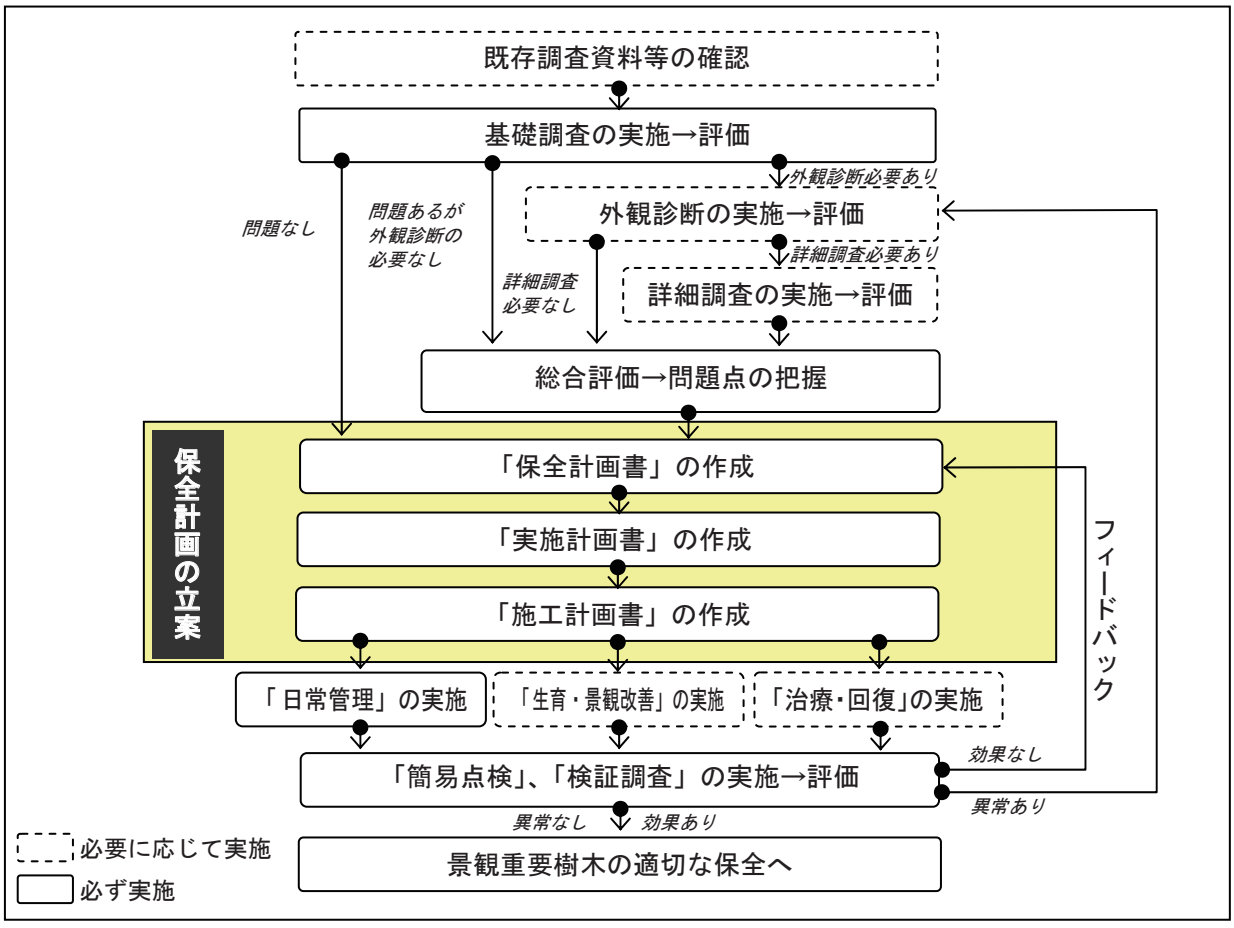

図 4-1　樹木保全における「保全計画の立案」の位置付け

【保全対策による樹勢回復】のイメージ（クスノキ）

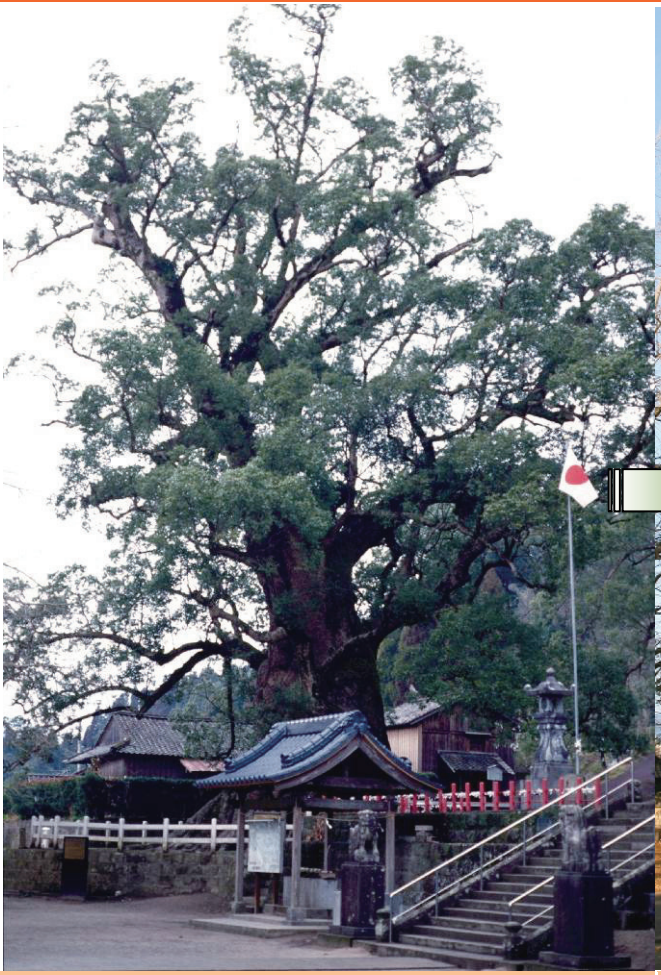

▲1994 年の様子

▲2008 年の様子

【保全対策による樹勢回復】のイメージ（ソメイヨシノ）

▲1996 年の様子

▲2009 年の様子

■２．「保全計画の立案」の手順

保全計画の立案は、図 4-2 に示す手順に基づき段階的に実施する。

保全計画の立案では、立案に先立って「調査・診断」の結果を確認することから着手することとなる。

実施した調査結果のそれぞれの確認はもちろんであるが、特に「総合評価票」は、調査結果の全ての概要が記されており、かつ今後の保全対策の方針までを示したものであるため、保全計画の立案の基準及び根拠となるものである。そのため、事前に総合評価票の内容を確認し、樹木の抱える問題点の有無と、それらを改善するための方法について、各関係者間（景観管理団体、住民、事業者、専門家）で共通認識を図っておくことが重要である。

上記の確認が完了した後、保全計画を立案する。

保全計画は、①保全の基本方針となる「保全目標像」と「達成期間」を設定した上で「保全対策の作業項目」を選定し「保全計画書」を作成する第一段階（保全計画書の作成段階）、②保全対策として実施する作業項目の詳細な内容や手順を整理し「実施計画書」を作成する第二段階（実施計画書の作成段階）、③保全対策の実施体制や実施スケジュールを整理し「施工体制表」と「作業工程表」を作成する第三段階（施工計画書の作成段階）に分かれる。

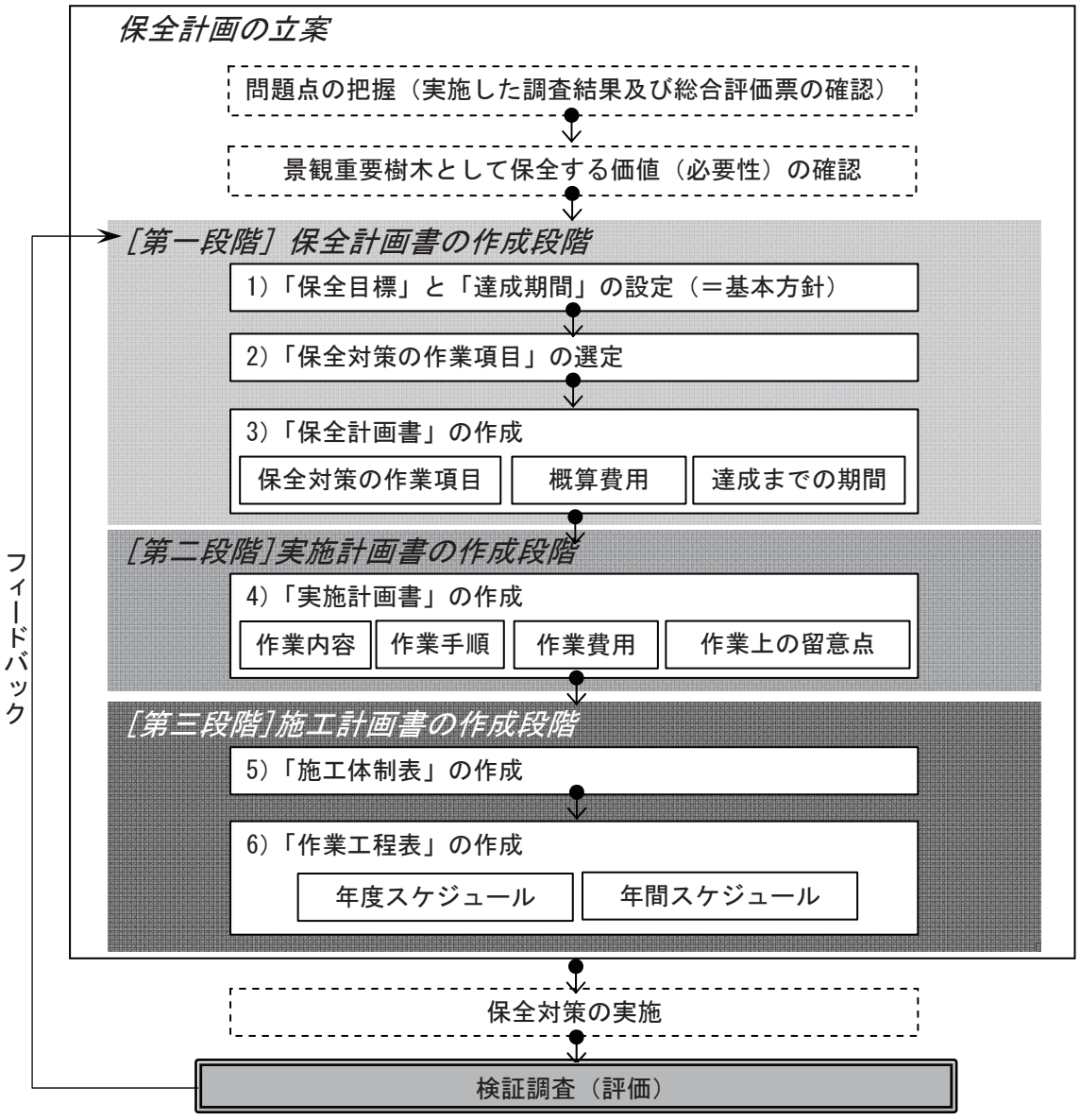

図 4-2　「保全計画の立案」の手順

(1) 第一段階（保全計画書の作成段階）

「保全目標と達成期間の設定」においては、「調査・診断」で実施した「総合評価票」の結果を見ながら、樹木の備え持つ効果や立地条件、樹木の形態等を考慮した上で保全計画の基本方針となる「樹木の目指すべき目標像」と「それを達成するまでのおおよその期間」を設定する。これは、景観管理団体（景観行政団体、景観整備機構）だけではなく、樹木所有者や住民の意向を確認しなければならない。

「保全対策の作業項目の選定」においては、保全計画の基本方針となる保全目標に基づき「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」毎の実施すべき最適な保全対策の作業項目を選定する。保全対策を実施する際は、樹木の立地条件や形態等により様々な制約を受けることが想定されるため、それらの内容を考慮した上で、実施可能となる保全対策の作業項目を選択しなければならない。

「保全計画書の作成」においては、第一段階で決定した内容に加え、実施する保全対策の作業項目毎に、概算費用、目標達成までの期間等の情報を整理し、とりまとめる。

なお、「保全対策の作業項目の選定」、「保全計画書の作成」では、景観管理団体は、専門家と相談の上、予算内で実現可能な内容を選択しなければならない。

(2) 第二段階（実施計画書の作成段階）

「実施計画書の作成」においては、「保全計画書」の記載内容を補足する詳細な情報（実施年度、実施時期、実施体制、作業費用、作業上の留意点、各作業項目毎の詳細な内容と手順等）について示す。これを明確にすることで、樹木の保全対策の詳細な内容を、誰でも容易に把握する事が可能となる。とりまとめにあたっては、景観管理団体は、専門家と相談の上、作成しなければならない。

(3) 第三段階（施工計画書の作成段階）

「施工体制表の作成」においては、実際に保全対策を進めるにあたり、景観行政団体、住民、事業者、専門家等の様々な関係者の参加を想定した、保全対策全体の実施体制を整理してとりまとめる。

「作業工程表の作成」においては、実施年度、実施時期（年度スケジュール、年間スケジュール）等を整理してとりまとめる。

「施工体制表」と「作業工程表」を明確にすることで、保全対策開始後の何年目の何月頃に、誰が、どのような保全対策を実施するのかを、誰でも容易に視覚的に把握する事が可能となる。とりまとめにあたっては、景観管理団体は、保全対策の関係者・参加者の意向を確認した上で作成しなければならない。

以上の「保全計画の立案」の内容に関しては、表 4-1 に示すとおりであるが、ここで作成する「保全計画書」、「実施計画書」、「施工体制表」、「作業工程表」は、計画の作成に精通していない専門家以外の者が見ても理解することのできるわかりやすい内容とすることが重要である。

また、これら保全計画の立案にあたっては、それぞれの内容に応じて専門家の意見を募るとともに、事前にワークショップや説明会等の開催により、保全対策の再考や周知を行うことが望ましい。

なお、景観上の問題点において、「地域景観の管理者と協議の上、対応策を検討する」必要があるとなった場合には、対応策として①看板・広告の撤去、②電線の地中化、③周囲の樹木の伐採・移植、④低木類の配置等の検討、⑤建築物の色彩の見直し等があるが、これらの対応は景観重要樹木だけではなく地域景観全体との調整になることから、本書での具体的な対応方法は省略する。

なお、ここで作成した資料は、保全対策の実施前に必ず保全対策の関係者全員に周知する必要がある。

表 4-1　保全計画の立案の項目

保全計画の構成		内容
1）保全計画書の作成	①保全目標と達成期間の設定（＝基本方針）	①樹木の価値、②樹木の生育環境、③樹木の形態等を考慮した上で、樹木の将来的な目標像と、それを達成するまでのおおよその期間を設定するもの。保全対策を実施する上での基本方針となるものである。
	②保全対策の作業項目の決定	目標像を達成するための保全対策の作業項目を決定するもの。保全対策の基本方針を考慮した上で決定する。
	③保全計画書のとりまとめ	樹木の目標像、保全にあたっての基本方針、目標を達成するための保全対策の作業項目、各作業項目毎に、期待する効果や目標、目標達成までの期間（短期・中期・長期）を整理・作成する。
2）実施計画書の作成		実施する保全対策の作業項目、それぞれの作業項目毎の実施年度、実施時期、実施体制、作業内容、概算費用を整理・作成する。
3）施工計画書の作成	①施工体制表の作成	保全対策を実施する上での関係者や参加者を示したものであり、主体的に保全対策を実施する景観行政団体、景観整備機構（団体、NPO 法人）、専門家と、補助的に取り組みに参加する住民、事業者等に区分して整理・作成する。
	②作業工程表の作成	保全対策の各作業項目毎の実施時期（年度スケジュール、年間スケジュール）、実施者等を整理・作成する。

（4）保全計画の立案における留意点の確認

保全計画の立案にあたっての留意点を表 4-2 に示す。

①樹木の問題点の正確な理解

「調査・診断」の段階で明らかとなった樹木の生育及び景観上の問題点を正しく理解し、関係者間で共通認識を持つことが重要である。調査・診断の段階で調査資料が複数作成されるため、これらは適切に整理・保存しておく必要がある。

②問題点に適した保全対策の実施

樹木の問題点に応じた適切な保全対策を実施することが重要である。特に、保全対策の内容としては、樹木本体の抱える問題点（衰退要因）を直接取り除くものが優先的に検討されることが多いが、高温小雨等の気象条件等の急激な変化や、付近で新たに樹木が植えられたり、根元周囲で配管工事等が行われるなど、近年にかけて、周辺環境等の変化がなかったかをあらためて確認しておくことも重要である。仮にそのようなケースがあれば、保全対策の内容に周辺環境の整備を追加しなければならない。特に、これらの気象条件や周辺環境の変化は、ある日突然起きるケースが多いため、総合評価にその内容が記載されていないことも考えられる。

③景観への配慮

保全する対象が景観重要樹木であるため、保全対策の作業項目を検討する際は、それが「景観的にどのような影響を与えるのか」といった視点を持つことが重要である。樹木の生育を改善する保全対策が優れていても、景観を著しく阻害するものであってはならず、また、樹木に損失を与える場合であっても、できる限り短期間で回復が見込まれるものであることが望ましい。保全対策の作業項目を検討する際は、あくまでも景観重要樹木であることに配慮し、景観形成上の良好性を保ちながら、あるいは景観

上の問題点を改善するための保全対策を実施しなければならず、これが単なる樹木の樹勢回復とは異なる点である。

④保全対策の優先順位の整理

問題点に応じた保全対策の作業項目を検討する際に、その優先順位を整理しておくことが重要である。保全対策を実施するためには費用がかかるため、先の調査・診断で提案された保全対策の全てを実施できるケースは少ないと考えられる。そのため、保全対策の作業項目を検討する際は、予算との兼ね合いを見ながら、優先順位の高い順に採用していく必要がある。

⑤対策実施後の視点

保全対策が適正に行われた後で治療が成功したかを検証することは極めて重要であるため、事前に保全対策を実施した後の取り組みを明確に決めておく必要がある。保全対策においては、実施したことで満足し、その後はそのままとなってしまうケースが多いため、実施した後、どのような点に注意すべきなのか、どのような取り組みが必要となるのかについて、あらかじめその内容を検討しておくことが望ましい。

⑥実施体制

保全計画の立案にあたっては、専門家の意見を尊重することは当然であるが、樹木を地域における大切な財産であることを住民の心に根づかせることが重要であり、そのことが将来にわたっての保全を地域全体で共有し、取り組む意識を醸成するものである。このことから、住民参加による協働が可能となる実施計画の作成及び体制を構築することが望ましい。

表 4-2　「保全計画の立案」にあたっての留意点

留意点	内容
（1）樹木の問題点の正確な理解	「調査・診断」の段階で明らかとなった樹木の生育及び景観上の問題点を正しく理解し、関係者間で共通認識を持つことが重要である。
（2）問題点に適した保全対策の実施	樹木の問題点に応じた適切な保全対策を実施することが重要である。特に、保全対策の作業項目を検討する際は、樹木本体の抱える問題点（衰退要因）を直接取り除くものが優先されることが多いため、例えば診断実施後から計画作成までの間の気象条件や周辺環境等の変化の有無を確認しておく必要がある。
（3）景観への配慮	保全対策の作業項目を検討する際は、それが「景観的にどのような影響を与えるのか」という視点を持ち、景観への影響も考慮した上で決定することが重要である。
（4）保全対策の優先順位の整理	保全対策の作業項目を検討する際は、その優先順位を明らかにしておくことが重要である。保全対策を実施するためには費用がかかるため、優先順位の高い順に採用していく必要がある。
（5）対策実施後の視点	事前に、保全対策を実施した後の注意点や取り組みを明確にしておくことが重要である。
（6）実施体制	住民参加による協働が可能となる実施計画の作成及び体制を構築することが望ましい。

■３．「保全計画の立案」の内容

3-1. 保全計画書の作成

(1) 保全計画書の内容

保全計画書は、保全にあたっての基本方針、目指すべき目標像と目標達成までの期間（短期・中期・長期）、目標を達成するための保全対策の作業項目及びその費用の概算を簡潔にとりまとめたものであり、保全対策を実施する際の基本となるものである。基本的には、保全計画書を見れば、今後樹木をどのように保全していくのかが一目で理解することができるものである。また、保全対策の実施後、その効果を確認するための評価を行うこととなるが、そこで改善が見られない場合は、再びここで作成した保全計画書に戻って再検討することとなる。保全計画書は表 4-3 で示す項目からなる。

設定した保全目標に基づき、必要となる最適な保全対策の作業項目を決定した上で、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」毎に、期待する効果、実施者、概算費用等を整理し、「保全計画書」としてとりまとめる。

「保全計画の基本方針」は、「特に重視する効果」、「樹形等の取り扱い」、「管理方針」、「目標達成のための方針と期待する効果」、「樹木の現況」、「樹木保全目標像」について基本的な方針を示すものである。これらは、樹木の備え持つ様々な効果や、生育環境、樹木の形態等を考慮した上で決定するものである。

「特に重視する効果」、「樹形等の取り扱い」、「管理方針」については、既に景観重要樹木として指定された段階での内容を示すものである。

「目標達成のための方針と期待する効果」は、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」毎に、それぞれの目標達成のための方針と期待する効果を示すものである。

「樹木の現況」は、樹木の抱える主な問題点を図で示したものである。図化にあたっては、関係者がすぐに理解することのできる簡潔なものとし、併せて改善の優先順位を示しておく必要がある。

「樹木保全目標像」は、樹木の現在の主な問題点に応じて、その改善後の目標像を図化するものである。図化にあたっては、関係者がすぐに理解することのできる簡潔なものとする。

「保全対策」は、実施する保全対策の内容を、各作業項目毎に「作業項目」、「作業項目名」、「概算費用」、「達成までの期間」等の項目で示すものである。

「作業項目」は、実施する作業項目を示すものである。「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」毎に明確にするが、ここではどのような作業項目を実施するのかがわかればよく、詳細に記載する必要はない。

「作業項目名」は、実施する作業項目の名称を示すものである。優先順位の高い作業項目の順に記載する。

「達成までの期間」は、保全対策の実施後、改善するまでのおおよその期間を、各作業種毎に「短期（1 年程度）」、「中期（1～3 年程度）」、「長期（3～5 年程度）」の区分で示すものである。

表 4-3　保全計画書の項目と内容

項目		内容	記入方法
保全目標と達成期間の設定（＝基本方針))	特に重視する効果	特に重視する樹木の効果を示すもの。	樹木の備え持つ様々な効果・価値（景観的価値、指標的価値、地域的価値、自然・生物的価値、歴史・文化的価値）について、特に重視するものにチェックを入れる（複数可)。
	樹形等の取り扱い	樹形等の取り扱いの方針を示すもの。	樹形等の取り扱い（樹種特有型、調整・制限型）について、あてはまる方針にチェックを入れる。
	管理方針	管理方針を示すもの。	管理方針（単木重視型、並木一体型、景観調和型）について、あてはまる方針にチェックを入れる。
	目標達成のための方針と期待する効果	目標を達成するための方針と、それにより期待する効果を示すもの。	保全対策区分毎に、目標を達成するための方針と､それにより期待される効果を記入する。
	樹木の現況	樹木の抱える主な問題点を示すもの。	樹木の現在の主な問題点について、保全対策の優先順位の高い順にわかりやすく記入する。図はできるだけ簡略化し、問題点が誰にでも視覚的に判断可能なものとする。
	樹木保全目標像	樹木の抱える主な問題点に対し、それらの改善後の目標像を示すもの。	樹木の現在の主な問題点に応じて、改善後の目標像をわかりやすく記入する。図はできるだけ簡略化し、目標像が誰でも視覚的に判断可能なものとする。
保全対策の作業項目の決定	作業項目	「日常管理」､「生育・景観改善」､「治療・回復」毎に、実施する全ての作業項目を示すもの。	「日常管理」､「生育・景観改善」､「治療・回復」毎に、実施する全ての作業項目にチェックを入れる。
	作業項目名	各作業項目の名称を示すもの。	「日常管理」､「生育・景観改善」､「治療・回復」毎に、実施する各作業項目名を優先順位の高い順に記入する。
保全計画書のとりまとめ	概算費用	各作業項目を実施する上での概算費用を示すもの。	作業項目毎に概算の費用を記入する。
	達成までの期間	各作業項目毎にそれぞれが目標を達成するまでのおおむねの期間を示すもの。	保全対策の実施後、改善するまでのおおよその期間を「短期（1 年程度)」､「中期（1～3 年程度)」､「長期（3～5 年程度)」の区分で、作業項目毎にチェックを入れる。

注）保全計画書の参考様式は、P186 に掲載。

（2）保全目標の設定

保全目標は、景観重要樹木としての要件を踏まえた上で、樹木の形態的特徴を保全していくための基本的な考え方について景観保全を含めて基本方針として示すものである。

基本的には、樹木の衰退要因等に対する課題・問題点に対し改善・解決していくための保全対策の考え方として、「調査・診断」で実施した「総合評価票」にある「保全対策の方針案」について、表 4-4 に示す項目について考慮して見直しながら明確に設定することとなる。具体的には、樹木に特段の問題がなければ「日常管理」の計画を、問題が見られた場合でも、その程度が軽微な場合には「生育・景観改善」の計画を、樹木に深刻な問題が見られた場合には「治療・回復」の計画を、それらを単独または複合的に組み合わせて実施していくのか、あるいは年度ごとに別の対策を実施していくのかなどについて、方針を決定する。

表 4-4　保全目標の設定における留意点

項目		考慮内容
樹木の価値（樹木の備え持つ効果）	**■指標的価値 ■自然・生物的価値 ■歴史・文化的価値 ■地域的価値等**	■左記の様々な価値（詳細については第 1 章で説明）を損ねることなく樹木生育の衰退要因を取り除くとともに、景観についても向上が図れるようにする。 ■例えば、優れた樹形や奇抜な樹容の場合にはその特徴を損ねないこと、ランドマークとなっている場合にはその大きさを維持することなどが挙げられる。
樹木の生育環境	**■生育空間 ■気象条件**	■生育空間の制約状況（公園等の広い空間の場所、人的利用の多い場所、建築物や構造物等に近接している場所等）に応じた樹形づくりや気象条件（積雪、寒冷、強風、潮風、乾燥等）に適した樹木保護等となるようにする。 ■例えば、生育空間に制約がある場合には樹冠の大きさを維持すること、強風を受けやすい環境であれば防風や倒木に考慮することなどが挙げられる。
樹木の形態	**■単木 ■並木・街路樹 ■生垣**	■形態によって異なる指標性、装飾性、遮蔽性、景観統合性等の効果が保たれるようにする。 ■例えば、単木であれば指標性を、並木や生垣であればまとまりのある景観統合性を強調することなどが挙げられる。

保全目標の設定にあたっては、現況の樹木生育状況について衰退箇所等が明確となる簡略図を作成した上で、それに対応した樹木の保全すべき対策を書き入れたものを目標像として記す。

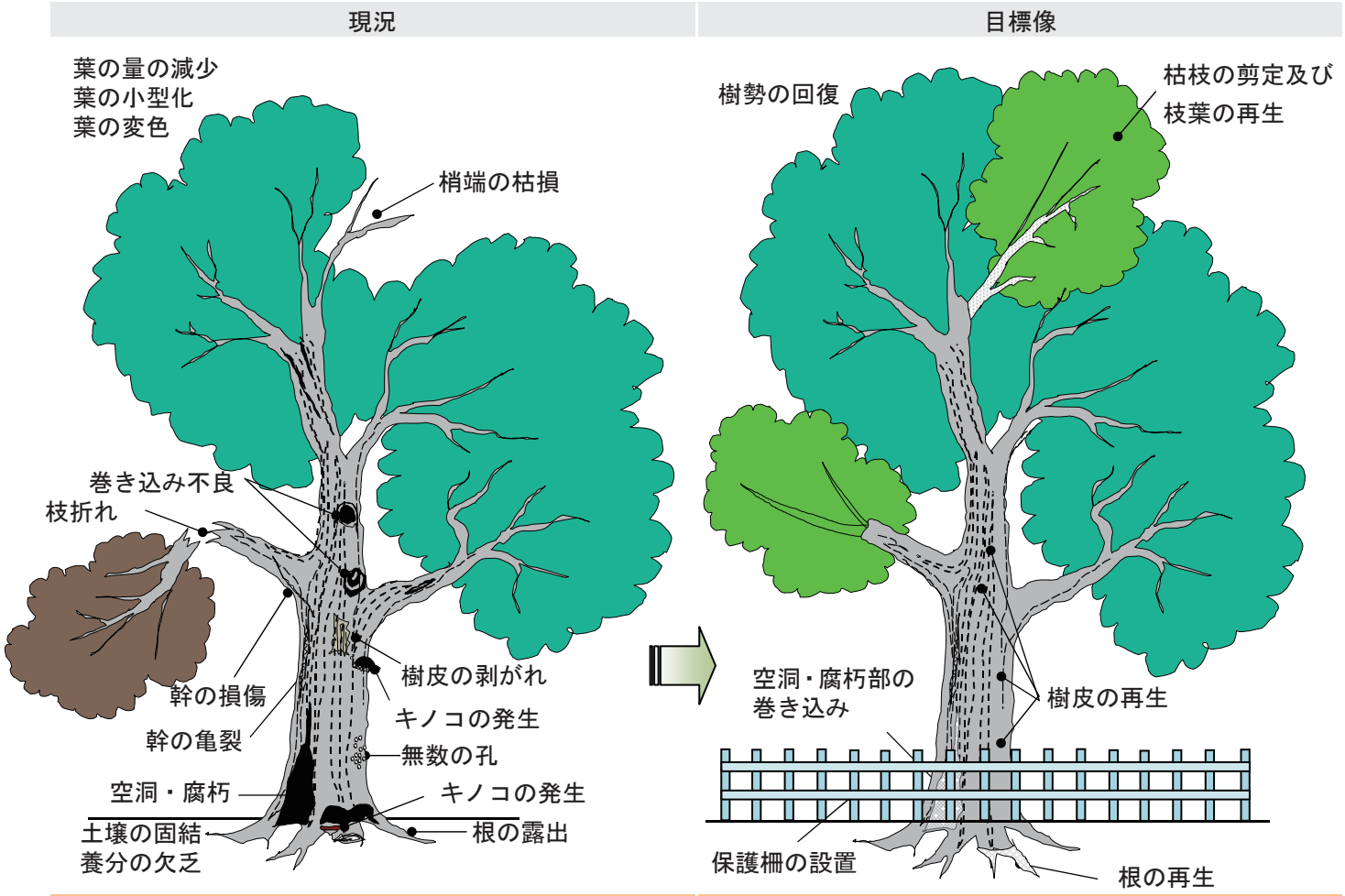

現況の問題点を示した図　　問題点を改善した後の図

【問題点の改善】のイメージ（空洞・腐朽部の処置）

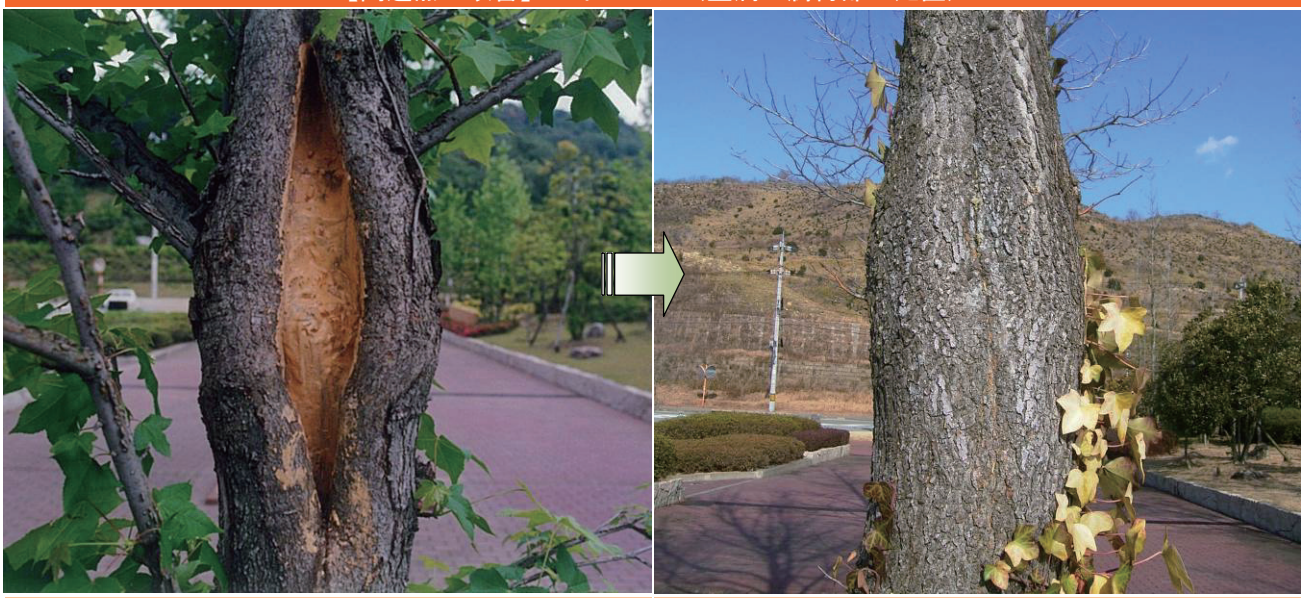

▲改善前　　▲改善後

【問題点の改善】のイメージ（枝葉の再生）

▲改善前　　▲改善後

【問題点の改善】のイメージ（支柱・保護柵の設置）

▲改善前　　▲改善後

（3）目標達成期間の設定

保全対策の実施にあたっては、作業項目ごとに保全目標を達成するまでの期間をあらかじめ「目標達成期間（＝効果の発現時期）」として設定しておかなければならない。目標達成期間を設定することで、樹木の生育や景観を回復するまでの期間が明確になり、保全対策の詳細事項（作業項目、作業頻度、作業量等）をより的確に計画することが可能となる。また、保全対策を実施した後に、どのタイミングで検証調査（対策効果を確認し検証すること）を実施すればよいかがより明確になる。

目標達成期間は、景観重要樹木のように主に都市部に立地する樹木が多いことを考慮すると、概ね 3～5 年程度の期間を想定して作成するのが望ましい。

ただし、特に重要なのは、各種の保全対策を実施した後で、定期的にモニタリングを行い、その結果を踏まえて保全計画の見直しを図り、必要に応じて保全対策を追加することである。これにより樹木の生育や景観の改善状況を見極めながら、極めの細かい対策を実施することが可能となる。

以上を踏まえ、保全計画の目標達成までの期間の設定は、樹木の衰退原因等の内容や樹木生育とのタイミングによって表 4-5 のように区分して設定するのが一般的である。

なお、ここでの目標達成期間とは、保全対策による直接的な効果の発現時期であり、例えば、病虫害の除去を行って被害を食い止めた場合（＝直接的な効果）に、その後で樹木の樹勢や生育が良くなるなどの効果（＝二次的な効果）は含めないものとする。

表 4-5　目標達成期間の設定

区　分	内容	目標達成までの期間
短　期	実施後すぐに効果のあるもの。	1 年間程度
中　期	実施後効果が発現されるまでには多少の時間を要するもの。	1～3 年間程度
長　期	樹木の成長とともに効果が現れるため、効果が発現されるまでには比較的長期間を要するもの。	3～5 年間程度

【短期】一般的な剪定のイメージ

▲改善前　▲改善後（直後）

【中期】大規模な土壌改良のイメージ

▲改善前　▲改善後（3 年後）

【長期】空洞・腐朽部（大）の外科的処置のイメージ

▲治療前　▲治療時　▲治療後（5 年後）

【長期】空洞・腐朽部（小）の外科的処置のイメージ

▲治療直後　▲治療後（5 年後）

保全対策を実施した後は、期待される効果が実際に現れているかどうかを、検証調査により確認しなければならない（検証調査の具体的な方法については『5 章. 施工・管理』参照）。基本的には「調査・診断」（生育・景観調査、外観診断等）を実施することで、前回の調査結果と比較して問題点がどの程度改善されたかを判断する。

表 4-6 は、保全対策の作業項目毎に、効果が発現するまでの期間とその効果を確認するための方法を整理したものである（保全対策の作業項目の詳細については、次項の『3-3. 保全計画の作業項目の決定』参照）。

なお、検証調査は、実施した保全対策の効果を検証するために行うものであり、保全計画の中で設定した目標設定期間の最終年度に実施するのが基本である。ただし、腐朽部の治療等、目標達成まで長期を要する作業の場合は、その途中で数回実施しておくことが重要である。

表 4-6　保全対策における作業項目別の目標達成期間と確認方法

	保全対策の作業項目		目標達成期間（効果の発現期間）			検証調査の方法
	大項目	小項目	短期 1年程度	中期 1~3年程度	長期 3~5年程度	
日常管理作業	清掃・除草		○			目標設定期間の最終年度に検証調査として「生育・景観調査」を実施し、「検証調査票」を作成する。
	灌水	人力灌水	○			
	植栽基盤整備	土壌改良（簡易）		○		
		マルチング		○		
		根元空間の活用	○			
生育・景観改善作業	灌水	自動灌水	○			
	剪定	整枝剪定	○			
		枯枝の処理	○			
	病虫害防除	薬剤散布	○			
		捕殺	○			
		コモ巻き	○			
		罹病部等の切除	○			
	植栽基盤整備	土壌改良（部分的）		○		
		排水工	○			
		植栽基盤の拡張	○			
	保護材等の整備 樹体保護	支柱	○			
		ケーブリング	○			
	保護材等の整備 土壌踏圧防止対策	踏圧防止板	○			
		保護柵	○			
		デッキ・木道	○			
	保護材等の整備 気象害対策	雷対策（避雷針）	○			
		風対策（暴風ネット・寒冷紗）	○			
		雪対策（雪吊り、雪囲い）	○			
	周辺環境の整備	被圧木等の処置	○			
		近接物の処置	○			
		解説板等の設置・整備	○			
治療・回復作業	剪定	整姿剪定	○			目標設定期間の最終年度に検証調査として「外観診断等」を実施し、「検証調査票」を作成する。
		ロープワークによる剪定	○			
	植栽基盤整備	土壌改良（大規模）		○		
	空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置			○	
		根系の外科的処置			○	
	樹勢回復処置	不定根育成による樹勢回復			○	
		若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復			○	
	病虫害防除	マツ材線虫の防除（薬剤散布）	○			
		マツ材線虫の防除（樹幹注入）	○			
	後継樹の育成				○	

（4）保全対策の作業項目の内容

景観重要樹木を保全するための主な作業項目としては、大きく、「清掃・除草」、「灌水」、「剪定」、「病虫害防除」、「植栽基盤整備」、「保護材等の整備」、「周辺環境の整備」、「空洞部・腐朽部の処置」、「樹勢回復」、「後継樹の育成」、「簡易点検」、「検証調査」に区分される。（表 4-7）。

表 4-7　保全対策の作業項目と区分

保全対策の作業項目			保全対策区分
大項目	小項目	細項目	
清掃・除草	―	―	⇒日常管理
灌水	人力灌水	散水ホース	⇒日常管理
	自動灌水	散水車、自動灌水設備	⇒生育・景観改善
剪定	整枝剪定	切詰剪定、刈り込み剪定等	⇒生育・景観改善
	枯枝の処理	枯枝・危険枝の剪定	⇒生育・景観改善
	整姿剪定	切詰剪定、切返し剪定、枝抜き剪定、野透かし剪定、大枝の吊切り剪定等	⇒治療・回復
	ﾛｰﾌﾟﾜｰｸによる剪定	―	⇒治療・回復
病虫害防除	薬剤散布、捕殺、コモ巻き、罹病部等の切除	―	⇒生育・景観改善
	マツ材線虫病の防除（薬剤散布、樹幹注入）	―	⇒治療・回復作業
植栽基盤整備	土壌改良（簡易）	施肥、表層耕うん、縦孔の簡易改良	⇒日常管理
	マルチング	木質チップ・バーク等の敷き均し	⇒日常管理
	根元空間の活用	草花・地被植物の植栽	⇒日常管理
	土壌改良（部分的）	部分的な土壌改良、エアーレーション、心土破砕	⇒生育・景観改善
	排水工	開渠排水、暗渠排水、縦孔排水	⇒生育・景観改善
	植栽基盤の拡張	―	⇒生育・景観改善
	土壌改良（大規模）	広範囲な土壌改良、強酸・強アルカリ土壌の改良	⇒治療・回復
保護材等の整備	樹体保護	支柱、ケーブリング	⇒生育・景観改善
	土壌踏圧防止対策	踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道	⇒生育・景観改善
	気象害対策	雷対策（避雷針）、風対策（防風ネット、寒冷紗）、雪対策（雪吊り、雪囲い）	⇒生育・景観改善
周辺環境の整備	被圧木等の処置	被圧木の剪定・移植・伐採、競合根系の防除・切断	⇒生育・景観改善
	近接物の処置	建物、構造物、舗装、石仏等	⇒生育・景観改善
	解説板等の整備	樹木案内板、名称表示板、解説板等	⇒生育・景観改善
空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置	開口型、開口部閉鎖型、全充填型、不定根誘導型	⇒治療・回復
	根系の外科的処置	腐朽根系の切除	⇒治療・回復
樹勢回復	不定根育成	―	⇒治療・回復
	若木接ぎ、根接ぎ	―	⇒治療・回復
後継樹の育成	挿し木、接ぎ木、取り木	―	⇒治療・回復
簡易点検	―	―	⇒日常管理
検証調査	―	―	⇒生育・景観改善
	―	―	⇒治療・回復

上記の作業項目は、作業の簡易性や特殊性を考慮すると「日常管理」（良好な状態を維持するための作業）、「生育・景観改善」（生育及び景観を改善するための作業）、「治療・回復」（専門的な樹勢回復のための作業）の 3 項目に区分される。

「日常管理」は、清掃や簡単な土壌改良や定期的な樹木の観察等、比較的内容の簡易なもので、景観行政団体に加え、樹木所有者、住民、事業者等でも実施可能なものである（表 4-8）。

「生育・景観改善」は、剪定や病虫害の防除等、通常の樹木管理や街路樹の管理で一般的に行われている管理作業であり、主に造園業者等が実施するものである（表 4-9）。

一方、「治療・回復」は、特異な樹形を維持するための剪定や土壌を大規模に改善したり、幹や根の腐朽部に外科的な処置をするなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業であり、それらの技術を持った専門家（樹木医等）でなければ実施できないものである（表 4-10）。

表 4-8　「日常管理」の作業項目

作業項目		目的	方法
大項目	小項目		
清掃・除草	―	樹木の生育を良好に保つための環境や現地の美観を保持するために行うもの。	樹木の周囲を見回り、ゴミの撤去、人力あるいは簡易な機器による除草等がある。
灌水	人力灌水	雨水の確保が困難な場所の樹木や降雨が少なく、樹木の健全な生育に支障をきたす恐れがある場合に行うもの。	散水ホースを利用する方法がある。
植栽基盤整備	土壌改良（簡易）	簡易な作業で土壌の物理性、化学性を改善するために行うもの。	人力による表層耕耘や、ダブルスコップにより掘削した縦穴への堆肥入り割竹挿入等の方法がある。
	マルチング	土壌水分の蒸発抑制や短期的な雑草抑制、根系への踏圧防止のために行うもの。	表層土壌や根元周囲への木質チップ、バーク等の敷き均し等がある。
	根元空間の活用	景観向上や根元周辺の踏圧防止、表層の土壌改良（施肥、灌水）のために行うもの。	根元周辺に草花やリュウノヒゲ等の地被植物の植栽等がある。
簡易点検		樹木の状況を的確に把握し、問題点の早期発見、危険防止のために行うもの。	樹木の枝、葉、幹、根元等について目視により確認・点検する。

日常管理のイメージ

▲清掃・除草

▲灌水

▲植栽基盤整備（表層耕耘）

▲植栽基盤整備（マルチング）

▲植栽基盤整備（根元空間の活用）

表 4-9　「生育・景観改善」の作業項目

作業項目			目的	方法
大項目	小・細項目			
灌水	自動灌水		雨水の確保が困難な場所の樹木や降雨が少なく、樹木の健全な生育に支障をきたす恐れがある場合に行うもの。	散水車あるいは自動灌水設備による方法がある。
剪定	整枝剪定（一般的）		剪定は、過密になった枝葉を整えることで健全な生育を促すために行うもの。また、樹形の骨格を整えるため、あるいは空間的な制約から樹形の大きさを整えるために行うもの。	目的別には、樹形の骨格を作る目的で行う整枝剪定、樹冠表面の枝葉を密にして美しさを強調したり、通風、採光をよくするなどのために低木又は中木の樹冠を刈り整形・縮小させる刈り込み剪定がある。
	枯枝の処理		枯枝の落下等による人や構造物等への危険を防止するために行うもの。	全枝を除去するか、部分的な剪定の方法がある。
病虫害防除	薬剤散布		樹木の健全な生育および美観の保持を図るとともに、周辺の樹木等への被害の波及を防止するために行うもの。	薬剤散布及び病虫害の発生枝葉の切除等の方法がある。
	捕殺			
	コモ巻き			
	罹病部等の切除			
植栽基盤整備	土壌改良（部分的）		部分的な土壌の通気・透水性の改善や化学性の改良のために行うもの。	部分的な耕耘、改良資材の混合や、土壌を掘削せずに耕耘の効果が期待できる圧入装置等によるエアレーション等がある。
	排水工		土壌が過湿や排水不良により透水性が不良な場合に、透水性を改善するために行うもの。	土壌表面の水を側溝等で排水する開渠排水、透水管等を設置して地中の余剰水を排水する暗渠排水、不透水層を有する地盤に透水孔を掘削して排水する縦穴排水がある。
	植栽基盤の拡張		樹木の良好な生育が確保できる植栽基盤の大きさにするために拡張するもの。	狭小な植栽基盤となっている要因である構造物等を移動し、拡張した範囲の土壌改良を行うなどの方法がある。
保護材等の整備 （※設置後は必要に応じて更新・撤去等の整備が必要）	樹体保護	支柱	樹木の強風等による倒伏防止や枝折れ防止等のために設置するもの。	樹木の大きさや枝の状態等に適した支柱を設置する。支柱形式は多用であり、必要とされる強度によって材料が異なる。
		ケーブリング	樹木の強風等による幹裂けや枝裂けを防止するために設置するもの。	保全対象となる幹や枝をワイヤーで連結させる方法がある。
	土壌踏圧防止対策	踏圧防止板	樹木の根の踏圧防止のために設置するもの。	保全対象樹木の根域の土壌が直接踏まれないように板等を敷設する方法がある。
		保護柵	樹木の根の踏圧防止や悪戯防止のために設置するもの。	保全対象樹木の根域の土壌が直接踏まれないように、侵入防止のための柵等を設置する方法がある。
		デッキ・木道	樹木の根の踏圧防止のために設置するもの。	保全対象樹木の根域の土壌が直接踏まれないように、デッキや木道を設置する方法がある。

作業項目			目的	方法
大項目	小・細項目			
保護材等の整備 （※設置後は必要に応じて更新・撤去等の整備が必要）	気象害対策	雷対策	樹木への落雷等を予防するために設置するもの。	避雷針を設置する方法がある。
		風対策	風等による自然的損傷や、環境悪化等による人為的損傷から樹木を保護するために設置するもの。	防風ネット、寒冷紗等を設置する方法がある。
		雪対策	雪等による自然的損傷や、環境悪化等による人為的損傷から樹木を保護するために設置するもの。	雪吊り、雪囲い等を設置する方法がある。
周辺環境の整備 （※解説板等の設置後は必要に応じて更新・撤去等の整備が必要）	被圧木等の処置		他の樹木の被圧等による生育影響を取り除くために行うもの。	競合する樹木の移植、剪定や伐採、根系の防除や切断等の方法がある。
	近接物の処置		樹木の生育の障害となる近接した構造物による影響を取り除くために行うもの。	樹木の根元にある祠や石碑、ベンチや縁石・舗装等の樹木生育に与える影響等に応じて、必要な処置を行う。
	解説板等の整備		樹木の故事・来歴等について幅広い理解を促すために設置するもの。設置後は必要に応じて更新・撤去等の整備が必要。	樹木案内板、名称表示板、解説板、注意板等を設置する方法がある。
検証調査			樹木に実施した保全対策の効果を確認するために行うもの。	現在の樹木生育状況について保全対策実施前と比較するために、「生育・景観調査」や「外観診断等」を行う。

生育・景観改善のイメージ

▲灌水（小型トラックに載せた水タンクから散水）

▲剪定（整枝剪定）

生育・景観改善のイメージ

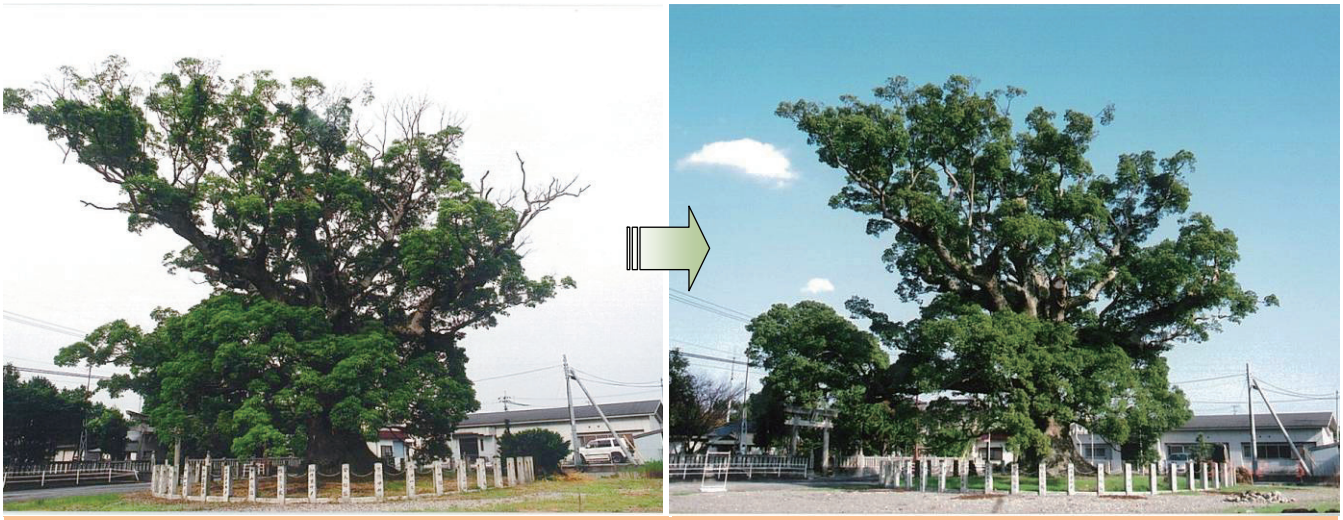

▲剪定（枯枝の処理）

▲病虫害防除（薬剤散布）

▲植栽基盤整備（土壌改良／トレンチ改良）

▲植栽基盤整備（排水工／暗渠排水）

▲保護材等の整備（樹体保護／支柱）

生育・景観改善のイメージ

▲植栽基盤整備（植栽基盤の拡張）

▲保護材等の整備（土壌踏圧防止対策／踏圧防止板）

▲保護材等の整備（気象害対策／雪吊り）

▲周辺環境の整備（低木の移植）

生育・景観改善のイメージ

▲周辺環境の整備（被圧木等の処置／伐採）

▲周辺環境の整備（解説板等の設置）

表 4-10　「治療・回復」の作業項目

作業項目		目的	方法
大項目	小項目		
剪定	整姿剪定（特殊）	樹木特有の樹形を維持するために行うもの。	高度な技術と経験を有する剪定士等による整姿剪定がある。
	ロープワークによる剪定	高所作業車を利用しても届かない高所な位置での剪定が必要とされる場合に行うもの。	ロープワーク手法により木登りした上での剪定がある。
病虫害防除	マツ材線虫病の防除	マツ材線虫病による枯損を防止するために行うもの。	予防措置としてマツノマダラカミキリを地上あるいは空中で薬剤散布により殺虫する方法、マツノザイセンチュウを樹幹注入剤により殺虫する方法がある。
植栽基盤整備	土壌改良（大規模）	根系の露出を伴う、広い範囲かつ深層までの土壌における通気・透水性を改善するために行うもの。	広い範囲で土壌を掘削した上で、土壌の耕耘、改良資材や客土の混合等による方法がある。
空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置	樹木の幹や枝が木材腐朽菌等に感染して腐朽が進行している場合に、腐朽が進行するのを防ぐために行うもの。	罹病部位の治療として腐朽材の削除や傷口を殺菌するのみの開口型、さらに開口部に蓋をする開口部閉鎖型、また空洞をウレタン等の充填材で埋めた上で表面整形を行う全充填型等の方法がある。
	根系の外科的処置	樹木の根系が何らかの病害等に侵されている場合に、障害を取り除くために行うもの。	罹病部位の切除した上で、殺菌剤を塗布する方法がある。

作業項目		目的	方法
樹勢回復	不定根育成	不定根を土壌まで育成し、さらに発達させて、根系として再生させることにより樹勢の回復を図るために行うもの。	不定根が発生している樹木、不定根を発生しやすい樹種において、発生した高さまで部分的に土壌を詰めるなどして根系を育成し、地中まで誘導する方法がある。
	若木接ぎ、根接ぎ	根系の発達が不良である場合に、同一樹種の活力のある若木を接ぐことにより、樹勢の回復を図るために行うもの。	若木を根元に植栽して活着させた後に幹を接ぐ方法、採取した若木の根系を保全樹木の根系に接ぐ方法等がある。
後継樹の育成	挿し木 接ぎ木 取り木	自然性・学術的価値の高い樹木の遺伝子を保存するために行うもの。	挿し木や接ぎ木、取り木等の無性繁殖や種子による苗木育成による方法がある。
検証調査		樹木に実施した保全対策の効果を確認するために行うもの。	現在の樹木生育状況について保全対策実施前と比較するために、「生育・景観調査」や「外観診断等」を行う。

治療・回復のイメージ

▲剪定（ロープワークによる剪定）

▲剪定（特異な樹形の維持）

▲病虫害防除（マツ材線虫の防除／樹幹注入）

治療・回復のイメージ

▲土壌改良（根系の露出を伴う大規模改良）

▲空洞部・腐朽部の処置（幹の外科的処置／開口型）

▲空洞部・腐朽部の処置（根系の外科的処置）

▲樹勢回復（不定根育成）

▲樹勢回復（若木接ぎ）

▲後継樹の育成

(5) 保全対策の作業項目の選定

保全対策の作業項目は、樹木の抱える課題・問題点の大きさや、対策の優先順位、緊急性等を考慮して選定する。選定にあたっては、図 4-3 に示す保全対策の作業項目の選定フローを参考とし、重点的に行う必要がある対策や作業効率の向上を図るための対策、最新技術の動向等に考慮して的確で確実な方法を取るようにする。

「日常管理」については、原則として樹木が良好な生育・景観であっても必ず必要となる。

「生育・景観改善」については、樹木に関連する問題が重大なものでない場合に実施されるものであり、参考までに各調査結果に応じて適正な保全対策と考えられる作業項目として、「生育・景観評価」に基づく作業を表 4-11 に示す。

なお、「健全度評価」及び「土壌調査の評価」に基づく作業に関しては、評価結果により「生育・景観改善」作業、「治療・回復」作業に分かれるものとなる（表 4-12～15)。

「治療・回復」については、樹木に関連する問題が重大なものである場合に行われるものであり、「根系調査の評価」、「腐朽診断の評価」に基づく作業を表 4-16、17 に示す。

(6) 保全計画書のとりまとめ

以上の（1）～（5）に基づき、保全計画の基本方針、樹木の目指すべき目標像、目標像を達成するまでの期間、実施する作業項目、実施体制、概算費用等を整理し、以降に示す「保全計画書」を活用し、とりまとめを行う。

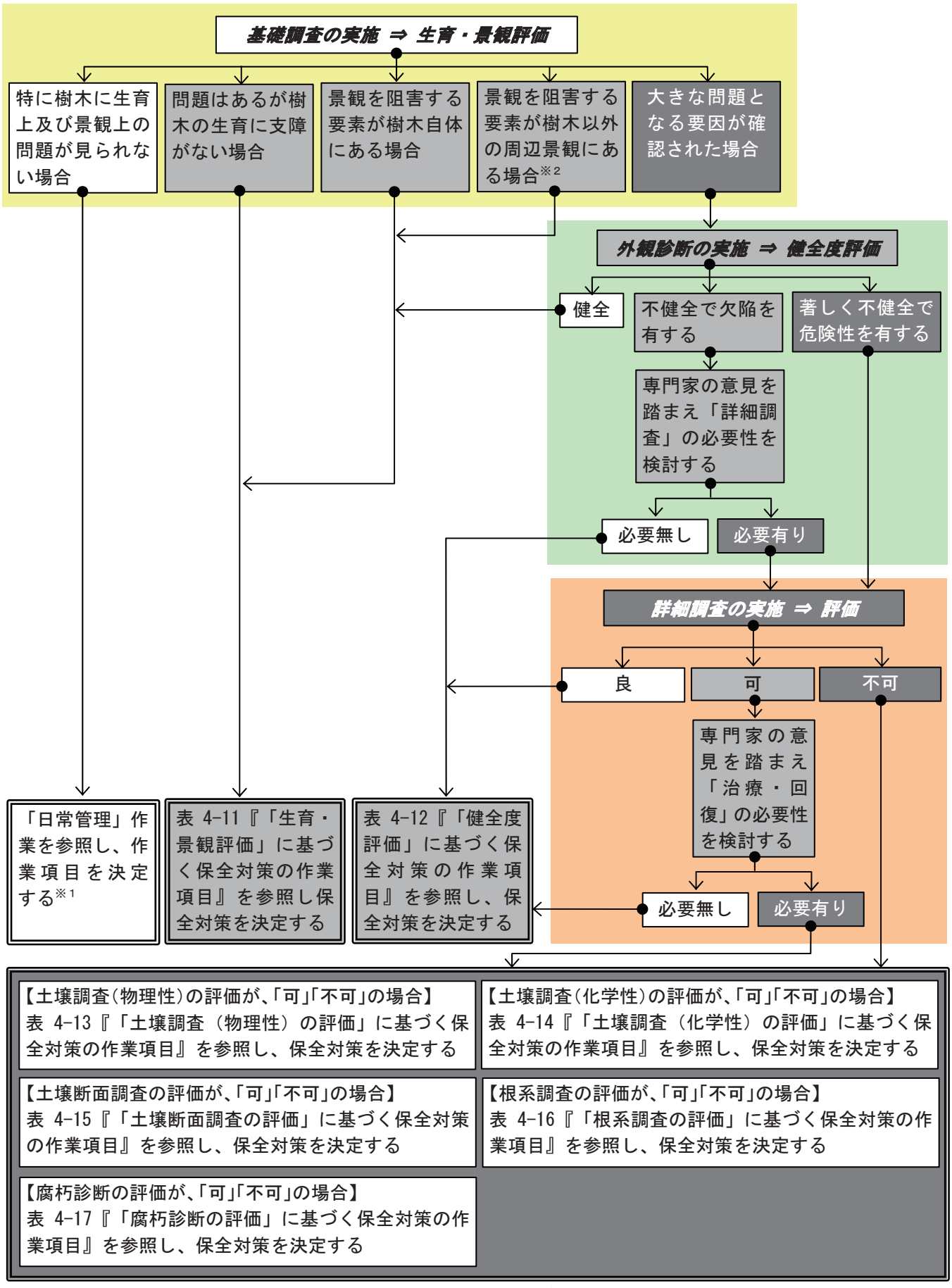

※１：「日常管理」については、原則としてすべての樹木に対して必ず必要となる。
※２：「治療等の形跡」が目立つ場合についてのみ、「治療・回復」が必要となる。

図 4-3　保全対策の作業項目の選定フロー

表 4-11　「生育・景観評価」※に基づく保全対策の作業項目

項目	部位	「生育・景観評価」診断結果		保全対策の作業項目（生育・景観改善）						外観診断
				灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	
樹木の生育状況	枝	枯れ枝、折れ枝	あり		○			○	○	－
		損傷部	あり							
			あり（大枝）	－						○
		空洞部・腐朽部 キノコ	あり（小枝）		○			○	○	－
			あり（大枝）	－						○
	幹	著しい傾き	あり（支柱有）		○			○		－
			あり（支柱無）	－						○
		損傷や亀裂	あり（小）		○			○		－
			あり（中・大）	－						○
		空洞部・腐朽部	あり（小・中）		○			○		－
			あり（大）	－						○
		キノコ	あり（少・普）		○			○		－
			あり（多）	－						○
	葉	葉の色の異常 葉の大きさの異常 斑点 虫こぶ 一部に偏った枯葉	あり（少）	○	○	○				－
			あり（多）	－						○
	根	根の露出	あり（少）				○	○		－
			あり（多）	－						○
		根の切断・損傷	あり（小）				○	○		－
			あり（中・大）	－						○
保護材等		劣化・損傷	あり					○		－
		樹木への影響	あり（小）					○		
			あり（中・大）	－						○
周辺環境	被圧木 建物	樹木への影響	あり（小）						○	－
			あり（中・大）	－						○
	構造物等 解説板等	劣化・損傷	あり						○	－
		樹木への影響	あり（小）						○	
			あり（中・大）	－						○
景観阻害要素の有無		当該樹木の景観を阻害する何らかの要素	あり	地域景観の管理者と協議の上、①看板・広告の撤去、②電線共同溝の整備（電線の地中埋設化）、③周囲の樹木の伐採・移植、④低木類の配置等の検討、⑤建築物の色彩の見直し等の対応策を検討する。						－
周辺との調和		景観的な調和	していない							
樹木見映	樹形の状況	全体的なバランス	とれていない		○		○			－
	枝葉の状況	枝葉の密度や配分	不良		○		○			
保護材等の状況		保護材等の景観的調和	していない					○		－
治療等の状況		治療等の痕跡	目立つ	「治療・回復」作業における空洞部・腐朽部の処置で対応する。						－
「生育・景観評価」				【問題はあるが樹木の生育に支障がない】【景観を阻害する要素が樹木自体にある】						【大きな問題となる要因が確認された】

※ここでの「生育・景観評価」においては、「問題はあるが樹木の生育に支障がない」か、「景観を阻害する要素が樹木自体にある」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」が基本となる。

なお、「大きな問題点となる要因が確認された場合」には「外観診断」に進むので、この段階での作業項目の選定は必要としない。ただし、外観診断後、「健全」と評価された場合には、外観診断の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する。

表 4-12　「健全度評価」※に基づく保全対策の作業項目

調査項目		「健全度評価」評価結果		保全対策の作業項目（生育・景観改善）						詳細調査
				灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	
活力度		必須	4、5	―						○
		検討	3	○	○	○	○	○	○	―
樹皮枯死・欠損・腐朽部		必須	1/3 以上	―						○
		検討	1/3 未満		○		○	○	○	―
開口空洞	芯に達している	必須	1/3 以上	―						○
		検討	1/3 未満		○		○	○	○	―
	芯に達していない	必須	1/3 以上	―						○
		検討	1/3 未満		○		○	○	○	―
キノコ		あり			○	○	○	○	○	（○） 倒木等の重大な問題に繋がるキノコ以外の場合には左記による作業項目
木槌打診（異常音）		あり		―						○
分岐部・付根の異常		あり		―						○
鋼棒貫入異常		あり		―						○
不自然な樹形傾斜		あり			○		○	○		（○） 検討により「詳細調査」が必要ない場合は左記による作業項目
樹体の揺らぎ		あり			○		○	○		
ガードリングルーツ		あり			○		○	○	○	
根の露出・腐朽		あり			○		○	○		
病害		あり				○	○		○	
虫害		あり				○	○		○	
植栽基盤の異常		あり			○		○	○	○	
樹木保護材の異常		あり						○		
「健全度評価」				【不健全で欠陥を有する】						【著しく不健全で欠陥を有する】

※ここでの「健全度評価」においては、「不健全で欠陥を有する」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」が基本となる。

なお、「著しく不健全で危険性を有する」と判定された場合には「詳細調査」に進むので、ここでの作業項目の選定は必要としない。ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する。

表 4-13　「土壌調査（物理性）の評価」※に基づく保全対策の作業項目

診断項目		試験方法	「土壌調査（物理性）」の評価結果		保全対策の作業項目											
					生育・景観改善						治療・回復					
					灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	剪定	植栽基盤整備	空洞部・腐朽部の処置	樹勢回復	病虫害防除	後継樹の育成
一般的な調査法	透水性	長谷川式	必須	30 以下				○	○			○				
			検討	30～100				○	○							
	土壌硬度	長谷川式	必須	1.0 以下				○	○			○				
			検討	1.0～1.5				○	○							
		山中式	必須	24 以上、11 以下				○	○			○				
			検討	20～24				○	○							
	保水性	専門機関の分析	必須	40 未満				○	○			○				
			検討	40 以上 80 未満				○	○							
	土性	専門機関の分析	必須	埴壌土、埴土				○	○			○				
			検討	砂土				○	○							
簡易な調査法	透水性	植穴への湛水	必須	多量の滞水あり				○	○			○				
			検討	若干滞水あり				○	○							
		降雨翌日の観察	必須	ぬかるみとなる				○	○			○				
			検討	水たまりが残る				○	○							
	土壌硬度	指痕のつき方	必須	[固結]、[すこぶる堅]				○	○			○				
			検討	[しょう]、[すこぶるしょう]				○	○							
	保水性	手の感触	必須	[乾]、[潤]				○	○			○				
			検討	[半乾]、[湿]				○	○							
	土性	指頭法	必須	[埴壌土]、[埴土]				○	○			○				
			検討	[砂土]				○	○							
「土壌調査（物理性）の評価」					【可】【不可】											

※ここでの「土壌調査（物理性）の評価」においては、「可」、「不可」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」、「治療・回復」が基本となる。

ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する（表 4-12）。

表 4-14　「土壌調査（化学性）の評価」※に基づく保全対策の作業項目

診断項目			試験方法	「土壌調査（化学性）」の評価結果		保全対策の作業項目											
						生育・景観改善						治療・回復					
						灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	剪定	植栽基盤整備	空洞部・腐朽部の処置	樹勢回復	病虫害防除	後継樹の育成
一般的な調査法	有害物質（EC）		ECメーター	必須	1.0以上				○				○				
				検討	0.2～1.0				○								
			発芽試験	必須	対照区よりも悪い				○				○				
				検討	対照区と同等				○								
	酸度（土壌pH）		ガラス電極pH計	必須	4.5以下、8.1以上				○				○				
				検討	4.5～5.5、6.9～8.0				○								
	養分	窒素	専門機関の分析	必須	0.6未満				○				○				
				検討	0.6～1.1				○								
		腐植	専門機関の分析	必須	30未満				○				○				
				検討	30～59				○								
簡易な調査法	養分（腐植）		土色による簡易法	必須	[乏しい]（明褐～褐色）5~8/8、4~6/6、4~6/4				○				○				
				検討	[富む]（暗褐色）3～4/4、4～4/3				○								
「土壌調査（化学性）の評価」						【可】【不可】											

※ここでの「土壌調査（化学性）の評価」においては、「可」、「不可」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」、「治療・回復」が基本となる。
ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する（表 4-12）。

表 4-15　「土壌断面調査の評価」※に基づく保全対策の作業項目（土壌調査と重複するものは除く）

項目	試験方法	「土壌断面調査」の評価結果		保全対策の作業項目											
				生育・景観改善						治療・回復					
				灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	剪定	植栽基盤整備	空洞部・腐朽部の処置	樹勢回復	病虫害防除	後継樹の育成
石礫	断面に表れた面積割合の目測	必須	［礫土］50%以上 ［すこぶる含む］ 5～10%				○				○				
		検討	［富む］10～30% ［含む］30～50%				○								
構造	目視	必須	[単粒状]、[カベ状] [細粒状]、[堅果状]				○				○				
		検討	[粒状]、[塊状]				○								
溶脱集積	目視	必須	多く見られる				○				○				
		検討	若干見られる				○								
「土壌断面調査の評価」				【可】【不可】											

※ここでの「土壌断面調査の評価」においては、「可」、「不可」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」、「治療・回復」作業が基本となる。ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する（表 4-12）。
※土壌断面調査項目の、「土色」「土壌硬度（堅密度）」「土性」「保水性（水湿）」については表 4-13 と、「有害物質（EC）」「酸度（土壌 pH）」「腐植」については表 4-14 と同様のため省略。

表 4-16　「根系調査の評価」※に基づく保全対策の作業項目

診断項目		評価基準		保全対策の作業項目											
				生育・景観改善						治療・回復					
				灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	剪定	植栽基盤整備	空洞部・腐朽部の処置	樹勢回復	病虫害防除	後継樹の育成
生育調査	病害枯死腐朽	必須	根系伸長が悪く、1/3 以上の根系が腐朽・枯死				○	○	○		○	○	○		○
		検討	一部に罹病している根系と枯死や腐朽				○	○	○			○			
分布調査	水平分布	必須	一方向に偏った分布と生育上の問題				○	○	○		○		○		
		検討	部分的な偏り、生育上で大きな問題ではない				○	○	○						
	垂直分布	必須	表層に集中して分布、全体的な根量が少ない				○	○	○		○				
		検討	深い位置での根量が少ない				○	○	○						
「根系調査の評価」				【可】【不可】											

※ここでの「根系調査の評価」においては、「可」、「不可」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」、「治療・回復」が基本となる。ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する（表 4-12）。

表 4-17　「腐朽診断の評価」※に基づく保全対策の作業項目

診断項目	方法	「腐朽診断」の評価結果		保全対策の作業項目											
				生育・景観改善						治療・回復					
				灌水	剪定	病虫害防除	植栽基盤整備	保護材等整備	周辺環境整備	剪定	植栽基盤整備	空洞部・腐朽部の処置	樹勢回復	病虫害防除	後継樹の育成
腐朽診断	γ線透過量測定機 弾性波速度測定機 貫入抵抗値測定機	必須	50%以上		○		○	○	○	○	○	○	○		○
		検討	50%未満 20%以上		○		○	○	○			○	○		
	貫入抵抗値測定機	必須	0.3 未満		○		○	○	○	○	○	○	○		○
		検討	0.3 以上 0.5 未満		○		○	○	○			○	○		
「腐朽診断の評価」				【可】【不可】											

※ここでの「腐朽診断の評価」においては、「可」、「不可」と判定されたものが対象となり、対応方針としては「生育・景観改善」、「治療・回復」が基本となる。ただし、詳細調査後、「良」と評価された場合には、詳細調査の実施を決定した項目について、「生育・景観改善」で対応する（表 4-12）。

保 全 計 画 書

作成日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

保全計画の基本方針			
特に重視する効果	☐景観的価値　☐指標的価値　☐地域的価値　☐自然・生物的価値　☐歴史・文化的価値		
樹形等の取り扱い	☐樹種特有型　☐調整・制限型	管理方針	☐単木重視型　☐並木一体型　☐景観調和型

目標達成のための方針と期待する効果		樹木の現況	樹木保全目標像
日常管理			
生育・景観改善			
治療・回復			

保全対策

日常管理	作業項目	☐清掃・除草　☐灌水　☐植栽基盤整備〔☐土壌改良　☐マルチング　☐根元空間の活用〕☐簡易点検			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期
生育・景観改善	作業項目	☐灌水 ☐剪定〔☐整枝剪定 ☐枯枝処理〕☐病虫害防除〔☐薬剤散布 ☐捕殺 ☐コモ巻き ☐罹病部等の切除〕 ☐植栽基盤整備〔☐土壌改良　☐排水工　☐植栽基盤拡張〕 ☐保護材等の整備〔☐樹体保護　☐土壌踏圧防止対策　☐気象害対策〕 ☐周辺環境の整備〔☐被圧木等の処置　☐近接物の処置　☐解説板等の設置・整備〕　☐検証調査			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期
治療・回復	作業項目	☐剪定〔☐整姿剪定　☐ロープワークによる剪定〕　☐植栽基盤整備（土壌改良） ☐空洞部・腐朽部の外科的処置〔☐幹・枝　☐根系〕☐樹勢回復処置〔☐不定根育成　☐若木接ぎ・根接ぎ〕 ☐病虫害防除（マツ材線虫病の防除）☐後継樹の育成〔☐挿し木　☐接ぎ木　☐取り木〕　☐検証調査			
	作業項目名	①	②	③	④
	概算費用（円）				
	達成までの期間	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期	☐短期　☐中期　☐長期

3-2. 実施計画書の作成

(1) 実施計画書の内容

「実施計画書」は、「保全計画書」の記載内容を補足する情報として、保全対策の実施年度、実施時期、実施体制、作業費用、作業内容、作業手順等について簡潔にわかりやすくとりまとめたものであり、表 4-18 で示す項目からなる。

「保全計画書」ではわからない詳細な作業内容や実施時期、体制等について、いつ（時期）、どこで（場所、部位等）、誰が（実施体制、実施者）、どのようなスケジュールで実施していくのかについて、誰でも容易に把握することができるようにとりまとめておくことが重要である。

表 4-18　実施計画書の項目と内容

項目	内容	記入方法
保全対策	保全対策で実施する全ての作業項目を示すもの。	「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」毎に、保全対策として実施する全ての作業項目にチェックを入れる。
保全対策区分	実施する作業項目が該当する保全対策の区分（「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」）を示すもの。	作業項目に該当する保全対策の区分（「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」）にチェックを入れる。
作業項目	作業項目の名称を示すもの。	作業項目の名称を記入する。
実施年度	保全計画の計画期間を設定した上で、保全対策を実施する年度を、作業項目毎に示すもの。	計画期間のうちで、該当する作業項目の実施年度にチェックを入れる。
実施時期	保全対策を実施する時期を作業項目毎に示すもの。	年間を通して、作業項目の実施時期を 4～5 月、10～11 月、毎月等のように記入する。
実施体制	保全対策を実施する実施者を作業項目毎に示すもの。	該当する作業項目の実施者にチェックを入れる。
作業費用	保全対策を実施する費用を作業項目毎に示すもの。	各作業項目の費用を積算・記入する。
作業上の留意点	保全対策を実施する上での留意点を作業項目毎に示すもの。	各作業項目を実施する上での主な留意点を記入する。
作業内容	実施する保全対策の内容を各作業項目毎に示すもの。	各作業項目の内容を詳細に記入する。
作業手順	実施する保全対策の手順を各作業項目毎に示すもの。	各作業項目を実施する上での作業手順を①、②、③…というように詳細に記入する。

(2) 作業費用の算出

「作業費用」は、既存の積算関連資料を参考に、作業項目毎の単価を積算して記載する。ただし、それらの資料から積算できる作業項目は限られていることや、景観重要樹木は巨樹・老樹が多いことが予想されるため、既存の公園工事及び街路樹管理において積算される歩掛をそのまま適応するのは困難である。そのため、特殊な作業等については、必要に応じて専門家の意見を聞いた上で専門業者等から見積りを取るなどして算出する必要がある。

また、作業項目によっては住民や事業者と協働で実施したり、ボランティアを募って実施することが望ましい。参考までに、上記の資料に掲載されている主な資材・労務単価及び作業等の歩掛を表 4-19 に示す。

表 4-19　一般的な市場単価の歩掛の有無（参考）

作業項目		土木コスト情報（直接工事費）	建設物価・積算資料（資材単価）	造園修景積算マニュアル（歩掛）
清掃・除草	ー	■道路植栽工(除草)	ー	■除草・草刈（人力、機械）
灌水	人力	■道路植栽工(灌水)	■スプリンクラー・緑化灌水ホース	■灌水（人力、機械）
	自動			
剪定	整枝剪定（一般的）	■道路植栽工〔高木剪定（夏期剪定・冬期剪定）〕	ー	■樹木整姿工（基本剪定、軽剪定）
	枯枝の処理		ー	
	整姿剪定（特殊）	※		
	ﾛｰﾌﾟﾜｰｸによる剪定	※		
病虫害防除	薬剤散布	■道路植栽工(防除)	■肥料・農薬	■樹木薬剤散布
	捕殺			
	コモ巻き			
	罹病部等の切除			
	マツ材線虫病の防除	ー	ー	ー
植栽基盤整備	土壌改良（簡易）	■道路植栽工(施肥)	■土壌改良材	■樹木施肥
	マルチング			
	根元空間の活用	ー	■種子 ■グランドカバープランツ	■張芝工 ■地被類植付工 ■花木・草花類の維持管理
	土壌改良（部分的）	ー	■土壌改良材	
	排水工	ー	■暗きょ配水管 ■配管材	■排水設備工
	植栽基盤の拡張	ー	ー	■園路等（ｺﾝｸﾘｰﾄ系、土系、れんが・タイル系、石材系） ■園路縁石工
	土壌改良（大規模）	※		
保護材等の整備	樹体保護	■道路植栽工（支柱設置・支柱撤去）	■樹木支柱丸太 ■樹木支柱・ワイヤ支柱	■支柱設置工 ■支柱補修工 ■こも巻養生
	土壌踏圧防止対策	ー	■樹木根囲い保護材・樹木サポート材 ■網柵	ー

作業項目		土木コスト情報（直接工事費）	建設物価・積算資料（資材単価）	造園修景積算マニュアル（歩掛）
	気象害対策	ー	■樹木保護材	■冬囲い
周辺環境の整備	被圧木等の処置	ー	ー	■支障木の伐採
	近接物の処置	ー	ー	■修景施設整備工（石組、波垣、生垣、フェンス、）
	解説板等の設置・整備	ー	■プランター・樹名板・表示板	ー
空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置	※		
	根系の外科的処置			
樹勢回復	不定根育成			
	若木接ぎ、根接ぎ			
後継樹の育成	挿し木、接ぎ木、取り木			
労務単価	ー	■直接工事費	■労務費	ー

注）※印は専門家あるいは専門業者への見積りが必要となるもの。

参考文献）「建設物価　臨時増刊　土木コスト情報、（財）建設物価調査会、平成 21 年 7 月」
「建設物価 2009 年 7 月号、(財)建設物価調査会、平成 21 年 7 月」
「積算資料 2009 年 7 月号、(財)経済調査会、平成 21 年 7 月」
「造園修景積算マニュアル 改訂 14 版、風間伸造著、(財)建設物価調査会、平成 19 年 10 月」

（3）実施計画書のとりまとめ

以上の（1）～（2）に基づき、実施する保全対策の作業項目、実施年度、実施時期、実施体制、作業費用、作業上の留意点、作業内容、作業手順等を整理し、以降に示す「実施計画書」を活用し、とりまとめを行う。

なお、実施計画書が 1 枚で足りない場合には、必要枚数コピーして作成する。

実 施 計 画 書 〔1〕

作成日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

	保全対策の作業項目
日常管理	□清掃・除草　□灌水　□植栽基盤整備〔□土壌改良　□マルチング　□根元空間の活用〕　□簡易点検
生育・景観改善	□灌水　□剪定〔□整枝剪定　□枯枝処理〕□病虫害防除〔□薬剤散布　□捕殺　□コモ巻き　□罹病部等の切除〕 □植栽基盤整備〔□土壌改良　□排水工　□植栽基盤拡張〕 □保護材等の整備〔□樹体保護　□土壌踏圧防止対策　□気象害対策〕 □周辺環境の整備〔□被圧木等の処置　□近接物の処置　□解説板等の設置・整備〕　□検証調査
治療・回復	□剪定〔□整姿剪定　□ロープワークによる剪定〕　□植栽基盤整備（土壌改良） □空洞部・腐朽部の処置〔□幹・枝　□根系〕□樹勢回復処置〔□不定根育成　□若木接ぎ・根接ぎ〕 □病虫害防除（マツ材線虫病の防除）□後継樹の育成〔□挿し木　□接ぎ木　□取り木〕　□検証調査

保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1　□2　□3　□4　□5 年目		
実施時期	月（　月～　月）　回/年		
実施体制	□景観行政団体　□景観整備機構 □造園業者　□専門家　□住民 □事業者　□所有者　□その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1　□2　□3　□4　□5 年目		
実施時期	月（　月～　月）　回/年		
実施体制	□景観行政団体　□景観整備機構 □造園業者　□専門家　□住民 □事業者　□所有者　□その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1　□2　□3　□4　□5 年目		
実施時期	月（　月～　月）　回/年		
実施体制	□景観行政団体　□景観整備機構 □造園業者　□専門家　□住民 □事業者　□所有者　□その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

実 施 計 画 書 〔 〕

保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			
保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			
保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			
保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目			
作業部位･場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

注）本紙を必要枚数コピーして使用すること。

3-3. 施工計画書の作成

(1) 施工計画書の内容

施工計画書は、計画の実施にあたっての全体像を示すものであり、「保全計画書」及び「実施計画書」で整理した内容を見ながら、どの作業項目を、いつ、どこで、誰が、実施するのかについて、「施工体制表」と「作業工程表」にとりまとめるものである（表 4-20）。

表 4-20　保全計画の構成と内容

施工計画書	内容
①施工体制表	保全対策を実施する上での関係者や参加者の詳細を簡潔に示したもの。
②作業工程表	保全対策を適切かつ効率的に実行するため、「実施計画書」で整理した内容を、作業工程と施工体制の内容に特化して示したもの。

(2) 施工体制表の作成

「施工体制表」とは、保全対策を実施する上での関係者や参加者を簡潔にとりまとめたものである。基本的には、施工体制表を見れば、保全対策に関わる関係者全員を把握する事ができるものである。

施工体制表の項目を表 4-21 に示す。

保全対策は、現状を維持したり、問題点を改善するために実施するものであるが、特定の専門家ばかりではなく、保全活動に関わる様々な人々と協働で実施することが望まれる。特に、保全対策として実施する作業項目の中には「日常管理」があり、これは比較的簡易な作業内容であるため、住民、事業者等の積極的な参加が望まれる。

また、造園業者等が実施する「生育・改善」や、専門家が実施する「治療・改善」においては、普段は住民や事業者が目にすることのない作業を行うこととなるため、例えば「公開作業」や「公開治療」等の名目で見学会を開くことなども検討する必要がある。

以上を踏まえ、保全対策を実施する上で見込まれる関係者や参加者を施工体制表に整理しておくことで、連絡や伝達をスムーズに行うことができると同時に、緊急の場合や、樹木の周辺で不審者が見られた場合にも、すぐに確認をとることが可能となる。

なお、施工体制表には個人情報が多く含まれるため、取り扱いには十分注意する必要がある。

表 4-21　施工体制表の項目と内容

項目		内容	記入方法
実施体制		保全対策を実施する上での関係者や参加者を示すもの。ここでは大きく主体的に保全対策を実施する景観行政団体、景観整備機構（団体、NPO 法人）、造園業者、専門家と、補助的に取り組みに参加する住民、事業者等の 2 区分としている。	それぞれ、あてはまる関係者・参加者にチェックを入れる。
実施者・参加者情報		保全対策を主体的に実施する組織（行政、造園業者・植木屋、専門家等）の情報、あるいは保全対策に補助的に参加する組織（住民、事業者、学生・児童、住民グループ等）の情報を示すもの。それぞれに番号を記載し、これが「作業工程表」に記載する「実施者番号」となる。	実施主体、実施補助それぞれについて、4 つまでしか記入欄がないため、それを超える場合はコピーして使用する。
	名　称	組織の名称を示すもの。	組織名がない場合は、代表者の氏名を記入する。
	住　所	組織の所在地を示すもの。	所在地を記入する。
	連絡先	組織の連絡先（緊急時を含む）を示すもの。可能であれば、組織だけではなく、参加者それぞれについての連絡先も把握しておく必要がある。連絡体制を整えることで、情報の共有や災害時及び事故発生時等の緊急時の対応を確実かつ効率的に実施することができる。	通常の連絡先に加え、緊急時の連絡先も記入する。
	責任者	保全対策を実施あるいは参加する上での責任者を示すもの。責任者の役割は重く、事故等が発生した場合の責任を負うことは当然であるが、それよりも事故等を起こさないように努めることが重要である。	責任者の氏名を記入する。
	参加者氏名	組織の中で参加する人員の氏名を示すもの。	参加する予定の人員全てを記入する。必要に応じて、年齢・性別・血液型等を記入する。

以上の内容に基づき、実施体制、実施者・参加者情報（名称、住所、連絡先、責任者、参加者氏名）等を整理し、以降に示す「施工体制表」を活用し、とりまとめを行う。

施 工 体 制 表

作成日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

実施体制	主体	□景観行政団体　□景観整備機構〔□団体　□NPO 法人〕　□所有者　□造園業者　□専門家
	補助	□住民　□事業者〔　〕□その他〔　〕

実施者・参加者情報〔主体〕			
行政・企業・団体・グループ【番号：　】		行政・企業・団体・グループ【番号：　】	
名　称		名　称	
住　所	〒	住　所	〒
連絡先		連絡先	
責任者		責任者	
参加者 氏　名		参加者 氏　名	
行政・企業・団体・グループ【番号：　】		行政・企業・団体・グループ【番号：　】	
名　称		名　称	
住　所	〒	住　所	〒
連絡先		連絡先	
責任者		責任者	
参加者 氏　名		参加者 氏　名	

実施者・参加者情報〔補助〕			
行政・企業・団体・グループ【番号：　】		行政・企業・団体・グループ【番号：　】	
名　称		名　称	
住　所	〒	住　所	〒
連絡先		連絡先	
責任者		責任者	
参加者 氏　名		参加者 氏　名	
行政・企業・団体・グループ【番号：　】		行政・企業・団体・グループ【番号：　】	
名　称		名　称	
住　所	〒	住　所	〒
連絡先		連絡先	
責任者		責任者	
参加者 氏　名		参加者 氏　名	

注）個人情報が記入された場合は取扱いに注意すること。

(3) 作業工程表の作成

「作業工程表」は、「実施計画書」で整理した保全対策の内容を適切かつ効率的に実行するため、保全目標像の達成までのスケジュールと作業項目毎の実施体制等を示すものである。これを明確にすることで、どの作業を、いつ、誰が実施するのかが、視覚的に容易に理解することが可能となる。

各作業の実施スケジュールについては、樹木の生理特性、年間生活サイクルを考慮した上で各作業が適切な時期に効率よく円滑に実施できるように一年間の作業量と作業時期について適切な配分を行う必要がある。また、突然の気象条件の変化や災害等の不測の事態にも十分に対処できるように、実施時期や体制に余裕を持たせるなど、柔軟性のある計画とする必要がある。

実施体制については、作業項目の難易度に応じて適切な作業分担となるように実施者を決定する必要がある。

基本的には、作業工程表を確認することで、保全対策で実施する作業項目の実施スケジュールが把握できるように作成することが重要である。

なお、作業工程表は、各作業が完了した段階での達成状況を確認することで再度工程の見直しが必要か否かを検討し、順次計画を更新していくことが重要である。

作業工程表の項目について表 4-22 に示す。

表 4-22　作業工程表の項目と内容

項目	内容	記入方法
実施年度	作成する保全計画書の実施年度を示すもの。	「作業工程表」という表記のすぐ横に、実施年度を記入する。
保全対策の作業項目	作業項目の名称を示すもの。	―
年間実施スケジュール（月）	作業項目の手順毎の年間実施スケジュールを示すもの。	作業項目の手順毎に、年間実施スケジュールを横線で記入する。
実施者	作業の実施者を「主体」「補助」の区分で番号で示すもの。表の下に、番号に対応する組織名等を記載しておくと、すぐに確認が可能である。	「施工体制表」で整理した際の番号を、「主体」「補助」欄に記入する。
備考	その他、特記事項を示したもの。	例えば、検証調査の時期等を必要に応じて記入する。

以上の内容に基づき、実施年度、保全対策の作業項目、年間実施スケジュール、実施者、備考等を整理し、以降に示す「作業工程表」を活用し、とりまとめを行う。

なお、作業工程表は、計画年度分コピーして作成することとする。

作業工程表〔　年目／　年計画〕

作成日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
管理者		計画期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	清掃・除草																	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検																	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		整枝剪定（一般的）															
			枯枝の処理															
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		土壌改良（部分的）															
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	樹体保護	支柱															
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		被圧木等の処置															
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査																	
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		幹・枝の外科的処置															
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫病の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査																	

注）本紙を計画年度分作成すること（5 年計画の場合は 5 枚作成する）。

第５章

景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

１.「施工・管理」の考え方 …… 199
１－１.「施工・管理」の考え方 …… 199
１－２.「施工・管理」における留意事項 …… 200
（１）「施工・管理」の留意事項 …… 200
（２）自然環境及び人為的環境の特性の把握 …… 200
（３）景観特性及び法的規制の把握 …… 201
（４）適期かつ適切な作業 …… 202
（５）円滑かつ適切な作業 …… 204
（６）安全性の確保 …… 204
２.「施工・管理」の手順 …… 209
（１）第一段階（施工段階） …… 210
（２）第二段階（モニタリング段階） …… 210
（３）第三段階（評価段階） …… 210
３.「施工・管理」の実施 …… 212
３－１.「日常管理」の実施 …… 212
（１）清掃・除草 …… 212
（２）灌水 …… 213
（３）植栽基盤整備 …… 214
（４）作業記録簿の作成 …… 217
３－２.「生育・景観改善」の実施 …… 219
（１）灌水 …… 219
（２）剪定 …… 220
（３）病虫害防除 …… 223
（４）植栽基盤整備 …… 226
（５）保護材等の整備 …… 229
（６）周辺環境の整備 …… 232
３－３.「治療・回復」の実施 …… 236
（１）剪定 …… 236
（２）病虫害防除 …… 238
（３）植栽基盤整備 …… 239
（４）空洞・腐朽部の処置 …… 240
（５）樹勢回復 …… 244
（６）後継樹の育成 …… 246
３－４．実施報告書の作成 …… 249
３－５．検証調査の実施 …… 251
（１）検証調査の内容 …… 251
（２）検証調査結果の評価 …… 251

第５章　景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

■１.「施工・管理」の考え方

1-1.　「施工・管理」の考え方

「施工・管理」は、景観重要樹木の現状を認識した上で、良好な樹木生育及び景観を将来にわたって持続的に保全していくために必要とされる対策を実施するものである。第 4 章で作成した各計画書等に基づき、的確かつ効率的に実施することが重要である。

なお、「施工・管理」は、保全対策としての作業を実施した段階で終了するものではなく、実施した後にはモニタリングを行い、対策の効果を評価・検証するものである。さらに、検証結果に応じて必要な場合には保全計画にフィードバックして計画の見直しを図ることで、より適切な保全対策の方向性を修正することが可能となり、保全対策を補完することができる。

具体的な「施工・管理」の内容は、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」からなる各保全対策の施工段階、保全対策の効果を見極めるモニタリング段階（簡易点検、検証調査）、モニタリングの結果を検証し評価する評価段階で構成される。

評価の結果、特に問題が見られず、治療・回復の効果が認められた場合は、引き続き「日常管理」作業を行い、軽微な問題が見られた場合は、再度「外観診断」を実施し、治療・回復の効果が見られない場合には、再度保全計画の見直しを図り、保全対策を実施することとなる。

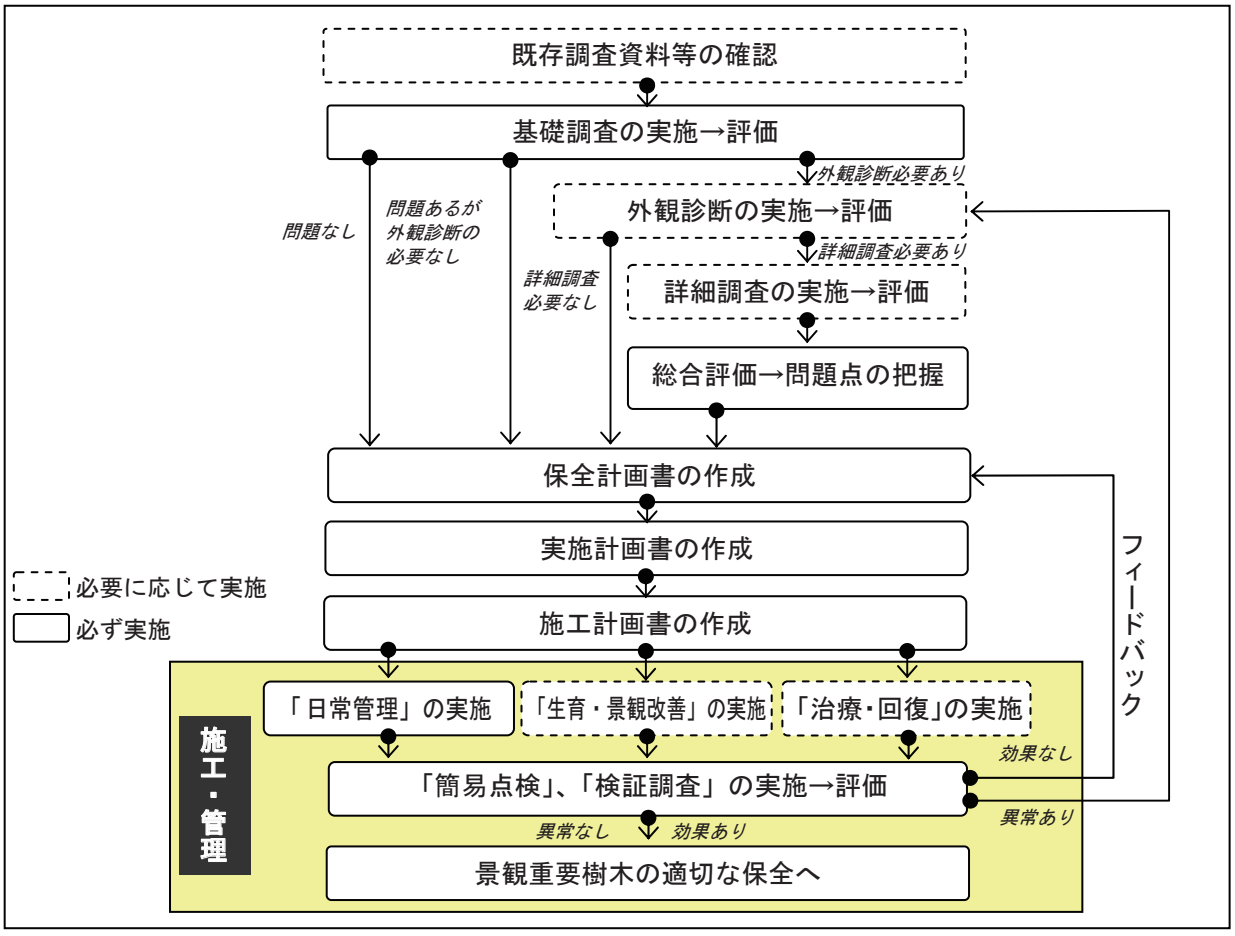

図 5-1　樹木保全における「施工・管理」の位置づけ

1-2. 「施工・管理」における留意事項

(1)「施工・管理」の留意事項

「施工・管理」の実施にあたっては、①自然環境及び人為的環境の特性の把握、②景観特性及び法的規制の把握、③適期かつ適切な作業、④円滑かつ適切な作業、⑤安全性の確保に留意して実施しなければならない（表 5-1）。

表 5-1　施工・管理の基本的な留意事項

留意点	内容
①自然環境及び人為的環境の特性の把握	■樹木が位置する周辺の気象、地形、地質、土壌、植生等の自然環境や人為的環境の特性を十分に把握しておく。
②景観特性及び法的規制の把握	■景観重要樹木としての景観特性及び景観法に関連する法的規制等を十分に把握しておく。
③適期かつ適切な作業	■樹木の萌芽、伸長、開花、結実等の生理・生態的知識を活用しながら、適期に適切な作業を迅速に行う。
④円滑かつ適切な作業	■保全計画書及び施工計画書を踏まえ、保全目標像を十分に確認するとともに、基本方針および作業水準に基づいて円滑かつ適切な作業を行う。
⑤安全性の確保	■保全対策の実施者および参加者、樹木周辺を利用する住民等の安全を確保する。

(2) 自然環境及び人為的環境の特性の把握

「施工・管理」を実施する際には、景観重要樹木が立地している場所の状況に応じて、周辺環境へ配慮する内容や作業性等が異なるため、立地環境について十分に把握しておくことが重要である。例えば、豪雪地帯では降雪時期の作業は困難となることや、周辺に希少動植物等が生息している場合には影響がないように配慮する必要がある。また、都市部に植栽されている場合には、人間活動により作業時間帯が限られることや、樹木周辺を利用する住民等への安全性の確保に留意する必要がある。

景観重要樹木の環境条件

▲自然環境（希少動植物の生息）

▲人為的環境

（3）景観特性及び法的規制の把握

景観重要樹木は、景観的な特性が優れていることが重要であるため、それを保全しなければならない。そのため、「施工・管理」作業については景観法に基づく内容であることを遵守しなければならない。また、景観的な特性を確保するためには、樹木の外観を形作る剪定作業については十分に経験を有した剪定士が行うことや、周辺環境との調和や樹木との一体化を図る必要がある保護材等の設置については材料や設置方法等を景観に配慮して慎重に決定することが重要である。

景観特性の確保

▲イチョウの剪定（左：良好な樹形を維持している例、右：樹形が不良となった例）

▲支柱（樹木との一体化）

▲支柱（樹木との不調和）

（4）適期かつ適切な作業

樹木は、1 年を通して季節毎に異なる生活形態をもっているため、「施工・管理」にあたっては樹木の生活サイクルを考慮した上で、各作業項目の適切な実施時期や実施回数を考慮して実施する必要がある。樹木の生活サイクルを表 5-2 に示す。

表 5-2　樹木の生活サイクル（例）

	春期			夏期			秋期			冬期		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生育変化	→	萌芽・展葉	新梢伸長	→	成葉	→	再伸長	充実肥大	→	落葉	休眠	→	水上げ
養分変化	→	消費成長期		→		蓄積成長期			→		貯蔵・休眠期	→

「清掃・除草」では、「清掃」は月 1 回というように定期的に実施し、同時に簡単な樹木の点検を実施すれば、樹木の問題点等を早期に発見できるので効果的である。「除草」は立地環境にもよるが、4～10 月にかけて複数回実施しないと、すぐに雑草が繁茂してしまうので注意が必要である。

「灌水」は、立地条件にもよるが、7～9 月の夏期に、降雨が少なく乾燥が続く場合などに実施する。

「剪定」は、その目的により基本剪定（整枝剪定）と特殊な剪定（整姿剪定）に分けられるが、基本剪定の場合は樹木の成長の休止している休眠期の 12～2 月頃に実施し、特殊な剪定の場合は本年枝の出揃った 6～8 月に実施する場合が多い。

「病虫害防除」の例として、「薬剤散布」は病虫害の発生する 5～9 月にかけて実施する。「マツ材線虫病の防除」の場合は、防除法により時期が大きく異なるが、薬剤散布の場合は 6 月中旬～8 月中旬、樹幹注入の場合は 11 月中旬～3 月頃に実施する。

「植栽基盤整備」は、簡易なものから大規模なものまで様々な作業があるが、基本的にはあまり根を露出したり、傷める可能性の少ない場合はいつ実施してもよい。逆に、根の大部分を露出したり、傷める可能性が高い場合は、やはり休眠期の 12～2 月頃に実施するのが樹木への影響が少なくてすむ。

「保護材等の設置・整備」は、基本的にはいつ実施してもよいが、「支柱」は台風シーズン（9～10 月）前に、「避雷針」は雷シーズン（7～8 月）前には設置が完了していることが望ましく、緊急性や樹木の状態に応じて判断する必要がある。風対策や雪対策等の「気象害対策」は、秋口の 11～12 月頃に設置し、4 月頃に取り外すのが一般的（風対策については台風前にも実施）である。

「周辺環境の整備」は、年間を通して実施できる。

「空洞部・腐朽部の処置」は、樹木に一時的に大きなダメージや負荷を与える恐れもあることから、樹木の休眠期で、かつ晴天の多く続く 12～2 月頃に実施するのが望ましい。

「樹勢回復」では、「不定根育成による樹勢回復」の場合は、樹木の休眠期の 12～2 月頃に実施しておくのが望ましく、「若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復」の場合は、4～7 月が作業適期となる。

「後継樹の育成」は、その手法と樹種によってそれぞれ適期があるため、樹種特性等を考慮した上で実施する必要がある。例えば「挿し木」の場合は、6 月中旬～7 月上旬に行う「梅雨挿し（新梢挿し）」、新芽の出る直前の 2 月下旬～3 月上旬に行う「春挿し（古枝挿し）」、10 月頃に行う「秋挿し」等がある。「接ぎ木」の場合は、2 月中旬～3 月中旬に行う「切り接ぎ」、3 月上旬～3 月中旬または 8 月中旬に行う「腹接ぎ」等がある。「取り木」は、3～7 月、特に 4～5 月に行うのが最も効果的である。各作業項目毎の実施時期と作業回数等について、表 5-3 に示す。

表 5-3　作業項目毎の実施時期及び作業回数（例）

	保全対策の作業項目		実施時期（月）												備考	年間作業回数
	大項目	小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
日常管理作業	清掃		●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	1回/月
	除草		●――	――	――	――	――	――	――	――						3～4回/年
	灌水	人力灌水			●――	――	――	――	――						適宜	適宜
	植栽基盤整備	土壌改良（簡易）		●――	――	――	――	――			●――	――	――	――●		1回/年
		マルチング	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	1回/2年
		根元空間の活用	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
生育・景観改善作業	灌水	自動灌水			●――	――	――	――	――						―	―
	剪定	整枝剪定（一般的）									●――	――	――	――●	休眠期	1～2回/年
		刈込み剪定		●――	――	――		●――	――							1～2回/年
		枯枝の処理	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
	病虫害防除	薬剤散布		●――	――	――	――	――	――			●――	――	――●		適宜
		捕殺		●――	――	――	――	――	――	――						適宜
		コモ巻き							●――	――	――		●――	――●		1回/年
		罹病部等の切除		●――	――	――	――	――	――							1回/年
	植栽基盤整備	土壌改良（部分的）									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
		排水工									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
		植栽基盤の拡張	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
	保護材等の整備 樹体保護	支柱	●……	……	……	……	●――	――	……	……	……	……	……	……●	特に台風前等	1回/年
		ケーブリング	●……	……	……	……	●――	――	……	……	……	……	……	……●	特に台風前等	1回/年
	保護材等の整備 土壌踏圧防止対策	踏圧防止板	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
		保護柵	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
		デッキ・木道	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
	保護材等の整備 気象害対策	雷対策（避雷針）	●……	……	●――	――	……	……	……	……	……	……	……	……●	特に雷雨前等	1回/年
		風対策（防風ネット・寒冷紗）	●――	――	……	……	●――	――	……	●――	――	――	……	……	適宜	1回/年
		雪対策（雪吊り、雪囲い）	●――	――	……	……	……	……	……	●――	――	――	……	……	冬期前	1回/年
	周辺環境の整備	被圧木等の処置	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
		近接物の処置	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
		解説板等の設置・整備	●……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……	……●	適宜	適宜
治療・回復作業	剪定	整姿剪定（特殊）			●――	――	――	――							夏期剪定	1～2回/年
		ロープワークによる剪定	●――	――	●――	――	――	――			●――	――	――	――●	冬季剪定+夏期剪定	1～2回/年
	病虫害防除（予防）	マツ材線虫病の予防（薬剤散布）			●――	――	――									1回/年
		マツ材線虫病の予防（樹幹注入）								●――	――	――	――	――●		1回/年
	植栽基盤整備	土壌改良（大規模）									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
	空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
		根系の外科的処置									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
	樹勢回復処置	不定根育成による樹勢回復									●――	――	――	――●	休眠期	1回/年
		若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復	●――	――	――	――	――									1回/年
	後継樹の育成	挿し木			●――	――			●――				●――	――●		1回/年
		接ぎ木					●――						●――	――●		1回/年
		取り木	●――	――	――	――	――							――●		1回/年

●―― 作業適期
●…… 適宜（いつでも実施可）

（5）円滑かつ適切な作業

保全対策において最大限の効果を得るためには、計画に従った作業工程を速やかに実施することが重要である。特に、緊急の対策として実施される枝折れの危険性に対する剪定や、食葉性害虫に対する薬剤散布、保護材の補修等については、被害が発見された直後に速やかに行うことが求められる。

円滑な作業の必要性

▲枝折れに対する剪定

▲食葉害虫による被害（対策の遅滞）

（6）安全性の確保

保全対策の作業環境としては、屋外作業、高所作業、掘削・地山作業（不安定な地形）、重量物を取り扱う作業、刃物を取り扱う作業、車両・機械を取り扱う作業等があり、作業者は災害の起きる可能性の高い環境で作業を実施することとなる。また、病虫害防除として農薬を使用することもある。さらに、樹木が人々の生活環境にある場合には、見学者や周辺の利用者に危険が及ぶことも想定される。

そのため、作業実施者の個人個人が作業レベルに応じた施工・管理における危険性を十分に認識しておくとともに、関連する法規制について十分に理解しておく必要がある。

▲簡易な立ち入り防止対策

①ハインリッヒの法則

災害防止のためには、事故を防止することと、人的・物的な不安全要因を排除することが重要である。参考までに、ハインリッヒの法則について解説する。法則名はこの法則を導き出したハーバート・ウィリアム・ハインリッヒに由来し、彼は、同一人物が起こした同一種類の労働災害 5,000 件あまりを統計学的に調べ、計算し、図 5-2 のような法則を導いた。「災害」について現れた数値は「1:29:300」であった。

その内訳として、「重傷」以上の災害が 1 件あったら、その背後には、29 件の「軽傷」を伴う災害が

起こり、300 件もの「ヒヤリ・ハット（ひやりとした、はっとした)」した（危うく大惨事になる）傷害のない災害が起きていたことを示している。

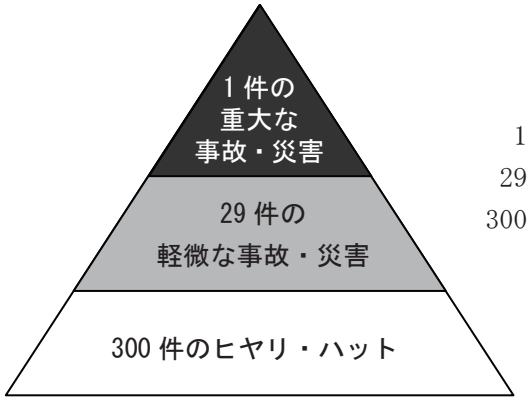

1 件　…　「重傷」以上の災害
29 件　…　「軽傷」を伴う災害
300 件　…　「ヒヤリ・ハット」した（危うく大惨事になる）傷害のない災害

図 5-2　ハインリッヒの法則

さらにハインリッヒは、災害発生要因として幾千件もの「不安全行動」と「不安全状態」が存在しており、そのうち予防可能であるものは「労働災害全体の 98%を占める」こと、「不安全行動は不安全状態の約 9 倍の頻度で出現している」ことを約 75,000 例の分析で明らかにしている（図 5-3)。ハインリッヒによると、「災害」は「事故と事故を起こさせ得る可能性のある予想外で抑制されない事象」とされており、上記の法則を整理すると、災害を防げば傷害をなくすことができるのはもちろん、不安全状態と不安全行動をなくせば、災害も傷害もなくすことができるとしている。

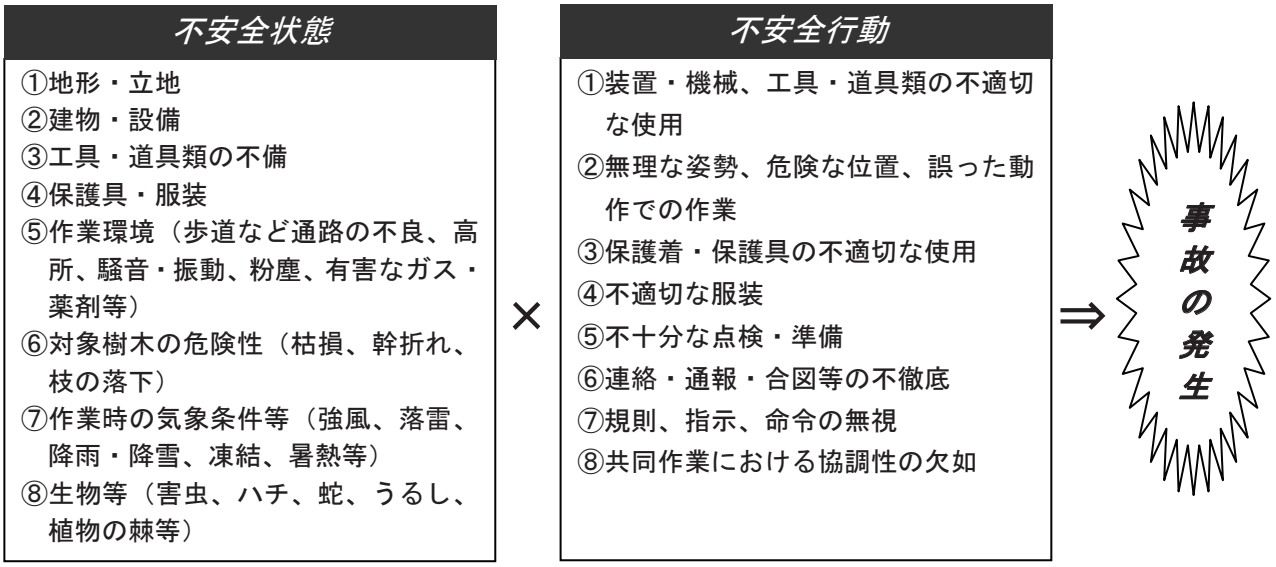

図 5-3　事故発生のメカニズム

特に、不安全行動は、作業知識の不足、技能の未熟、不適切な人員配置、安全に対する認識不足、作業効率最優先、作業者の自信過剰、周囲の影響（職場の雰囲気、無秩序、無規律)、個人的欠陥（性格、注意散漫、錯覚）等により発生しやすい。

そのため、災害防止のための取り組みとして、事前に「ひやり」としたり「はっと」した経験をお互いに紹介したり、最も多い災害事例等を事前に共有しておくが重要である。同時に、作業場所を事前に下見し、危険箇所や危険な動植物の有無を確認しておくことや、使用する道具や機器及び保護具等を点検しておく必要があるとともに、作業場所には緊急時にすぐに利用できる緊急医療品を携帯することも重要である。災害防止の主な取り組み方法を図 5-4 に示す。

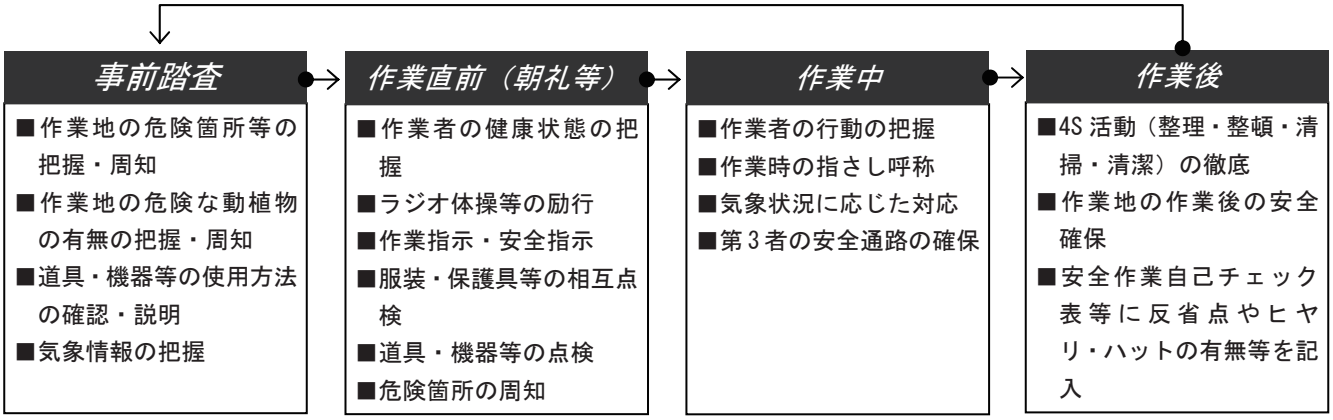

図 5-4　災害防止のための取り組み方法

②労働安全衛生法にかかる剪定作業の就業制限

参考までに「労働安全衛生法にかかる剪定作業の就業制限」を表 5-4 に示す。基本的には、労働安全衛生規則より、剪定作業に関連する事項に特化して整理したものであるが、剪定作業のみに限らず、樹木を保全するために実施する様々な作業に応用可能な内容であるため、これを各作業に改変して利用することが望ましい。

表 5-4　労働安全衛生法にかかる剪定作業の就業制限

項目		内容
服装		■安全はまずは服装からといわれるように、樹木の枝、工作物、建設機械、工具等、あるいはそれらの作動部品、レバー等に引っかからぬように服装をきちんとする必要がある。
保護具	*保護帽（ヘルメット）*	■剪定作業は墜落、転落、転倒等の恐れがあり、保護帽は必ず着用する必要がある。
	安全帯（命綱）	■墜落、転落による災害は建設業をはじめ全産業で数多く発生しており、特に造園工事の場合は、剪定作業中に発生しやすい。高さ 2m 以上で墜落、転落の危険のある作業は必ず命綱の着用を義務づける。
送電線等への対処		■電線付近の作業となる場合は、感電災害を防止するための安全指示が不可欠である。
動力伝導工具災害の防止		■ハンドドリルやチェンソー等の動力伝導工具は、作業者が直接手に持って扱うため、その取り扱いを誤ると作業者本人ばかりでなく、一緒に作業する人間にも災害を及ぼす恐れがある。そのため、動力伝導工具の管理と取り扱いには十分注意する必要がある。
脚立、梯子作業		■脚立は脚と水平面との角度が 75° 以下で開き、開き止め金具あるいはロープを装着する。梯子も同様に水平面との角度が 75° 以下で、上部仮止め部分から頂部までの長さを 60cm 以上とする。 ■両者とも使用時は必ず片足掛けとし、切除した枝は矢のように落下する恐れがあるため、下部には十分注意する。同時に、のこぎりやハサミ等の道具を高所から落下させないように注意する必要がある。
路上作業等の注意点		■作業地が通行人や第三者の多い路上の場合は、バリケード等の人止め柵を設けて立ち入りを防ぎ、必要に応じて警備員を配置し、掛け声で注意を促すなど、十分な安全策を講ずる必要がある。また切り枝は速やかに片付け、通行の妨害にならないように心がける。

「造園技術 伝統の技－具体的手法とその心－、吉村金男著」より抜粋：一部改変

③農薬の取扱い

病虫害対策（散布以外の傷口塗布剤や樹幹注入剤等も含む）として農薬を使用する際には、その定義【(農作物（樹木及び農林産物を含む）の病虫害防除や成長調節の作用を期待して使用する薬剤等（同目的に用いる天敵を含む))】、登録制度（特定農薬を除き、毒性試験データ等に基づいた審査を受け登録しなければ製造・販売・使用ができない)、使用方法（適用作物や適用病害虫、希釈倍数や使用回数など使用方法を守る義務があること）を遵守する義務等が定められた農薬取締法（昭和 23 年、法律第 82 号）を熟知しておかなければならない。また、農薬使用場面での留意事項等を規定した「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年、農林水産省・環境省令第 5 号)、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）についても理解して使用しなければならない。

農薬を使用するにあたっての留意事項を表 5-5 に示す。

表 5-5　農薬を使用する際の留意事項

項目	内容
適切な農薬の選定	■必ず農薬登録がなされた農薬を利用する。 ■人畜や環境への負荷を低減する観点から、生物農薬※やフェロモン剤※に適用があるかどうかを確認し、適用がある場合は優先的に利用することを検討する。 ■対象とする病害虫以外の天敵等の生物に可能な限り影響を与えないような選択性の高い農薬を選ぶ。 ■粒剤等の可能な限り飛散の少ない剤型の農薬を利用する。 ■当該防除対象の樹木や病害虫に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（総使用回数、使用量、使用濃度、使用時期等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。 ■農薬を混用する、いわゆる現地混用については表示されている注意事項等に十分留意する。 ※生物農薬：病害虫等の防除目的のために特別に製剤化された天敵生物等を人為的に使用することにより、生物的防除を行うもの。 ※フェロモン剤：合成した昆虫の性フェロモンを気中に拡散させることにより害虫の行動を攪乱（交尾行動の阻害等）したり、あるいはフェロモントラップで大量に雄成虫を誘殺することにより、結果的に次世代の幼虫の発生を抑制することを目的とする薬剤。
散布前に散布地域周辺への周知	■事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬について十分な周知（町内会の回覧物や個別住居へのチラシの配布等）に努める。
作業時の留意事項	■使用するノズルは､飛散を低減できるドリフト低減ノズルの使用を検討する。 ■飛散が少ない、無風または微風の気象条件で散布する。 ■散布時は、ロープ等を張り、立入り制限したり、必要に応じて見張りを立てること等により､散布区域内に農薬使用者以外の者が入らないよう配慮する。 ■農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装置を着用し、かつ、農薬の取扱いを慎重に行う。
散布後の措置	■散布区域内に一定期間、住民等が立ち入らないよう、立看板等の表示、ロープ張り等の措置を行う。 ■使用後に住民等が薬剤そのものに触れることのないように留意する。
農薬使用履歴の記録	■農薬を使用した年月日、場所、対象樹木、農薬の種類、使用量等について記録し、一定期間（3 年程度）保管する。

「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル、環境省水・大気環境局」より抜粋

④スズメバチの留意事項

「施工・管理」は屋外の自然の中での作業が基本となるため、スズメバチについての基本的な留意事項を表 5-6 に示す。特に、樹木の空洞部や腐朽部にはスズメバチが営巣していることもあるので注意が必要である。スズメバチ類は強烈な毒を持つものが多く、他者への攻撃性も高い非常に危険なハチである。他のハチと同様に、毒針、毒嚢、毒腺は生殖器が変化したもので、刺すのは雌だけである。女王蜂は毒針こそ持つものの攻撃性は低く、刺すことはほとんどない。

スズメバチ

▲空洞部への営巣

▲キイロスズメバチ

表 5-6　スズメバチの留意事項

項目	内容
危険が大きい時期	■巣作りは 5 月頃からはじまる。 ■ハチに刺される事故は 8～9 月に集中。 ■その他の時期でも油断は大敵。
アレルギー反応	■**ハチ毒アレルギー**:ハチに刺された時にハチ毒が体内に入って起こるアレルギー反応のことで、ときにアナフィラキシーを起こすことがある。 ■**アナフィラキシーショック**：ハチ毒や食物、薬物等が原因で起こる、急性アレルギー反応のひとつ。アナフィラキシーは、じんましんや紅潮（皮膚が赤くなること）等の皮膚症状や、ときに呼吸困難、めまい、意識障害等の症状を伴うことがあり、血圧低下等の血液循環の異常が急激にあらわれるとショック症状を引き起こし、生命をおびやかすような危険な状態に陥ってしまうことがある。
万一のための心がけ	■長袖、長ズボンを着用する。 ■白や黄色の服装や帽子を着用する。 ■殺虫スプレーを携帯する。 ■香水をつけない。 ■自分がハチ毒アレルギー体質かどうかを把握しておく。 ■アルコール飲料や各種清涼飲料水は、飲まないときはクーラーボックスにしまう、缶入り飲料を避けるなど、スズメバチを寄せつけないよう注意を払う。 ■飲料の空き缶やゴミは必ず持ち帰る。
刺された場合の応急処置	■吸引器（商品名：インセクトポイズンリムーバー等）を用いる方法で毒液を内から外に出す。ただし、この際、口で毒液を吸い出してはならない。 ■自己注射器（医師の処方で購入・携帯が可能）を打つ。 ■患部の冷却と毒液を流出させるために、傷口を流水ですすぐ。

■２．「施工・管理」の手順

「施工・管理」の実施は、図 5-5 に示す手順に基づき段階的に実施する。

「施工・管理」の実施では、まず「第 4 章　保全計画の立案」により作成された各計画書等の内容を確認し、保全計画に関わる関係者間で情報を共有しておくことが重要である。作成された計画書等のそれぞれの確認は当然であるが、特に「施工体制表」、「作業工程表」の 2 つは、保全対策として実施する内容や実施体制及び実施スケジュールの全ての概要が記されているものであるため、「施工・管理」の実施にあたっての基本となるものである。そのため、「施工・管理」を実施する前に内容を確認し、樹木の抱える問題点と、それらを改善するための方法について、関係者間（景観行政団体、住民、事業者、専門家）で共通認識を図る必要がある。

上記の確認が完了した後、「施工・管理」を実施する。「施工・管理」は、①「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」を実施する第一段階（施工段階）、②実施後の各保全対策の効果を検証する検証調査（生育・景観改善、治療・回復）を行う第二段階（モニタリング段階）、③検証調査の結果を評価し、必要により保全対策の方向性を修正する第三段階（評価段階）に分かれる。

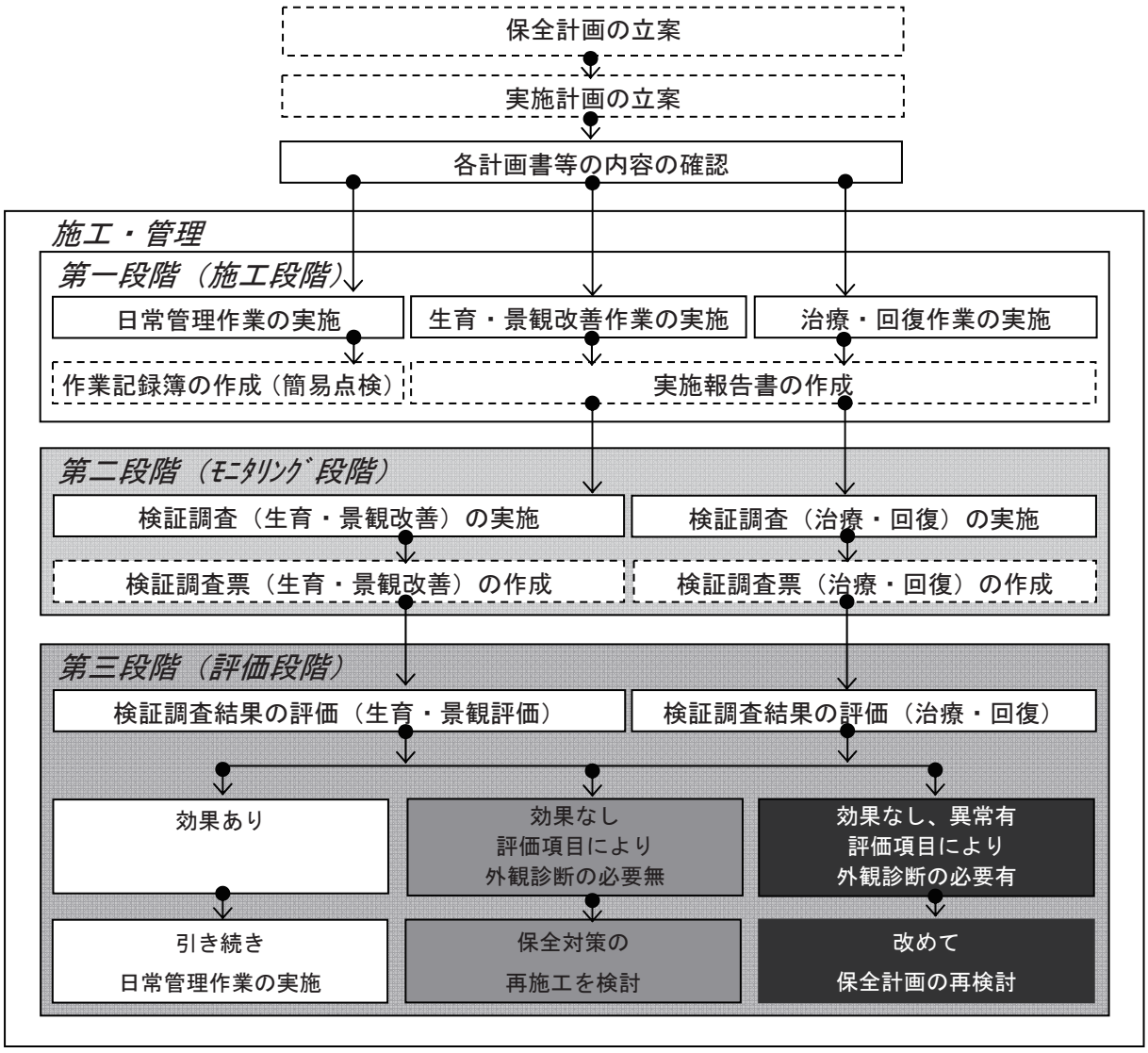

図 5-5　「施工・管理」の手順

(1) 第一段階（施工段階）

「施工・管理」の実施においては、第 4 章の『保全計画の立案編』で作成した「保全計画書」、「実施計画書」、「施工体制表」、「作業工程表」の内容を確認した上で、作業等における留意点に配慮しながら、適切かつ効率的に作業を実施する。ただし、作業工程等を厳守するあまり、無理な作業スケジュールを遂行したり、作業人員として専門技術を有しない人材で代用するなどの対応を取ることは行わないようにする。このような場合には、現場における施工途中でも必要に応じて施工計画書の内容を見直すことも重要である。

また、作業を実施した後には、作業の難易度や作業項目に応じて作業の内容を記録する「作業記録簿」あるいは「実施報告書」を作成する必要がある。なお、「日常管理」においては、簡易点検としての目視による樹木の生育状態を調べて「作業記録簿」に記録することで、新たな生育上の問題点の早期発見及び危険防止に努めることが重要である。

(2) 第二段階（モニタリング段階）

検証調査の実施においては、第一段階で実施した保全対策の効果を検証するための調査・診断を行う。保全対策を実施する前段階で行った既存の「調査・診断」結果とその評価結果を基にして、「生育・景観改善」と「治療・回復」を実施することが必要となった不良原因に関する項目について、再度、「生育・景観調査」や「外観診断」等を行うことで、現時点での評価と比較することが可能となる。調査結果は、「検証調査票」にとりまとめる。

保全対策の効果を検証することで、「保全対策だけを実施して完了」という状況を防ぐことができる。

(3) 第三段階（評価段階）

検証調査結果の評価においては、第二段階で作成した検証調査票を基にして、第 3 章の『調査・診断編』の「生育・景観調査」、「外観診断」での評価を準用する。

この結果に基づき、保全対策の効果が認められた場合は、「生育・景観改善」や「治療・回復」が完了したものとして、引き続き日常管理を継続する。逆に、効果が認められなかった場合は、その原因を把握した上で、的確でより効果的な方法に変更するなど保全計画の立案に戻り、再度、対策の実施を検討する。

また、新たな異常等が認められた場合には、第 3 章の『調査・診断編』に従って、必要となる調査や保全対策を検討する。

「施工・管理」の実施の項目を表 5-7 に示す。

各作業項目の実施者は、それぞれの作業の難易度に応じて第 4 章の『保全計画の立案編』の施工体制表等において決定されているが、特に示されていないものについては以下を参照とする。

①「作業記録簿の作成」は、作業を実施した作業者あるいは作業の代表者が記入する。
②「実施報告書の作成」は、作業前及び作業後の状況を詳細にとりまとめるものであるため、作業実施者が、実施後すぐに作成する。
③「検証調査」の実施、「検証調査票」の記入、「検証調査結果の評価」は、樹木の状態を細かく調べて判断し、それを評価する知識・技術が必要であるため、基本的には樹木診断の経験が豊富で、樹木の状態を正確に判定できる優れた専門家が実施することが望ましい。なお、治療等の作業実施後の効果を確認するものであるため、作業実施者が立ち会って行う必要がある。

表 5-7　「施工・管理」の項目

項目	内容
1）日常管理の実施	■「日常管理」は、清掃や人力でできる簡単な土壌改良や定期的な樹木の観察等のような、比較的作業水準の簡易なもので構成され、樹木の健全な状態を維持するために実施するもの。
2）作業記録簿の作成（簡易点検）	■日常管理及び生育・景観改善の実施状況を簡易な記録簿として取りまとめるもの。併せて、簡易点検を行いその結果も記入する。
3）生育・景観改善の実施	■「生育・景観改善」は、剪定や病虫害の防除等、通常の樹木管理や街路樹の管理で一般的に行われている管理作業で構成され、樹木の軽微な問題点を改善するために実施するもの。
4）実施報告書の作成	■生育・景観改善の作業実施状況を詳細な実施報告書として取りまとめるもの。作業の規模等を考慮し、必要に応じて作成する。
5）治療・回復の実施	■「治療・回復」は、植栽基盤の土壌を全面的に改良したり、樹木の腐朽部に外科的な処置をするなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業で構成され、樹木の深刻な問題を改善するために行うもの。
6）実施報告書の作成	■治療・回復の実施状況を詳細な実施報告書としてとりまとめるもの。作業の規模等を考慮し、必要に応じて作成する。
7）検証調査の実施	■樹木に実施した保全対策の効果を確認するために行うもの。
8）検証調査票の作成	■現在の樹木生育状況について保全対策実施前と比較するために作成するもの。
9）検証調査結果の評価	■保全対策の実施効果を評価するために行うもの。

■３．「施工・管理」の実施

3-1. 「日常管理」の実施

「日常管理」は、生育及び景観面において特に問題のない樹木に対して行うものである。ただし、清掃・除草や点検についてはすべての樹木が対象となる。

清掃・除草や人力でできる簡単な土壌改良、定期的な樹木の観察等のような、比較的作業が簡易なもので構成され、樹木の健全な状態を維持するために実施するものである。そのため、作業にあたっては、景観行政団体、住民、事業者等が積極的に実施することが望ましい。

日常管理の主な項目を表 5-8 に示す。

表 5-8　「日常管理」の項目

大項目	小項目	細項目
清掃・除草	―	―
灌水	人力散布	散水ホースによる散布
植栽基盤整備	土壌改良（簡易）	施肥、表層耕うん、縦孔の簡易改良
	マルチング	木質チップ・バーク等の敷き均し
	根元空間の活用	草花・地被植物の植栽
簡易点検	―	―

（1）清掃・除草

清掃・除草は、樹木の生育を良好に保つための環境や現地の美観を保持するために行うものであり、樹木の周囲を見回り、ゴミを撤去したり、人力あるいは簡易な道具により除草を行うものである。

清掃・除草の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-9 に示す。

①清掃

清掃は、樹木の周辺の落枝・落葉やゴミ等を取り除き、美観を保持するために行うものである。一度ゴミが捨てられると続けて捨てられることが多く、ゴミ捨て場のようになる恐れがあるため、定期的に実施することが望ましい。ただし、落葉は土に還元され、良質な土壌の維持に効果的であるため、必要に応じて保護柵内に堆積させたり、場所を決めて堆肥化するなど、集積・処分以外の利用方法を検討することが重要である。また、落枝・落葉を取り除き、地表面を剥き出しにすると、根元周囲に人が頻繁に入り込んで土壌が踏み固められ、土の物理性が悪化して樹木の細根の発達を妨げ、樹木を衰弱させる恐れもあるため、他のマルチング作業等と併せて、有効な利用方法を検討する必要がある。

②除草

除草は、清掃時に発生している雑草を、鎌や除草ホーク等の小道具、肩掛け式の草刈り機等を利用して取り除くものである。わが国は温暖湿潤気候のため、草本植物の種類が豊富で、これらは冬期を除き発芽・消長を繰り返し、繁茂する。そのため、雑草が樹木へ生育上の悪影響や景観阻害となる前に、必要に応じて処置しなければならない。

除草の基本は、草がまだ小さいうちに人力により除草ホーク等で根から抜き取ることである。雑草の発生を未然に抑える方法としては、バーク、木質チップ、ワラ、モミガラ等で地表面を覆う（マルチン

グ）方法がある。作業時は軍手を着用し、かぶれないように注意する。

表 5-9　清掃・除草の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
清掃	①樹木周辺の落葉・落枝やゴミ等を取り除く。	■根元周辺が清掃によって裸地化していることは、土壌の乾燥に繋がることで樹木にとって好ましくない場合もあるため、周辺環境に併せて適度な落葉等を残しておくことも検討する。 ■収集した落葉・落枝は、根元周辺にマルチングとして利用することや、堆肥化するなど、リサイクルすることが望ましい。	■適宜 □月 1 回程度
除草	①発生している雑草を引き抜いて取り除く。 ②草丈の高い雑草が密に発生している場合には、鎌や肩掛け式の草刈り機等を使用して刈り取る。	■雑草には多くの種類があり、特性がそれぞれ異なることから、発生している雑草の特性をよく理解した上で適切に対処する必要がある。 ■除草は、発芽後の早い時期の抜き取りや雑草の種子が落ちる前の刈り取りが効果的である。 ■樹木の見学者等にも配慮して除草剤はできる限り使用しない。	■4～10 月 □3～4 回/年

清掃・除草のイメージ

▲清掃

▲除草

（2）灌水

「日常管理」における灌水は、人力のみで灌水を行うもので（手散布）、近くに水栓がある場合にホースをつないで行う方法があり、設備費もかからず小規模な場所には適している。

水は樹木の生命活動の基本であり、樹木の良好な生育のためには欠かすことができないものである。わが国では平均して年間 1,500～2,000㎜ の降雨があり、水に恵まれた環境ではあるが、季節的には太平洋側では梅雨と台風の時期に、日本海側では梅雨と冬季に集中することが多く、真夏には厳しい乾燥に見舞われることも少なくない。そのため、雨水の確保が困難な場所や乾燥期においては、人為的な灌水を行う必要がある。

灌水の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-10 に示す。

表 5-10　灌水の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
灌水（手散布）	水栓が近くにある場合に、ホースをつないで手動で灌水を行う。	■降水量や樹木の生育状況、土壌の乾燥状況に応じて適宜灌水を行う。 ■夏期は、灌水して樹木に付着した水分が熱せられることにより悪影響を及ぼさないよう、日中を避けて朝夕に行う。 ■灌水を行う際には、土壌を侵食させたり、低地に停滞水ができないように配慮する。	■7～9 月の特に乾燥の続く夏期等 □土壌の乾燥状態に応じて適宜

灌水のイメージ

▲手散布（ホースによる）

（3）植栽基盤整備

「日常管理」における植栽基盤整備は、樹木の良好な生育を維持するために定期的に行うものである。ここでの植栽基盤整備としては、作業を簡易に行うことのできる内容の①「土壌改良」、②「マルチング」、③「根元空間の活用」の 3 項目がある。

「日常管理」における植栽基盤整備の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-11 に示す。

①土壌改良

「日常管理」における土壌改良は、人力による表層耕耘や、ダブルスコップ等で掘削した縦穴へ割竹を挿入する方法等により、土壌の物理性、化学性を改善する方法である。

②マルチング

マルチングは、根の周りにバーク、木質チップ、ワラ、コモ、モミガラ等を敷き詰めて、土の表層からの水分の蒸発を防ぎ、根を乾燥から保護するとともに、雑草の発生を抑制するために行うものである。マルチング材料としては、樹皮、剪定枝等の植物材料をリサイクルしたものがあるが、有機物資材は時間の経過とともに分解するため、定期的な補充が必要となる。

③根元空間の活用

根元空間の活用は、景観向上や根元周辺の踏圧防止、表層の土壌改良（施肥、灌水）のために行うものである。根元周辺に草花やリュウノヒゲ等の地被植物を植栽する。ただし、植栽にあたっては樹木への悪影響がないよう留意する。

表 5-11　植栽基盤整備の作業内容と留意点

項目		作業方法	留意点	実施時期・回数
土壌改良	*施肥*	①樹木の成長に必要な年間養分を補うために行う「元肥」、生育状態が不良な場合や開花、結実後の樹勢回復のために行う「追肥」がある。 ②肥料は、無機質と有機質材料、速効性と緩効性、遅効性のものがある。 ③樹冠の外周部の地面に対して輪状の溝を掘って施す輪肥（わごえ）、溝を放射状に掘って施す車肥（くるまごえ）、穴を掘って施す壺肥（つぼごえ）がある。 ④肥料を施す深さは 20cm 程度で、肥料の上に覆土をする。	■多量の肥料を一度に施すと、土壌溶液中の濃度が高まり、浸透圧の関係で細胞液が流出し、生育に悪影響を及ぼす場合もあるため、樹木の生育時期や大きさ等に応じて適量を施す必要がある。 ■省力化を図るため、固形肥料を地中に打ち込むタイプのものもある。	■元肥 12～2 月前後 ■追肥 5～9 月前後 □1 回/年
	表層耕うん	①表層土壌の 20cm 程度を、人力や耕うん機により撹拌する。	■根系を過度に傷つけないように配慮する。 ■同時に施肥を行うことでより効果がある。 ■耕耘は土壌が十分に乾燥した状態で行うことが望ましい。	■12～2 月 □1 回/年
	縦孔の簡易改良	①ダブルスコップにより縦穴（直径 20cm 程度）を 1m 程度掘削し、その中心に割竹（長さ 1m 程度の竹を半割りし、節を除いて組み合わせ、内部に通気性の良い炭やモミガラ等を充填したもの）を挿し、周りを完熟堆肥で埋め戻す。 ②透水性及び通気性の改善を図る場合には、縦穴に砂や通気管等を埋戻す。	■掘削した穴は、水が溜まらないか透水性を確認する。 ■深さ 1m まで掘削できない場合は、1m 以内でできる限り深くする。 ■夏の乾燥時期には、ここから灌水する。	■12～2 月 □1 回/年
マルチング		①敷きわら、木材チップ、バーク等を樹木の根元周辺に敷き均す。	■マルチングの必要性を検討した上で行うものとし、材料の選定には美観等も考慮する。 ■敷設の際、根株には覆い被さらないようにする。 ■マルチング材が分解して減容した場合、追加する必要があれば、新たに資材を敷設する。	■適宜 □1 回/2 年
根元空間の活用		①美観の向上とともに、花壇での施肥や灌水により土壌改良効果が期待できることから、根元で草花を育成する。 ②根元の土壌踏圧防止や土壌環境の改善を図るため、根元にリュウノヒゲ等の地被植物を密植する。	■樹木周辺の利用状況を確認した上で、地域の活動状況に支障のない範囲で実施する。 ■花壇の利用では、定期的な管理が必要となるため、地域住民等が活動主体となることが望ましい。	■種類に応じて適宜

植栽基盤整備のイメージ

▲施肥

▲表層耕うん

▲縦孔の簡易改良（割竹挿入法）

▲マルチング

▲根元空間の活用

（4）作業記録簿の作成

作業記録簿は、「日常管理」の実施内容を記録するものである。「日常管理」は誰でも実施することができる簡易な作業といえるが、簡易であるために実施しただけで終了させてしまう場合が多く、後からそれまでにどのような作業を行ったのか曖昧になってしまうことが多い。そのため、簡易な作業であっても、必ず作業記録簿を作成し、記録に残しておくことが重要である（次項の「作業記録簿」を活用）。

また、管理作業と同時に、簡易点検として、目視による樹木の生育状態を観察することで、生育上の問題点の早期発見及び危険防止に努めることが重要である（表 5-12）。観察結果は、「作業記録簿」に記入するものとし、新たな異常等が認められた場合には、第 3 章の「調査・診断編」に従って、必要となる調査や保全対策を検討する。

表 5-12　簡易点検の項目と内容

	点検内容	備考
生育調査	■樹木の生育状況（樹木の枝、幹、葉、根等の各部位の状態を確認） ■保護材等の状況（保護材の劣化状況及び樹木への影響を確認） ■周辺環境（被圧木、近接物、解説板等の劣化及び樹木への影響を確認）	現地にて点検を行い、その結果を作業記録簿に記入する。
景観調査	■景観阻害要素の有無（樹木の景観を阻害する要素がないかを確認） ■周辺との調和性（樹木と周辺景観との調和を確認） ■樹木自体の見映え（樹形が樹木本来の特徴を生かしているか、枝葉のバランスが景観的に崩れていないかを確認） ■保護材等の調和状況（設置されている保護材が景観的に調和しているかを確認） ■治療痕等の調和状況（治療等の痕跡が景観に悪影響がないかを確認）	
特記事項	■その他、特記事項があれば記入する。	

作 業 記 録 簿

樹木名		樹種名	
所在地			

作業日	時間	天候	実施者	作業内容	点検結果
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				
年　月　日	: :				

3-2.「生育・景観改善」の実施

「生育・景観改善」は、剪定や病虫害の防除等、公園や道路等における通常の樹木管理として一般的に行われている作業であり、樹木の軽微な問題点を改善するために実施するものである。作業の実施にあたっては、それぞれの専門家（造園業者等）により実施することが望ましい。

「生育・景観改善」の作業項目を表 5-13 に示す。

表 5-13　「生育・景観改善」の項目

大項目	小項目	細項目
灌水	散水車、自動灌水設備	ー
剪定	整枝剪定（一般的）	整枝剪定、刈り込み剪定
	枯枝の処理	枯枝・危険枝の剪定
病虫害防除	病虫害防除（一般的）	薬剤散布、捕殺、こも巻き、罹病部等の切除
植栽基盤整備	土壌改良（部分的）	部分的な土壌改良、エアーレーション、心土破砕
	排水工	開渠（側溝）排水、暗渠排水、縦孔排水
	植栽基盤の拡張	ー
保護材等の整備	樹体保護	支柱、ケーブリング
	土壌踏圧防止対策	踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道
	気象害対策	雷対策（避雷針）、風対策（防風ネット、寒冷紗）、雪対策（雪吊り、雪囲い）
周辺環境の整備	被圧木等の処置	被圧木の剪定・移植・伐採、競合根系の防除・切断
	近接物の処置	建物、構造物、舗装・縁石、石仏・祠等の移設
	解説板等の設置・整備	樹木案内板、名称表示板、解説板、注意板等の整備

（1）灌水

「生育・景観改善」における灌水は、雨水の十分な確保が困難な場所の樹木や、降雨が少なく健全な生育に支障をきたす恐れがある樹木に行うものであり、ここでの灌水としては、①「散水車」、②「自動灌水設備」の 2 項目がある。

「生育・景観改善」における灌水の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-14 に示す。

①散水車

散水車は、本来、車道の洗浄や緑地の養生、作業現場の粉塵対策等の道路の清掃・保全作業に使用されるものである。使用にあたっては、散水車を保有する業者等に樹木への散水であることを相談の上、樹木の立地環境において実施できるようなオプション等の準備を含めて依頼することとなる。散水車は一般的に大型車が多いため、樹木周辺に道路がない場合の使用は困難である。

また、小型トラックの荷台に水タンクを載せ、そこからポンプによりホースで散水する方法もあり、散水車に比べ手軽に実施することができる。

②自動灌水設備

自動灌水設備は、一般的には灌水ホース等を敷設し、電磁弁・制御盤等を接続することによって、自動で灌水を行うものである。樹木管理者が常動できない場合や灌水面積が大規模である場合等は特に有効な方法である。

表 5-14　灌水の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
散水車	①散水タンクと水ポンプを備えた散水車により、樹木に灌水する。 ②トラックの荷台に水タンクを載せ、その上に積んだ水ポンプで水を吸い上げてノズルから灌水する。	■降水量や樹木の生育状況、土壌の乾燥状況に応じて適宜灌水を行う。 ■夏期は、灌水して樹木に付着した水分が熱せられることにより悪影響を及ぼさないよう、日中を避け朝夕に行う。 ■灌水を行う際には、土壌を侵食させたり、低地に停滞水ができないように配慮する。 ■自動灌水制御器が電池式の場合には、定期的に電池切れ等を点検する。	■7～9 月の特に乾燥の続く夏期等 □土壌の乾燥状態に応じて適宜
自動灌水設備	①タイマーによる自動灌水が可能な設備として、スプリンクラーや散水パイプ等を設置し、灌水する。		

灌水のイメージ

▲トラック荷台（水タンク）からの散水

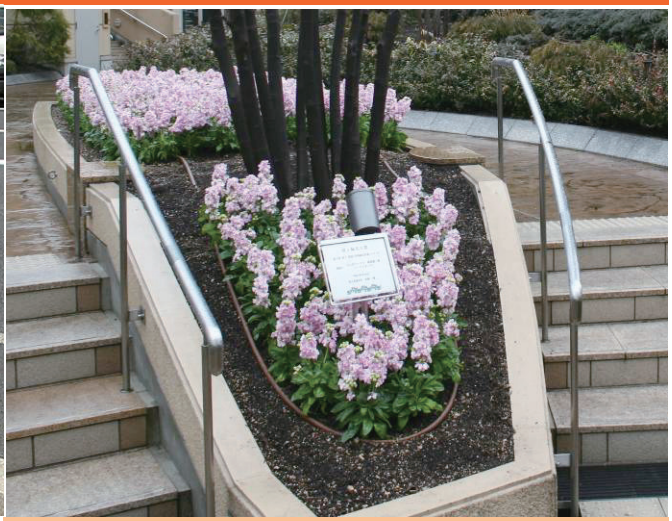

▲自動潅水設備（自動灌水チューブ）

（2）剪定

「生育・景観改善」における剪定は、過密になった枝葉を整えることで健全な生育を促したり、樹木の持つ形態的な美しさを引き出したり、枯枝の落下等による人や構造物等への障害を防止するために行うものである。ここでの剪定は、一般の造園業者等で経験を有する作業者であれば実施可能な剪定を指しており、①「整枝剪定」、②「刈り込み剪定」、③「枯枝の処理」の 3 項目がある。ただし、経験の不十分な作業者による剪定では、樹形を乱すことがあるため、作業実施前に経験の有無と仕上がり樹形のイメージを確認しておくことが重要である。また、樹種によっては剪定をあまり必要としないことや、かえって樹勢の悪化を招く恐れのあるものもあるため、実施にあたっては樹種特性を十分に把握しておく必要がある。

「生育・景観改善」における剪定の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-15 に示す。

なお、樹木固有の美しい樹形を維持するための剪定については、高度な技術と経験が必要となることから、「治療・回復」における作業としている（3-3.「治療・回復」の実施 ）。

①整枝剪定

整枝剪定は、過密になった枝葉を整えることで健全な生育を促したり、樹形の骨格を整えたり、空間

的な制約から樹形の大きさを整えるために行うものである。主な手法としては、切詰剪定、切返し剪定、枝抜き剪定等がある。また、剪定の際には、二段伐りにより幹や枝が裂けることを防いだり、枝の切断を適切な位置で行うように注意する必要がある。

＜切詰剪定＞

樹冠の外側に出た枝等の途中で切断して短く詰め、そこから萌芽する新たな枝を伸長させることで、樹冠を再構成させるもの。

＜切返し剪定＞

樹冠全体において、枝の分枝部で長く伸びた枝を切除することにより、樹冠を小さくするもの。

＜枝抜き剪定＞

樹冠内部に密集して混み合っている枝を間引くことにより、枝葉の密度を適正に保つもの。

＜二段伐り・枝の切断位置＞

大枝を１回の切断で処理しようとすると、枝の重さにより幹の付け根の下部が裂けてしまうことになる。また、幹と枝は別々の構造であるため、枝の切断時に幹の部分を傷つけることがないようにしなければならない。幹が裂けたり傷がついた場合には、切断部分の癒合組織が形成されにくくなり、腐朽菌等の侵入により樹木生育に悪影響となる恐れがある。

そのため、以下のような剪定を施すことが重要である。

剪定のイメージ

▲切詰剪定　▲切返し剪定

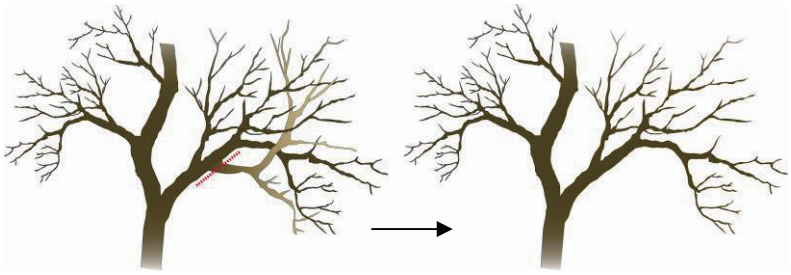

▲枝抜き剪定（からみ枝）

枝の適切な切断イメージ

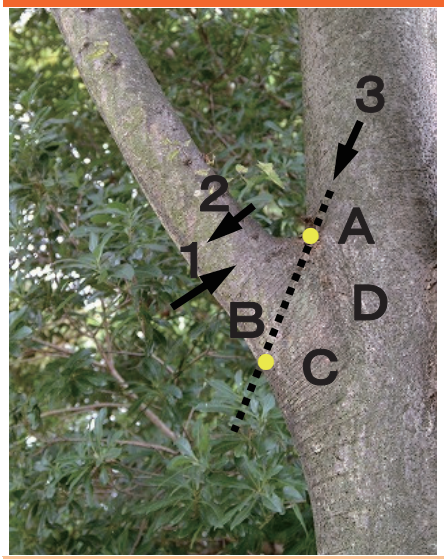

▲二段伐りと剪定位置

①樹皮が裂けるのを防ぐために、あらかじめ枝 1、2 の順で切断。

②次に 3（ＡからＢ）を切断。

③Ｃのブランチカラー（枝の付け根の膨らみ）部分やＤのバークリッジ（叉の部分に突き出ているしわ）部分を切断したり傷をつけたりしない。

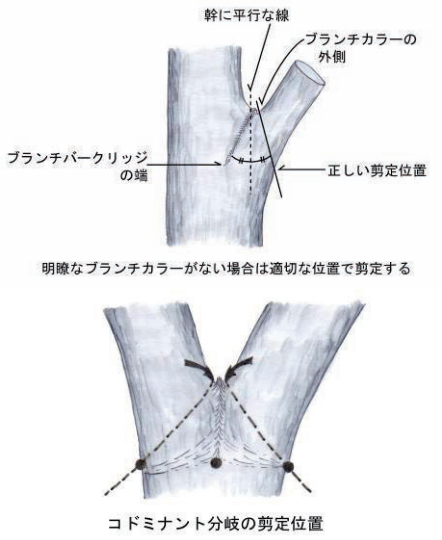

▲不明瞭な枝等の剪定位置

コドミナント：相互に優勢している幹や枝

②刈り込み剪定

刈り込み剪定は、生垣に植栽されている低木や中木の樹冠を刈り込み、整形・縮小させることで樹形を一定に保つとともに樹冠表面の枝葉を密にして美しさを強調させたり、通風、採光をよくしたりするものである。

③枯枝の処理

枯枝の処理は、主に枯枝の落下等による人や構造物等への障害を防止するために行うものである。枝の全てが枯損している場合には全枝を除去し、折損等により部分的に枯死している場合には、その部分を剪定する。

表 5-15　剪定の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
整枝剪定	①作業を始める前には、あらかじめ対象樹木の高さに応じて、剪定の実施者が樹木から離れて木姿（きすがた）の特長や枝の構成をよく見定めた上で、平行枝、連枝、徒長枝、枯枝、交差枝、車枝等の切除や切透かしを想定し、目標とする剪定樹形を設定する。 ②その後、直接あるいは脚立、梯子等を使用して幹に登り（高所の場合は高所作業車を使用）、上方枝から中間枝、下方枝の順に剪定を行う。 ③剪定後は、地上から木姿を確認して、想定した樹形に剪定できているかを確認する。	■樹種の特性によって適切な剪定時期が異なるため、対象樹木にあわせた時期に行うものとする。 ■特に、樹木の生育を阻害しない時期、花木では花芽の分化期及びそれ以後の時期での剪定は避け、蓄積された貯蔵物質の損失や光合成による蓄積生産物等の消費減少が少ない時期とする。 ■大きな切り口には、腐朽防止のための殺菌剤を塗布する。特にカルスの発達が遅く、癒合組織の形成に時間がかかる樹種等の場合は、丁寧に行う。 ■樹木は一般的に頂部優勢であるため、上部は強めの剪定、下部は弱めの剪定となるようにバランスをとる。また、日照条件にあわせ、南側を強剪定、北側を弱剪定にする。	■樹種や地域の気象条件によって差異があるが、樹木の休眠期である12～2月に行う。 □樹種の成長特性に合わせて実施。
刈り込み剪定	①低木又は中木の樹冠や林冠を刈り整形・縮小させる。 ②低木、中木に発生している幹ぶき、徒長枝を切除した後、刈込み鋏等で目標樹形に刈り込む。	■剪定する樹木の樹勢や萌芽力の強さにより、剪定する量や回数を決定する。 ■花木の場合には、時期を間違って蕾を全部切ってしまうことのないように注意する。	■5～6月、9月 □1～2回/年
枯枝（危険枝）の剪定	①枯枝、折損してぶら下がっている枝等の危険な枝を剪定する。 ②剪定は、枯枝の場合には全てを除去し、折損した枝の場合には折れた幹側の生存部、あるいは折損枝の再生が認められなければ幹との分岐部で剪定する。	■危険枝が落下すると事故に繋がる恐れがある場合には、早急に行う。 ■大きな切り口には、腐朽防止のための殺菌剤を塗布する。 ■枯枝が景観上重要な樹形の骨格を担うものである場合には、危険がなければ保存することを検討する。	■適宜

剪定のイメージ

▲整枝剪定

▲刈り込み剪定

▲枯枝（危険枝）の剪定

▲仕上がり樹形の違い（左：経験無、右：経験有）

▲大枝の剪定

▲大枝の剪定切り口の処置（殺菌剤の塗布）

（3）病虫害防除

「生育・景観改善」における病虫害防除は、樹木の健全な生育および美観の保持を図るとともに、周辺の樹木等への被害の波及を防止するために行うものであり、ここでは①「薬剤散布」、②「捕殺」、③

「コモ巻き」、④「罹病部等の切除」の 4 項目がある。病気や害虫の防除の基本は、できるだけ早いうちに発見して被害を取り除くことである。発見した場合には、被害が大きくなる前に病気にかかった部分を取り除いたり、薬剤を散布したりする。また、病気にかかった葉や枝は、そのままにしておくと伝染源になるので、早めに焼却等により処分する。

「生育・景観改善」における病虫害防除の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-16 に示す。

①薬剤散布

薬剤散布は、薬剤（農薬）を使用して病害や害虫を殺虫するものである。発生した病虫害に対して効果的な薬剤を選定するとともに、散布量、散布方法、散布位置、想定飛散範囲、散布日時等について決定する。

②捕殺

捕殺は、高枝切りばさみ、剪定ばさみ等を利用し、害虫がついた葉や枝を剪定し、切断した枝葉をビニール袋等に収集して処分するものである。

③コモ巻き

コモ巻きは、冬季に幹にコモを撒くことで、越冬する害虫をコモの中に呼び込み、入り込んだ害虫と共にコモを焼却処分するものである。

④罹病部等の切除

罹病部等の切除は、病害に侵された葉や枝を切除するものである。

表 5-16　病虫害防除の作業内容と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
薬剤散布	①発生した病虫害に対して効果的な薬剤を選定するとともに、散布量、散布方法、散布位置、想定飛散範囲、散布日時等について、決定する。 ②決定後、速やかに配布物や掲示板等で近隣住民や関係者に知らせる。 ③散布は、無風状態の日を選び、他の植物に飛散しないよう風の強さや向きに注意して、飛散による被害がないように散布する。 ④散布時には飛散範囲に住民が入らないように監視員をつける。 ⑤作業終了後は速やかに人体及び器具を洗浄する。 ⑥散布後は、しばらくの期間、住民が散布した植物に触れないように、周囲にロープを張るなどの対策をとる。	■発生した病虫害に対して、薬剤散布による方法が適切であるかどうか十分に検討を行う。 ■農薬取締法の規定に基づく「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」、農林水産省通知「住宅地等における農薬使用について」等の関連法令等に基づき適正に農薬を使用するものとし、人畜の安全及び樹木等への薬害防止に十分留意する。	■5～11 月 □発生状況にあわせて適宜実施

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
捕殺	①捕殺は、高枝切りばさみ、剪定ばさみ等を利用し、害虫がついた葉、枝を剪定し、切断した枝葉をビニール袋等に収集して処分する。	■チャドクガは飛散した毒毛針でも被害を生じるので無理な捕殺は行わないようにする。 ■他に、イラガ、マツカレハ等の強力な毒をもつ害虫を取り扱う場合には、作業者の安全性を優先して作業を行う。	■5～11 月 □発生状況にあわせて適宜実施
コモ巻き	①コモ巻きは、10 月中旬頃から樹皮の割れ目や枯れ葉の下で越冬する害虫の幼虫を誘引するため、地面から 1m 程度の高さの幹にコモを巻き、2 月下旬までにコモを外して、入り込んでいる幼虫をほうきや割り箸等を使って捕獲したり、焼却したりして処分する。		■10～11 月（設置）、2～3 月（撤去） □1 回/年
罹病部等の切除	①てんぐす病の枝は胞子拡散前（5 月頃まで）に病巣を切除し、焼却処分する。	■切除する際に使用した器具は、感染を防ぐために消毒処理を行う。 ■切除した切り口には殺菌剤を塗布しておく。	■適宜 □1 回/年

なお、薬剤（農薬）を使用する際は安全使用のため作業する人間、対象となる樹木、周辺環境、薬品の管理の 4 点について留意する必要がある（表 5-17）。

表 5-17　薬剤（農薬）使用時の留意点

対象	留意点
作業実施者	【準備】 ①使用する農薬の成分、効き目等の説明書を必ず読むこと。薬品の表示は安全性のために変わることがあり、最新の情報を得る必要がある。農薬の対象植物、病害虫名、希釈濃度、使用量、使用時期、使用回数等を確認する。 ②毒性の強いものがあり、作業をする人間の保護用のマスク、ゴム手袋を着け、必要な場合は眼鏡、防水用の衣類を着用する。ペットへの影響や河川、池へ流れ込むのを防止すること。 ③防除器具の使い方を確認するとともに整備をして、破損がないことを確かめておく。 ④作業者の健康管理を十分にしておく。 【作業時】 ①希釈の際には手順を考え、規定の濃度、使用法を守ること。 ②散布作業は疲労の少ない涼しい朝夕を選び、長時間連続作業は行わないこと。 ③風の弱い時間に風上に位置して、薬剤が直接体にかからないように行う。 ④作業中の喫煙や飲食は避ける。 【作業後】 ①ビン等の容器に入った農薬は、しっかりと栓をして安全な保管場所に収納する。 ②散布用の器具に入れた農薬は使いきってしまう。器具を洗う洗浄液はバケツ等に汲んで行い、水路に流さない。周囲に影響のない土の場所を選び、分散して浸透させる。 ③農薬の容器は必ずかたづける。 ④作業者は体を洗い、飲酒を控えて健康状態に注意する。衣類はよく洗濯する。 ⑤異常があった場合は医師の診断を受ける。
対象木	①適正な希釈濃度、散布量、適期に行う。 ②品種により薬害が出やすいものがあり、薬剤の種類選びに注意する。 ③生育の時期、生育方法で薬害が出ることがあり、注意する。 ④高温や乾燥の条件により被害が出ることがあるので、注意する。しおれているような植物には直接散布しない。

対象	留意点
	⑤食用の果樹等では残留性に注意する。 ⑥農薬の混ぜ合わせに注意する。
周辺環境	①通行者や公園等の利用者には十分に注意して、散布場所に触れたり、近づくことを制限し、安全を確保する。散布薬剤名、管理者名等を明示しておく。 ②周辺の住宅地、農地、河川、池等へ飛び散るのを防ぐ。 ③養蚕の行われている場所では、影響の大きな薬剤があるので、散布時期、種類等に注意する。
薬品の管理	①直射日光の当たらない冷涼で乾燥した場所に保管する。 ②容器の移し変えをしない。 ③できるだけ殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の区分をして、混合しないようにする。 ④有効期限に注意し、順に使っていく。

病虫害防除のイメージ

▲薬剤散布

▲捕殺（アメリカシロヒトリ）

▲コモ巻き

▲罹病部等の切除

（4）植栽基盤整備

「生育・景観改善」における植栽基盤整備は、樹木の生育や植栽基盤に何らかの異常が認められた際に、それらを改善し樹勢を回復させる目的で実施するものであり、ここでは、部分的に実施する整備として、①「土壌改良」、②「排水工」、③「植栽基盤の拡張」の 3 項目がある。植栽基盤の整備において

は、なるべく根系を露出したり傷つけたりしないように配慮する必要がある。そのため、樹木の休眠期の 12～2 月頃に作業を実施することが樹木への影響が少なくてすむ。

「生育・景観改善」における植栽基盤整備の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-18 に示す。

①土壌改良

ここでの土壌改良は、部分的な土壌の通気・透水性の改善や化学性の改良のために行うものである。部分的な耕うん、改良資材の混合や、土壌を掘削せずに耕耘の効果が期待できる圧入装置等によるエアーレーション等がある。

②排水工

排水工は、土壌が過湿や排水不良により透水性が不良な場合に、透水性を改善するために行うものである。土壌表面の水を側溝等で排水する開渠排水、透水管等を設置して地中の余剰水を排水する暗渠排水、不透水層を有する地盤に透水孔を掘削して排水する縦穴排水がある。

③植栽基盤の拡張

植栽基盤の拡張は、樹木の良好な生育が確保できるように狭小な植桝や縁石等を撤去して樹木の生育空間を拡張するものである。撤去・移動した後は、拡張した範囲の土壌改良を行うと良好な植栽基盤の整備として効果的である。

表 5-18　植栽基盤整備の作業方法と留意点

項目		作業方法	留意点
土壌改良	*部分的な土壌改良*	①施肥と同様に、樹冠の外周部の地面に対して輪状の溝を掘って施すもの、溝を放射状に掘って施すもの、穴を掘って施すものがある。 ②土壌改良の深さは 60cm 程度（根系の深さにより設定）とし、堆肥等の有機質資材やパーライト等の無機質資材に肥料等を混合した改良土壌を埋め戻す。 ③作業は小型バックホウ等を使用する。	■根系を過度に傷つけないようにするとともに、掘削時に切断してしまった根系の傷口には殺菌剤等を塗布する。 ■使用する土壌改良資材は、土壌の改良目的にあわせて選定するものとする。
	エアーレーション	①エアーコンプレッサーと専用のエアー注入機を使用して、土壌中に圧縮空気を圧入する。 ②さらに、必要な場合にはエアーレーションによってできた穴に土壌改良材、液肥等を注入する。	■根系を過度に傷つけないよう、施工位置に配慮する。
	心土破砕	①植栽基盤の下部にある固結した地盤まで掘削する。 ②ブレーカー等を使用して心土を破砕する。 ③破砕面の不陸を整正して掘削土を埋め戻す。	■根系を過度に傷つけないよう、施工位置に配慮する。
排水工	*開　渠（側溝）排水*	①表面排水の処理を目的として、排水路を掘削して芝等の植生により保護したもの、コンクリートＵ型側溝によるものなどがある。	■整地の際に、排水勾配を確保する。 ■根系を過度に傷つけないよう、施工位置に配慮する。 ■併せて土壌改良も行うことが望ましい。

項目		作業方法	留意点
	暗渠排水	①地下排水の処理を目的として、透水管及び透水材等を、掘削した植栽基盤の下層に設置する。	■透水管の設置は、管内への土壌水の流入を容易にし、かつ土砂の流入を防ぐように配慮する。 ■根系を過度に傷つけないよう、施工位置に配慮する。 ■併せて土壌改良も行うことが望ましい。
	縦孔排水	①不透水層を有する植栽基盤に対して透水層を設けて、表面の雨水を透水層に浸透させる。 ②不透水層をオーガ等により掘り下げることにより透水できる縦孔をつくり、そこに透水材を充填しておく。	■施工にあたっては、不透水層の厚みを確認しておく必要がある。 ■根系を過度に傷つけないよう、施工位置に配慮する。 ■併せて土壌改良も行うことが望ましい。
植栽基盤の拡張		①植栽基盤の大きさに制約を与えている石垣、舗装等を撤去し移設する。 ②拡張した根域範囲について、土壌改良を行う。現土壌が植栽基盤として適さない場合には、客土（状態により土壌改良材の混入）を行うものとする。	■構造物に関しては、所有者と連絡をとり、お互いが納得できる方法を選択する。 ■既に根系が既存の植栽基盤の外側に伸長している場合には、なるべく傷付けないよう保護しながら作業する。 ■植栽基盤の拡張によって、保護柵等の移動も必要となる。

植栽基盤整備のイメージ

▲部分的な土壌改良

▲エアーレーション

▲開渠排水

▲暗渠排水

植栽基盤整備のイメージ

▲植栽基盤の拡張（保護柵とともに拡張）

（5）保護材等の整備

保護材等の整備は、環境悪化等による人為的損傷や気象等による自然的損傷から樹木を守り、樹木の健全な生育を維持するために行うものであり、ここでは①「樹体保護」、②「土壌踏圧防止対策」、③「気象害対策」の 3 項目に整理している。

保護材等の設置・整備は、基本的にはいつ実施してもよいが、「支柱」は台風シーズン（9 月下旬～10 月）前に、「避雷針」は雷シーズン（7～8 月）前には設置が完了していることが望ましく、緊急性や樹木の状態に応じて判断する必要がある。風対策や雪対策等の「気象害対策」は、秋口の 11～12 月頃に設置し、4 月頃に取り外すのが一般的である（風対策については台風前にも実施）。

保護材等の設置・整備の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-19 に示す。

①樹体保護

樹体保護には、支柱とケーブリングがある。

支柱は、樹木の強風等による倒伏防止や枝折れ防止等のために行うものである。樹木の大きさや枝の状態等に適した形式があり、必要とされる強度によって材料が異なる。

ケーブリングは、樹木の強風等による幹裂けや枝裂けを防止するため、保全対象となる幹や枝をワイヤーで連結させる方法等がある。

②土壌踏圧防止対策

土壌踏圧防止対策は、樹木の根系の踏圧防止のために行うものである。保全対象樹木の根域の土壌が直接踏まれないように板（踏圧防止板）等を敷設する方法、侵入防止のための柵を設置する方法、デッキや木道を設置する方法等がある。

③気象害対策

気象害対策は、樹木への落雷や雪等による被害を予防するために行うものである。樹木は、日照や雨といった様々な自然の恵みを受けて成長するが、寒さや雪、強風等によっては被害を受けるため、それらの被害を予防するために、避雷針、防風ネット、寒冷紗、雪吊り、雪囲い等を設置する。

表 5-19　保護材等の整備の作業方法と留意点

項目		作業方法	留意点	実施時期・回数
樹体保護	*支柱*	①倒木、枝折れの危険性に対して、危険部位の力学的な補強として十分であるかに考慮して、最も有効な支柱形式を選定する。支柱形式には、撞木（頬杖）型、ワイヤーロープ型、八ツ掛型、鳥居型等がある。 ②支柱形式や構造等により、材料を選定する。 ③支柱と地面の固定は倒伏が生じないように確実に行うとともに、支柱材と幹、枝の固定箇所には保護材を添えて設置する。	■支柱形式の選定は、樹体および枝葉のバランス、風の強さ、景観性、耐久性、利用上の支障等に十分に配慮する。 ■景観上、支柱の本数が過度に多かったり、樹木と調和しない色や形状でないように配慮する。 ■設置後は、支柱が有効となっているか、折損しやすい位置に支柱との固定点がないかなどを確認する。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去） ■台風シーズン（9〜10 月）の前
	ケーブリング	①幹裂けや枝裂けを防ぐための最適な位置を決定する。 ②設置位置の幹、枝が損傷しないように保護材を添え、樹木の成長を考慮してワイヤーロープ等で結びつける。	■設置位置は、保護する幹・枝の分岐から 2/3 の長さを目安とする。 ■設置位置の近くに腐朽部がないことを確認する。 ■材質や構造は、耐久性、景観性等に十分に配慮する。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去）
踏圧防止対策	*踏圧防止板*	①根域の土壌が踏圧を受ける範囲に、木製や鋼製等の素材の板やグレーチングを敷設する。主に、利用上から設置場所に制約を受ける場合に実施され、部分的な設置でも効果が認められる。	■構造は、グレーチング形式か板状のものである場合には、水分の供給等を考慮して透水性を確保することが望ましい。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去）
	保護柵	①根域の土壌が踏圧を受ける範囲に、進入防止を目的とした柵を設置する。	■柵の材質や構造は、周辺の利用状況、景観性、耐久性等に十分に配慮する。 ■景観上、保護柵が高すぎたり、樹木と調和しない色や構造とならないように、シンプルなものとする。 ■見学者が多い場合には、ベンチを兼ねた保護柵も検討する。 ■低木等の植え込みによる進入防止が行われている場合には、必要ない。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去）

項目		作業方法	留意点	実施時期・回数
	デッキ・木道	①見学者等による土壌踏圧を防止するとともに、快適に樹木に触れ合えるように、地面よりも少し高い位置に、樹木を取り囲むように設置する。	■デッキ等の材質や構造は、周辺の利用状況、景観性、耐久性等に十分に配慮する。 ■景観上、樹木と調和しない色や構造でないように、シンプルなものとする。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去）
気象害対策	雷対策	①避雷針が樹木より高い位置に出るよう樹幹に固定し、銅製のアース線やアース板等で地面とつなぐ。	■避雷針の設置工事は、電気工事の資格保持者が行うものとし、適切な設置方法となるようにする。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去） ■雷シーズン（7～8月）の前
	風対策	①台風等の異常気象時、強風地や海に近い場所では、防（潮）風ネットや寒冷紗で保護する。夏は直射日光、冬は霜等を遮るために設置する。	■設置したネット等が風で飛ばされないように確実に固定する。 ■通常の気象に戻ったら、速やかにネット等を取り外す。 ■設置後は、定期的な点検を行い、劣化状況等に応じて補修、取り替え、撤去等を行う。	■適宜（設置・補修・撤去）
	雪対策	①雪の重みで発生する幹折れ、枝折れ等の冠雪害等を防ぐために、雪吊りや雪囲いを行う。 ②雪吊りの代表的な「りんご吊り」は、芯柱を樹幹に添えて、その先端から多くのわら縄を枝に張って吊る方法である。	■雪吊り、雪囲いは、保護とともに修景上の効果が非常に高く、雪国の風情を醸し出すものである。 ■11月の初冬を迎える頃に設置して春に取り外す。	■11～12月（設置） ■4月（撤去）

保護材等の整備のイメージ

▲支柱

▲ケーブリング

保護材等の設置・整備のイメージ

▲踏圧防止板

▲保護柵

▲デッキ・木道

▲避雷針

▲風対策（寒冷紗の設置）

▲雪対策（雪吊り）

（6）周辺環境の整備

周辺環境の整備とは、周囲の建物、構造物、他の樹木、工作物等が、保全対象となる樹木に悪影響を

及ぼしている場合に、それらを撤去するなどして悪影響の要因を取り除いたり、樹木の幅広い理解を促すために解説板等を設置したりすることなどであり、ここでは①「被圧木等の処置」、②「近接物等の処置」、③「解説板等の整備」の3項目がある。

周辺環境の整備は、必要に応じて適宜行うこととするが、被圧木等の処置の際に、競合する根の切除まで行う場合は、樹木に与える影響を最小限に抑えるため、樹木の休眠期である12～2月に実施する方がよい。

周辺環境の整備の作業方法と実施にあたっての留意点を表5-20に示す。

①被圧木等の処置

被圧木等の処置は、隣接する樹木の被圧により生育への影響や景観的な問題が生じている場合に、それらを取り除くために行うものである。競合する樹木の移植、剪定や伐採、競合する根系の切除等がある。

②近接物等の処置

近接物等の処置は、樹木の生育の障害となる近接した構造物による影響等を取り除くために行うものである。樹木の根元にある祠や石碑、ベンチや縁石・舗装等の樹木生育に与える影響等に応じて、移設や撤去等の処置をとる。

③解説板等の整備

解説板等の整備は、保全対象となる樹木の故事・来歴等について幅広い理解を促すために行うものである。主に、樹木案内板、名称表示板、解説板、注意板等がある。

表5-20　周辺環境の整備の作業内容と留意点

項目		作業方法	留意点
被圧木等の処置	*被圧木の剪定・移植・伐採*	①保全対象樹木に隣接して生育している樹木について、日照等を妨げている状況に応じて、剪定あるいは移植等を行う。 ②剪定での対応では不十分で、かつ移植も不可能な場合には伐採を検討する。	■保全対象樹木の周辺に生育している樹木については、施工性等に影響するため、なるべく早く管理方針を定めておくことが重要である。
	競合根系の防除・切断	①保全対象樹木に隣接して生育している樹木の根系が、保全対象樹木の根域に多数侵入することで、養水分等の減少や互いの根系が絡みあうことによって伸長に悪影響が認められる場合には、競合根系を切除する。 ②生育に悪影響を及ぼしていない場合は、根系が競合する前に防根シート等による根系コントロールを行うことが望ましい。	
近接物等の処置		①建物、構造物 保全対象樹木が成長したことで接触している場合、建物や構造物の移動や改修等を行う。 ②舗装、縁石 根系が伸長したことにより、舗装や縁石に接触し、持ち上げたりしている場合、それらの移動や除去、改修を行う。 ③石仏・祠 樹木の根元に設置してある石仏や祠が、樹木の肥大成長に伴って傾いたりしている場合、移動する（壊れている場合は改修も行う）。	■近接物に関して、その所有者と連絡をとりあって、お互いが納得できる方法を選択する。 ■近接している構造物や石仏を移動する場合等には、樹木成長を予測して、将来にわたって支障とならない場所になるよう配慮する。

項目	作業方法	留意点
解説板等の整備	①樹木案内板 周辺地域から樹木のある場所までの道案内をしたサインを整備する。 ②名称等表示板 景観重要樹木、天然記念物等の表示と併せて樹木名称を記したサインを整備する。 ③解説板 樹木の故事・来歴、樹齢や形状等を記したサインを整備する。 ④注意板 枯枝の落下する恐れがある場合やスズメバチ等の人に危害を与える恐れのある生物が営巣している場合、また樹木保護を啓発する場合にそれらに関する注意を記したサインを整備する。	■サインの材質や構造は、周辺の利用状況、景観性、耐久性に十分に配慮する。 ■景観上、樹木と調和しない色や構造でないことや、むやみにサインが乱立しないよう配慮する。 ■設置後は定期的に点検し、劣化状況に応じて補修、交換、撤去等を行う。

周辺環境の整備のイメージ

▲被圧木の剪定・移植・伐採

▲競合根系の防除・切断

▲近接物（建築物）の移動等

周辺環境の整備のイメージ

▲表示板の設置

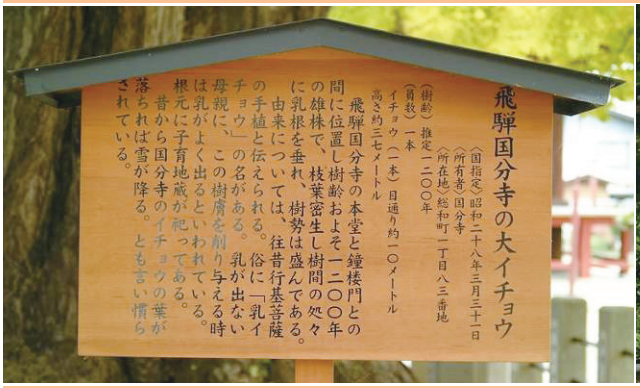

▲解説板の設置

▲注意板の設置

▲樹木案内板の設置

3-3. 「治療・回復」の実施

「治療・回復」は、植栽基盤の土壌を全面的に大規模に改良したり、樹木の腐朽部に外科的な処置を施すなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業で構成され、樹木の重大な問題を改善するために行うものである。そのため、作業にあたっては、それぞれの専門家により実施することが望ましい。

「治療・回復」の作業項目を表 5-21 に示す。

表 5-21　「治療・回復」の項目

大項目	小項目	細項目
剪定	整姿剪定（特殊）	切詰剪定、切返し剪定、枝抜き剪定、野透かし剪定、大枝の吊切り剪定
	ﾛｰﾌﾟﾜｰｸによる剪定	
病虫害防除	マツ材線虫病の防除	空中散布、地上散布、樹幹注入
植栽基盤整備	土壌改良（大規模）	広範囲な土壌改良、強酸・強アルカリ土壌の改良
空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置	開口型、開口部閉鎖型、全充填型、不定根誘導型
	根系の外科的処置	腐朽根系の切除
樹勢回復	不定根育成による樹勢回復	ー
	若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復	ー
後継樹の育成	ー	挿し木、接ぎ木、取り木

(1) 剪定

「治療・回復」における剪定は、樹木の持つ形態的な美しさを保全するために行うものである。また、特殊な木登り技術でないと作業できない高所の幹や枝の剪定も含まれ、ここでは、①「整姿剪定（特殊）」、②「ロープワークによる剪定」の 2 項目がある。

ここでの剪定は、造園技能士や街路樹剪定士等の資格やツリークライミング技術等、特殊かつ専門的な技術を持った者が実施するものである。特に「整姿剪定」では、特殊な剪定技術を持った専門家の剪定と、そうでない者の剪定とでは、剪定後の樹姿に大きな差が現れる。また、高所作業車では届かない巨樹における剪定は、ツリークライミング技術がなければ実施できないものである。

「治療・回復」における剪定の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-22 に示す。

①整姿剪定（特殊）

整姿剪定は、樹木特有の樹形を維持するために行うものである。特有な形状を有することで指定された景観重要樹木等について、高度な技術と経験を有する剪定士が行う必要がある。

②ロープワークによる剪定

ロープワークによる剪定は、高所作業車が進入できない場所や高所作業車では届かない高所において、ロープワーク手法によりツリークライミングして行うものである。また、この方法は全ての樹木に対しても適用することができ、ツリークライミング技術を有した作業者であれば高所作業車よりも樹上での移動性が高く、より迅速で効果的な剪定が可能である。

表 5-22　剪定の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
整姿剪定	①景観上の特有な樹形を維持するため、切詰剪定、切返し剪定、枝抜き剪定、野透かし剪定、大枝の吊切り剪定等を行うものである。 ②作業を始める前には、あらかじめ対象樹木の高さに応じて、剪定者が樹木から離れて木姿の特長や枝の構成をよく見定めた上で、平行枝、連枝、徒長枝、枯枝、交差枝、車枝等の切除や切透かしを想定し目標とする剪定樹形を設定する。 ③その後、直接あるいは脚立、梯子等を使用して幹に上り（高所の場合は高所作業車を使用）、上方枝から中間枝、下方枝の順に剪定を行う。 ④剪定後、再度地上から樹姿を確認して、想定した樹形に剪定できているかを確認する。	■樹種の特性によって適切な剪定時期が異なるため、対象樹木にあわせた時期に行うものとする ■特に、樹木の生育を阻害しない時期、花木では花芽の分化期及びそれ以後の時期での剪定は避け、蓄積された貯蔵物質の損失や、光合成による蓄積生産物等の消費減少が少ない時期とする。 ■大きな切り口には、腐朽防止のための殺菌剤を塗布する。特にカルスの発達が遅く、癒合組織の形成に時間がかかる樹種等の場合は、丁寧に行う。 ■樹木は一般的に頂部優勢であるため、上部は強めの剪定、下部は弱めの剪定となるようにバランスをとる。また、日照条件にあわせ、南側を強剪定、北側を弱剪定にする。	■本年生枝が出揃った夏期（6～8月頃）
ロープワークによる剪定	①高所作業車が入れない場所の樹木や高所作業車では届かない高い樹木に対して、ロープワークを使って木に登り、剪定を行う。 ②剪定の方法に関しては、「整枝剪定」と同様である。	■使用するロープに傷が無いか、他の器具に損傷がないかを十分にチェックしておく。 ■チェーンソーを用いる場合は、手から放れた際の事故を防ぐため手足を守る防護服を着用する。	■剪定の目的により適宜

剪定のイメージ

▲整姿剪定（特徴ある樹形の維持）

▲ロープワークによる剪定

（2）病虫害防除

「治療・回復」における病虫害防除とは、マツ材線虫病によるマツの枯損を防止するために行うものである。一般的に、マツ材線虫病の防除は、景観重要樹木の周辺にある被害木を伐採し、材内にいる「マツノマダラカミキリ」の幼虫や蛹を殺す「駆除」と、景観重要樹木への感染を防ぐ「予防」がある。ここでは、景観重要樹木に対して、直接作業を行うことのできる「予防」について示す。

マツ材線虫病の予防は、登録農薬をマツの樹冠部に空中散布または地上散布することで、「マツノマダラカミキリ」の成虫が針葉や枝条に付着した薬剤に接触することによって殺虫する方法と、樹幹に薬剤を注入し、病原体の「マツノザイセンチュウ」の増殖を抑制する方法等がある。

マツ材線虫病の予防における作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-23 に示す。

表 5-23　マツ材線虫病の予防における作業方法と留意点

項目		作業方法	留意点等	実施時期・回数
予防	空中散布	①カミキリの発生時期に航空機を利用して樹冠部に薬剤散布する。空中散布は重要な松林の保全や被害拡大防止のための広域的な防除を図る効率的な方法である。	■住宅、水源林等の周辺、貴重な野生生物の生息地等の環境に悪影響を与える場合は空中散布を実施できない。また、農作物の栽培地、畜産施設、養蜂、養殖場の周辺についても地域住民の要望により、悪影響を及ぼす場合は実施できない。 ■空中散布に当っては風向・風速等に十分留意して実施する。	■6 月中旬～8 月中旬 □1 回/年
	地上散布	①カミキリの発生時期に動力噴霧機を用いて樹冠部に薬剤散布する。周辺への飛散が少ないため、住宅地周辺等の小面積かつ単木の樹木に適している。		
	樹幹注入	①冬期間に健康なマツの樹幹に小孔（直径 6mm、深さ 5cm）をあけて薬剤を注入し、カミキリ成虫の発生前に樹木全体に浸透・移行分布させる。侵入した線虫は薬剤の阻害作用で麻痺し、樹体内での移動・増殖が抑止される。極めて予防効果が高いことが特徴である。	■1 回の注入で 2～5 年間の予防効果が確保され、周辺環境への悪影響の心配がないため、神社・仏閣、公園・街路樹、観光地施設内の松林、水源林やゴルフ場等の貴重木に使用されている。	■11 月中旬～3 月 □1 回/2～3 年

病虫害防除のイメージ

▲地上散布

▲樹幹注入

(3) 植栽基盤整備

「治療・回復」における植栽基盤整備は、樹木の生育において植栽基盤に重大な異常があると考えられる際に、それらを改善し樹勢を回復させる目的で実施するものであり、特に大規模かつ専門的となる①「土壌改良（大規模)」、②「強酸・強アルカリ土壌の改良」の 2 項目がある。

大規模な土壌改良においては、根系の大部分を露出させるので根を傷める可能性が高くなるため、樹木の休眠期の 12～2 月頃に実施することにより樹木への影響を最小限にする。

「治療・回復」における植栽基盤整備の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-24 に示す。

①土壌改良（大規模）

大規模な土壌改良は、根系の露出を伴う広範囲かつ深層までの土壌を対象とした通気・透水性の改善を行うものである。広い範囲の土壌を掘削した上で、耕耘、改良資材や客土の混合等を行う。

②強酸・強アルカリ土壌の改良

強酸・強アルカリ土壌の改良は、土壌が酸性あるいはアルカリ性に偏っている土壌を改善するために行うものである。作業はアルカリ化および強酸化した基盤土壌に対して、中和剤を混合することにより、植物が養分を吸収しやすい状態に土壌酸度（pH）を調整するものである。

強酸性土壌の場合は、消石灰、生石灰、炭酸カルシウム等の石灰化合物を施用したり、リン酸（溶性リン肥)、有機質（堆肥）を混入したりして中和する方法がある。強アルカリ性土壌の場合は、強酸性のピートモスや緩衝能および交換性陽イオン容量（CEC）の高い堆肥を混入し、下層地盤の排水を良好に保つことで中和を図る方法がある。

表 5-24　植栽基盤整備の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点
土壌改良（大規模）	①圧縮空気（エアースコップ等）を利用して、改良が必要な部分の根系伸長範囲の土壌を、根系を保護しながら掘削する。 ②掘削後、堆肥等の有機質資材やパーライト等の無機質資材に肥料等を混合した改良土壌を埋め戻す。 ③改良土壌の混合には、ミニバックホウ等を使用する。	■根系を過度に傷つけないようにするとともに、掘削時に切断してしまった根系の傷口には殺菌剤等を塗布する。 ■使用する土壌改良資材は、土壌の改良目的にあわせて選定するものとする。
強酸・強アルカリ土壌の改良	①強酸性土壌の場合、現土壌に消石灰、生石灰、炭酸カルシウム等の石灰化合物を施用するほか、リン酸(溶性リン肥)、有機質(堆肥)を混入して中和する。 ②強アルカリ性土壌の場合、現土壌に強酸性のピートモスや緩衝能および交換性陽イオン容量（CEC）の高い堆肥を混入し、下層地盤の排水を良好に保つことで中和を図る。	■中和材は土壌とよく混合する。

植栽基盤整備のイメージ

▲根系露出を伴う広範囲な土壌改良

▲強酸・強アルカリ土壌の改良

（4）空洞・腐朽部の処置

空洞部・腐朽部の処置は、樹木の幹・枝や根系に空洞や腐朽がみられ、かつ大規模に進行している場合や、過去に行われた外科的処置が現時点で生育に悪影響を及ぼしている場合に、それらを改善するために行うものであり、ここでは①「幹・枝の外科的処置」、②「根系の外科的処置」の 2 項目がある。

樹木が傷害を受ける原因には、落雷・風雨・積雪等による火傷、裂傷、すり傷、切傷の他、寒気、日照による剥皮・幹割れ等の自然発生のものと、人為的な接触や火災による切傷・剥皮・裂傷・挫傷・火傷等がある。このほか、獣類、昆虫類による損傷も考えられる。また、剪定時の不適切な作業等によるものもある。

樹木は、同化作用によって糖や炭水化物をつくり、これが養分となって葉から枝や幹の外側皮部を伝わって下降し、成長する。したがって、幹、枝の剥皮等を含む損傷は、樹木の養分の伝達が中断することになり枯死につながる。傷口や空洞を放置しておくと、病原菌や害虫の進入を促進し、ますます傷口や空洞が大きくなる。そのため、傷口の形を整え、回復の可能性がない皮を切取り殺菌・消毒することや、空洞部をウレタン等で充填するなどの治療により、癒合組織による傷口閉鎖を促進する必要がある。

空洞部・腐朽部の処置は、できれば樹液が流動していない冬期に行うことで、樹体に対する影響が少なく、処置後の傷口も十分乾燥できるため、1～2 月頃の晴天が多く続く日に実施するのが最も望ましい。

空洞部・腐朽部の処置の作業内容と留意点を表 5-25 に示す。

①幹・枝の外科的処置

幹・枝の外科的処置は、幹や枝が木材腐朽菌等に感染して腐朽が進行している場合に、癒合組織による傷口の巻き込みを促進させて腐朽が進行するのを防ぐために行うものである。基本的には、腐朽部を削り取り、良く乾燥させた後、傷口を殺菌した上で、その後の処置の違いにより以下に示す 4 つの方法に区分される。

＜開口型＞：腐朽部を削り取り、良く乾燥させた後、傷口を殺菌する方法。

- 人間が入れるくらいの大きな空洞となった樹木。
- 樹木の活力が旺盛で癒合組織による開口部の閉鎖が早期に期待できる樹木。
- 空洞部が景観上の特徴となり、魅力となっている樹木。
- 空洞部に野鳥や小型哺乳類が営巣している樹木。

＜開口部閉鎖型＞：腐朽部を削り取り、良く乾燥させた後、傷口を殺菌後、開口部に蓋をする方法。

・人間が入れるくらいの大きな空洞となった樹木。
・空洞部に人の侵入を防止したい樹木。
・開口部分の巻き込みが早期に期待できる樹木。
・開口部を閉鎖することで、景観的な保全が図れる樹木。

＜全充填型＞：腐朽部を削り取り、良く乾燥させた後、傷口を殺菌後、ウレタン等を充填する方法。

・空洞が比較的小さく少量の充填材で完全閉鎖することが容易にできる樹木。
・樹木の活力が旺盛で、充填後の表面を癒合組織により早期に閉鎖が期待できる樹木。

＜不定根誘導型＞：腐朽部を削り取り、良く乾燥させた後、傷口を殺菌後、植栽基盤となる土壌を充填する方法（蓋をする場合もある）。

・空洞部及び腐朽部に不定根が発生している樹木。
・発根部分に、仮設の植栽基盤をつくる場所が確保できる樹木。
・不定根を育成することにより空洞部を閉鎖できる樹木。
・不定根を育成することにより樹勢の回復できる樹木。

②根系の外科的処置

樹木の根系が何らかの病害等に侵されている場合に、病害を取り除くために行うものである。罹病部位を切除した上で、殺菌剤を塗布する方法がある。

表 5-25　外科的処置の作業内容と留意点

項目			作業方法	留意点
空洞部・腐朽部の外科的処置	事前作業		①空洞部・腐朽部の位置、大きさ、腐朽進行状況、樹体の活力状況等をスケッチしながら正確に把握する。 ②樹木の活力状況や景観上の観点から、空洞部・腐朽部をどのように処置するかについて検討し、処置方針、処置計画を立てる。 ③処置方法としては、以下の 4 つに分かれる。	■空洞部・腐朽部の把握においては、腐朽部のみの場合に外観で確認することが難しいため、子実体の発生状況や露出している腐朽部の状況、腐朽部の幹等の形状等から推定する。また、可能であれば腐朽診断機器を用いて腐朽の規模を測定する。 ■腐朽部の切削では、腐朽材のみを切削して変色材は残すようにする。削りすぎると、そこから腐朽が進行することがあるため、ナイフ等で丁寧に作業する。 ■腐朽の進行した材では、圧縮空気やウォータージェット等を使用することで腐朽材を除去できる。ウォータージェットを使用した場合は、その後の水分除去を確実に行うことが重要である。 ■殺菌剤では、材中に残っている菌糸は殺せないため、防菌処理であることを認識しておく。 ■ウレタン吹き付けで癒合組織による開口部閉鎖を行う場合には、ウレタン層を樹木の形成層よりも下げることが重要である。 ■表面仕上げでは、擬木処理を兼ねたペンキの塗布が行われることがあるが、巻き込みを期待する場合には表面が平滑となるように配慮する。また、杉では表面から少し離した位置でスギ皮を貼った処理が行われて
	処置方法	開口型	①腐朽部を切削し、腐朽材を除去する。 ②切削した部分に殺菌剤を塗布する。 ③表面仕上げとして、保護材（樹脂やペンキ等）を塗布する。	
		開口部閉鎖型	①腐朽部を切削し、腐朽材を除去する。 ②切削した部分に殺菌剤を塗布する。 ③腐朽部の防水・防湿処理（2～3cm 程度のウレタン等の吹き付け）をする。 ④ウレタン閉鎖の場合、表面仕上げとして保護材（樹脂やペンキ等）を塗布する。 ※人間が入れる大きさの開口部の場合、その後の点検で出入りをするための扉（木板等）を取り付ける。 ※幹が切断されて開口部が上向きにある場合には、鋼板等により蓋を取り付ける。 ※癒合組織の巻き込みによる閉鎖を期待する場合には、開口部にラス網（ひし形金網）等を設置し、その上からウレタン等を吹き付けて閉鎖する。	

項目			作業方法	留意点
		全充填型	①腐朽部を切削し、腐朽材を除去する。 ②切削した部分に殺菌剤を塗布する。 ③充填材（ウレタン等）により、空洞部を閉鎖する。 ④表面仕上げとして、保護材（樹脂やペンキ等）を塗布する。 ※現在では、全充填法はあまり行われていないが、空洞部がそれほど大きくない樹木では、処置後に全ての空洞が癒合組織により被覆された事例もある。	いる。 ■充填材として利用する材の性質としては、耐水性、耐久性、伸縮性、強度、作業性、安全性等のほか、低コストであることが要求される。 ■現在使用されている資材としては、ウレタン、木材、木炭、モルタル、コンクリート等があるが、どれも何らかの欠点があるため、選定にあたっては空洞の状態や周辺環境等の要因から検討する。 ■腐朽部の湿度が高くなることで、腐朽の進行を促進することがないように注意する。 ■嵩上げする土壌は、樹幹の空洞内である場合に空洞が大きければ全体に入れる必要はない。また、成長して木化した部分の不定根の土壌は取り除いていく。 ■処置後のモニタリングは必ず行い、癒合組織による巻き込み状況や腐朽材等の劣化状況を確認して、必要となる対応をとる。 ■表面仕上げの一手法として、不定根を育成して樹皮を再生することも行われている。
		不定根誘導型	①腐朽部を切削し、腐朽材を除去する。 ②切削した部分に殺菌剤を塗布する。 ③表面仕上げとして、保護材（樹脂やペンキ等）を塗布する。 ④発根位置まで軽量骨材や改良土壌等を嵩（かさ）上げして積み上げ、根系を誘導する。	
根系の外科的処置			①紋羽病や根頭がんしゅ病に罹病した根を土壌掘削により露出させた後、健全な部分で切除し、切り口には殺菌剤を塗布する。 ②切除した根系は焼却処分する。	■切除する際に使用した器具は、感染を防ぐために消毒処理を行う。

空洞部・腐朽部の処置のイメージ

▲開口型①

▲開口型②

空洞部・腐朽部の処置のイメージ

①腐朽部除去	②ﾏｯﾄ・金網等による下地処理	③モルタル塗布	④シリコン樹脂塗布

▲開口部閉鎖型

空洞部・腐朽部の処置のイメージ

①腐朽部除去・殺菌	②ﾏｯﾄ・金網等による下地処理	③ウレタン吹き付け	④表面保護材塗布

▲全充填型

空洞部・腐朽部の処置のイメージ

①腐朽部除去・殺菌	②植栽基盤の充填	③金網、FRP シートの貼り付け	④表面保護材塗布

▲不定根誘導型

空洞部・腐朽部の処置のイメージ

▲腐朽根系の切除（腐朽部除去・殺菌剤塗布）

（5）樹勢回復

樹勢回復は、特殊な手法により樹木自体に直接、樹勢回復処置を施すものであり、ここでは①「不定根育成による樹勢回復」、②「若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復」の 2 項目がある。

樹勢回復の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-26 に示す。

①不定根育成による樹勢回復

樹皮等に発生した不定根を土壌まで誘導し、さらに発達させて、根系として再生させることにより樹勢の回復を図るものである。不定根が発生している樹木、不定根が発生しやすい樹種において、発生した高さまで部分的に土壌やピートモス（水苔）等を詰めるなどして根系を育成し、地中まで誘導する。

②若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復

根系の発達が不良である場合に、同一樹種の活力のある若木を接ぐことにより、樹勢の回復を図るために行うものである。若木を根元に植栽して活着させた後に幹を接ぐ方法、採取した若木の根系を保全樹木の根系に接ぐ方法がある。

表 5-26　樹勢回復の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
不定根育成	■保全対象樹木の根系（細根）が少ない樹木について、不定根の発根がみられる、あるいは発根の可能性が高いものであるかについて確認する。 ①腐朽部等から発根している場合には、「空洞部・腐朽部の処置」＜不定根誘導型＞による。 ②発根位置に合わせて、軽量骨材や改良土壌等を発根位置まで嵩上げして、根系を土壌に入れる。	（空洞部・腐朽部がある場合） ■腐朽部の湿度が高くなることで、腐朽の進行を促進することがないように注意する。 ■嵩上げする土壌は、樹幹の空洞内である場合に空洞が大きければ全体に入れる必要はない。また、成長して木化した部分の不定根の土壌は取り除いていく。	■ 12 ～ 2 月頃

項目		作業方法	留意点	実施時期・回数
若木接ぎ・根接ぎによる樹勢回復	若木接ぎ	①保全対象樹木の根元のすぐ近くを土壌改良し、同じ樹種か接木親和性の高い種の若木（幹周10cm程度）を根元に接するように植栽する。 ②数年間養生し活着した後に、若木の幹を高さ1m 程度の位置で切断して挿し穂にし、保全対象木側は樹皮を削り形成層を露出させる。 ③若木の挿し穂と形成層を合わせ寄せ接ぎする。 ④雨が入らないように接ぎロウ等で処理し、ビニールフィルムを巻きつけシュロ縄で絞め、次に布テープ巻き、その上から防水保護テープを巻く。 ⑤その後、数年間養生し、接木の状態が良好になったら保護材を除去する。	■土壌改良等による根の発根促進効果が認められない場合に適用を検討する。 ■接ぎ木、接ぎ根を行うにあたっては、対象樹種における最適な時期となるようにする。	■4～7 月
	根接ぎ	①保全対象樹木の根元の土壌を取り除き、太い根の活力のある部分をクサビ状に剥皮する。 ②接ぎ根は、同じ樹種か接木親和性の高い種の若木のものとして、幹の部分を少し付けて、細根を傷めないように丁寧に掘りとる。 ③保全対象樹木のクサビ状の切り込み部分に、その部分に適合するように整形した接ぎ根を密着させ布テープ等を巻いて固定する。 ④根が接合しやすいように薬品等を付け、ミズゴケで覆った上から、発根促進剤を塗布し土壌を埋め戻す。		■4～7 月

樹勢回復のイメージ

▲不定根育成

▲若木接ぎ

樹勢回復のイメージ

▲根接ぎ（根株）

▲根接ぎ（主根）

（6）後継樹の育成

後継樹の育成は、景観重要樹木の自然性・学術的価値の高い遺伝子を保存する必要がある場合に、親木と同じ遺伝子を保有したクローンを得るために無性繁殖による苗木をつくるものであり、ここでは①「挿し木」、②「接ぎ木」、③「取り木」の 3 項目がある。

なお、独立行政法人森林総合研究所林木育種センターでは、天然記念物や巨樹、名木等の樹木を対象に、後継樹を増殖するサービスを行う「林木遺伝子銀行 110 番」を開設している。

後継樹の育成の作業方法と実施にあたっての留意点を表 5-27 に示す。

①挿し木

挿し木とは、母株の枝・葉・根等の一部を切り取り（これを挿し穂という）、挿し床に挿し、不定芽あるいは不定根の形成を期待することで個体数を増やす技術である。

②接ぎ木

接ぎ木とは、増殖を目的とする植物体の一部である枝や芽等を切り取って、他の植物体に接ぎ合わせ、独立した新しい個体に養成する技術である。

③取り木

取り木とは、幹や枝の途中から根を生やし、その下から切り離す技術である。

表 5-27　後継樹の育成の作業方法と留意点

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
挿し木	①挿し木は長さ 10～15cm の長さに枝を切り、葉がついていれば、下の部分の葉は取り除いておく。この場合、葉はむしらずに切り取り、花蕾や花がらは取り除く。 ②切り口を鋭利な刃物で切り戻す。 ③枝径程度の箸等で土へ穴を作り、枝を挿し込む。 ④水を十分に与える。	■挿し木では柔らかい新芽は不適であり、新しく伸びて組織が充実し、固まった新芽を使う。 ■新芽が伸びる前の去年の枝先を使うこともあるが、この場合古い枝では発根しにくいため、できるだけ充実した新しい枝を使う。	■梅雨挿し（新梢挿し） 6月中旬から7月上旬の梅雨のはじめの頃、今年伸びた新梢を挿すもの。特に根が出やすい樹種を除き植え替えは9月下旬頃に行う。 ■春挿し（古枝挿し） 新芽の出る直前の 2 月下旬から3月上旬頃、去年伸びた枝を挿すもの。植え替えは早くても 6 月下旬の梅雨に行う。 ■秋挿し 10 月頃に今年伸びた新梢を挿すもの。春に挿し木すると病気の出やすいバラ科の植物は、この時期が適期である。
接ぎ木	①台木と穂木の準備する。台木は、枝葉を切り、上部を切断するが、あまり短くしすぎないように注意する。穂木も枝葉を切り、一本の棒にする。 ②台木に切り出しナイフで、切れ目を入れる。台木の幹の中心を少し超えるぐらいまで切り込む。 ③穂木の下端をクサビ形に削る。削る長さは、一方は長く、一方はやや短くなるように、裏表で少し変えておく。 ④削った穂木を台木に挿し込む。この場合、削り面が長い方を上にすることで、接いだ後の穂木が上を向く。台木が裂けたり、切り口が露出するのは良くない例である。 ⑤接いだ部分に接ぎ木テープを巻き、固定する。 ⑥台木の不要な部分をカットする。この時に接いだ部分がずれないよう注意する。 ⑦接ぎロウ（「癒合剤」、「蒸散抑制剤」、「保護剤」等）を台木・穂木の先端に塗布する。 ⑧早いもので 10 日、通常は 2～3 週間で、穂木から芽が出る。芽が若いうちは風にあてると、萎れてしまうため、十分に注意が必要である。	■穂木の目安は長さ 10cm ほどであるが、少し短くてもよい。太さは鉛筆くらいが理想的であるが、細くてもよい。 ■穂木を台木に挿し込む際は、台木の切り口と、穂木の下方の短い削り面を隙間なく密着させる。ぴったり合わない場合は、再度穂木を削り、形を整えてから再度差し込むが、できるだけ一回ですませる。 ■台木と穂木の太さが違う場合は、双方の左端（または右端）を揃えて接ぐ方が良く、真ん中に接いだ場合、失敗する確率が高くなる。 ■接ぎ木テープは接ぎ木を軽く引っぱっただけでは、切れないタイプのものを使う。 ■接ぎロウは、テープを巻いた部分にも、水が溜まりやすく、穂木が腐る原因になるため、形状に応じて二股の部分に塗布する。 ■鉢の置き場所が乾燥していたり、風の通り道である場合は、必要に応じて、ビニール袋をかぶせてから、下部をヒモか針金入りのビニールヒモで縛り固定する。	■切り接ぎ 通常2月中旬から3月中旬に行う。節分の頃に穂木を採取し、湿らせた新聞紙に包み冷蔵庫等に保管しておき、台木が活動を始める 3 月になってから接木をする。 ■腹接ぎ 一般にマツ類を接木するのに用いられる。実生1年か2年の台木を用意し、葉を少し残し、芯を切り取る。穂木は、去年伸びた枝の葉を 10 枚ほど残し切口をクサビ形に切りとる。台木は、1年くらいして穂木がしっかり活着してから切り取る。時期は、3月上旬から3月中旬または、8月中旬。 ■呼び接ぎ 台木と穂木に根がある状態で接木するので、時期はいつでもよく、また失敗した場合には何回でもやり直すことができる。

項目	作業方法	留意点	実施時期・回数
取り木	①まず、取り木する部分の周囲を、その太さの 1.5 倍ほどの幅で木質部まで削り取る。 ②削り取った木部に赤土等をよく練って塗布する。ビニール袋やプラ鉢を二つに割ったもので、木部を挟み、水ゴケまたは赤玉土等を入れる。 ③葉が茂ってくれば充分に根が出ている証拠であり、鉢上げ適期になったら、ビニール袋やプラ鉢を外して根の発根状況を確認する。 ④植え込み後は、徐々に日にあてるようにし、もし枝先の葉がしなびるようなら、 3～4 葉残して枝先を切りつめる。	■削りとる際は、上部の切り込みをギザギザになるようにし、木質部がむきだしになるよう、甘皮（形成層）を残さないように注意する。 ■根が充分に発根していない場合は、そのまま越冬させ、翌春に切り取るようにする。 ■根が充分に発根している場合は、根を痛めないように、剥皮部分のやや下部を又枝切り等で切断し、竹箸等で水苔等を取り除く。その際、根が絡んでいる場合は根を傷つけないようにそのままにするが、水苔が根についたままだと鉢土の排水性、通気性が悪化することがあるので、できるだけ取り除く。	■一般的な樹種は 3 月に取木を行い、9 月か翌年の 3 月、早いものは、梅雨に入ってから切り離しを行う。 ■クロマツやゴヨウマツ等の発根に時間がかかる樹種は、9 月に取木を行い、翌年か翌々年の秋に切り離しを行う。

後継樹の育成のイメージ

▲挿し木

▲接ぎ木

▲取り木

3-4.　実施報告書の作成

実施報告書は、「生育・景観改善」及び「治療・回復」の実施内容を記録するものである。

実施報告書には、実施した保全対策の内容を使用した資材等を含めて記入するとともに、実施前と実施後の樹木写真を貼付する。樹木の保全対策に関する作業においては、現場での判断により、当初の計画を変更して実施したほうがよい場合もあるため、その際には変更内容を正確に記録するとともに、後で実施する検証調査のための基礎情報として記録しておくことが重要である。また、他に作業時に確認された樹木生育等に関する事項がある場合にも記録しておく。

なお、これらの作業を、専門家（造園業者、樹木医等）に委託して実施した場合には、業務の完了報告書（竣工図書）等がとりまとめられているため、それを代用することもできる。

実施報告書は、保全対策を実施した者が作成することが望ましく、作業を終了した後に、実施した事項の記録が正確であるか、現場で保全対策の計画を変更していないかなどを確認した上で保存する。

実施報告書は、以降に示す「実施報告書」を活用し作成する。

実 施 報 告 書

作業日	年　　月　　日	天候		作成者	
樹種名				樹木名	
所在地					
実施者				作業責任者	
作業従事者					
作業項目名					
作業内容					
作業箇所	作業実施前			作業実施後	
	※写真添付			※写真添付	
所見					
その他					

※作業時期が異なる場合等、必要により作業種毎に作成する。

3-5. 検証調査の実施

(1) 検証調査の内容

検証調査は、実施した保全対策の効果を確認するために行うものであり、保全計画の中で設定した目標設定期間の最終年度に実施するのが基本である。ただし、空洞部・腐朽部の処置等、目標達成までに長期を要する作業の場合は、その途中で数回実施しておくことが重要である（表 5-28)。

表 5-28　目標達成期間と検証調査の時期

区　分	内容	実施時期の目安
短　期	実施後すぐに効果のあるもの。	①1 年後
中　期	実施後効果が発現されるまでには多少の時間を要するもの。	①1 回目：1 年後 ②2 回目：3 年後
長　期	樹木の成長とともに効果が現れるため、効果が発現されるまでには比較的長期間を要するもの。	①1 回目：1 年後 ②2 回目：3 年後 ③3 回目：5 年後

※落葉樹は、落葉期間に効果を検証することが難しいため、新葉が展開してから実施する。

検証調査は「生育・景観改善」と「治療・回復」の効果を確認するものがあり、両方とも樹木の生育状況等を確認することにより検証するものである。

検証調査の実施にあたっては、保全対策を実施する前段階で実施した既存の「調査・診断」結果とその評価結果を基にして、「生育・景観改善」と「治療・回復」を実施することが必要となった不良原因に関する項目について、再度、調査・診断を行うことで、現時点での評価を比較して行うことができる。

具体的には、保全対策実施前の「調査・診断」を行った際の既存の調査票を確認しながら、関連する不良原因に該当する項目について、新たに関連する各調査票に記入するなどして、調査時点での生育状況等を再診断する。

調査結果は、「検証調査票」に保全対策前後の写真や実施した作業項目、保全目標像とともに記入する。

(2) 検証調査結果の評価

検証調査結果の評価は、各種の保全対策の効果や樹木等の問題を確認し、目標とした効果が現れているかどうかについて評価を行い、次の段階の対策方針を決定するものである（図 5-7)。

具体的には、検証調査と同様に、保全対策実施前の「調査・診断」を行った際の既存の評価票を確認しながら、関連する不良原因に該当する項目について、新たに関連する各評価票に記入するなどして、調査時点での生育状況等を再評価する。

評価の結果、保全対策実施前の評価よりも良くなっていて、期待された効果が確認できた場合には、引き続き「日常管理」を継続することとなる。また、保全対策実施前の評価とほとんど変わっていない場合には、専門家の意見を踏まえ「保全対策の再施工」の必要性を検討する。一方、保全対策実施前の評価よりも悪くなっている場合には、実施した保全対策が適切でなかったことも考えられるため、「保全計画の見直し」を検討する必要がある。

評価結果は、「検証調査票」に効果の有無や所見、今後の対応についてとりまとめる。

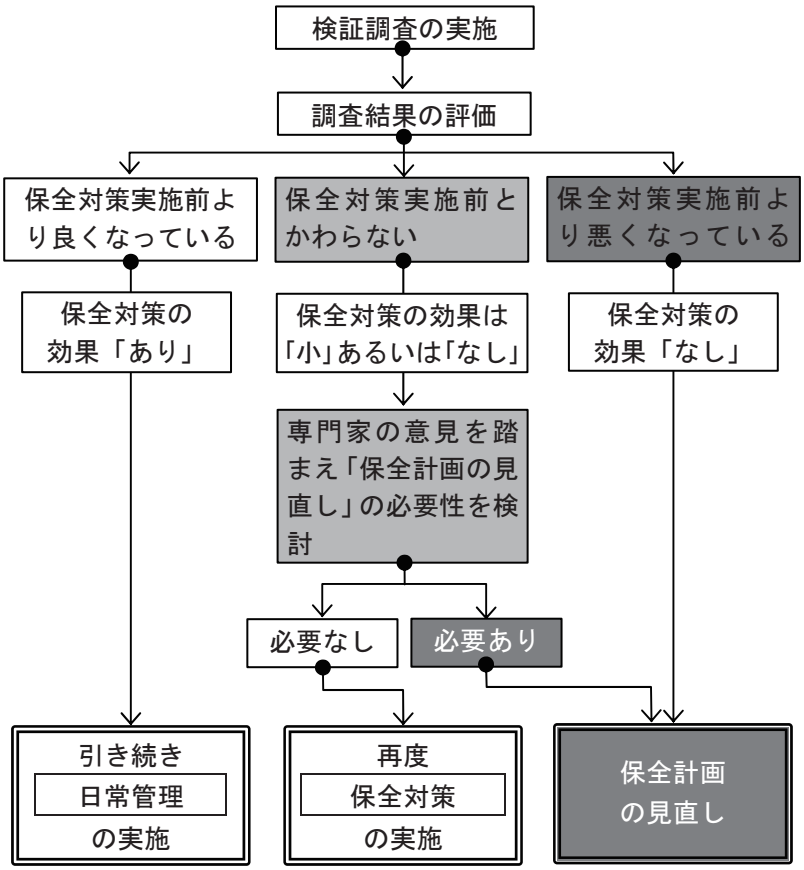

図 5-7　検証調査結果の評価フロー

検 証 調 査 票（生育・景観改善）

作成・確認日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
治療年月日	年　月　日	経過期間	□ １年間　□ ３年間　□ ５年間

	対策実施前	対策実施後（現在）
生育状況（写真）		

	作業項目	効果の有無	保全目標像
効果検証項目	①灌水	□あり　□少し　□なし	
	②剪定 〔□整枝剪定、□枯枝処理〕	□あり　□少し　□なし	
	③病虫害防除 〔□薬剤散布、□捕殺、□コモ巻き、□罹病部等の切除〕	□あり　□少し　□なし	
	④植栽基盤整備 〔□土壌改良、□排水工、□植栽基盤拡張〕	□あり　□少し　□なし	
	⑤保護材等の整備 〔□樹体保護、□土壌踏圧防止対策、□気象害対策〕	□あり　□少し　□なし	
	⑥周辺環境の整備 〔□被圧木等の処置、□近接物の処置、□解説板等の整備〕	□あり　□少し　□なし	

所見	1. 効果が見られる　2. 多少は効果が見られる　3. 全く効果が見られない
今後の対応	

※必要に応じて作成すること。

検 証 調 査 票（治療・回復）

作成・確認日	年　月　日	作成者	
樹木名		樹種名	
所在地			
治療年月日	年　月　日	経過期間	□ １年間　□ ３年間　□ ５年間

	対策実施前	対策実施後（現在）
生育状況（写真）		

	作業項目	効果の有無	保全目標像
効果検証項目	① 剪定 〔□整姿剪定、□ロープワークによる剪定〕	□あり　□少し　□なし	
	②病虫害防除（マツ材線虫病の防除）	□あり　□少し　□なし	
	③植栽基盤整備（土壌改良）	□あり　□少し　□なし	
	④空洞部・腐朽部の処置 〔□幹・枝、□根系〕	□あり　□少し　□なし	
	⑤樹勢回復処置 〔□不定根育成、□若木接ぎ・根接ぎ〕	□あり　□少し　□なし	
	⑥後継樹の育成 〔□挿し木、□接ぎ木、□取り木〕	□あり　□少し　□なし	

所見	1. 効果が見られる　2. 多少は効果が見られる　3. 全く効果が見られない
今後の対応	

※必要に応じて作成すること。

資　料　編

資料編１．　景観法及びその関連法令等 …… 257
１．景観法 …… 257
２．景観法施行令 …… 280
３．景観法施行規則 …… 287
４．都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令 …… 292
資料編２．　書式の記入例 …… 295
資料編３．　参考文献と写真出典 …… 325
１．参考文献 …… 325
２．写真出典 …… 327

資料編１．景観法及びその関連法令等

■１．景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）

最終改正：平成二一年六月二四日法律第五七号
（最終改正までの未施行法令）
平成二十一年六月三日法律第四十七号　（未施行）
平成二十一年六月二十四日法律第五十七号　（未施行）

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　景観計画及びこれに基づく措置
　第一節　景観計画の策定等（第八条―第十五条）
　第二節　行為の規制等（第十六条―第十八条）
　第三節　景観重要建造物等
　　第一款　景観重要建造物の指定等（第十九条―第二十七条）
　　第二款　**景観重要樹木**の指定等（第二十八条―第三十五条）
　　第三款　管理協定（第三十六条―第四十二条）
　　第四款　雑則（第四十三条―第四十六条）
　第四節　景観重要公共施設の整備等（第四十七条―第五十四条）
　第五節　景観農業振興地域整備計画等（第五十五条―第五十九条）
　第六節　自然公園法の特例（第六十条）
第三章　景観地区等
　第一節　景観地区
　　第一款　景観地区に関する都市計画（第六十一条）
　　第二款　建築物の形態意匠の制限（第六十二条―第七十一条）
　　第三款　工作物等の制限（第七十二条・第七十三条）
　第二節　準景観地区（第七十四条・第七十五条）
　第三節　地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限（第七十六条）
　第四節　雑則（第七十七条―第八十条）
第四章　景観協定（第八十一条―第九十一条）
第五章　景観整備機構（第九十二条―第九十六条）
第六章　雑則（第九十七条―第九十九条）
第七章　罰則（第百条―第百七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

２　良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

３　良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

４　良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地

方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5　良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　国は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第六条　住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（定義等）

第七条　この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の区域にあっては指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、都道府県に代わって第二章第一節から第四節まで、第四章及び第五章の規定に基づく事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議し、その同意を得た市町村の区域にあっては、当該市町村をいう。

2　この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

3　この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。

4　この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5　この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第三号に規定する国定公園をいう。

6　この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

7　第一項ただし書の規定により景観行政団体となる市町村は、当該規定に基づき景観行政団体となる日の三十日前までに、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二章　景観計画及びこれに基づく措置

第一節　景観計画の策定等

（景観計画）

第八条　景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

一　現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域

二　地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域

三　地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの

四　住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの

五　地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

2　景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
二　景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
三　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
四　第十九条第一項の景観重要建造物又は第二十八条第一項の**景観重要樹木**の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）
五　次に掲げる事項のうち、良好な景観の形成のために必要なもの
イ　屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
ロ　当該景観計画区域内の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）による河川、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園、海岸保全区域等（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第三項に規定する海岸保全区域等をいう。以下同じ。）に係る海岸、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港、自然公園法による公園事業（国又は同法第九条第二項に規定する公共団体が執行するものに限る。）に係る施設その他政令で定める公共施設（以下「特定公共施設」と総称する。）であって、良好な景観の形成に重要なもの（以下「景観重要公共施設」という。）の整備に関する事項
ハ　景観重要公共施設に関する次に掲げる基準であって、良好な景観の形成に必要なもの
（1）　道路法第三十二条第一項又は第三項の許可の基準
（2）　河川法第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の許可の基準
（3）　都市公園法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の許可の基準
（4）　海岸法第七条第一項、第八条第一項、第三十七条の四又は第三十七条の五の許可の基準
（5）　港湾法第三十七条第一項の許可の基準
（6）　漁港漁場整備法第三十九条第一項の許可の基準
ニ　第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
ホ　自然公園法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の許可（政令で定める行為に係るものに限る。）の基準であって、良好な景観の形成に必要なもの（当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれる場合に限る。）
六　その他国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定める事項
3　前項第三号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。
一　第十六条第一項第四号の条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
二　次に掲げる制限であって、第十六条第三項若しくは第六項又は第十七条第一項の規定による規制又は措置の基準として必要なもの
イ　建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）の制限
ロ　建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
ハ　壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
ニ　その他第十六条第一項の届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限
4　景観計画は、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画との調和が保たれるものでなければならない。
5　景観計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画（当該景観計画区域について公害防止計画が定められているときは、当該公害防止計画を含む。）との調和が保たれるものでなければならない。
6　都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。
7　市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあっては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。
8　景観計画に定める第二項第五号ロ及びハに掲げる事項は、景観重要公共施設の種類に応じて、政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に適合するものでなければならない。
9　第二項第五号ニに掲げる事項を定める景観計画は、同項第一号、第二号及び第五号ニに掲げる事項並びに同項第六号に掲げる事項のうち農林水産省令で定める事項に係る部分については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第四条第一項の農業振興地域整備基本方針に適合するとともに、市町村である景観行政団体が定めるものにあっては、農業振興地域整備計

画（同法第八条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に適合するものでなければならない。

１０　景観計画に定める第二項第五号ホに掲げる事項は、自然公園法第二条第五号 に規定する公園計画に適合するものでなければならない。

（策定の手続）

第九条　景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

２　景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

３　都道府県である景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

４　景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該景観重要公共施設の管理者（景観行政団体であるものを除く。）に協議し、その同意を得なければならない。

５　景観行政団体は、景観計画に前条第二項第五号ホに掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、国立公園等管理者（国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

６　景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

７　前各項の規定は、景観行政団体が、景観計画を定める手続に関する事項（前各項の規定に反しないものに限る。）について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

８　前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（特定公共施設の管理者による要請）

第十条　特定公共施設の管理者は、景観計画を策定し、又は策定しようとする景観行政団体に対し、当該景観計画に係る景観計画区域（景観計画を策定しようとする景観行政団体に対しては、当該景観行政団体が策定しようとする景観計画に係る景観計画区域となるべき区域）内の当該管理者の管理に係る特定公共施設について、これを景観重要公共施設として当該景観計画に第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項を定めるべきことを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る景観計画の部分の素案を添えなければならない。

２　景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者は、景観行政団体に対し、当該景観計画について、第八条第二項第五号ロ又はハに掲げる事項の追加又は変更を要請することができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

３　景観行政団体は、前二項の要請があった場合には、これを尊重しなければならない。

（住民等による提案）

第十一条　第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

２　まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法 （平成十年法律第七号）第二条第二項 の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

３　前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

（計画提案に対する景観行政団体の判断等）

第十二条　景観行政団体は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該景観計画の策定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第十三条　景観行政団体は、前条の規定により計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をしようとする場合において、その策定又は変更が当該計画提案に係る景観計画の素案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、第九条第二項の規定により当該景観計画の案について意見を聴く都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に対し、当該計画提案に係る景観計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置）

第十四条　景観行政団体は、第十二条の規定により同条の判断をした結果、計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2　景観行政団体は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（景観協議会）

第十五条　景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（当該景観行政団体が都道府県であるときは関係市町村を、当該景観計画区域に国立公園又は国定公園の区域が含まれるときは国立公園等管理者を含む。以下この項において「景観行政団体等」という。）は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

2　協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3　第一項前段の協議を行うための会議において協議がととのった事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節　行為の規制等

（届出及び勧告等）

第十六条　景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

一　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

二　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

三　都市計画法第四条第十二項 に規定する開発行為その他政令で定める行為

四　前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

3　景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4　前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にしなければならない。

5　前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

6　景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。

7　次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　景観重要建造物について、第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

四　景観計画に第八条第二項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

五　景観重要公共施設について、第八条第二項第五号ハ（1）から（6）までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

六　第五十五条第二項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第十五条の二第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

七　国立公園又は国定公園の区域内において、第八条第二項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

八　第六十一条第一項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等

九　景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第七十二条第二項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

十　地区計画等（都市計画法第四条第九項 に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第十二条の五第二項第三号 に規定する地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 （平成九年法律第四十九号）第三十二条第二項第二号 に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第三十二条第二項第三号 に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 （平成二十年法律第四十号）第三十一条第二項第四号 に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律 （昭和五十五年法律第三十四号）第九条第二項第二号 に規定する沿道地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法 （昭和六十二年法律第六十三号）第五条第三項 に規定する集落地区整備計画をいう。第七十六条第一項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

十一　その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（変更命令等）

第十七条　景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第一項第一号又は第二号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第七項及び次条第一項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第三項の規定は、適用しない。

2　前項の処分は、前条第一項又は第二項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から三十日以内に限り、することができる。

3　第一項の処分は、前条第一項又は第二項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4　景観行政団体の長は、前条第一項又は第二項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第二項の期間内に第一項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、九十日を超えない範囲でその理由が存続する間、第二項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第一項又は第二項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

5　景観行政団体の長は、第一項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7　景観行政団体の長は、第一項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存

する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8　第六項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9　第七項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（行為の着手の制限）

第十八条　第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、景観行政団体がその届出を受理した日から三十日（特定届出対象行為について前条第四項の規定により同条第二項の期間が延長された場合にあっては、その延長された期間）を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の政令で定める工事に係るものを除く。第百二条第四号において同じ。）に着手してはならない。ただし、特定届出対象行為について前条第一項の命令を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2　景観行政団体の長は、第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る行為について、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

第三節　景観重要建造物等

第一款　景観重要建造物の指定等

（景観重要建造物の指定）

第十九条　景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第二十条　景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2　第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構（以下この節及び第五節において「景観整備機構」という。）は、景観計画区域内の建造物について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該建造物の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。

3　景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る建造物について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要建造物として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第二十一条　景観行政団体の長は、第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要建造物の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要建造物の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2　景観行政団体は、第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第二十二条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3　景観行政団体の長は、第一項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4　第一項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。

（原状回復命令等）

第二十三条　景観行政団体の長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3　前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（損失の補償）

第二十四条　景観行政団体は、第二十二条第一項の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該許可の申請に係る行為をするについて、他の法律（法律に基づく命令及び条例を含む。）で行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めているもの（当該許可その他の処分を受けることができないために損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。）がある場合において、当該許可その他の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

2　前項の規定による損失の補償については、景観行政団体の長と損失を受けた者が協議しなければならない。

3　前項の規定による協議が成立しない場合においては、景観行政団体の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第二十五条　景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2　景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第二十六条　景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第二十七条　景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2　景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3　第二十一条第一項の規定は、前二項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

第二款　**景観重要樹木**の指定等

（**景観重要樹木**の指定）

第二十八条　景観行政団体の長は、景観計画に定められた**景観重要樹木**の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、**景観重要樹木**として指定することができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3　第一項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（**景観重要樹木**の指定の提案）

第二十九条　景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、**景観重要樹木**として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2　景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であって前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、**景観重要樹木**として指定することを提案することができる。

3　景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、**景観重要樹木**として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

（指定の通知等）

第三十条　景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により**景観重要樹木**を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該**景観重要樹木**の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該**景観重要樹木**の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

2　景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による**景観重要樹木**の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

（現状変更の規制）

第三十一条　何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、**景観重要樹木**の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2　第二十二条第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「**景観重要樹木**」と読み替えるものとする。

（原状回復命令等についての準用）

第三十二条　第二十三条の規定は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第二項において準用する第二十二条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「**景観重要樹木**」と読み替えるものとする。

2　第二十四条の規定は、前条第一項の許可を受けることができないために受けた**景観重要樹木**の所有者の損失について準用する。

（**景観重要樹木**の所有者の管理義務等）

第三十三条　**景観重要樹木**の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2　景観行政団体は、条例で、**景観重要樹木**の管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十四条　景観行政団体の長は、**景観重要樹木**の管理が適当でないため当該**景観重要樹木**が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては**景観重要樹木**の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該**景観重要樹木**の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第三十五条　景観行政団体の長は、**景観重要樹木**について、第二十八条第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2　景観行政団体の長は、**景観重要樹木**について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3　第三十条第一項の規定は、前二項の規定による**景観重要樹木**の指定の解除について準用する。

第三款　管理協定

（管理協定の締結等）

第三十六条　景観行政団体又は景観整備機構は、景観重要建造物又は**景観重要樹木**の適切な管理のため必要があると認めるときは、当該景観重要建造物又は**景観重要樹木**の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。第四十二条第一項において同じ。）と

次に掲げる事項を定めた協定（以下「管理協定」という。）を締結して、当該景観重要建造物又は**景観重要樹木**の管理を行うことができる。

一　管理協定の目的となる景観重要建造物（以下「協定建造物」という。）又は管理協定の目的となる**景観重要樹木**（以下「協定樹木」という。）

二　協定建造物又は協定樹木の管理の方法に関する事項

三　管理協定の有効期間

四　管理協定に違反した場合の措置

2　管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　協定建造物又は協定樹木の利用を不当に制限するものでないこと。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令（都市計画区域外の協定樹木に係る管理協定にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に適合するものであること。

3　景観整備機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（管理協定の縦覧等）

第三十七条　景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結しようとするとき、又は前条第三項の規定による管理協定の認可の申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、景観行政団体又はその長に意見書を提出することができる。

（管理協定の認可）

第三十八条　景観行政団体の長は、第三十六条第三項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　管理協定の内容が、第三十六条第二項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（管理協定の公告）

第三十九条　景観行政団体又はその長は、それぞれ管理協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

（管理協定の変更）

第四十条　第三十六条第二項及び第三項並びに前三条の規定は、管理協定において定められた事項の変更について準用する。

（管理協定の効力）

第四十一条　第三十九条（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告があった管理協定は、その公告があった後において当該協定建造物又は協定樹木の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

（緑地管理機構の業務の特例）

第四十二条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十八条第一項 の規定により指定された緑地管理機構であって同法第六十九条第一号 イの業務を行うもの（以下この節において「緑地管理機構」という。）は、**景観重要樹木**の適切な管理のため必要があると認めるときは、同条 各号に掲げる業務のほか、当該**景観重要樹木**の所有者と管理協定を締結して、当該**景観重要樹木**の管理及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2　前項の場合においては、都市緑地法第七十条 中「又はニ（1）に掲げる業務」とあるのは、「若しくはニ（1）に掲げる業務又は景観法第四十二条第一項に規定する業務」とする。

3　第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条から前条までの規定は、前二項の規定により緑地管理機構が業務を行う場合について準用する。

第四款　雑則

（所有者の変更の場合の届出）

第四十三条　景観重要建造物又は**景観重要樹木**の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

（台帳）

第四十四条　景観行政団体の長は、景観重要建造物又は**景観重要樹木**に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

2　前項の台帳の作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令（都市計画区域外の**景観重要樹木**に関する台帳にあっては、国土交

通省令・農林水産省令）で定める。

（報告の徴収）

第四十五条　景観行政団体の長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物又は**景観重要樹木**の所有者に対し、景観重要建造物又は**景観重要樹木**の現状について報告を求めることができる。

（助言又は援助）

第四十六条　景観重要建造物の所有者は景観行政団体又は景観整備機構に対し、**景観重要樹木**の所有者は景観行政団体又は景観整備機構若しくは緑地管理機構に対し、それぞれ景観重要建造物又は**景観重要樹木**の管理に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

第四節　景観重要公共施設の整備等

（景観重要公共施設の整備）

第四十七条　景観計画に第八条第二項第五号ロの景観重要公共施設の整備に関する事項が定められた場合においては、当該景観重要公共施設の整備は、当該景観計画に即して行われなければならない。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法 の特例）

第四十八条　景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法 による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法 （平成七年法律第三十九号）第三条 の規定の適用については、同条第一項 中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。）」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

（道路法 の特例）

第四十九条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（1）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条 、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条 及び第三十六条第二項 中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（1）の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

（河川法 の規定による許可の特例）

第五十条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（2）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である河川法 による河川（以下この条において「景観重要河川」という。）の河川区域（同法第六条第一項 （同法第百条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する河川区域をいう。）内の土地における同法第二十四条 、第二十五条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項（これらの規定を同法第百条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為については、当該景観重要河川の河川管理者（同法第七条 （同法第百条第一項 において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（2）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（都市公園法 の規定による許可の特例等）

第五十一条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（3）の許可の基準（都市公園法第五条第一項 の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要公共施設である同法 による都市公園（以下この条において「景観重要都市公園」という。）における同法第五条第一項 の許可を要する行為については、当該景観重要都市公園の公園管理者（同項 に規定する公園管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（3）の許可の基準に適合しない場合には、同項 の許可をしてはならない。

2　景観計画に第八条第二項第五号ハ（3）の許可の基準（都市公園法第六条第一項 又は第三項 の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要都市公園についての同法第七条 の規定の適用については、同条 中「政令で定める技術的基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（3）の許可の基準」とする。

（海岸法 の特例等）

第五十二条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（4）の許可の基準（海岸法第七条第一項 又は第八条第一項 の許可に係るものに限る。）が定められた景観重要公共施設である海岸保全区域等に係る海岸（次項において「景観重要海岸」という。）についての同法第七条第二項 及び第八条第二項 の規定の適用については、同法第七条第二項 中「及ぼすおそれがある」とあるのは「及ぼ

すおそれがあり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（4）の許可の基準（前項の許可に係るものに限る。）に適合しないものである」と、同法第八条第二項中「前条第二項」とあるのは「景観法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「前項の許可に係るもの」とあるのは、「次条第一項の許可に係るもの」と読み替えるものとする」とする。

2　景観計画に第八条第二項第五号ハ（4）の許可の基準（海岸法第三十七条の四 又は第三十七条の五 の許可に係るものに限る。以下この項において同じ。）が定められた景観重要海岸の一般公共海岸区域（同法第二条第二項 に規定する一般公共海岸区域をいう。）内における同法第三十七条の四 又は第三十七条の五 の許可を要する行為については、当該景観重要海岸の海岸管理者（同法第二条第三項 に規定する海岸管理者をいう。）は、当該行為が当該景観計画に定められた同号ハ（4）の許可の基準に適合しない場合には、これらの規定による許可をしてはならない。

（港湾法 の特例）

第五十三条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（5）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である港湾法 による港湾についての同法第三十七条第二項 の規定の適用については、同項 中「又は第三条の三第九項 」とあるのは「若しくは第三条の三第九項 」と、「与えるものである」とあるのは「与えるものであり、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（5）の許可の基準に適合しないものである」とする。

（漁港漁場整備法 の特例）

第五十四条　景観計画に第八条第二項第五号ハ（6）の許可の基準が定められた景観重要公共施設である漁港漁場整備法 による漁港についての同法第三十九条第二項 及び第三項 の規定の適用については、同条第二項 中「又は漁港」とあるのは「若しくは漁港」と、「与える」とあるのは「与え、又は景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（6）の許可の基準に適合しない」と、同条第三項中「保全上」とあるのは「保全上又は良好な景観の形成上」とする。

第五節　景観農業振興地域整備計画等

（景観農業振興地域整備計画）

第五十五条　市町村は、第八条第二項第五号ニに掲げる基本的な事項が定められた景観計画に係る景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）内にあるものについて、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地（同法第三条第一号に規定する農用地をいう。以下同じ。）及び農業用施設その他の施設の整備を一体的に推進する必要があると認める場合には、景観農業振興地域整備計画を定めることができる。

2　景観農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観農業振興地域整備計画の区域

二　前号の区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

三　第一号の区域内における農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第二号、第二号の二及び第四号に掲げる事項

3　景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画に適合するとともに、農業振興地域の整備に関する法律第四条第三項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、前項第一号の区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該区域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

4　農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項前段、第十条第二項、第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）、第十二条並びに第十三条第一項前段及び第四項の規定は、景観農業振興地域整備計画について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内」とあるのは「景観農業振興地域整備計画（景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）に係る同条第二項第一号の区域内」と、「当該農用地利用計画」とあるのは「当該景観農業振興地域整備計画」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第十項中「農用地区域」とあるのは「景観法第五十五条第二項第一号の区域」と、同条第十一項中「農用地等としての利用に供する」とあるのは「景観農業振興地域整備計画に従つて利用する」と、同法第十三条第一項前段中「農業振興地域整備基本方針」とあるのは「景観法第八条第一項の景観計画若しくは農業振興地域整備計画」と、「変更により、前条第一項の規定による基礎調査の結果により」とあるのは「変更により」と、「生じたときは、政令で定めるところにより」とあるのは「生じたときは」と、同条第四項中「第八条第四項及び第十一条（第十二項を除く。）」とあるのは「第八条第四項前段及び第十一条（第九項後段及び第十二項を除く。）」と読み替えるものとする。

（土地利用についての勧告）

第五十六条　市町村長は、前条第二項第一号の区域内にある土地が景観農業振興地域整備計画に従って利用されていない場合において、景観農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該景観農業振興地域整備計画に従って利用すべき旨を勧告することができる。

2　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（農地法 の特例）

第五十七条　前条第二項に規定する場合において、同項の規定により景観整備機構が指定されたときは、農業委員会（農業委員会等に関する法律 （昭和二十六年法律第八十八号）第三条第五項 の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）又は都道府県知事は、前条第二項の勧告に係る協議がととのったことによりその勧告を受けた者がその勧告に係る農地又は採草放牧地（農地法 （昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項 に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）につき当該景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとするときは、農地法第三条第二項 （第二号の二、第四号、第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項 の許可をすることができる。

2　前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地については、農地法第六条第一項 の規定は、適用しない。

3　前条第二項の勧告に係る協議がととのったことにより景観整備機構のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地の賃貸借については、農地法第十九条 本文並びに第二十条第一項 本文、第七項及び第八項の規定は、適用しない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第五十八条　都道府県知事は、農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項の許可をしようとする場合において、同項に規定する開発行為に係る土地が第五十五条第二項第一号の区域内にあるときは、当該開発行為が同法第十五条の二第四項各号のいずれかに該当するほか、当該開発行為により当該開発行為に係る土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用することが困難となると認めるときは、これを許可してはならない。

2　前項の許可についての農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第五項の規定の適用については、同項中「農業上の利用を確保するために」とあるのは、「農業上の利用又は景観法第五十五条第一項の規定により定められた景観農業振興地域整備計画に従つた利用を確保するために」とする。

（市町村森林整備計画の変更）

第五十九条　市町村は、森林法 （昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の六第二項 及び第三項 に規定する場合のほか、その区域内にある同法第五条第一項 の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、景観計画に即してその公益的機能の維持増進を図ることが適当と認める場合には、同法第十条の五第一項 の規定によりたてられた市町村森林整備計画の一部を変更することができる。

2　前項の規定による変更は、森林法第十条の六第三項 の規定によりしたものとみなす。

第六節　自然公園法 の特例

第六十条　第八条第二項第五号ホに掲げる事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内における自然公園法第十三条第四項 、第十四条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、これらの規定中「環境省令で定める基準」とあるのは、「環境省令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ホの許可の基準」とする。

第三章　景観地区等

第一節　景観地区

第一款　景観地区に関する都市計画

第六十一条　市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。

2　景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

一　建築物の形態意匠の制限

二　建築物の高さの最高限度又は最低限度

三　壁面の位置の制限

四　建築物の敷地面積の最低限度

第二款　建築物の形態意匠の制限

（建築物の形態意匠の制限）

第六十二条　景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあっては、この限りでない。

（計画の認定）

第六十三条　景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。

2　市町村長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から三十日以内に、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請者に認定証を交付しなければならない。

3　市町村長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

4　第二項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。第百一条第三号において同じ。）は、することができない。

5　第一項の申請書、第二項の認定証及び第三項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（違反建築物に対する措置）

第六十四条　市町村長は、第六十二条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2　市町村長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3　前項の標識は、第一項の規定による処分に係る建築物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4　第一項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5　前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（違反建築物の設計者等に対する措置）

第六十五条　市町村長は、前条第一項の規定による処分をした場合においては、国土交通省令で定めるところにより、当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第七項に規定する工事監理をする者をいう。以下同じ。）若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建築士法、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を同項の規定による通知をした市町村長に通知しなければならない。

（国又は地方公共団体の建築物に対する認定等に関する手続の特例）

第六十六条　国又は地方公共団体の建築物については、第六十三条から前条までの規定は適用せず、次項から第五項までに定めるところによる。

2　景観地区内の建築物の建築等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）であ

る場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市町村長に通知しなければならない。

3　市町村長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から三十日以内に、当該通知に係る建築物の計画が第六十二条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4　第二項の通知に係る建築物の建築等の工事（根切り工事その他の政令で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5　市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第六十二条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する国の機関等に通知し、第六十四条第一項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（条例との関係）

第六十七条　第六十三条第二項及び前条第三項の規定は、市町村が、これらの規定による認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（工事現場における認定の表示等）

第六十八条　景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定めるところにより、建築等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2　景観地区内の建築物の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る第六十三条第二項又は第六十六条第三項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

第六十九条　第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

一　第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

二　文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

三　文化財保護法第百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物

四　第二号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市町村長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

五　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

2　景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、第六十二条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又はその部分に対しては、適用しない。

一　景観地区に関する都市計画の変更前に第六十二条の規定に違反している建築物又はその部分

二　景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物

三　景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物の当該工事に係る部分

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置）

第七十条　市町村長は、前条第二項の規定により第六十二条から第六十八条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。

2　前項の規定によって補償を受けることができる者は、その補償金額に不服がある場合においては、政令で定めるところにより、その決定の通知を受けた日から一月以内に土地収用法第九十四条第二項の規定による収用委員会の裁決を求めることができる。

（報告及び立入検査）

第七十一条　市町村長は、この款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等に関する工事の計画若しくは施工の状

況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工事現場に立ち入り、建築物、建築材料その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三款　工作物等の制限

（工作物の形態意匠等の制限）

第七十二条　市町村は、景観地区内の工作物について、政令で定める基準に従い、条例で、その形態意匠の制限、その高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域（当該景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域をいう。第四項において同じ。）における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。同項において同じ。）の設置の制限を定めることができる。この場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。

2　前項前段の規定に基づく条例（以下「景観地区工作物制限条例」という。）で工作物の形態意匠の制限を定めたものには、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な市町村長による計画の認定、違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

3　前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により景観地区工作物制限条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

4　工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面後退区域における工作物の設置の制限を定めた景観地区工作物制限条例には、第六十四条及び前条の規定の例により、当該条例の施行に必要な違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

5　景観地区工作物制限条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない旨を定めることができる。

6　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく景観地区工作物制限条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る請負人について、建設業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

（開発行為等の制限）

第七十三条　市町村は、景観地区内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（次節において「開発行為」という。）その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を形成するため必要な規制をすることができる。

2　都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第二節　準景観地区

（準景観地区の指定）

第七十四条　市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができる。

2　市町村は、準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該準景観地区の区域の案を、当該準景観地区を指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3　前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された準景観地区の区域の案について、市町村に意見書を提出することができる。

4　市町村は、第一項の規定により準景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

5　準景観地区の指定は、国土交通省令で定めるところにより、公告することにより行う。

6　前各項の規定は、準景観地区の変更について準用する。

（準景観地区内における行為の規制）

第七十五条　市町村は、準景観地区内における建築物又は工作物について、景観地区内におけるこれらに対する規制に準じて政令で定め

る基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制（建築物については、建築基準法第六十八条の九第二項の規定に基づく条例により行われるものを除く。）をすることができる。

2　市町村は、準景観地区内において、開発行為その他政令で定める行為について、政令で定める基準に従い、条例で、良好な景観を保全するため必要な規制をすることができる。

3　都市計画法第五十一条の規定は、前項の規定に基づく条例の規定による処分に対する不服について準用する。

第三節　地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

第七十六条　市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において、建築物又は工作物（以下この条において「建築物等」という。）の形態意匠の制限が定められている区域に限る。）内における建築物等の形態意匠について、政令で定める基準に従い、条例で、当該地区計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものとしなければならないこととすることができる。

2　前項の規定による制限は、建築物等の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、当該地区計画等の区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において行うものとする。

3　第一項の規定に基づく条例（以下「地区計画等形態意匠条例」という。）には、第六十三条、第六十四条、第六十六条、第六十八条及び第七十一条の規定の例により、当該条例の施行のため必要な市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置に関する規定を定めることができる。

4　前項の規定は、第六十三条第二項及び第六十六条第三項の規定の例により地区計画等形態意匠条例に定めた市町村長の認定の審査の手続について、これらの規定に反しない限り、当該条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

5　地区計画等形態意匠条例には、市町村長は、当該条例の規定により第六十四条第一項の処分に相当する処分をしたときは、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあっては当該処分に係る建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあっては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他国土交通省令で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない旨を定めることができる。

6　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の規定により同項の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る者について、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による業務の停止の処分その他必要な措置を講ずるものとし、その結果を当該通知をした市町村長に通知しなければならない。

第四節　雑則

（仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和）

第七十七条　非常災害があった場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの内においては、災害により破損した建築物若しくは工作物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築等若しくは応急仮設工作物の建設等若しくは設置でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、この章の規定は、適用しない。

一　国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築等又は建設等若しくは設置をするもの

二　被災者が自ら使用するために建築等をする建築物でその延べ面積が政令で定める規模以内のもの

2　災害があった場合において建築等又は建設等若しくは設置をする停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物若しくは応急仮設工作物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物若しくは仮設工作物については、この章の規定は、適用しない。

3　前二項の応急仮設建築物の建築等又は応急仮設工作物の建設等若しくは設置をした者は、その工事を完了した後三月を超えてこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なおこの章の規定の適用を受けないで当該建築物又は工作物を存続することができる。

4　市町村長は、前項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限って、その許可をすることができる。

5　市町村長は、第三項の許可の申請があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

（国土交通大臣及び都道府県知事の勧告、助言又は援助）

第七十八条　市町村長は、都道府県知事又は国土交通大臣に対し、この章の規定の適用に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2　国土交通大臣及び都道府県知事は、市町村長に対し、この章の規定の適用に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（市町村長に対する指示等）

第七十九条　国土交通大臣は、市町村長がこの章の規定若しくは当該規定に基づく命令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく処分を怠っている場合において、国の利害に重大な関係がある建築物に関し必要があると認めるときは、当該市町村長に対して、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2　市町村長は、正当な理由がない限り、前項の規定により国土交通大臣が行った指示に従わなければならない。

3　国土交通大臣は、市町村長が正当な理由がなく、所定の期限までに、第一項の規定による指示に従わない場合においては、正当な理由がないことについて社会資本整備審議会の確認を得た上で、自ら当該指示に係る必要な措置をとることができる。

（書類の閲覧）

第八十条　市町村長は、第六十三条第一項の認定その他この章の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分に関する書類であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない。

第四章　景観協定

（景観協定の締結等）

第八十一条　景観計画区域内の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他の政令で定める土地を除く。）の所有者及び借地権を有する者（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下この章において「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2　景観協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）

二　良好な景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの

イ　建築物の形態意匠に関する基準

ロ　建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ハ　工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

ニ　樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

ホ　屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

ヘ　農用地の保全又は利用に関する事項

ト　その他良好な景観の形成に関する事項

三　景観協定の有効期間

四　景観協定に違反した場合の措置

3　景観協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観計画区域内の土地のうち、景観協定区域に隣接した土地であって、景観協定区域の一部とすることにより良好な景観の形成に資するものとして景観協定区域の土地となることを当該景観協定区域内の土地所有者等が希望するもの（以下「景観協定区域隣接地」という。）を定めることができる。

4　景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る景観協定の縦覧等）

第八十二条　景観行政団体の長は、前条第四項の規定による景観協定の認可の申請があったときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該景観協定について、景観行政団体の長に

意見書を提出することができる。

（景観協定の認可）

第八十三条　景観行政団体の長は、第八十一条第四項の規定による景観協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該景観協定を認可しなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第八十一条第二項各号に掲げる事項（当該景観協定において景観協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該景観協定区域隣接地に関する事項を含む。）について国土交通省令・農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2　建築基準法第四条第一項 の建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長は、第八十一条第二項第二号ロに掲げる事項を定めた景観協定について前項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書の写しを添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3　景観行政団体の長は、第一項の認可をしたときは、国土交通省令・農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該景観協定の写しを当該景観行政団体の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、景観協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

（景観協定の変更）

第八十四条　景観協定区域内における土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、景観協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2　前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（景観協定区域からの除外）

第八十五条　景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項 の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該景観協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、当該借地権の目的となっていた土地（同項 の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該景観協定区域から除外されるものとする。

2　景観協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項 の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項 の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項 （大都市住宅等供給法第八十二条 において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項 （大都市住宅等供給法第八十三条 において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該景観協定区域から除外されるものとする。

3　前二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外された場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4　第八十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他景観行政団体の長が第一項又は第二項の規定により景観協定区域内の土地が当該景観協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（景観協定の効力）

第八十六条　第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった景観協定は、その公告のあった後において当該景観協定区域内の土地所有者等となった者（当該景観協定について第八十一条第一項又は第八十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の認可の公告のあった後景観協定に加わる手続等）

第八十七条　景観協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項 の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該景観協定の効力が及ばないものは、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、当該景観協定に加わることができる。

2　景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第八十三条第三項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、景観行政団体の長に対して書面でその意思を表示することによって、景観協定に加わることができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項 の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権の目的となっている土地がある

場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

3　景観協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示のあった時以後、景観協定区域の一部となるものとする。

4　第八十三条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

5　景観協定は、第一項又は第二項の規定により当該景観協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該景観協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項 の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第八十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（当該景観協定について第二項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（景観協定の廃止）

第八十八条　景観協定区域内の土地所有者等（当該景観協定の効力が及ばない者を除く。）は、第八十一条第四項又は第八十四条第一項の認可を受けた景観協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

2　景観行政団体の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第八十九条　土地又は借地権が数人の共有に属するときは、第八十一条第一項、第八十四条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権を有する者とみなす。

（一の所有者による景観協定の設定）

第九十条　景観計画区域内の一団の土地（第八十一条第一項の政令で定める土地を除く。）で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、景観行政団体の長の認可を受けて、当該土地の区域を景観協定区域とする景観協定を定めることができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による景観協定の認可の申請が第八十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該景観協定が良好な景観の形成のため必要であると認める場合に限り、当該景観協定を認可するものとする。

3　第八十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

4　第二項の規定による認可を受けた景観協定は、認可の日から起算して三年以内において当該景観協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することとなった時から、第八十三条第三項の規定による認可の公告のあった景観協定と同一の効力を有する景観協定となる。

（借主等の地位）

第九十一条　景観協定に定める事項が建築物又は工作物の借主の権限に係る場合においては、その景観協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

2　景観協定に農用地の保全又は利用に関する事項を定める場合においては、その景観協定については、当該農用地につき地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章　景観整備機構

（指定）

第九十二条　景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項 の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2　景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3　機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4　景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第九十三条　機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二　管理協定に基づき景観重要建造物又は**景観重要樹木**の管理を行うこと。

三　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。

四　前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

五　第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。

六　良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。

七　前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

（機構の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例）

第九十四条　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定は、機構に対し、前条第四号に掲げる業務の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

（監督等）

第九十五条　景観行政団体の長は、第九十三条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　景観行政団体の長は、機構が第九十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　景観行政団体の長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4　景観行政団体の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第九十六条　国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　雑則

（権限の委任）

第九十七条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（政令への委任）

第九十八条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（経過措置）

第九十九条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章　罰則

第百条　第十七条第五項の規定による景観行政団体の長の命令又は第六十四条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第一項の規定による景観行政団体の長の命令又は第七十条第一項の規定による市町村長の命令に違反した者

二　第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

三　第六十三条第四項の規定に違反して、建築物の建築等の工事をした者

四　第七十七条第三項の規定に違反して、応急仮設建築物又は応急仮設工作物を存続させた者

第百二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十七条第七項又は第七十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十七条第七項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第七十一条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第十八条第一項の規定に違反して、届出に係る行為に着手した者

五　第二十二条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して、行為をした者

六　第二十二条第三項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者

七　第二十三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者

八　第六十八条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第百三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百四条　第二十六条又は第三十四条の規定による景観行政団体の長の命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第百五条　第四十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第百六条　第四十三条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第百七条　第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項又は第七十六条第一項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一六年五月二八日法律第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成一七年六月一〇日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の景観法第五十五条第四項において準用する旧農振法第十一条第一項（旧農振法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた景観農業振興地域整備計画の策定又は変更については、なお従前の例による。

附　則　（平成一七年七月二九日法律第八九号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則　（平成一八年六月二日法律第五〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2　犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第　　号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等

に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3　前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附　則　（平成一八年一二月二〇日法律第一一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二〇年五月二三日法律第四〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二一年六月三日法律第四七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成二一年六月二四日法律第五七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四十三条の規定　公布の日

（政令への委任）

第四十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

■２．景観法施行令（平成十六年十二月十五日政令第三百九十八号）

最終改正：平成二〇年一二月三日政令第三六四号

内閣は、景観法（平成十六年法律第百十号）第七条第四項、第八条第二項第五号ロ及びホ、第三項並びに第八項、第十一条第一項、第十六条第七項第一号、第十号及び第十一号、第十七条第三項、第十八条第一項、第二十二条第一項ただし書、第二十四条第三項（同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項ただし書、第八十一条第一項並びに第九十三条第四号並びに同法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条第一項前段及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共施設）

第一条　景観法（以下「法」という。）第七条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

（特定公共施設）

第二条　法第八条第二項第五号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業に係る土地改良施設

二　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による下水道

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業に係る施設

四　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）による市民緑地契約に係る市民緑地

五　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）による雨水貯留浸透施設（国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。）

六　砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備

七　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設（国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。）

八　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設（地方公共団体が設置するものに限る。）

九　皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

（自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの）

第三条　法第八条第二項第五号ホの政令で定める行為は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第三項第一号、第六号及び第十二号（同法第二十四条第三項の許可については、同法第十三条第三項第一号及び第六号）に掲げる行為とする。

（景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準）

第四条　法第八条第三項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

一　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

二　木竹の植栽又は伐採

三　さんごの採取

四　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

五　水面の埋立て又は干拓

六　夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

七　火入れ

（景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第五条　法第八条第三項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　建築物の建築等（法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の建設等（同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。）の制限は、次に掲げるものによること。

イ　建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。

ロ　建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為（以下単に「開発行為」という。）の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

三　法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

（景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画）

第六条　法第八条第八項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

一　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項　若しくは第十八条第一項の許可に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二条第一項の許可に係る工事実施計画

二　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第六条第一項の共同溝整備計画

三　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第四条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画

四　電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第五条第二項の電線共同溝整備計画

五　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の河川整備計画

六　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条の三第一項の海岸保全基本計画又は同法第十三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画

七　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第一項の港湾計画

八　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程

九　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第一項の特定漁港漁場整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程

十　自然公園法第七条第一項又は第三項の公園計画

十一　土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可若しくは同法第九十六条の二第一項の同意に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項若しくは第八十七条の二第一項の土地改良事業計画

十二　下水道法第四条第一項又は第二十五条の三第一項の認可に係る事業計画

十三　森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画

十四　都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

十五　特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画

十六　地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一条第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画

（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）

第七条　法第十一条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八条第一項に規定する土地の区域において一体として行われる良好な景観の形成の促進のための住民の活動及び法第十一条第二項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第八条　法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

二　仮設の工作物の建設等

三　次に掲げる木竹の伐採

イ　除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ　自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
ニ　仮植した木竹の伐採
ホ　測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
四　前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
イ　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
ロ　建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
（1）　建築物の建築等
（2）　工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
（3）　木竹の伐採
（4）　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
（5）　特定照明
ハ　農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
（1）　建築物の建築等
（2）　高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
（3）　用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
（4）　土地の開墾
（5）　森林の皆伐
（6）　水面の埋立て又は干拓

（届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）

第九条　法第十六条第七項第十号 の政令で定める行為は、法第八条第三項第二号 の制限で景観計画に定められたもののすべてが法第十六条第七項第十号 の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号 の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。

（届出を要しないその他の行為）

第十条　法第十六条第七項第十一号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
一　景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項 又は第七十五条第二項 の規定に基づく条例で第二十二条第三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
二　景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項 の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
三　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項 若しくは第百二十五条第一項 の許可若しくは同法第八十一条第一項 の届出に係る行為、同法第百六十七条第一項 の通知に係る同項第六号 の行為若しくは同法第百六十八条第一項 の同意に係る同項第一号 の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項 の許可若しくは同条第五項 の協議に係る行為
四　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第四条 又は第五条 の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

（変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定）

第十一条　法第十七条第三項 の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。
一　軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条
二　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項 及び第十七条第一項
三　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十一条第二項 及び第十二条第三項
四　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第六十八条第五項（同法第七十五条第三項 において準用する場合を含む。）
五　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六条第一項
六　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号 、第五十一条第一項、第二項（同法第五十五条の二第三項 において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項
七　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五条（同法第十一条 において準用する場合を含む。）
八　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第七条第一項 、第十六条の二第

一項及び第三十七条

（行為着手の制限の例外となる工事）

第十二条　法第十八条第一項 、第六十三条第四項及び第六十六条第四項の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

（許可を要しない景観重要建造物に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第十三条　法第二十二条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却

二　法第二十五条第二項 の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為

三　管理協定に基づく行為

四　前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続）

第十四条　法第二十四条第三項 （法第三十二条第二項 において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法 （昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項 の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令（都市計画区域外の**景観重要樹木**の所有者の損失については、国土交通省令・農林水産省令）で定める様式に従い、同条第三項 各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（許可を要しない**景観重要樹木**に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第十五条　法第三十一条第一項 ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　次に掲げる樹木の伐採

イ　枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採

ロ　危険な樹木の伐採

二　法第三十三条第二項 の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為

三　管理協定に基づく行為

四　前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

（協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更）

第十六条　景観農業振興地域整備計画の変更のうち法第五十五条第四項 において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項 の政令で定める軽微な変更は、地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

（景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定）

第十七条　法第六十二条 ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続）

第十八条　法第七十条第二項 の規定により土地収用法第九十四条第二項 の規定による収用委員会の裁決を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一　裁決申請者の氏名又は名称及び住所

二　当該建築物の所在地

三　当該建築物について裁決申請者の有する所有権その他の権利

四　当該建築物の形態意匠、用途及び構造の概要

五　法第七十条第一項 の規定による命令の内容

六　通知を受けた補償金額及びその通知を受領した年月日

七　通知を受けた補償金額を不服とする理由並びに裁決申請者が求める補償金額及びその内訳

八　前各号に掲げるもののほか、裁決申請者が必要と認める事項

2　前項の裁決申請書には、当該建築物に関する図面で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十九条　市町村長は、法第七十一条第一項 の規定により、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主、設計者、工事監理者又は工事施工者に対し、当該建築物につき、その建築等に関する工事のうち屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分に係るものの計画又は施工の状況に関し報告させることができる。

2　市町村長は、法第七十一条第一項 の規定により、その職員に、建築物の敷地又は工事現場に立ち入り、当該建築物の屋根、外壁、門、塀その他屋外に面する部分及びこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（条例で景観地区内の工作物の形態意匠等の制限を定める場合の基準）

第二十条　法第七十二条第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって、建築物及び工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。

二　工作物の高さの最高限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域、当該市街地が連続する山の稜線その他その背景と一体となって構成している良好な景観を保全するために特に必要と認められる区域その他一定の高さを超える工作物の建設等を禁止することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

三　工作物の高さの最低限度は、地域の特性に応じた高さを有する建築物及び工作物を整備し又は保全することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

四　壁面後退区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。次号において同じ。）の設置の制限は、当該壁面後退区域において空地を確保することが良好な景観の形成を図るために特に必要と認められる区域について定めること。

五　前各号の制限は、工作物の利用上の必要性、当該景観地区内における土地利用の状況等を考慮し、地域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において定めること。

六　景観地区工作物制限条例には、次に掲げる法第七十二条第一項 の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ　第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

（1）　道路法　（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項

（2）　道路交通法　（昭和三十五年法律第百五号）第四条第四項 及び第五項 、第六条第五項並びに第百十四条の七

ロ　法第六十九条 の規定の例による工作物についての適用の除外に関する規定

ハ　屋外広告物法第四条 又は第五条 の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置についての適用の除外に関する規定

（条例で景観地区又は準景観地区内において規制をすることができる行為）

第二十一条　法第七十三条第一項 及び第七十五条第二項 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）

二　木竹の植栽又は伐採

三　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

四　水面の埋立て又は干拓

五　特定照明

（条例で景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十二条　法第七十三条第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　開発行為又は前条各号のいずれかに該当する行為であって、地域の特性、当該景観地区における土地利用の状況等からみて、当該景観地区における良好な景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものについて規制をすること。

二　前号の行為（国の機関又は地方公共団体が行うものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の許可を受けなければならないものとすること。この場合において、国の機関又は地方公共団体が同号の行為をしようとするときは、あらかじめ、市町村長に協議しなければならないものとすること。

三　第一号の行為についての規制は、次に掲げるものによること。

イ　開発行為についての規制は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、法第七十三条第一項 の規定に基づく条例（以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）で、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度を定めて行うこと。

ロ　前条各号に掲げる行為についての規制は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないように、景観地区開発行為等制限条例で、規制をする行為ごとに必要な行為の方法又は態様を定めて行うこと。

ハ　第一号の行為についてイ又はロの制限を定める場合において、これらの制限に相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、景観地区開発行為等制限条例は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めること。

四　景観地区開発行為等制限条例には、次に掲げる行為についての第二号並びに前号イ及びロの制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ　第八条第三号及び第四号に掲げる行為

ロ　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

ハ　法第三十一条第一項 の許可に係る行為

ニ　景観計画に法第八条第二項第五号 ロに掲げる事項（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項に限る。）が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為

ホ　法第八条第二項第五号 ハ（1）から（6）までの許可（景観計画に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

ヘ　景観農業振興地域整備計画（当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イ又はロの制限と同等以上のものと認められる制限に関する事項が定められているものに限る。）の区域内の農用地区域内における農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項 の許可に係る行為

ト　都市計画法第二十九条第一項 の許可（同法第三十三条第五項 の規定に基づく条例に当該景観地区開発行為等制限条例で定める前号イの制限と同等以上のものと認められる制限がその基準として定められているものに限る。）に係る行為

チ　文化財保護法第四十三条第一項 若しくは第百二十五条第一項 の許可に係る行為、同法第百六十八条第一項 の同意に係る同項第一号 の行為又は文化財保護法施行令第四条第二項 の許可若しくは同条第五項 の協議に係る行為

（条例で準景観地区内における建築物又は工作物について規制をする場合の基準）

第二十三条　法第七十五条第一項 の政令で定める基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　法第七十五条第一項 の規定に基づく条例で、イに掲げる制限を定めるほか、ロからニまでに掲げる制限のうち、当該準景観地区における良好な景観の保全を図るために必要と認められるものを定めて行うこと。

イ　建築物の形態意匠の制限

ロ　工作物の形態意匠の制限

ハ　工作物の高さの最高限度又は最低限度

ニ　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の九第二項 の規定に基づく条例で壁面の位置の制限が定められた場合における当該制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物（土地に定着する工作物以外のものを含む。）の設置の制限

二　法第七十五条第一項 の規定に基づく条例で前号イ又はロに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十三条 、第六十四条、第六十六条、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定の例による建築物の建築等又は工作物の建設等についての市町村長による計画の認定、違反建築物又は違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

三　法第七十五条第一項 の規定に基づく条例で第一号 ハ又はニに掲げる制限を定めたものには、当該条例の施行に必要な法第六十四条 又は第七十一条 の規定の例による工作物の建設等についての市町村長による違反工作物に対する違反是正のための措置その他の措置のうち、当該制限の内容、当該準景観地区における土地利用の状況等からみて必要と認められるものを定めること。

2　第二十条の規定は、前項第一号の制限について準用する。この場合において、同条第一号中「工作物の形態意匠の制限は、当該景観地区に関する都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限と相まって」とあるのは「建築物又は工作物の形態意匠の制限は」と、同条第二号から第五号までの規定中「形成」とあるのは「保全」と、同条第二号中「市街地」とあるのは「地域」と、同条第四号中「壁面後退区域における」とあるのは「第二十三条第一項第一号ニの区域における」と、「当該壁面後退区域」とあるのは「当該区域」と、同条第五号及び第六号ロ中「工作物」とあるのは「建築物又は工作物」と、同条第五号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同条第六号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは「法第七十五条第一項 の規定に基づく条例」と、「法第七十二条第一項 」とあるのは「第二十三条第一項第一号 」と、同号 イ中「工作物又はその」とあるのは「建築物若しくは工作物又はこれらの」と読み替えるものとする。

（条例で準景観地区内において開発行為等について規制をする場合の基準）

第二十四条　法第七十五条第二項 の政令で定める基準については、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「景観地区」とあるのは「準景観地区」と、同号及び同条第三号ハ中「形成」とあるのは「保全」と、同号イ中「第七十三条第一項の規定に基づく条例（以下この条において「景観地区開発行為等制限条例」という。）」とあるのは「第七十五条第二項の規定に基づく条例」と、同号ロ及びハ並びに同条第四号中「景観地区開発行為等制限条例」とあるのは「法第七十五条第二項 の規定に基づく条例」と読み替えるものとする。

（条例で地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠について制限を行う場合の基準）

第二十五条　法第七十六条第一項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように行うこと。

二　地区計画等形態意匠条例には、次に掲げる法第七十六条第一項 の制限の適用の除外に関する規定を定めること。

イ　第十一条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠についての適用の除外に関する規定

（1）　道路法第四十五条第二項

（2）　道路交通法第四条第四項 及び第五項 、第六条第五項並びに第百十四条の七

ロ　法第六十九条 の規定の例による建築物又は工作物についての適用の除外に関する規定

（被災者が自ら使用するための応急仮設建築物の規模）

第二十六条　法第七十七条第一項第二号 の政令で定める規模は、三十平方メートルとする。

（景観協定の締結から除外される土地）

第二十七条　法第八十一条第一項 の政令で定める土地は、公共施設の用に供する土地とする。

（景観整備機構の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）

第二十八条　法第九十三条第四号 の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。

一　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地

二　景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地

三　前二号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

（形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定に関する経過措置）

第二条　法第十七条第三項の政令で定める他の法令の規定は、平成十七年三月三十一日までの間、第十一条に規定する規定のほか、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第三十条（同法第四条に係る部分に限る。）及びこれに基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

附　則　（平成一六年一二月二七日政令第四二二号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附　則　（平成一七年五月二五日政令第一八二号）

この政令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附　則　（平成一七年六月一日政令第二〇三号）　抄

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附　則　（平成一七年七月二九日政令第二六二号）　抄

（施行期日）

第一条　この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附　則　（平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日（平成二十年十一月四日）から施行する。

附　則　（平成二〇年一二月三日政令第三六四号）　抄

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

■３．景観法施行規則（平成十六年十二月十五日国土交通省令第百号）

最終改正：平成一七年八月三〇日国土交通省令第八七号

景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項 及び第二項 、第十九条第一項 、第二十条第一項 及び第二項 、第二十一条第一項 、第二十八条第一項 、第二十九条第一項 及び第二項 並びに第三十条第一項 、第三十六条第二項第二号 、第三十七条第一項 及び第三十九条 （これらの規定を同法第四十条 及び第四十二条第三項 において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第二項 並びに景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第八条第四号 ロ（２）及び（４）並びに第十四条 の規定に基づき、並びに同法 を実施するため、景観法施行規則を次のように定める。

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条　景観法 （以下「法」という。）第十六条第一項 の規定による届出は、同項 に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一　建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあっては、次に掲げる図書

イ　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ　建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

二　都市計画法 （昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項 に規定する開発行為にあっては、次に掲げる図書

イ　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ　設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

三　その他参考となるべき事項を記載した図書

四　前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

３　前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条　法第十六条第一項 の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条　法第十六条第二項 の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項 の届出に係る行為が同条第七項 各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条　景観法施行令 （以下「令」という。）第八条第四号 ロ（２）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一　道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二　消火設備

（物件の堆積の高さ）

第五条　令第八条第四号 ロ（４）の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条　法第十九条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（景観重要建造物の指定の提案）

第七条　法第二十条第一項 の規定により景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一　当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二　道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

三　法第二十条第一項 の合意を得たことを証する書類

2　前項の規定は、法第二十条第二項 の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項 の合意」とあるのは、「法第二十条第二項 の同意」と読み替えるものとする。

（景観重要建造物の所有者等に通知する事項）

第八条　法第二十一条第一項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　指定番号及び指定の年月日

二　景観重要建造物の名称

三　景観重要建造物の所在地

四　景観重要建造物の所有者の氏名及び住所

五　指定の理由となった外観の特徴

六　法第十九条第一項 に規定する土地その他の物件の範囲

2　前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第九条　法第二十二条第一項 の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　当該行為の設計仕様書及び設計図

二　当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

三　当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真

四　申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

（景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十条　令第十四条 の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。

（**景観重要樹木**の指定の基準）

第十一条　法第二十八条第一項 の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二　道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（**景観重要樹木**の指定の提案）

第十二条　法第二十九条第一項 の規定により**景観重要樹木**の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一　当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二　道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

三　法第二十九条第一項 の合意を得たことを証する書類

2　前項の規定は、法第二十九条第二項 の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項 の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項 の同意」と読み替えるものとする。

（**景観重要樹木**の所有者等に通知する事項）

第十三条　法第三十条第一項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　指定番号及び指定の年月日

二　**景観重要樹木**の樹種

三　**景観重要樹木**の所在地

四　**景観重要樹木**の所有者の氏名及び住所

五　指定の理由となった樹容の特徴

（**景観重要樹木**の現状変更の許可の申請）

第十四条　法第三十一条第一項 の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　当該行為の施行方法を明らかにする図面

二　当該**景観重要樹木**の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

三　当該**景観重要樹木**及び当該行為をしようとする箇所の写真

四　申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

（管理協定の基準）

第十五条　法第三十六条第二項第二号 （法第四十条 及び第四十二条第三項 において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。

二　協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。

三　管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

四　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（管理協定を締結しようとする旨等の公告）

第十六条　法第三十七条第一項 （法第四十条 及び第四十二条第三項 において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　管理協定の名称

二　協定建造物の名称又は協定樹木の樹種

三　管理協定の有効期間

四　管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨

五　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公告）

第十七条　前条の規定は、法第三十九条 （法第四十条 及び第四十二条第三項 において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（台帳）

第十八条　法第四十四条第一項 の景観重要建造物又は**景観重要樹木**に関する台帳（次項において「台帳」という。）には、景観重要建造物又は**景観重要樹木**につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　景観重要建造物にあっては、第八条第一項各号に掲げる事項

二　**景観重要樹木**にあっては、第十三条各号に掲げる事項

2　台帳の記載事項に変更があったときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

3　法第十九条第一項 に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管しなければならない。

（認定申請書の様式）

第十九条　法第六十三条第五項 の国土交通省令で定める同条第一項 の申請書は、別記様式第二による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び別記様式第三による建築等計画概要書を添付したものとする。ただし、建築物の建築等の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該建築物の建築等の規模に応じて、市町村長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一　建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示したものに限る。）で縮尺二千五百分の一以上のもの

二　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

三　当該敷地内における建築物の位置を表示する図面（申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示したものに限る。）で縮尺百分の一以上のもの

四　建築物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十分の一以上のもの

五　その他参考となるべき事項を記載した図書

六　前各号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして市町村の条例で定める図書

2　前項の規定にかかわらず、市町村長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（認定証の様式）

第二十条　法第六十三条第五項 の国土交通省令で定める同条第二項 の認定証の様式は、別記様式第四のとおりとする。

2　前項の認定証の交付は、前条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

（通知書の様式）

第二十一条　法第六十三条第五項 の国土交通省令で定める同条第三項 の適合しないものと認めた旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第五のとおりとする。

2　前項の通知書の交付は、第十九条第一項の副本及び同項各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

3　法第六十三条第五項 の国土交通省令で定める同条第三項 の適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の様式は、別記様式第六のとおりとする。

（違反建築物の公示の方法）

第二十二条　法第六十四条第二項 の国土交通省令で定める方法は、公報への掲載その他市町村長が定める方法とする。

（景観地区内における違反建築物の設計者等の通知）

第二十三条　法第六十五条第一項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十四条第一項 の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る建築物の概要

二　前号の建築物の設計者等に係る違反事実の概要

三　命令をするまでの経過及び命令後に市町村長の講じた措置

四　前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2　法第六十五条第一項 の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、建設業法（昭和二十四年法律第百号）又は宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にするものとする。

3　前項の通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

（工事現場における認定の表示の方法）

第二十四条　法第六十八条第一項 の表示は、別記様式第七により行うものとする。

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第二十五条　令第十八条第一項 の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八のとおりとする。

（形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置による損害の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の添付書類）

第二十六条　令第十八条第二項 の国土交通省令で定める図面は、建築物の付近の見取図、配置図及び各階平面図（同条第一項第五号 の命令の内容に係るものに限る。）とする。

（景観地区内における違反工作物の工事の請負人の通知）

第二十七条　法第七十二条第五項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　景観地区工作物制限条例の規定による法第六十四条第一項 の処分に相当する処分（第三号において「処分」という。）に係る工作物の概要

二　前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要

三　処分をするまでの経過及び処分後に市町村長の講じた措置

四　前三号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

（準景観地区を指定しようとする旨の公告）

第二十八条　法第七十四条第二項（同条第六項 において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村長が定める方法で行うものとする。

一　準景観地区の名称

二　準景観地区の位置及び区域

三　準景観地区の面積

2　前項第二号の区域についての公告は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が準景観地区に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、市町村長が定める方法により表示する図面で行うものとする。

（準景観地区の指定等の公告）

第二十九条　前条の規定は、法第七十四条第五項（同条第六項 において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（地区計画等の区域内における違反建築物等の設計者等の通知）

第三十条　　第二十三条第一項の規定は、法第七十六条第五項 の処分が建築物の建築等に係る場合における同項 の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十三条第一項第一号中「命令（以下この条において「命令」という。）」とあるのは「地区計画等形態意匠条例の規定による法第六十四条第一項 の処分に相当する処分（第三号において「処分」という。）」と、同項第三号 中「命令」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

２　　第二十七条の規定は、法第七十六条第五項 の処分が工作物の建設等に係る場合における同項 の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第二十七条第一号中「景観地区工作物制限条例」とあるのは、「地区計画等形態意匠条例」と読み替えるものとする。

（書類の閲覧等）

第三十一条　　法第八十条 の国土交通省令で定める書類は、別記様式第三による建築等計画概要書及び別記様式第九による景観法 令による処分の概要書とし、かつ、当該書類は、同条 の処分に係る建築物若しくは工作物若しくは建築物若しくは工作物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとする。

２　　別記様式第九による景観法 令による処分の概要書には、法第六十三条第一項 の認定その他法第三章 の規定並びに当該規定に基づく命令及び条例の規定による処分の概要を記載するものとする。

３　　市町村長は、第一項の書類を当該建築物又は工作物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。

４　　市町村長は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

（権限の委任）

第三十二条　　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一　　法第六十五条第一項 の規定による通知を受理し、及び同条第二項 の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

二　　法第七十二条第五項 の規定による通知を受理し、及び同条第六項 の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

三　　法第七十六条第五項 の規定による通知を受理し、及び同条第六項 の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

四　　法第七十八条第一項 の規定による助言又は援助をし、及び同条第二項 の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附　則　（平成一七年五月二五日国土交通省令第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　　この省令は、景観法附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附　則　（平成一七年八月三〇日国土交通省令第八七号）

この省令は、農業経営基盤強化促進法施行令及び農地法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

様式第一（第十条関係）（Ａ４）

様式第二（第十九条第一項関係）（Ａ４）

様式第三（第十九条第一項、第三十一条第一項関係）（Ａ４）

様式第四（第二十条第一項関係）（Ａ４）

様式第五（第二十一条第一項関係）（Ａ４）

様式第六（第二十一条第三項関係）（Ａ４）

様式第七（第二十四条関係）（Ａ４）

様式第八（第二十五条関係）（Ａ４）

様式第九（第三十一条第一項関係）（Ａ４）

■４．都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

（平成十六年十二月十五日農林水産省・国土交通省令第四号）

景観法（平成十六年法律第百十号）第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項、第三十六条第二項第二号、第三十七条第一項及び第三十九条（これらの規定を同法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第四十四条第二項、第八十二条第一項（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十三条第一項第三号（同法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十七条第四項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）並びに景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市計画区域外の**景観重要樹木**及び景観協定に関する省令を次のように定める。

（**景観重要樹木**の指定の基準）

第一条　景観法（以下「法」という。）第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の**景観重要樹木**（以下単に「**景観重要樹木**」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二　道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（**景観重要樹木**の指定の提案）

第二条　法第二十九条第一項の規定により**景観重要樹木**の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一　当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二　道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

三　法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

２　前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。

（**景観重要樹木**の所有者等に通知する事項）

第三条　法第三十条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　指定番号及び指定の年月日

二　**景観重要樹木**の樹種

三　**景観重要樹木**の所在地

四　**景観重要樹木**の所有者の氏名及び住所

五　指定の理由となった樹容の特徴

（**景観重要樹木**の現状変更の許可の申請）

第四条　法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　当該行為の施行方法を明らかにする図面

二　当該**景観重要樹木**の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

三　当該**景観重要樹木**及び当該行為をしようとする箇所の写真

四　申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第五条　景観法施行令第十四条の国土交通省令・農林水産省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

（管理協定の基準）

第六条　法第三十六条第二項第二号（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。

二　管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

三　管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（管理協定を締結しようとする旨等の公告）

第七条　法第三十七条第一項（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　管理協定の名称

二　協定樹木の樹種

三　管理協定の有効期間

四　管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨

五　管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公告）

第八条　前条の規定は、法第三十九条（法第四十条及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（台帳）

第九条　法第四十四条第一項の**景観重要樹木**に関する台帳（次項において「台帳」という。）には、少なくとも第三条各号に掲げる事項を記載するものとする。

2　台帳の記載事項に変更があったときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

（景観協定の認可等の申請の公告）

第十条　法第八十二条第一項（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　景観協定の名称

二　景観協定区域

三　景観協定区域隣接地が定められるときは、その区域

四　景観協定の縦覧場所

（景観協定の認可の基準）

第十一条　法第八十三条第一項第三号（法第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　法第八十一条第二項第二号の良好な景観の形成のための事項は、法第八条第二項第二号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。

三　法第八十一条第二項第二号へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。

四　景観協定の有効期間は、五年以上三十年以下でなければならない。

五　景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

六　景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

七　景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（景観協定の認可等の公告）

第十二条　第十条の規定は、法第八十三条第三項（法第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十七条第四項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

様式（第五条関係）（Ａ４）

既 存 調 査 資 料 確 認 票

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
参考資料	○○県古木名木 100 選、△△市保存樹木指定資料		

	調査日・実施日	樹木概況・管理履歴・樹木指標性・歴史及び文化的価値
所在地	昭和 54 年 3 月 1 日	○○県△△市□□町 1-2-3　　樹齢　約 370　年
所有者	昭和 54 年 3 月 1 日	1. 国　2. 都道府県　3. 市区町村　4. 景観整備機構（　　）(5.)社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明
管理者	昭和 54 年 3 月 1 日	1. 国　2. 都道府県　3. 市区町村　4. 景観整備機構（　　）(5.)社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明
保護制度	昭和 54 年 3 月 1 日	1. 無　2. 天然記念物（a. 国　b. 都道府県　c. 市区町村）(3.)保護･保存樹木 4. 景観重要樹木
樹木の構成	昭和 54 年 3 月 1 日	(1.)単木　2. 並木（延長　　m、　　列）　3. 樹林中（面積　　㎡） 4. 生垣　5. その他（　　）
形状寸法	昭和 54 年 3 月 1 日	樹高　25　m　／　幹周　250　cm 幹周（株立）　本数　1 本　幹周　　cm・　cm・　cm・　cm・　cm 枝張り　E　9m・　W　7m・　S　11m・　N　7m
生育環境　立地場所	昭和 54 年 3 月 1 日	1. 公園　2. 庭園・屋敷林　(3.)社寺　4. 公共施設　5. 建物周辺　6. 街路 7. その他（　　）
生育環境　周囲の状況	昭和 54 年 3 月 1 日	(1.)樹林（a. 大面積　(b.)小面積）　2. 芝生　3. 耕地　(4.)建物　5. 道路・歩道 6. 河川　7. 湖沼　8. その他（　　）
調査・診断履歴	昭和 54 年 3 月 1 日	△△市保存樹木指定による樹木形状等の測定。
治療・対策履歴	昭和 54 年 4 月	支柱及び保護柵の設置。
	平成 3 年 2 月	腐朽部の処置。
指標的価値	昭和 54 年 3 月 1 日	□□町の丘陵地にあり、周辺からよく見え、地域のランドマークとなっている。 かつては、村と村の境界を示す指標木とされていた。
歴史・文化的価値	昭和 54 年 3 月 1 日	○○時代､○○天皇が○○神社で休息された際にお手植えされたと伝えられるイチョウである。また、五穀豊穣や無病息災を祈願する「○○○祭」においては、御神木の大イチョウに大しめ縄の奉納が行われる。
その他	過去に落雷害を受け、幹が大きな被害を受けた。	

概 況 調 査 票

調査日		平成 21 年○月○○日		天候	晴れ		調査者	○○　△△				
樹木名		○○神社の大イチョウ					樹種名	イチョウ				
樹　齢		約 400 年										
所在地		○○県△△市□□町 1-2-3										
所有者		1. 国　2. 都道府県　3. 市区町村　4. 景観整備機構（　　）(5.)社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明										
管理者		1. 国　2. 都道府県　3. 市区町村　4. 景観整備機構（　　）(5.)社寺 6. 個人　7. 会社等（　　）　8. その他（　　）　9. 不明										
保護制度		1. 無　2. 天然記念物（a. 都道府県　b. 市区町村）(3.)保護･保存樹木　4. 景観重要樹木										
樹木の状況		(1.)単木　2. 並木(延長　　m、　　列)　3. 樹林中(面積　　m^2) 4. 生垣　5. その他（　　）										
形状寸法	樹高	28.5　m	幹周	350　cm	根元周	450　cm	枝下高	350　cm				
	幹周（株立）	本数	1　本立	幹周　　cm・　cm・　cm・　cm・　cm・　cm・　cm								
	枝張り	E　10.5　m　・　W　7.0　m　・　S　11.5　m　・　N　8.0　m										
	過去のデータ	樹高：25m、幹周：250cm（1 本立）、枝張り：E9m・W7m・S11m・N7m										
生育環境	立地場所	1. 公園　2. 庭園･屋敷林　(3.)社寺　4. 公共施設　5. 建物周辺　6. 街路 7. その他（　　）										
	周囲の状況	(1.)樹林(a. 大面積　(b.)小面積)　2. 芝生　3. 耕地　4. 建物　5. 道路・歩道 6. 河川　7. 湖沼　8. その他（　　）										
故事来歴		1. 特に無　(2.)故事　(3.)来歴　4. 不明										
	故事	[昔から伝わっている話・いわれ] 大イチョウは、「子育て銀杏」ともいわれ、母乳の不足する女性が祈願すると乳の出がよくなったといわれている。										
	来歴	[樹木が経てきた歴史・由来] ○○天皇が○○神社で休息された際にお手植えされたと伝えられている。										
地域住民の愛着・関心		(有)・無） ○○神社の御神木として崇められている。地域のシンボルとして大切にされている。										
地域住民の関与状況		(有)・無） 大イチョウ保存会があり、定期的な清掃等が行われている。										
イベント等の実施状況		(有)・無）（1. イベント　2. ワークショップ・セミナー　3. 環境学習　(4.)祭事　5. その他） 五穀豊穣や無病息災を祈願する「○○○祭り」が 4 月に行われる。										
見学者の状況		(有)・無） 地元住民や周辺地域から、多くの参拝や見学がある。										
樹木の視認性		周辺は住宅地として開発され、社寺林以外には大きな樹林は少なくなっており、丘陵地の緑は南東～北西方向から視認できる貴重な緑地である。イチョウは、その樹林内でひと際高くそびえ立っていることから視認性が高い。										
樹木の視認範囲		北西～南東方向の 500m 程度の範囲内ではっきりと視認され、さらに 1km 程度まではイチョウの存在が確認できる。										
樹木の景観的価値		神社のシンボル的存在であり、地域のランドマークとなっている。										

生 育 調 査 票

樹木の生育状況			
部位	確認内容	結果記入欄	
枝	1. 枯れ枝、折れ枝はないか？	(あり)（□多　□普　■少）	なし
	2. 損傷部はないか？	(あり)（■小枝　□大枝）	なし
	3. 空洞部・腐朽部はないか？	(あり)（■小枝　■大枝）	なし
	4. キノコがついてないか？	あり（□小枝　□大枝）	(なし)
幹	5. 著しい傾きはないか？	あり（支柱：■有　□無）	(なし)
	6. 損傷や亀裂はないか？	(あり)（■大　□中　□小）	なし
	7. 空洞部・腐朽部はないか？	(あり)（■大　□中　□小）	なし
	8. キノコがついてないか？	(あり)（□多　■少）	なし
葉	9. 葉の色に異常はないか？	あり（□多　□少）	(なし)
	10. 葉の大きさに異常はないか？	(あり)（□多　■少）	なし
	11. 斑点はないか？	あり（□多　□少）	(なし)
	12. 虫こぶはないか？	あり（□多　□少）	(なし)
	13. 一部に偏って枯れている葉はないか？	あり（□多　□少）	(なし)
根・根元	14. 根が地表部に露出していないか？	(あり)（□多　■少）	なし
	15. 根の切断・損傷はないか？	あり（□大　□中　□小）	(なし)

保護材等の状況			
■支柱　□ケーブリング　□踏圧防止板　■保護柵　□デッキ・木道 □気象害対策〔(雷対策：□避雷針)(風対策：□暴風ネット　□寒冷紗)(雪対策：□雪吊り　□雪囲い)〕			
保護材	確認内容	結果記入欄	
支柱	劣化・損傷は見られるか？	(あり)	なし
	樹木への影響はないか？	(あり)（□大　□中　■小）	なし
保護柵	劣化・損傷は見られるか？	あり	(なし)
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	(なし)
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし

周辺環境			
■被圧木　■近接物〔■建物　□構造物（名称　　）□舗装・縁石　□石仏・祠〕 ■解説板等〔□樹木案内板　□樹木表示板　■解説板　□注意板　□その他（　　）〕			
構造物・工作物等	確認内容	結果記入欄	
被圧木	劣化・損傷は見られるか？	あり	(なし)
	樹木への影響はないか？	(あり)（□大　□中　■小）	なし
神社本殿	劣化・損傷は見られるか？	あり	(なし)
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	(なし)
解説板	劣化・損傷は見られるか？	(あり)	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	(なし)
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし
	劣化・損傷は見られるか？	あり	なし
	樹木への影響はないか？	あり（□大　□中　□小）	なし

特記事項	
	過去に落雷害を受け、幹が大きな被害を受けた。

景 観 調 査 票

項目		確認内容	結果記入欄		
景観阻害要素の有無		1. 当該樹木の景観を阻害する何らかの要素があるか？ ※樹木を（東西南北あるいは道路と垂直・平行方向など）四方向から確認し、判断する。	東 （　　）	なし	(あり) （**駅前ﾋﾞﾙ**　　）
			西 （　　）	なし	(あり) （**丘陵**）
			南 （　　）	なし	(あり) （**駅周辺ﾋﾞﾙ**　）
			北 （　　）	(なし)	あり （　　）
周辺との調和性		2. 背景となる景色や隣接する植物・建物等と景観的に調和しているか？	(調和している)		調和していない
樹木自体の見映え	樹形の状況	3. 全体的にバランスがとれているか？	とれている		(とれていない)
	枝葉の状況	4. 枝葉の密度や配分は全体的に良好であるか？	良好である		(良好でない)
保護材等の調和状況		5. 設置されている保護材（支柱、ケーブリング、踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道、避雷針、気象害対策等）は景観的に調和しているか？	①保護材等 （**支柱**　　）	調和している	(調和していない)
			②保護材等 （**保護柵**　　）	(調和している)	調和していない
			③保護材等 （**解説板**　　）	(調和している)	調和していない
			④保護材等 （　　）	調和している	調和していない
			⑤保護材等 （　　）	調和している	調和していない
治療痕等の調和状況		6. 治療等の痕跡は目立たないか？	治療等 （**腐朽処置の痕跡**）	目立たない	(目立つ)
主な問題点のスケッチ等		 **枝に食い込んだ支柱、保護柵の状況** **腐朽部処置の痕跡**			
その他特記事項					

生 育 環 境 調 査 票

調査日	平成 21 年○月○○日	天候	晴れ			調査者	○○　△△						
樹木名	○○神社の大イチョウ					樹種名	イチョウ						
学名	*Ginkgo biloba* L.					科名	イチョウ科						
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3												
樹齢	約 400 年	[根拠] 所有者からの聞き取り調査											
形状寸法等	樹高	28.5 m		幹周	3.5 m		根元周	4.5 m		枝下高	3.5 m		
	幹周（株立）	本数	1	本立	cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm・ cm								
	枝張り	E 10.5 m ・ W 7.0 m ・ S 11.5 m ・ N 8.0 m											
気象条件		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	月別平均気温（平均値）	5.6	5.8	8.6	13.9	18.2	21.2	24.7	26.4	22.9	17.7	12.7	8.2
	月別降水量（平均値）	55.5	73.4	134.0	149.1	138.1	192.4	169.0	148.3	232.4	184.9	108.4	43.2
	年平均気温	15.5℃		最高気温極値			(1994 年) 36.2℃		最低気温極値			(1989 年) −4.9℃	
	年降水量	1622.5mm		温量（暖かさ）指数			125.9		寒冷（寒さ）指数			0	
	風あたり（特記）	ＳＥ方向が開放している											
	潮風の影響	①なし　2. ややあり　3. あり　4. やや強　5. 強											
	日照条件	1. 良　2. 普通　③やや不良　4. 不良 [日照不足の原因] 南側 11m の位置にシラカシがあり、枝の一部が樹冠にかかっている。											
立地環境	地形	1. 山地　②丘陵地　3. 台地　4. 低湿地　5. 尾根　6. 中腹　7. 谷　8. 窪地 9. 扇状地　10. 自然堤防　11. 埋立地　12. 海岸　13. その他（　　）											
	土地の傾斜	1. 平坦（0°～5°）　②緩傾斜（5°～15°）　3. 中傾斜（15°～30°） 4. 急傾斜（30°～45°）　5. 険しい（45°以上）　[傾斜方向]　→											
	土壌の状態	①自然土 a. 堆積土　b. 崩積土　c. 削剥土　d. その他（　　）] 2. 盛土・客土　3. 切土　4. その他（　　）　5. 不明											
	地表の状態	①裸地　2. 草地・地被類　3. 潅木・低木 4. 舗装〔a. 砂利・砕石　b. ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ　c. その他（　　）] 5. 覆土〔厚さ（　　）・土性（　　）] 6. その他（　　）											
	周囲の状況 根元及び周囲の植生	草本	1. 密生　2. 疎　③なし										
		低木	1. 密生　2. 疎　③なし										
	周囲の状況 周辺樹木との関係	1. 影響なし　②わずかに影響を受けている　3. 影響を受けている 4. かなり影響を受けている　5. 深刻な影響を受けている [影響の状況] 南側 11m の位置にシラカシがあり、枝の一部が樹冠にかかっている。											
	周囲の状況 根元近くの工作物等	西側 20m に神社本殿がある											
希少動植物等	1. 動物生息（有・無）〔動物の種類（樹洞にムササビが生息している　　）]												
	2. 着生植物（有・無）〔着生植物の種類（ナツヅタ）]												
その他													

生育環境スケッチ票

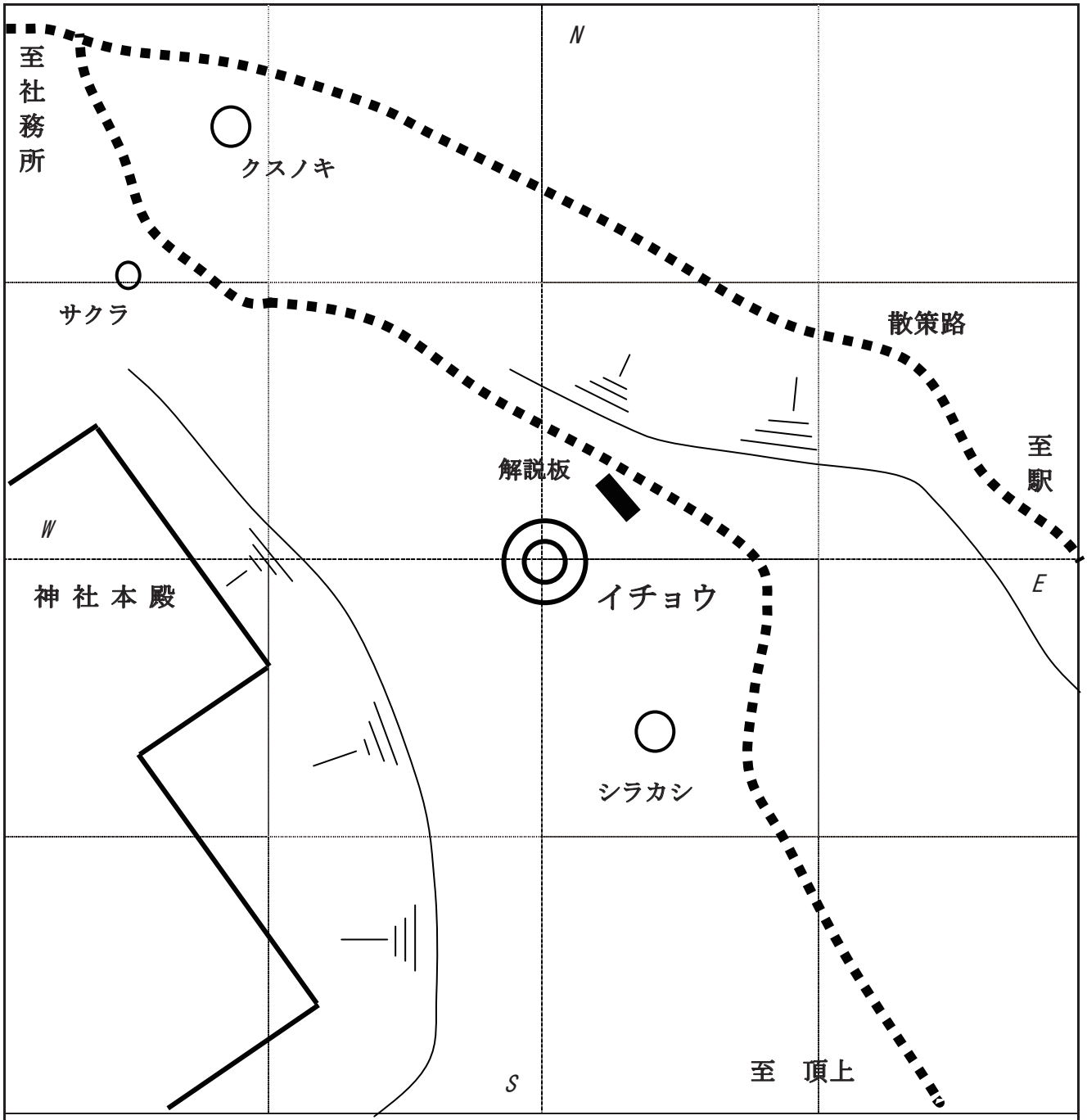

樹木生育に影響を及ぼす要因（写真を別途添付）

南側のシラカシの一部がイチョウの樹冠を覆っている。

管 理・治 療 履 歴 調 査 票

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
参考資料	特になし		

	記入欄	
主な管理履歴	■清掃・除草　□病虫害防除　■剪定　□被圧木等の処置　□近接物の処置 □簡易点検　□その他（□灌水　□根元空間の活用　□マルチング）	
	清掃・除草	落葉の清掃（1 回／月）、落枝の処理（適宜）。
	病虫害防除	特になし
	剪定	樹形を整えるための整枝剪定、枯枝剪定が適宜実施されている。
	簡易点検	特になし
過去の処置・治療履歴	□土壌改良（□簡易　□部分的　□大規模）　□排水工 ■外科的処置（■空洞部・腐朽部の外科的処置　□根系の外科的処置） □樹勢回復処置（□不定根育成による樹勢回復　□若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復） □その他（□マツ材線虫の防除　□後継樹の育成）	
	外科的処置	樹幹の大きな腐朽部に対して各種の処置（腐朽部削除、殺菌剤を塗布、ウレタン充填、表面仕上げ）が行われている（平成 3 年 2 月）。
保護材等	■支柱　□ｹｰﾌﾞﾘﾝｸﾞ　□踏圧防止板　■保護柵　□デッキ・木道　□気象害対策物	
	支柱	鋼製と木製の支柱が設置されている（昭和 54 年 4 月）。
	保護柵	木製の保護柵が設置されている（昭和 54 年 4 月）。
近接物等	■構造物　□舗装・縁石　□石仏・祠　□樹木案内板　■解説板　□注意板	
	社殿	樹木から少し離れた位置に社殿がある。
	解説板	樹木の由来等を説明した看板が、樹木の横に設置されている（昭和 54 年 4 月）。

活 力 度 調 査 票

診断項目	評価基準					項目判定
	0	1	2	3	4	
①樹　勢	旺盛な生育状態を示し被害が全く見られない。	いくぶん被害の影響を受けているがあまり目立たない。	異常が明らかに認められる。	生育状態が劣悪で回復の見込みがない。	ほぼ枯死している。	2
②樹　形	望ましい樹形を保っている。	若干の乱れはあるが、望ましい樹形に近い。	望ましい樹形の崩壊がかなり進んでいる。	望ましい樹形がほぼ崩壊し、奇形化、回復の見込みがない。	望ましい樹形が完全に崩壊している。	2
③枝の伸長量	正常である。	いくぶん少ない枝もあるが、目立たない。	枝は短くなり細い。	枝は極度に短小、ショウガ状の節間がある。	下からの萌芽枝のみわずかに成長している。	2
④新梢の伸長	全体に極めて良好である。	一部に伸長の少ない枝もあるが伸長量は普通である。	枝の伸長に偏向があり、伸長量は少ない。	全体にほとんど伸長していない。	全体にまったく伸長していない。	2
⑤新梢・枝条の枯損	枯損はない。	主幹には無いが、小枝に枯れがある。	新梢や中枝に枯れがある。	著しく枯れている。	ほとんど枯損している。	2
⑥枝葉の密度	正常で枝及び葉の密度のバランスがとれている。	普通の密度であるが、0に比べてやや劣る。	やや疎である。	枯枝が多いことから葉の発生が少なく、著しく疎である。	ほとんど枝葉がない。	2
⑦葉の大きさ	十分な大きさである。	所々に小さい葉がある。	全体的にやや小さい。	全体に著しく小さい。	わずかな葉しかなく、それも小さい。	1
⑧葉　色	全ての葉が正常である。	所々にやや異常な葉がある。	全体的にやや異常な葉がある。	所々に著しく異常な葉がある。	全体に著しく異常な葉がある。	1
⑨剪定後の巻き込み	カルス形成が旺盛で巻き込みが早い。	普通で、0に比べてやや劣る。	わずかにカルス形成がみられるが巻き込みが遅い。	著しく不良で傷口が腐朽している。	まったく巻き込みが見られず、腐朽が深くまで進行している。	2
⑩樹皮の状態	傷はほとんどない。	傷・穿孔が少しあるが、あまり目立たない。	大きな目立つ傷がある。	樹皮のかなりの部分が枯死または欠落している。	樹皮のかなりの部分が枯死して、腐朽や空洞化している。	3

活力度判定（各項目の評価値の合計÷評価項目数）						総合判定
総合評価	1	2	3	4	5	
	0.8未満	0.8～1.6未満	1.6～2.4未満	2.4～3.2未満	3.2以上	1.9
	良好	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	不良

健 全 度 調 査 票

調査日	平成 21 年〇月〇〇日	天　候	晴れ	調査者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ			樹種名	イチョウ
学　名	*Ginkgo biloba* L.			科　名	イチョウ科
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3				

活　力　度	□ 1　□ 2　■ 3　□ 4　□ 5

調査項目＼部位		根元	幹	骨格となる大枝
樹皮枯死・欠損・腐朽部（周囲長比率）		□なし ■1/3 未満　□1/3 以上	□なし ■1/3 未満　□1/3 以上	□なし ■1/3 未満　□1/3 以上
開口空洞（周囲長比率）	芯に達している	■なし □1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　■1/3 以上	■なし □1/3 未満　□1/3 以上
	芯に達していない	□なし ■1/3 未満　□1/3 以上	□なし ■1/3 未満　□1/3 以上	□なし □1/3 未満　■1/3 以上
キノコ		□なし　■あり 種名（**コフキタケ**　）	■なし　□あり 種名（　　）	■なし　□あり 種名（　　）
木槌打診（異常音）		□なし　■あり	■なし　□あり	■なし　□あり
分岐部・付根の異常		□なし　■あり	■なし　□あり	■なし　□あり

	根　元	
鋼棒貫入異常	□なし　■あり （貫入長：　**45cm**）	[左記 3 項目に関する特記] **根元の腐朽部で貫入異常が認められる。**
不自然な樹形傾斜	■なし　□あり	
樹体の揺らぎ	■なし　□あり	
ガードリングルーツ	■なし　□あり	[左記 2 項目に関する特記] **太根の一部が露出しているが腐朽はみられない。**
根の露出・腐朽	□なし　■あり	

	全　体
病　害	□なし　■あり　部位及び種名（**木材腐朽病害・コフキタケ**　） 部位及び種名（　　）
虫　害	■なし　□あり　部位及び種名（　　） 部位及び種名（　　）
植栽基盤の異常	□なし　■あり 異常内容（**部分的に土壌が流亡している**）
樹木保護材等の異常	□なし　■あり 異常内容（**支柱が劣化するとともに枝に食い込んでいる。**）
その他 特記事項	（上記部位以外の被害状況、詳細調査の必要性等を記入する。写真等は別添。） **南側 11m の位置にシラカシがあり、枝の一部が樹冠にかかっており、若干の日照不良となっている。**

健 全 度 ス ケ ッ チ 票

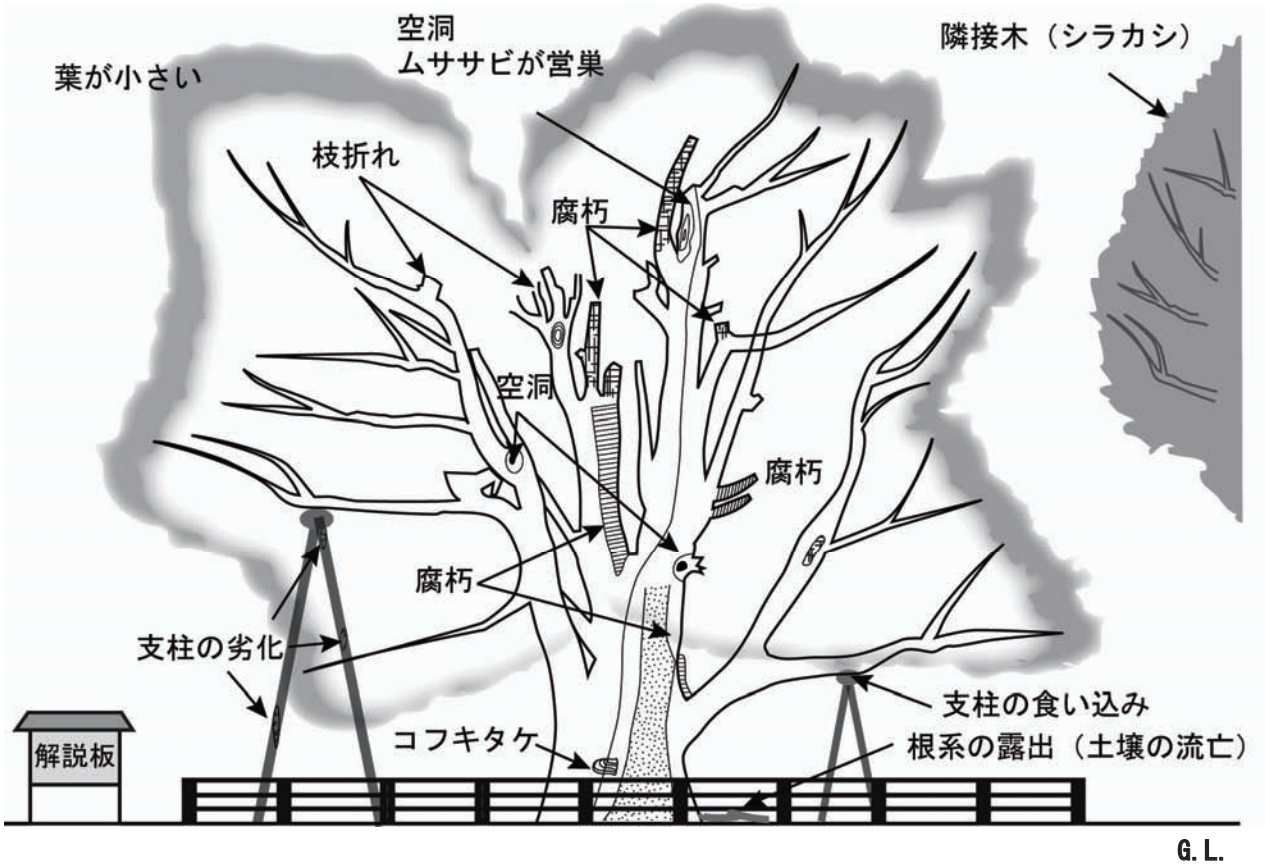

（方位：W→E）

樹木の衰退要因、欠陥等の危険性（写真を別途添付する）

①一部に小さい葉が認められるなど、樹勢の低下が見られる。

②枯れ枝が認められる。

③落雷害の影響で主幹が著しく腐朽している。根元にはコフキタケが発生している。

④大枝の空洞部には、ムササビが営巣している。

⑤土壌の一部が流亡して、根系が露出している。

⑥支柱が劣化し腐朽している。また、支柱が枝に食い込んでいる。

⑦隣接木（シラカシ）により、一部が日照不良となっている。

土 壌 調 査 票

調査日	平成 21 年〇月〇〇日	天　候	晴れ	調査者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ			樹種名	イチョウ
学　名	*Ginkgo biloba* L.			科　名	イチョウ科
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3				

			測定位置図・備考ほか
物理性	① 透水性	■簡易現場透水性試験器（最終減水能（mm/h））	・根元から東・西・南・北方向に 1m離れた地点で測定。
		E:270　W:300　S:300　N:290	
		□簡易な穴へ湛水（24 時間後の底部の滞水状況）	
		□滞水なし　□若干滞水あり　□多量の滞水あり	
		□降雨翌日の観察	
		□水たまりが残らず、ぬかるまない □所々に水たまりが残るがひどいぬかるみにならない □水がたまり、ぬかるみとなって踏み込めない	
	② 土壌硬度	■長谷川式土壌貫入計・S 値（cm/drop）グラフ	
		E　W　S　N 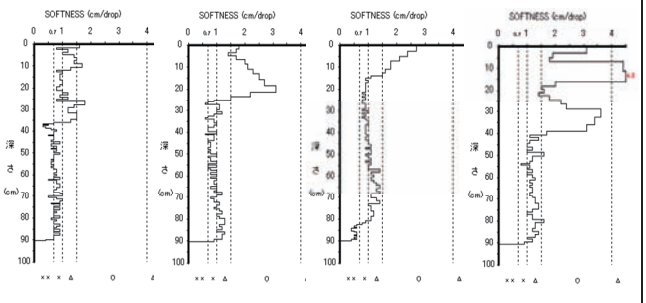	
		□山中式土壌硬度計（mm）	
		□指痕のつき方	
		□固結　□すこぶる堅　□堅　□軟　□しょう □すこぶるしょう	
	③ 保水性	□専門機関による分析（有効水分量（l/m³））	
		■手の感触	
		□乾　□半乾　□半湿　■湿　□潤	
	④土性	□専門機関による分析（土性）	
		□砂土　□砂壌土　□壌土　□埴壌土　□埴土	
		■指頭法（指触法）	
		□砂土　□砂壌土　■壌土　□埴壌土　□埴土	
化学性	⑤ 有害物質	■電気伝導度 EC（dS/m）	同上
		E:0.141　W:0.156　S:0.113　N:0.165	
		□ハツカダイコン発芽試験	
	⑥酸度	■pH（H_2O）	
		E:6.9　W:6.5　S:6.6　N:6.1	
	⑦養分 窒素	■専門機関による分析（窒素含有量（g/kg））	
		E:1.3　W:1.3　S:1.5　N:1.1	
	⑦養分 腐植	■専門機関による分析（有機炭素含有量（g/kg））	
		E:28.9　W:41.1　S:19.4　N:30.2	
		□土色による簡易法	

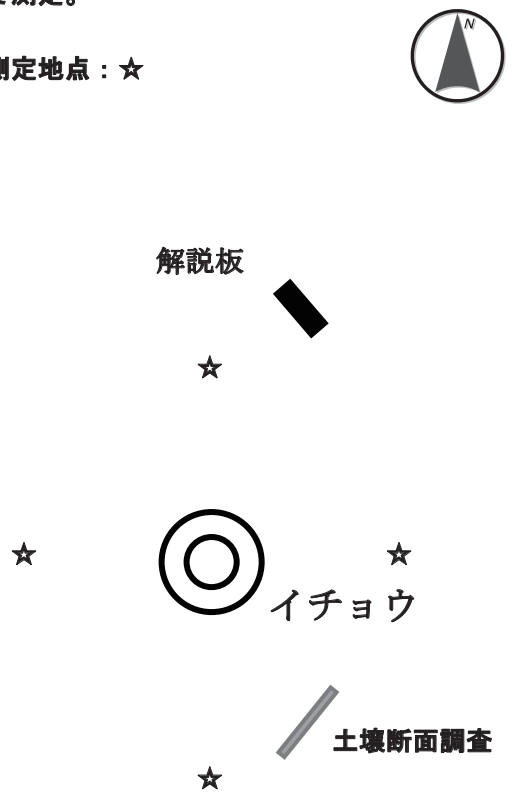

・保水性と土性については、検土杖により深さ 60cm 程度の土壌を採取して測定。

土 壌 断 面 調 査 票

土壌断面図	層位	土色	堅密度	母材	腐植	石礫	土性	構造	保水性	溶脱・集積	有害物質	酸度
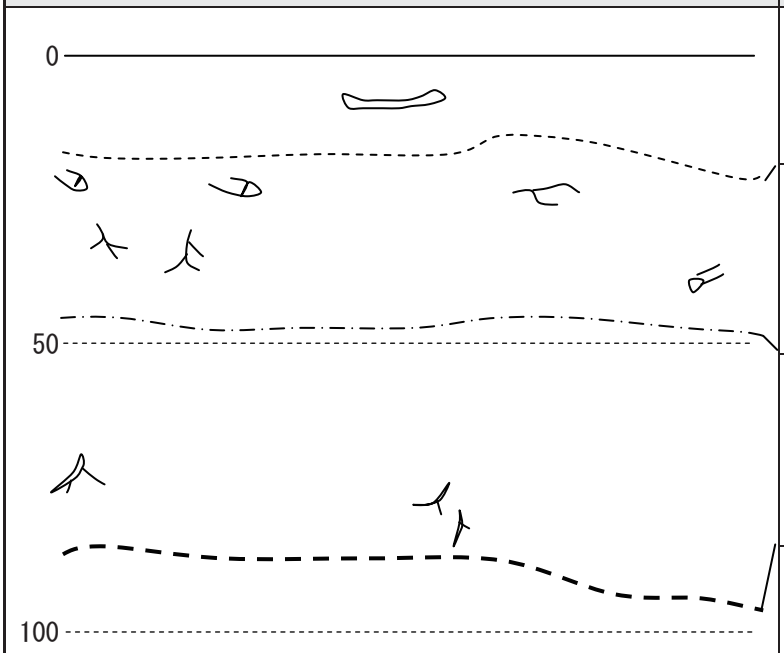	I	10YR 2/1	9, 8, 14	火山灰	すこぶる富	乏しい	壌土	団粒状	半乾	なし	なし	6.8
	II	10YR 2/2	15, 25, 24, 19	火山灰	富	乏しい	壌土	団粒状	半潤	なし	なし	6.7
	III（AB）	7.5YR 3/3	20, 18, 25	火山灰	やや富	乏しい	壌土	角塊状	半潤	なし	なし	6.1
	IV（B）	7.5YR 3/4	26, 23, 21	火山灰	乏しい	乏しい	壌土	角塊状	半潤	なし	なし	6.2

根系の垂直分布　記入票

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)	(3)	(2)	1×1 (2)	(2)	(1)
2	4×1, 2×2 (2)	3×1 (3)	9×1, 6×1 (2)	(3)	34×1, 4×1 3×1 (2)	5×1, 2×1 (2)	(3)	8×1, 4×1 2×1 (2)	4×1 (2)	3×3, 2×1 (2)
3	(1)	(2)	(1)	1×1 (1)	(1)	(1)	(2)	(1)	(1)	(1)
4	21×1, 5×1 4×2, 3×1 (3)	(1)	3×1 (1)	33×1 11×1, 4×1 (2)	(3)	(2)	(2)	(1)	5×1, 4×1 3×2 (4)	9×1 (2)
5	(1)	(1)	1×1 (2)	(1)	(1)	3×1 (2)	1×1 (1)	(1)	(1)	14×1, 4×1 (2)
6	(2)	1×1 (1)	(1)	(1)	8×1 (1)	(1)	(1)	7×1 (1)	(1)	
7	8×1 (1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
8	(1)	(1)			4×1 (1)	7×1, 6×1 (1)	(1)	1×1 (1)	2×1 (1)	
9	2×1 (1)	(1)	(1)		2×1, 1×1 (1)	(1)	(1)	4×1, 1×1 (2)	(1)	(1)
10			1×1 (1)					(1)	(1)	

注 1. 直径 1mm 以上の根の直径（mm）×本数を記入する。

注 2.（ ）書きで、直径 1mm 未満の細根の量（1：ごくわずかにあり、2：少ない、3：普通にある、4：多い、5：極めて多い）を記入する。

所見

一部に腐朽している根系が認められるものの、全体的には異常がない。

根 系 調 査 票

樹木名	○○神社の大イチョウ	調査日	平成21年○○月○○日	天候	晴れ	調査者	○○　△△
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3						

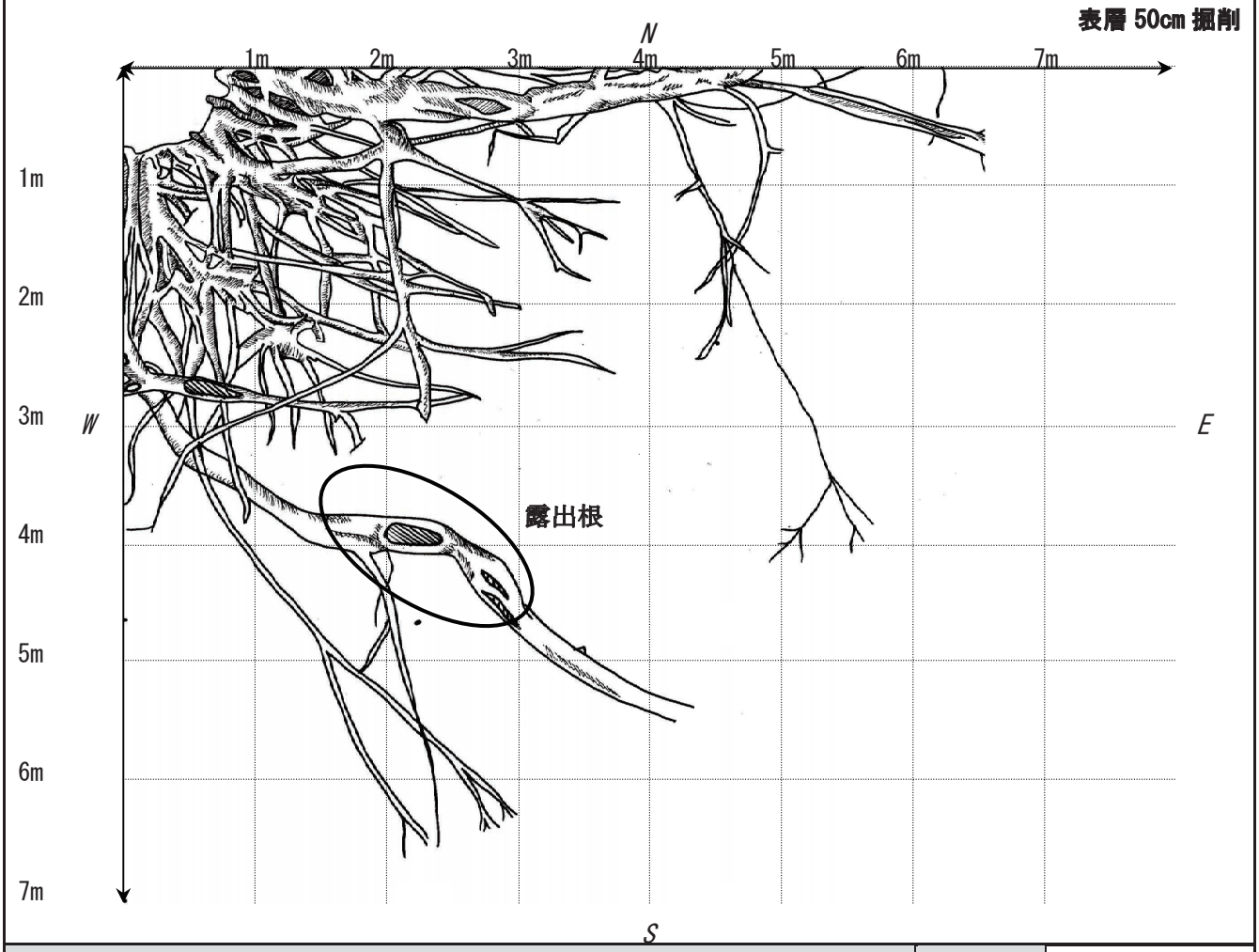

断面（根系の垂直分布）スケッチ（写真は別途添付）	断面位置	E 方向

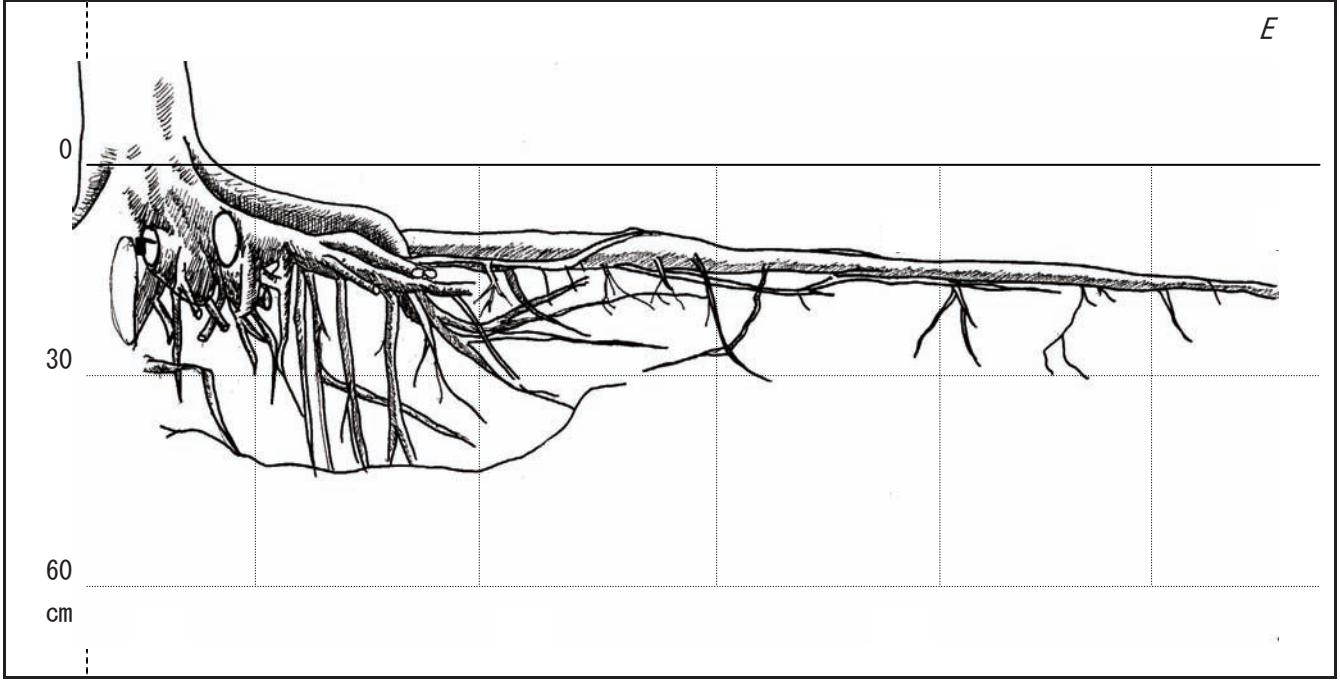

腐 朽 診 断 票

樹木名	○○神社の大イチョウ	調査日	平成 21 年○○月○○日	天候	晴れ	調査者	○○　△△
断面位置	地上高 20cm	所在地	○○県△△市□□町 1-2-3				
使用機器	γ線樹木腐朽診断機						

樹木写真

全景写真

測定断面写真（4 方向）

腐朽診断図

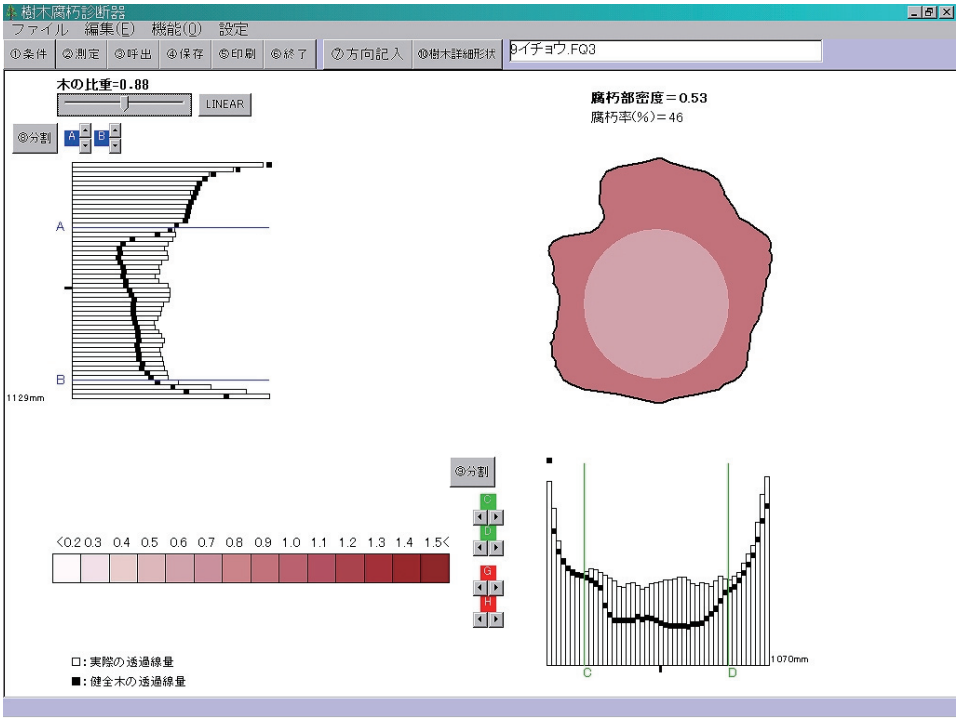

予測腐朽割合

46%

特記事項等

地上高 20cm の位置で根元部分を測定した結果、外観では認識できないが、樹幹内部に大きな腐朽が認められた。

総 合 評 価 票

調査日		平成 21 年○○月○○日					調査者	○○　△△				
樹木名		○○神社の大イチョウ					樹種名	イチョウ				
所在地		○○県△△市□□町 1-2-3										
形状寸法		樹高：28.5m、幹周：3.5m、根元周：4.5m、枝張り：E10.5m・W7.0m・S11.5m・N8.0m										
調査・診断結果	活力度	活力度	樹勢	樹形	枝の伸長量	新梢の伸長	新梢・枝条の枯損	枝葉の密度	葉の大きさ	葉色	剪定後の巻き込み	樹皮の状態
		3	2	2	2	2	2	2	1	1	2	3
		[所見]老樹のため枝の伸長量は短く、葉の大きさも一部が小さい。										
	樹体の被害と衰退原因 枝	隣接するシラカシが一部樹冠を覆っている。										
	樹体の被害と衰退原因 幹	落雷による幹の焼失による損傷が大きい。										
	樹体の被害と衰退原因 根	根元の土壌が流亡したことにより、根系の露出が見られる。 根元にはコフキタケが発生している。										
	植栽基盤の状況	土壌の流出が見られる。										
	樹木保護材の状況	支柱の劣化と枝への食い込みがある。										
	周辺環境の状況	隣接するシラカシの樹勢が旺盛であり、今後、イチョウの樹冠を大きく覆う可能性が高い。										
	景観の状況	周辺は住宅地として開発され、社寺林以外には大きな樹林は少なくなっており、丘陵地の緑は南東～北西方向から視認できる貴重な緑地である。イチョウは、その樹林内でひと際高くそびえ立っていることから視認性が高く、地域のランドマークとなっている。										
	その他特記事項	○○時代、○○天皇が○○神社で休息された際にお手植えされたと伝えられるイチョウである。 また、御神木の大イチョウに大しめ縄の奉納が行われる。										
総合評価		・落雷により主幹（3 本立の 2 本）を焼失したため以前より樹高も低くなり、樹形のバランスも崩れたが、植栽基盤等の生育環境を整備することにより、残った幹からの新枝の生育を促せば、樹勢が向上し樹形のバランスも次第に回復するものと考えられる。 ・過去に行われた腐朽部の処置は、景観上見苦しいばかりでなく、カルスの形成に悪影響となっていることから再施工を行う必要がある。 ・劣化した支柱と枝に食い込んでいる支柱は再設置が必要である。 ・ムササビが生息している樹洞はそのままの状態で残すことが望ましい。										

保全対策の方針案	保全目標	短期的（緊急）保全策	中期的保全策	長期的保全策
	日常管理	・清掃（落枝の除去）、除草		
	生育・景観改善	・整枝剪定 ・支柱の再設置 ・シラカシの剪定	・植栽基盤の整備（土壌改良）	
	治療・回復			・腐朽部の処置
	その他			

保 全 計 画 書

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

保全計画の基本方針

特に重視する効果	■景観的価値　■指標的価値　■地域的価値　□自然・生物的価値　■歴史・文化的価値		
樹形等の取り扱い	■樹種特有型　□調整・制限型	管理方針	■単木重視型　□並木一体型　□景観調和型

目標達成のための方針と期待する効果	樹木の現況	保全目標像
日常管理 ・清掃、落枝の除去等	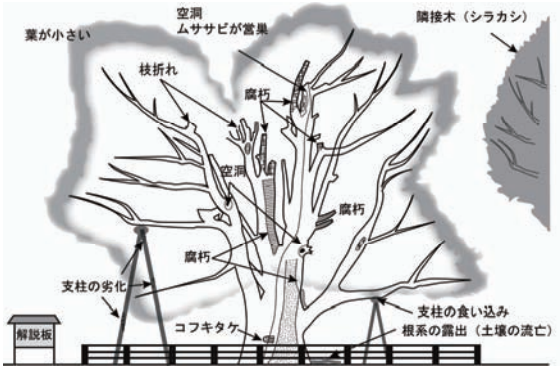	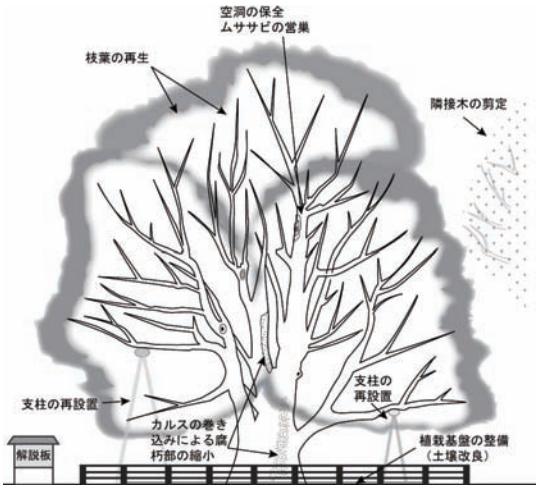
生育・景観改善 ・整枝剪定 ・支柱の再設置 ・シラカシの剪定 ・植栽基盤の整備（土壌改良）		
治療・回復 ・腐朽部の処置		

保全対策

日常管理	作業項目	■清掃・除草　□灌水　□植栽基盤整備〔□土壌改良　□マルチング　□根元空間の活用〕■簡易点検			
	作業項目名	①**清掃・除草**	②	③	④
	概算費用（円）	**50,000**			
	達成までの期間	■短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期
生育・景観改善	作業項目	□灌水　■剪定〔■整枝剪定　■枯枝処理〕□病虫害防除〔□薬剤散布　□捕殺　□コモ巻き　□罹病部等の切除〕 ■植栽基盤整備〔■土壌改良　□排水工　□植栽基盤拡張〕 ■保護材等の整備〔■樹体保護　□土壌踏圧防止対策　□気象害対策〕 ■周辺環境の整備〔■被圧木等の処置　□近接物の処置　□解説板等の設置・整備〕　■検証調査			
	作業項目名	①**剪定**	②**土壌改良**	③**支柱の再設置**	④**被圧木の処置**
	概算費用（円）	**300,000**	**500,000**	**300,000**	**100,000**
	達成までの期間	■短期　□中期　□長期	□短期　■中期　□長期	■短期　□中期　□長期	■短期　□中期　□長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期
治療・回復	作業項目	□剪定〔□整姿剪定　□ロープワークによる剪定〕　□植栽基盤整備（土壌改良） ■空洞部・腐朽部の外科的処置〔■幹・枝　□根系〕□樹勢回復処置〔□不定根育成　□若木接ぎ・根接ぎ〕 □病虫害防除（マツ材線虫病の防除）□後継樹の育成〔□挿し木　□接ぎ木　□取り木〕　■検証調査			
	作業項目名	①**腐朽部の処置**	②	③	④
	概算費用（円）	**800,000**			
	達成までの期間	□短期　□中期　■長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期
	作業項目	⑤	⑥	⑦	⑧
	概算費用（円）				
	達成までの期間	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期	□短期　□中期　□長期

実 施 計 画 書 〔1〕

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

	保全対策の作業項目
日常管理	■清掃・除草　□灌水　□植栽基盤整備〔□土壌改良　□マルチング　□根元空間の活用〕　■簡易点検
生育・景観改善	□灌水　■剪定〔■整枝剪定　■枯枝処理〕□病虫害防除〔□薬剤散布　□捕殺　□コモ巻き　□罹病部等の切除〕　■植栽基盤整備〔■土壌改良　□排水工　□植栽基盤拡張〕 ■保護材等の整備〔■樹体保護　□土壌踏圧防止対策　□気象害対策〕 ■周辺環境の整備〔■被圧木等の処置　□近接物の処置　□解説板等の設置・整備〕　■検証調査
治療・回復	□剪定〔□整姿剪定　□ロープワークによる剪定〕　□植栽基盤整備（土壌改良） ■空洞部・腐朽部の処置〔■幹・枝　□根系〕□樹勢回復処置〔□不定根育成　□若木接ぎ・根接ぎ〕 □病虫害防除（マツ材線虫病の防除）□後継樹の育成〔□挿し木　□接ぎ木　□取り木〕　■検証調査

保全対策区分	■日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目	清掃・除草	ゴミ、落葉落枝の清掃 除草 簡易点検	参加者への日程連絡 道具の準備 作業の実施 ゴミ等の処分 作業記録簿の記入 生育状況の観察
作業部位・場所	植栽地とその周辺		
実施年度	■1　■2　■3　■4　■5 年目		
実施時期	毎月（ 4 月～3 月） 12 回/年		
実施体制	■景観行政団体　□景観整備機構 □造園業者　□専門家　■住民 ■事業者　■所有者　■その他 名称：△△市、○○神社、イチョウ保存会、△□（株）		
作業費用	50,000 円		
作業上の留意点	参加住民等に怪我がないように注意する。		

保全対策区分	□日常管理 ■生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目	整枝剪定、枯枝剪定	樹形を整える整枝剪定 枯枝の除去 検証調査	造園業者との日程調整 作業の詳細計画の打合せ 作業準備（機器等の手配） 作業実施 剪定廃材等の処分 実施報告書の作成 実施効果の確認、結果の記録
作業部位・場所	全体、枯枝		
実施年度	■1　□2　■3　□4　■5 年目		
実施時期	1 月（　月～　月） 1 回/2 年		
実施体制	■景観行政団体　□景観整備機構 ■造園業者　□専門家　□住民 □事業者　■所有者　□その他 名称：△△市、○○神社、○△造園		
作業費用	300,000 円		
作業上の留意点	生育及び景観に配慮して剪定する。		

保全対策区分	□日常管理 ■生育･景観改善 □治療・回復	［作業内容］	［作業手順］
作業項目	植栽基盤整備（土壌改良）	植栽基盤の土壌改良 検証調査	造園業者との日程調整 作業の詳細計画の打合せ 作業準備（機器、資材等の手配） 作業実施 実施報告書の作成 実施効果の確認、結果の記録
作業部位・場所	植栽地土壌		
実施年度	■1　□2　□3　□4　□5 年目		
実施時期	2 月（　月～　月） 適宜		
実施体制	■景観行政団体　□景観整備機構 ■造園業者　□専門家　□住民 □事業者　■所有者　□その他 名称：△△市、○○神社、○△造園		
作業費用	500,000 円		
作業上の留意点	根系を傷つけないように配慮する。 未完熟堆肥は使用しない。		

実 施 計 画 書 〔2〕

保全対策区分	□日常管理 ■生育･景観改善 □治療回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目	**支柱の再設置**	**新しい支柱を設置し直す** **検証調査**	**造園業者との日程調整** **作業の詳細計画の打合せ** **作業準備（機器、資材等の手配）** **作業実施** **実施報告書の作成** **実施効果の確認、結果の記録**
作業部位・場所	**支柱**		
実施年度	■1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	**2** 月（ 月～ 月） **適宜**		
実施体制	■景観行政団体 □景観整備機構 ■造園業者 □専門家 □住民 □事業者 ■所有者 □その他		
	名称：**△△市、○○神社、○△造園**		
作業費用	**300,000** 円		
作業上の留意点	**支柱と樹木の接点は、枝折れしない適切な位置となるよう注意する。**		
保全対策区分	□日常管理 ■生育･景観改善 □治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目	**被圧木の処置**	**隣接しているシラカシを剪定する** **検証調査**	**造園業者との日程調整** **作業の詳細計画の打合せ** **作業準備（機器、資材等の手配）** **作業実施** **実施報告書の作成** **実施効果の確認、結果の記録**
作業部位・場所	**隣接木（シラカシ）**		
実施年度	■1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	**1** 月（ 月～ 月） **適宜**		
実施体制	■景観行政団体 □景観整備機構 ■造園業者 □専門家 □住民 □事業者 ■所有者 □その他		
	名称：**△△市、○○神社、○△造園**		
作業費用	**100,000** 円		
作業上の留意点	**シラカシの樹形をなるべく乱さないように配慮する。**		
保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 ■治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目	**腐朽部の処置**	**根元の腐朽部を再処置する** **検証調査**	**専門家との日程調整** **作業の詳細計画の打合せ** **作業準備（機器、資材等の手配）** **作業実施** **実施報告書の作成** **実施効果の確認、結果の記録**
作業部位・場所	**根元の腐朽部位**		
実施年度	■1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	**1** 月（ 月～ 月） **適宜**		
実施体制	■景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 ■専門家 □住民 □事業者 ■所有者 □その他		
	名称：**△△市、○○神社、○○樹木診療所**		
作業費用	**800,000** 円		
作業上の留意点	**健全材に傷をつけないように細心の注意をはらう。**		
保全対策区分	□日常管理 □生育･景観改善 □治療・回復	[作業内容]	[作業手順]
作業項目			
作業部位・場所			
実施年度	□1 □2 □3 □4 □5 年目		
実施時期	月（ 月～ 月） 回/年		
実施体制	□景観行政団体 □景観整備機構 □造園業者 □専門家 □住民 □事業者 □所有者 □その他		
	名称：		
作業費用	円		
作業上の留意点			

施 工 体 制 表

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 22 年　4 月 1 日 ～ 平成 27 年　3 月 31 日

実施体制	主体	■景観行政団体　□景観整備機構〔□団体　□NPO 法人〕　■所有者　■造園業者　■専門家
	補助	■住民　■事業者〔　　〕□その他〔　　〕

実施者・参加者情報〔主体〕			
行政・企業・団体・グループ【番号：1】		行政・企業・団体・グループ【番号：2】	
名　称	△△市	名　称	○○神社
住　所	〒×××-×××× △△市□□町 11-22-333	住　所	〒×××-×××× △△市□□町 1-2-3
連絡先	☆☆☆-☆☆☆-1111	連絡先	☆☆☆-☆☆☆-1234
責任者	□□　△△	責任者	□□　□□
実施者 氏　名	□□　△△ □□　△△ □□　△△	実施者 氏　名	○○　○○ ○○　○○
行政・企業・団体・グループ【番号：3】		行政・企業・団体・グループ【番号：4】	
名　称	○△造園	名　称	○○樹木診療所
住　所	〒×××-×××× △○市□△町 4-2398	住　所	〒×××-×××× △○市□△町 4-5-6
連絡先	☆☆☆-☆☆☆-9012	連絡先	☆☆☆-☆☆☆-5678
責任者	△△　○○	責任者	○○　□□
実施者 氏　名	△△　○○ △△　○○ △△　○○	実施者 氏　名	○○　□□ ○○　□□
実施者・参加者情報〔補助〕			
行政・企業・団体・グループ【番号：5】		行政・企業・団体・グループ【番号：6】	
名　称	イチョウ保存会(住民)	名　称	△□株式会社
住　所	〒×××-×××× △○市□△町 4-5-6	住　所	〒×××-×××× △○市□△町 8-15-2
連絡先	☆☆☆-☆☆☆-3456	連絡先	☆☆☆-☆☆☆-9876
責任者	○○　☆☆	責任者	△□　□△
参加者 氏　名	○○　☆☆、○○　☆☆ ○○　☆☆、○○　☆☆ ○○　☆☆、○○　☆☆ ○○　☆☆	参加者 氏　名	△□　□△ △□　□△ △□　□△ △□　□△
行政・企業・団体・グループ【番号：　】		行政・企業・団体・グループ【番号：　】	
名　称		名　称	
住　所	〒	住　所	〒
連絡先		連絡先	
責任者		責任者	
参加者 氏　名		参加者 氏　名	

注）個人情報については取扱いに注意すること。

作 業 工 程 表〔1年目／5年計画〕

作成日	平成21年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	**清掃・除草**			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		**整枝剪定（一般的）**										○			1･2･3		
			枯枝の処理										○			1･2･3		
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		**土壌改良（部分的）**											○		1･2･3		
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	**樹体保護**	**支柱**											○		1･2･3		
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		**被圧木等の処置**										○			1･2･3		
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査（剪定・支柱・被圧木の処置）														○	1･2･3		
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		**幹・枝の外科的処置**										○			1･2･3		
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査																	

作 業 工 程 表〔2 年目／5 年計画〕

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	**清掃・除草**			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		整枝剪定（一般的）															
			枯枝の処理															
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		土壌改良（部分的）															
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	樹体保護	支柱															
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		被圧木等の処置															
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査																	
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		幹・枝の外科的処置															
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査																	

作 業 工 程 表〔3 年目／5 年計画〕

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 24 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	**清掃・除草**			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		**整枝剪定（一般的）**										○			1･2･3		
			枯枝の処理										○			1･2･3		
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		土壌改良（部分的）															
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	樹体保護	支柱															
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		被圧木等の処置															
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査（剪定、土壌改良）														○	1･2･3		
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		幹・枝の外科的処置															
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査																	

作 業 工 程 表〔4 年目／5 年計画〕

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 25 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	**清掃・除草**			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		整枝剪定（一般的）															
			枯枝の処理															
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		土壌改良（部分的）															
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	樹体保護	支柱															
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		被圧木等の処置															
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査																	
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		幹・枝の外科的処置															
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査																	

作 業 工 程 表〔5 年目／5 年計画〕

作成日	平成 21 年○○月○○日	作成者	○○　△△
樹木名	○○神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3		
管理者	△△市、（所有者：○○神社）	計画期間	平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

	保全対策の作業項目			年間スケジュール（月）（実施時期）												実施体制		備考
	大項目		小項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	主体	補助	
日常管理	**清掃・除草**			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
	灌水		人力灌水															
	植栽基盤整備		土壌改良（簡易）															
			マルチング															
			根元空間の活用															
	簡易点検			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1･2	5･6	
生育・景観改善	灌水		自動灌水															
	剪定		**整枝剪定（一般的）**										○			1･2･3		
			枯枝の処理										○			1･2･3		
	病虫害防除		薬剤散布															
			捕殺															
			コモ巻き															
			罹病部等の切除															
	植栽基盤整備		土壌改良（部分的）															
			排水工															
			植栽基盤の拡張															
	保護材等の整備	樹体保護	支柱															
			ケーブリング															
		土壌踏圧防止対策	踏圧防止板															
			保護柵															
			デッキ・木道															
		気象害対策	雷対策（避雷針）															
			風対策（暴風ネット・寒冷紗）															
			雪対策（雪吊り、雪囲い）															
	周辺環境の整備		被圧木等の処置															
			近接物の処置															
			解説板等の設置・整備															
	検証調査（剪定）														○	1･2･3		
治療・回復	剪定		整姿剪定（特殊）															
			ロープワークによる剪定															
	植栽基盤整備		土壌改良（大規模）															
	空洞部・腐朽部の処置		幹・枝の外科的処置															
			根系の外科的処置															
	樹勢回復処置		不定根育成による樹勢回復															
			若木接ぎ、根接ぎによる樹勢回復															
	病虫害防除		マツ材線虫の防除															
	後継樹の育成		挿し木															
			接ぎ木															
			取り木															
	検証調査（腐朽部の処置）														○	1･2･3	4	

作 業 記 録 簿

樹木名	○○神社の大イチョウ		樹種名	イチョウ
所在地	○○県△△市□□町 1-2-3			

作業日	時間	天候	実施者	作業内容	点検結果
22 年 4 月 3 日	7：00 8：00	曇り	□□□□	清掃 生育状況の観察	新葉の展開が少し遅い
年 5 月 7 日	6：30 7：30	晴れ	○○○○	清掃・除草 生育状況の観察	異常なし
年 6 月 3 日	6：00 7：00	曇り	○○○○	清掃・除草 生育状況の観察	小さな葉が所々みられる
年 7 月 4 日	6：00 7：00	小雨	○○○○	清掃・除草 生育状況の観察	異常なし
年 8 月 10 日	6：00 7：00	晴れ	○○○○	清掃・除草 生育状況の観察	異常なし
年 9 月 7 日	6：30 7：30	晴れ	○○○○	清掃・除草 生育状況の観察	台風の影響で枝折れが発生している
年 10 月 2 日	7：30 8：30	曇り	○○○○	落葉清掃・除草 生育状況の観察	異常なし
年 11 月 3 日	6：30 7：30	曇り	○○○○	落葉清掃・銀杏拾い 生育状況の観察	異常なし
年 12 月 2 日	7：30 8：30	晴れ	○○○○	落葉清掃・銀杏拾い 生育状況の観察	枯れ枝が少しみられる
23 年 1 月 7 日	8：00 9：00	曇り	○○○○	清掃 生育状況の観察	異常なし
年 2 月 3 日	6：30 7：30	晴れ	○○○○	清掃 生育状況の観察	異常なし
年 3 月 5 日	6：30 7：30	曇り	○○○○	清掃 生育状況の観察	異常なし
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日	： ：				
年　月　日	： ：				
年　月　日	： ：				

実 施 報 告 書（生育・景観改善）

作業日	平成 23 年〇〇月〇〇日	天候	曇り	作成者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ			樹種名	イチョウ
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3				
実施者	〇△造園			作業責任者	△△　〇〇
作業従事者	△△　〇〇、□△　〇□				
作業項目名	剪定、植栽基盤整備（土壌改良）、支柱の再設置				

作業内容

①剪定：整枝剪定及び枯枝剪定を行う。
②植栽基盤整備：表層全面を耕転するとともに、16 方位の放射状に深さ 50cm のトレンチを掘削し、バーク堆肥、パーライト、緩効性化成肥料よる土壌改良を行う。
③既存の支柱を取り外して、新たに木製支柱（檀木型）を設置する。

作業写真等

剪定（整枝剪定、枯枝剪定）	植栽基盤整備（土壌改良）	支柱の再設置
①整枝剪定 ②枯枝剪定 	①放射状にトレンチ掘削 ②緩効性肥料と土壌改良材を混合 	①支柱設置 ②結束部

所見	樹木につく傷が最小限となるように、ブランチカラーでの剪定を行った。切り口には腐朽防止のために殺菌剤を塗布した。
	トレンチの掘削時に根系がわずかに切断されたが、太根には殺菌剤を塗布した。土壌と資材は十分に混合した上で、埋め戻した。
	支柱の結束箇所には緩衝材を挟んでロープで結束した。
その他	今後は、日常作業での簡易点検で観察しつつ、作業項目毎の効果が発現する時期（短期・中期）にあわせて検証調査を行い、効果を確認する必要がある。

実 施 報 告 書（治療・回復）

作業日	平成 23 年〇〇月〇〇日	天候	曇り	作成者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ			樹種名	イチョウ
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3				
実施者	〇〇樹木診療所			作業責任者	△△　〇〇（樹木医）
作業従事者	△△　〇〇、□△　〇□、〇〇　□□				
作業項目名	腐朽部の処置（開口閉鎖型）				

作業内容

①既存の充填材（硬質ウレタン）を取り外すとともに、腐朽部の除去・殺菌剤を塗布する。
②空洞となった部分に金網を設置する。
③金網にウレタンを吹き付け、蓋をつくる。
④ウレタン表面を整形し、表面に保護材を塗布する。

作業写真等

腐朽部の処置

①腐朽部除去・殺菌　②金網等による下地処理　③ウレタン吹き付け　④表面保護剤塗布

所見

腐朽部の除去では、樹木の形成層を傷つけることなく作業を完了した。その後、十分に腐朽部（防御層）が乾燥したことを確認して、下地処理を行った上でウレタンを吹き付けて蓋をし、表面保護のための樹脂を塗布した。

その他

今後は、日常作業での簡易点検で観察しつつ、腐朽部処置の効果（癒合組織による巻き込み）が確認できる時期（5 年後）に検証調査を行い、効果を確認する必要がある。

検 証 調 査 票（生育・景観改善）

作成・確認日	平成 25 年　3 月〇〇日	作成者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3		
治療年月日	平成 23 年 1 月〇日～2 月〇〇日	経過期間	□1 年間　■ 3 年間　□ 5 年間

生育状況（写真）

対策実施前	対策実施後（現在）

効果検証項目

作業項目	効果の有無
①灌水	□あり　□少し　□なし
②剪定〔■整枝剪定、■枯枝処理〕	■あり　□少し　□なし
③病虫害防除〔□薬剤散布、□捕殺、□コモ巻き、□罹病部等の切除〕	□あり　□少し　□なし
④植栽基盤整備〔■土壌改良、□排水工、□植栽基盤拡張〕	■あり　□少し　□なし
⑤保護材等の整備〔■樹体保護、□土壌踏圧防止対策、□気象害対策〕	■あり　□少し　□なし
⑥周辺環境の整備〔■被圧木等の処置、□近接物の処置、□解説板等の整備〕	■あり　□少し　□なし

保全目標像

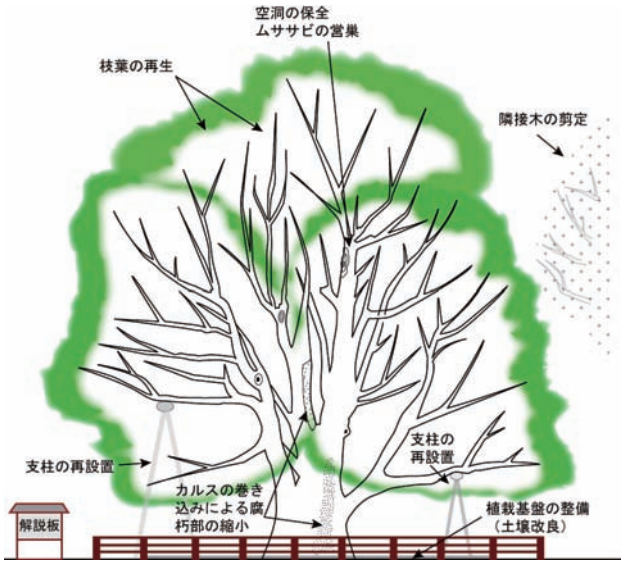

所見

①効果が認められる　2. 多少は効果が認められる　3. 全く効果が認められない

現段階では、樹勢が以前よりも回復するなど、全ての保全対策において効果が確認できた。

今後の対応

被圧木等の処置については、周辺樹木の成長状況を簡易点検で確認しながら必要性を検討する。

検 証 調 査 票（治療・回復）

作成・確認日	平成 27 年　3 月〇〇日	作成者	〇〇　△△
樹木名	〇〇神社の大イチョウ	樹種名	イチョウ
所在地	〇〇県△△市□□町 1-2-3		
治療年月日	平成 23 年　1 月〇〇日	経過期間	□1 年間　□ 3 年間　■5 年間

生育状況（写真）

対策実施前	対策実施後（現在）

効果検証項目

作業項目	効果の有無
① 剪定〔□整姿剪定、□ロープワークによる剪定〕	□あり　□少し　□なし
②病虫害防除（マツ材線虫病の防除）	□あり　□少し　□なし
③植栽基盤整備（土壌改良）	□あり　□少し　□なし
④空洞部・腐朽部の処置〔■幹・枝、□根系〕	□あり　■少し　□なし
⑤樹勢回復処置〔□不定根育成、□若木接ぎ・根接ぎ〕	□あり　□少し　□なし
⑥後継樹の育成〔□挿し木、□接ぎ木、□取り木〕	□あり　□少し　□なし

保全目標像

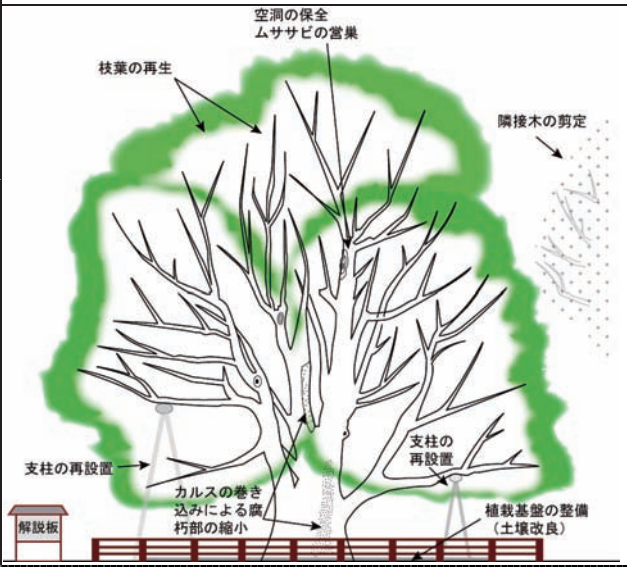

所見

1. 効果が認められる　(2.)多少は効果が認められる　3. 全く効果が認められない

現段階において癒合組織による腐朽部の巻き込みが確認できたことで効果が認められる。5 年前に発生していたコフキタケは、この間での発生はみられていない。

今後の対応

腐朽部が大きいため、今後も癒合組織による腐朽部の巻き込みを確認することが重要である。また、ウレタンは劣化するため、劣化の状況を観察していく必要がある。

資料編３. 参考文献と写真出典

■１． 参考文献 *（斜体文字は前章までと重複しているもの）*

第１章　景観重要樹木の基本的事項

1）美しい国、まちづくりのために「景観法の概要」パンフレット、国土交通省都市・地域整備局景観室、平成 20 年５月発行
2）景観法運用指針【全面施行版】、国土交通省・農林水産省・環境省、平成１７年６月
3）景観まちづくりの手引き、茨城県、平成 18 年３月
4）宮崎市景観計画、宮崎市、平成 19 年 10 月
5）えひめ景観計画策定ガイドライン、愛媛県、平成 17 年 11 月

第２章　景観重要樹木の保全の基本的事項

2）景観法運用指針【全面施行版】、国土交通省・農林水産省・環境省、平成１７年６月
3）景観まちづくりの手引き、茨城県、平成 18 年３月
4）宮崎市景観計画、宮崎市、平成 19 年 10 月
5）えひめ景観計画策定ガイドライン、愛媛県、平成 17 年 11 月
6）柏市景観計画、柏市、平成 19 年 11 月

第３章　景観重要樹木の保全の取り組み方(調査・診断編)

7）樹木診断様式試案・改訂二版、（財）日本緑化センター、平成 13 年３月
8）最新・樹木医の手引き・改訂３版、（財）日本緑化センター、平成 18 年６月
9）平成 19 年度街路樹診断マニュアル、東京都建設局公園緑地部、平成 19 年４月
10）土壌調査ハンドブック改訂版、日本ペドロジー学会編、博友社、平成９年８月
11）植栽基盤整備技術マニュアル、監修国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室、（財）日本緑化センター、平成 21 年４月
12）植栽基盤整備ハンドブック～いきいきとしたみどりは、理想の土壌から～、（社）日本造園建設業協会、平成 17 年８月
13）樹木診断様式－土壌編－、（財）日本緑化センター、平成７年３月
14）図解　樹木の診断と手当て－木を診る　木を読む　木と語る－、堀大才・岩谷美苗著、（社）農村漁村文化協会、平成 15 年９月
15）樹木根系図説、苅住昇著、誠文堂新光社、昭和 54 年６月
16）機器による樹木腐朽診断、飯塚康雄、樹木医学研究、第 11 巻３号、樹木医学会、平成 19 年７月
17）緑化事業による植栽基盤整備マニュアル、（社）日本造園学会緑化環境工学研究委員会、ランドスケープ研究 63（10)、（社）日本造園学会、平成 12 年１月

第４章　景観重要樹木の保全の取り組み方(保全計画の立案編)

8）最新・樹木医の手引き・改訂３版、（財）日本緑化センター、平成 18 年６月
9）平成 19 年度街路樹診断マニュアル、東京都建設局公園緑地部、平成 19 年４月
11）植栽基盤整備技術マニュアル、監修国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室、（財）日本緑化センター、平成 21 年４月
12）植栽基盤整備ハンドブック～いきいきとしたみどりは、理想の土壌から～、（社）日本造園建設業協会、平成 17 年８月

18）改訂　植栽の設計・施工・管理、中島宏、（財）経済調査会、平成９年５月
19）建設物価　2009 年７月号、㈶建設物価調査会、平成 21 年７月
20）積算資料　2009 年７月号、㈶経済調査会、平成 21 年７月
21）建設物価　臨時増刊　土木コスト情報、㈶建設物価調査会、平成 21 年７月
22）造園修景積算マニュアル　改訂 14 版、風間伸造、㈶建設物価調査会、平成 19 年 10 月

第５章　景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

8）最新・樹木医の手引き・改訂３版、（財）日本緑化センター、平成 18 年６月
11）植栽基盤整備技術マニュアル、監修国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課緑地環境室、（財）日本緑化センター、平成 21 年４月
12）植栽基盤整備ハンドブック～いきいきとしたみどりは、理想の土壌から～、（社）日本造園建設業協会、平成 17 年８月
18）改訂　植栽の設計・施工・管理、中島宏、（財）経済調査会、平成９年５月
23）安全衛生推進者必携、中央労働災害防止協会、平成 21 年２月
24）造園技術 伝統の技ー具体的手法とその心ー、吉村金男著、環境緑化新聞・㈱インタラクション発行、平成 14 年５月
25）監理技術者の果たすべき役割、㈳日本造園建設業協会、発行年月未記載
26）公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～、環境省水・大気環境局土壌環境課、発行年月未記載
27）緑化樹木の樹勢回復、㈳ゴルファーの緑化促進協力会編、㈱博友社、平成９年 10 月
28）マツ再生プロジェクト、㈶日本緑化センター、平成 17 年３月
29）松保護士の手引き、㈶日本緑化センター、平成 19 年７月
30）街路樹の剪定、藤田昇著、昭和 63 年５月
31）街路樹、㈳日本造園建設業協会、山本紀久著、技報堂出版㈱、平成 10 年 11 月
32）街路樹剪定ハンドブック～美しい街路樹づくりに向けて～、（社）日本造園建設業協会、平成 18 年４月
33）都市緑化ハンドブック（街路樹編）美しい街路樹をつくるー樹形のつくり直しー、（社）日本造園建設業協会編、環境緑化新聞・㈱インタラクション発行、平成 20 年６月
34）まちの樹クリニック、神庭正則著、㈳全国林業改良普及協会、平成 18 年３月
35）巨樹・古木林等保全管理推進事業、平成 12～20 年度報告書、㈶日本緑化センター
36）強酸性のり面等の改良に関する検討、日本道路公団試験研究所緑化試験研究室、平成９年３月
37）緑化樹木ガイドブックポケット版、監修建設省都市局公園緑地課、編集（財）日本緑化センター・（社）日本植木協会、㈶建設物価調査会、平成 13 年 12 月
38）図解植木・芝生・花壇の手入れ、㈳ゴルファーの緑化推進協力会、㈱博友社、平成８年５月
39）吉備津彦神社の神木「平安杉」の治療、山本利幸、グリーン・エージ、第 36 巻８号、㈶日本緑化センター、平成 21 年８月
40）根を主体とした樹木の樹勢回復技術～飯田屋敷の大銀杏の治療～、白石眞一、グリーン・エージ、第 36 巻８号、㈶日本緑化センター、平成 21 年８月

資料編

41）法令データ提供システム、総務省、HP:http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

■２.写真出典

（敬称略）

第１章　景観重要樹木の基本的事項

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
12	上段左	公園のシンボルツリー（ケヤキ）	東京都立川市（国営昭和記念公園）	国総研
	上段右	地域の伝承木（マルバヤナギ）	滋賀県伊香郡余呉町（天女の衣掛柳）	国総研
	中段左	地域のランドマーク（ガジュマル）	沖縄県名護市（ひんぷんガジュマル）	国総研
	中段右	街道の一里塚（エノキ）	群馬県高崎市（一里塚）	国総研
	下段左	学校の記念樹（ソメイヨシノ）	茨城県土浦市（真鍋小学校・真鍋の桜）	国総研
	下段右	山の神（サワラ）	福島県いわき市（沢尻の大ヒノキ）	国総研
13	上段左	街並みを構成する街路樹（ケヤキ）	宮城県仙台市（定禅寺通り）	国総研
	上段右	歴史的な街道（スギ）	栃木県今市市（日光杉並木）	国総研
	中段左	桜堤（ソメイヨシノ）	福井県福井市（足羽川堤防）	久保光
	中段右	広場の樹林（ケヤキ等）	神奈川県小田原市	国総研
	下段左	神社の社叢（ケヤキ等）	茨城県つくば市（鹿島神社の杜）	国総研
	下段右	鎮守の森（クスノキ）	福岡県糟屋郡宇美町（宇美八幡宮）	国総研
14	上段左	神社の御神木（クスノキ）	鹿児島県姶良郡蒲生町（蒲生の大クス）	国総研
	上段右	古城の修景木（クロマツ）	神奈川県小田原市（小田原城址公園）	国総研
	中段左	公共建造物の記念樹（アカエゾマツ）	北海道札幌市（北海道庁旧本庁舎）	（財）日本緑化センター
	中段右	歴史的街並みの修景木（アカマツ）	山口県萩市（萩城下町）	国総研
	下段左	歴史的民家の修景木（モチノキ）	滋賀県彦根市（玄宮楽々園）	国総研
	下段右	民家の果樹（カキノキ）	山梨県北杜市	国総研
15	上段左	特異形状の生垣（イヌマキ等）	鹿児島県南九州市知覧町	秋山貴久
	上段右	花木の生垣（オオムラサキツツジ）	東京都新宿区	（財）日本緑化センター
	中段左	歴史的な生垣（ヤブツバキ）	京都府京都市（銀閣寺）	富田孝子
	中段右	民家の高生垣（モッコク）	茨城県つくば市	国総研
	下段左	地域で統一された屋敷の生垣（イヌマキ）	千葉県館山市	国総研
	下段右	公園内の高生垣（アカマツ）	香川県高松市（栗林公園）	国総研

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
16	上段	山形県大江町のカヤ	山形県西村山郡大江町（神代カヤ）	国総研
	下段	山形県大江町のスギ	山形県西村山郡大江町（松保の大杉）	国総研
17	上段	山形県大江町のケヤキ	山形県西村山郡大江町 （柳川熊野神社のケヤキ）	国総研
	中段	滋賀県彦根市のいろは松	滋賀県彦根市（彦根城中堀沿）	国総研
	下段	島根県松江市のタブノキ	島根県松江市（四十間掘川）	山口康予
33	表 1-14	指標性	岩手県岩手郡雫石町（小岩井農場の一本桜）	国総研
34	表 1-14	コミュニティ性	鹿児島県鹿児島市（吉野小学校のアキニレ）	国総研
	表 1-14	文化性	岐阜県大野郡白川村（飛騨白川郷・アカマツ）	国総研
	表 1-14	歴史性	鹿児島県姶良郡蒲生町（蒲生の大クス）	国総研
	表 1-14	生活性	茨城県つくば市（筑波山梅林）	国総研
	表 1-14	自然・生物性	福岡県糟屋郡宇美町（宇美八幡宮・クスノキ群）	国総研
35	表 1-14	希少性	石川県金沢市（兼六園・根上りの松）	国総研
	表 1-14	観光性	青森県弘前市（弘前公園・ソメイヨシノ）	長濱庸介
	表 1-14	その他	滋賀県本巣市（國恩寺のヒイラギ）	国総研

第2章　景観重要樹木の保全の基本的事項

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
43	上段左	臥龍型に仕立てた整姿剪定 （アカマツ）	山梨県北杜市須玉町 （遠照寺のアカマツ）	国総研
	上段右	特性を維持した整姿剪定 （シダレグリ）	群馬県吾妻郡六合村 （世立のしだれ栗）	国総研
	下段左	充填による処置（ケヤキ）	山形県東根市（東根の大ケヤキ）	国総研
	下段右	殺菌剤塗布のみの処置（ムクノキ）	山口県萩市（河内の大ムク）	国総研
44	上段左	樹木と一体感のある木製支柱 （シダレザクラ）	福島県田村郡三春町 （三春滝桜）	国総研
	上段右	目立たないワイヤー支柱 （イチイ）	岐阜県高山市荘川村 （治郎兵衛のイチイ）	国総研
	中段左	周辺になじんだ木製デッキ･柵（スギ）	福島県二本松市（杉沢の大杉）	国総研
	中段右	樹木と一体感のある木製デッキ・柵 （クスノキ）	鹿児島県姶良郡蒲生町 （蒲生の大クス）	国総研
	下段左	自然素材による踏圧防止板（スギ）	福島県田村郡小野町 （諏訪神社の爺スギ・媼スギ）	国総研
	下段右	地被植物による踏圧防止（カヤ）	群馬県邑楽郡邑楽町 （神光寺の大カヤ）	国総研
66	上段左	樹木の生態の学習会	ー	(財)日本緑化センター
	上段右	樹木に発生するキノコの学習会	ー	(財)日本緑化センター
	下段左	お花見（ソメイヨシノ）	青森県弘前市（弘前公園）	長濱庸介

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
	下段右	樹林内での昼食会	ー	(財)日本緑化センター
67	上段左	マツ林内の清掃・除草	ー	(財)日本緑化センター
	上段右	ロープワークによる木登りイベント	ー	神庭正則
	下段左	専用機器による樹木腐朽診断の見学	大阪府	街路樹診断協会
	下段右	木陰でのお弁当	熊本県	国総研

※第 3～5 章については、写真を提供していただいたもののみ記載。

第3章　景観重要樹木の保全の取り組み（調査・診断編）

頁	掲載位置	写真（樹木）名称等	所在地	提供者
96	下段右	希少動植物等	ー	松野祥一
125	上段左	2）酸度（土壌 pH）	ー	前山瑞穂
137	下段左	弾性波速度測定機（Dr.Woods）の測定の様子	ー	永石憲道

第4章　景観重要樹木の保全の取り組み（保全計画の立案編）

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
170	上段右	灌水	ー	神庭正則
176	左	剪定（ロープワークによる剪定）	ー	深沢尚樹
177	上段左	土壌改良（根系の露出を伴う大規模改良）	ー	塚田綾子
	上段右	空洞部･腐朽部の処置(幹の外科的処置／開口型)	ー	神庭正則
	下段左	樹勢回復（若木接ぎ）	ー	白石眞一

第5章　景観重要樹木の保全の取り組み（施工・管理編）

頁	掲載位置	樹木名称等	所在地	提供者
200	左	自然環境（希少動植物の生息）	ー	松野祥一
204	上段左	枝折れに対する剪定	ー	深沢尚樹
204	下段	簡易な立ち入り防止対策	ー	神庭正則
226	上段右	捕殺（アメリカシロヒトリ）	ー	神庭正則
237	左	整姿剪定（特徴のある樹形の維持）	ー	山下得男
	右	ロープワークによる剪定	ー	深沢尚樹
240	左	根系露出を伴う広範囲な土壌改良	ー	塚田綾子
243	下段	不定根誘導型	ー	永石憲道
245	左	不定根育成	ー	神庭正則
	右	若木接ぎ	ー	白石眞一
246	右、左	樹勢回復のイメージ	ー	白石眞一

※国総研：国土技術政策総合研究所の略

国土技術政策総合研究所資料
TECHNICAL NOTE of ＮＩＬＩＭ
No.565 January 2010

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは
〒305-0804 茨城県つくば市旭1
企画部 研究評価・推進課 TEL 029-864-2675